

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月18日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 270-0164

住 所 千葉県流山市流山3-90

法人名 流山キッコーマン株式会社

代表者 佐々木 努

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7158-9111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	流山キッコーマン株式会社
事業場の所在地	千葉県流山市流山3-90
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 次料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	製造品出荷額 46.7億円（令和6年度）
③従業員数	115人（正社員 62人、常勤関係職員 53人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	20349.88 t	33.76 t
	(これまでに実施した取組) 動植物性残渣のうち、製造工程で発生する副産物 (みりん粕等) は可能な限り有価物として売却し、廃棄物の発生量を抑制している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	20146.39 t	33.42 t
	(今後実施する予定の取組) 副産物の有価物としての売却を継続するとともに、製造工程の見直しにより、廃棄物の抑制を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類のうち混合物は、金属含有量の多いものを中心に有価物として売却できるよう分別している。また、原料等の入荷過程で発生するプラスチック製及び木製パレットは、分別により一部を有価物として売却している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、上記分別を徹底するとともに、適切な売却先の確保に努める。		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自社で再生利用を行っていない。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、自社で自社で再生利用を行う計画はない。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	19239.11 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 排水処理工程で発生する余剰汚泥は脱水機で中間処理している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	19046.72 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、脱水機にて余剰汚泥の中間処理を行うとともに、脱水後の汚泥の含水率を低く維持できるよう管理する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社で埋立処分又は海洋投入処分を行っていない。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で埋立処分及び海洋投入処分を行う計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1110.77 t	33.76 t
	優良認定処理業者への処理委託量	957.05 t	29.84 t
	再生利用業者への処理委託量	1106.97 t	33.76 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 排水処理工程で発生する汚泥や、本みりん等製造工程により発生する動植物性残渣等は、中間処理により堆肥化される業者へ委託している。 その他の廃棄物も、可能な限り優良認定処理業者、再生利用業者へ委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1099.67 t	33.42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	947.48 t	29.54 t
	再生利用業者への処理委託量	1095.9 t	33.42 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>自社に処理施設がない為、引き続き処理業者へ委託し、定期的な視察等により適切に管理する。  また、新規業者への委託を検討する際は、優良認定を受けていること、再生利用・熱回収を行う業者であることを重視する。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

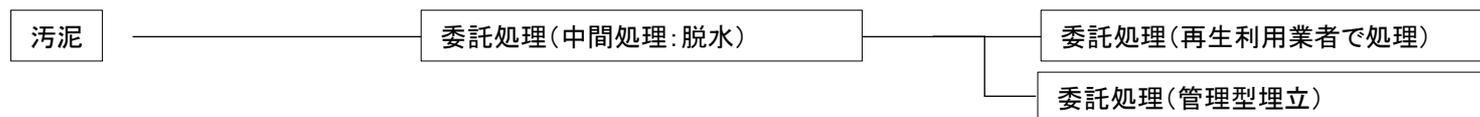
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

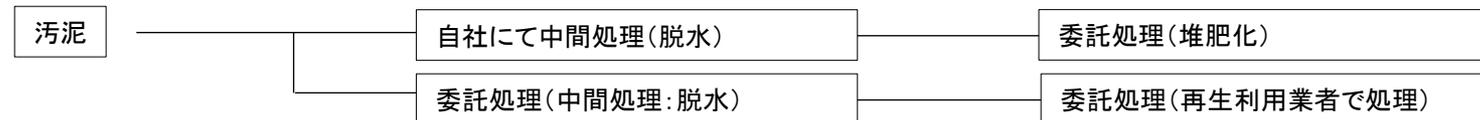
## 【本みりん等製造工程より排出】



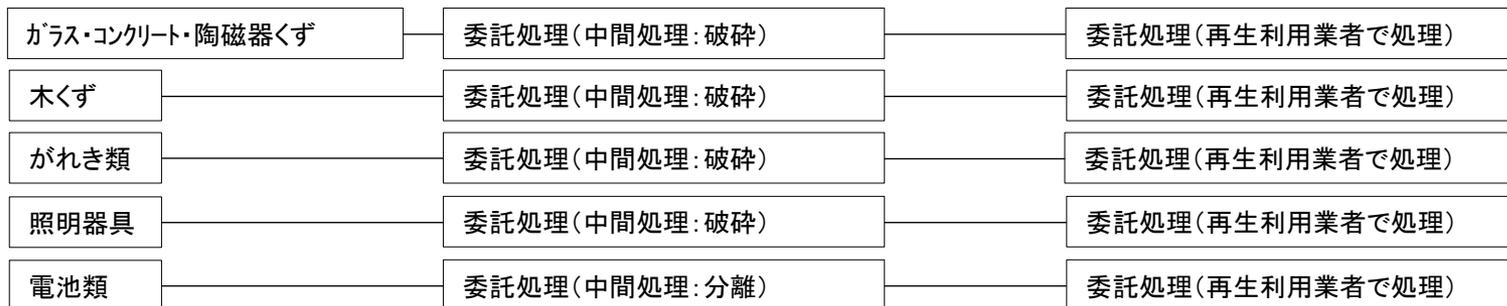
## 【浄水処理工程より排出】

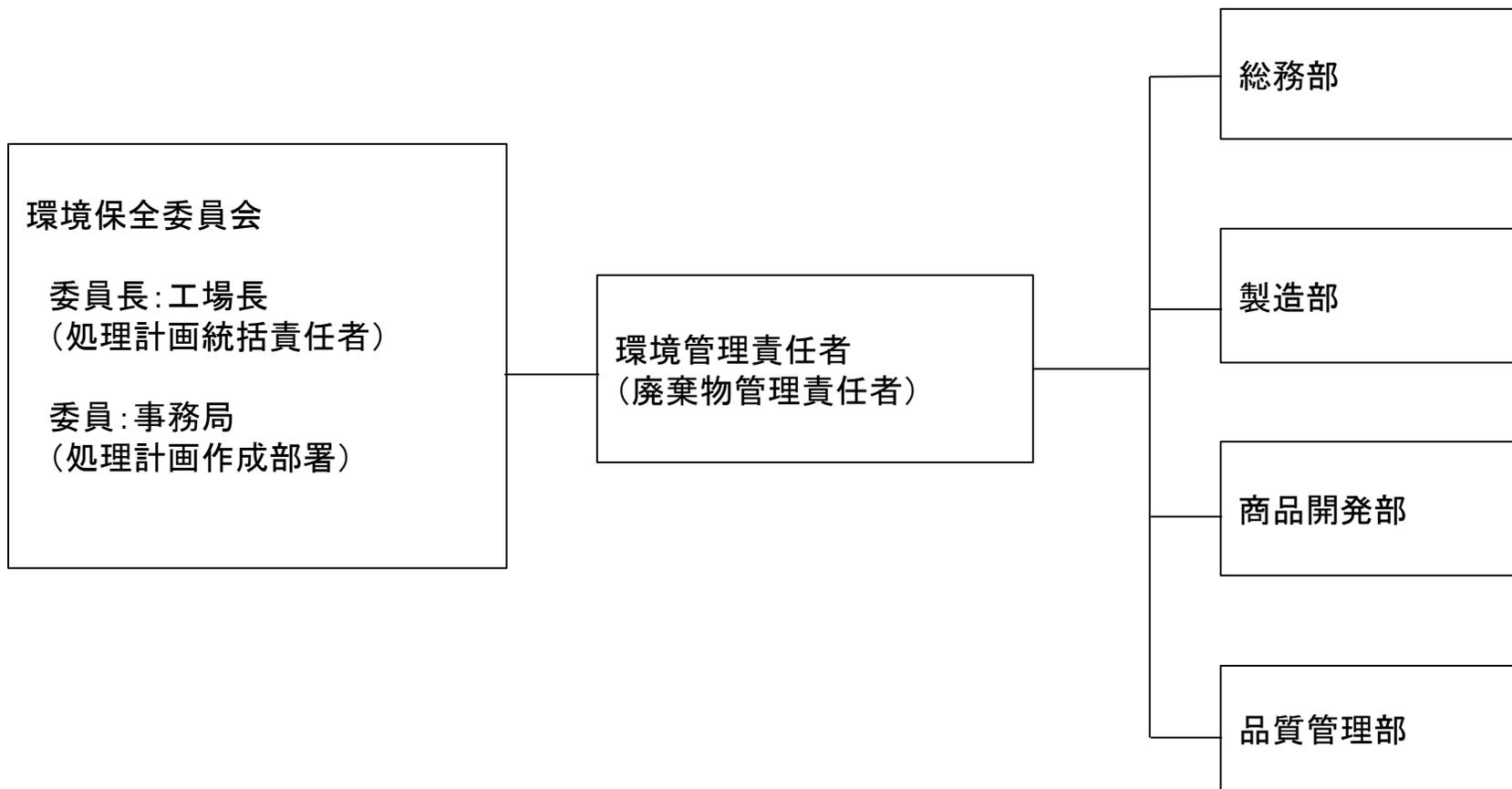


## 【排水処理工程より排出】



## 【その他】









(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 270-0164

住所 千葉県流山市流山3-90

法人名 流山キッコーマン株式会社

代表者 佐々木 努

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7158-9111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	流山キッコーマン株式会社		
事業場の所在地	千葉県流山市流山3-90		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 飲料・たばこ・飼料製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

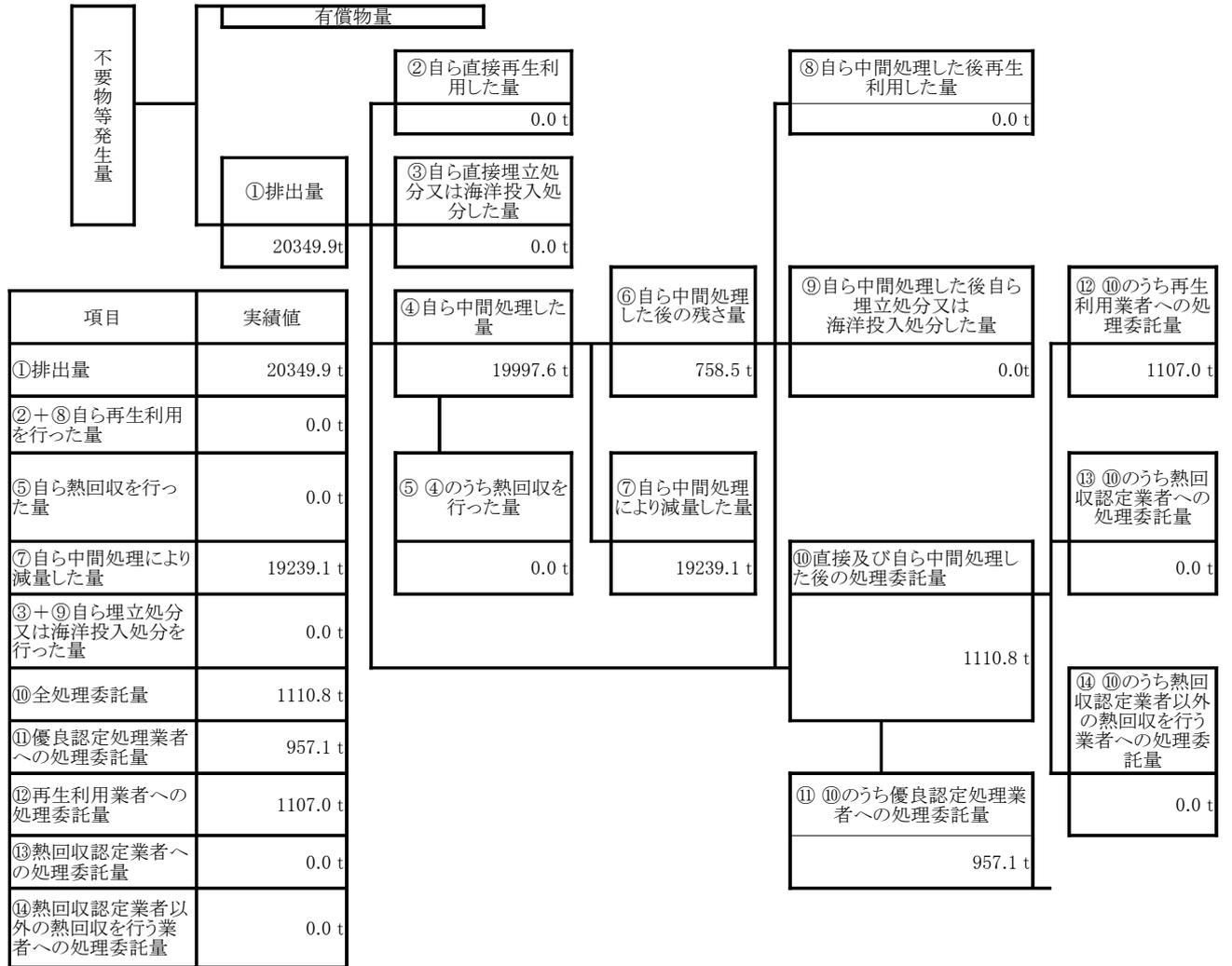
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	15175.47 t	全処理委託量	1515.48 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1497.9 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1512.47 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	13659.99 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



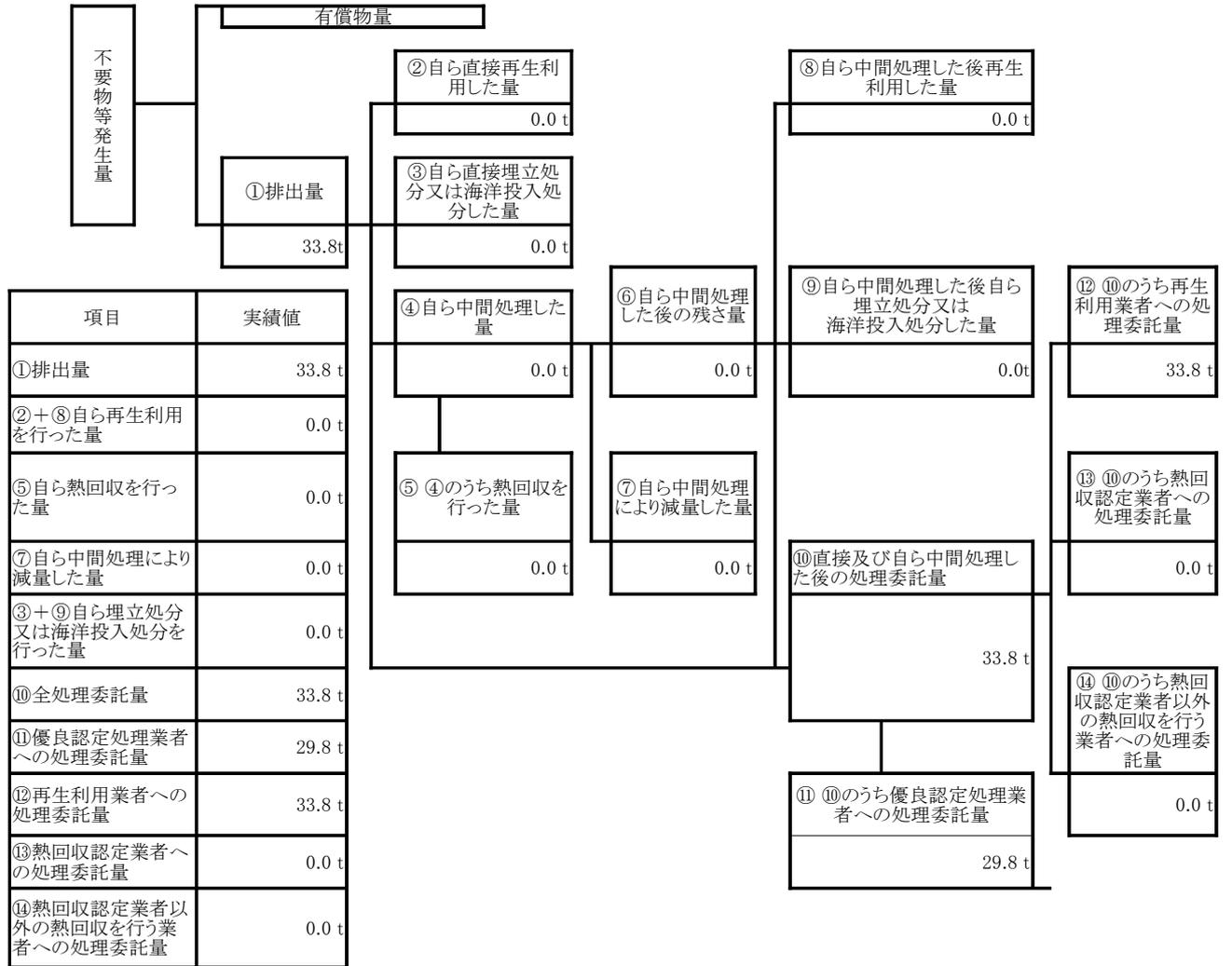
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

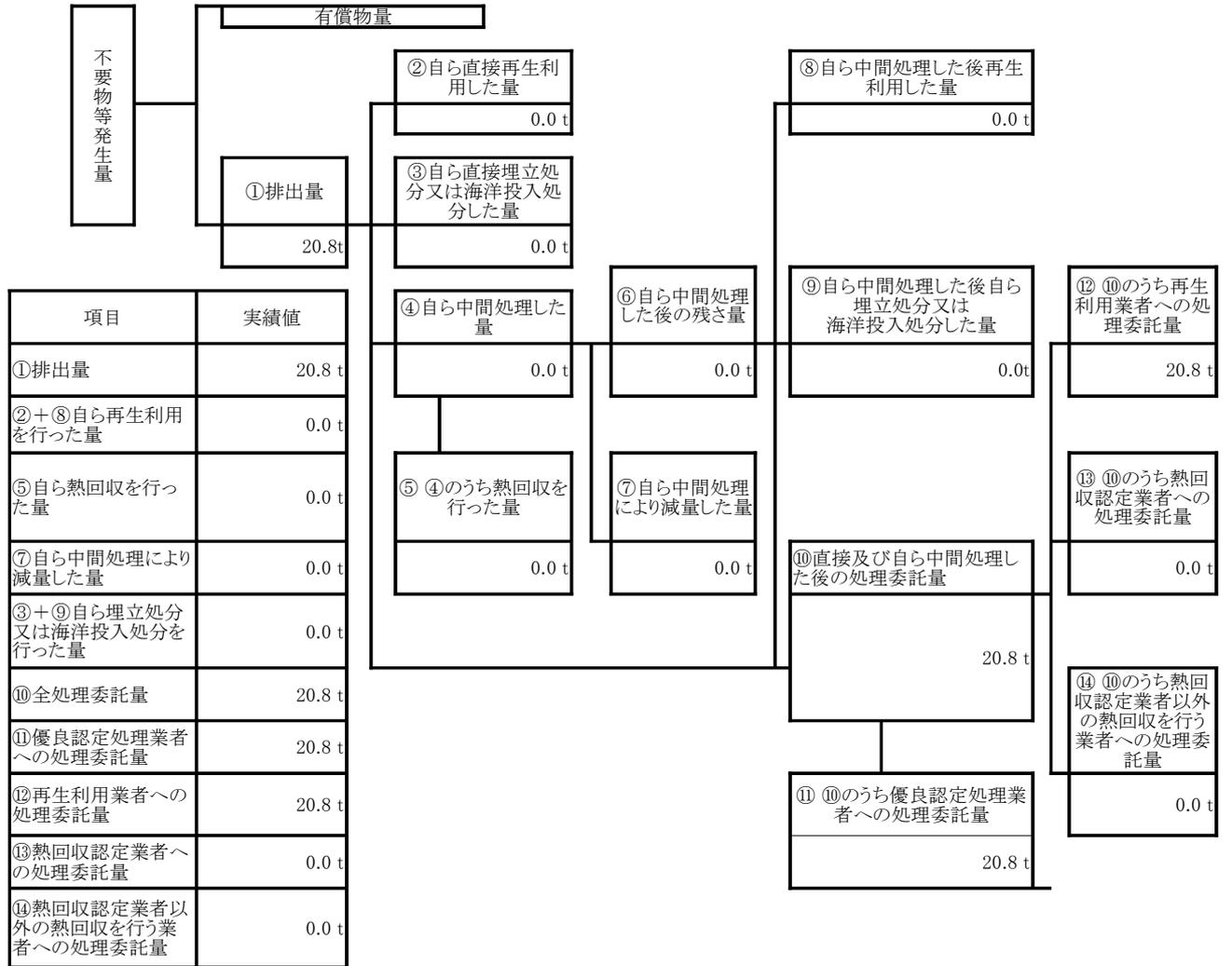
)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



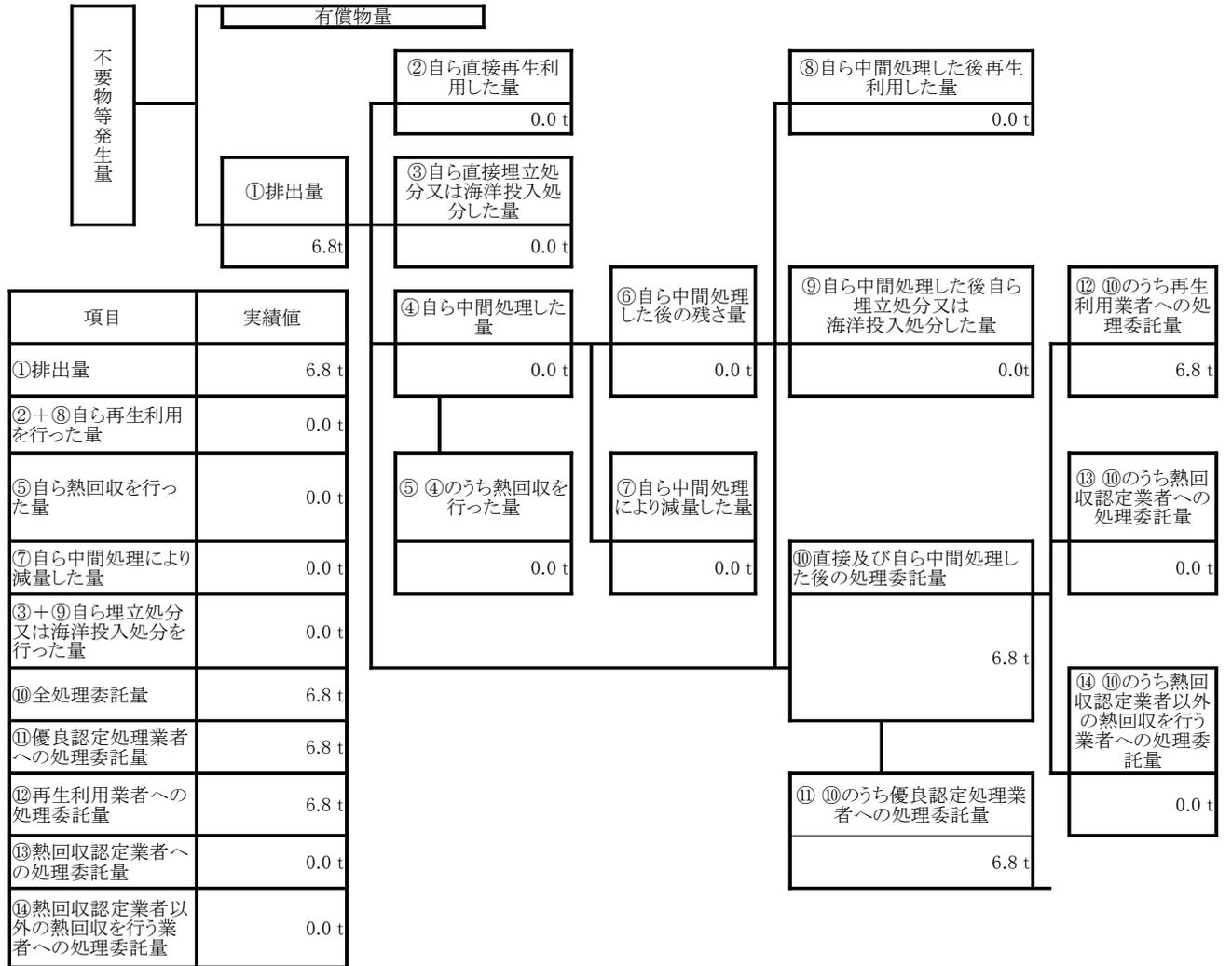
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 動植物性残渣 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



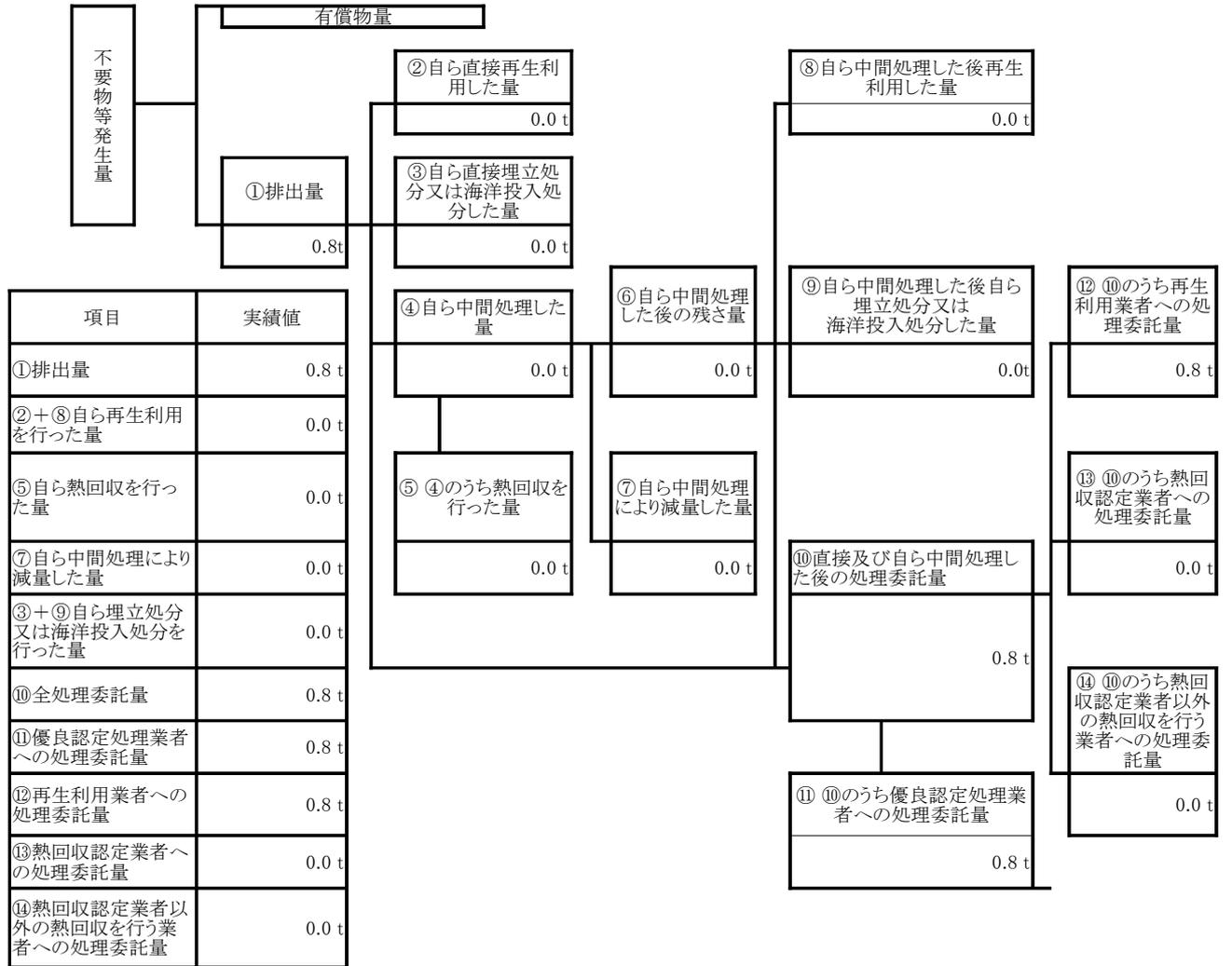
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

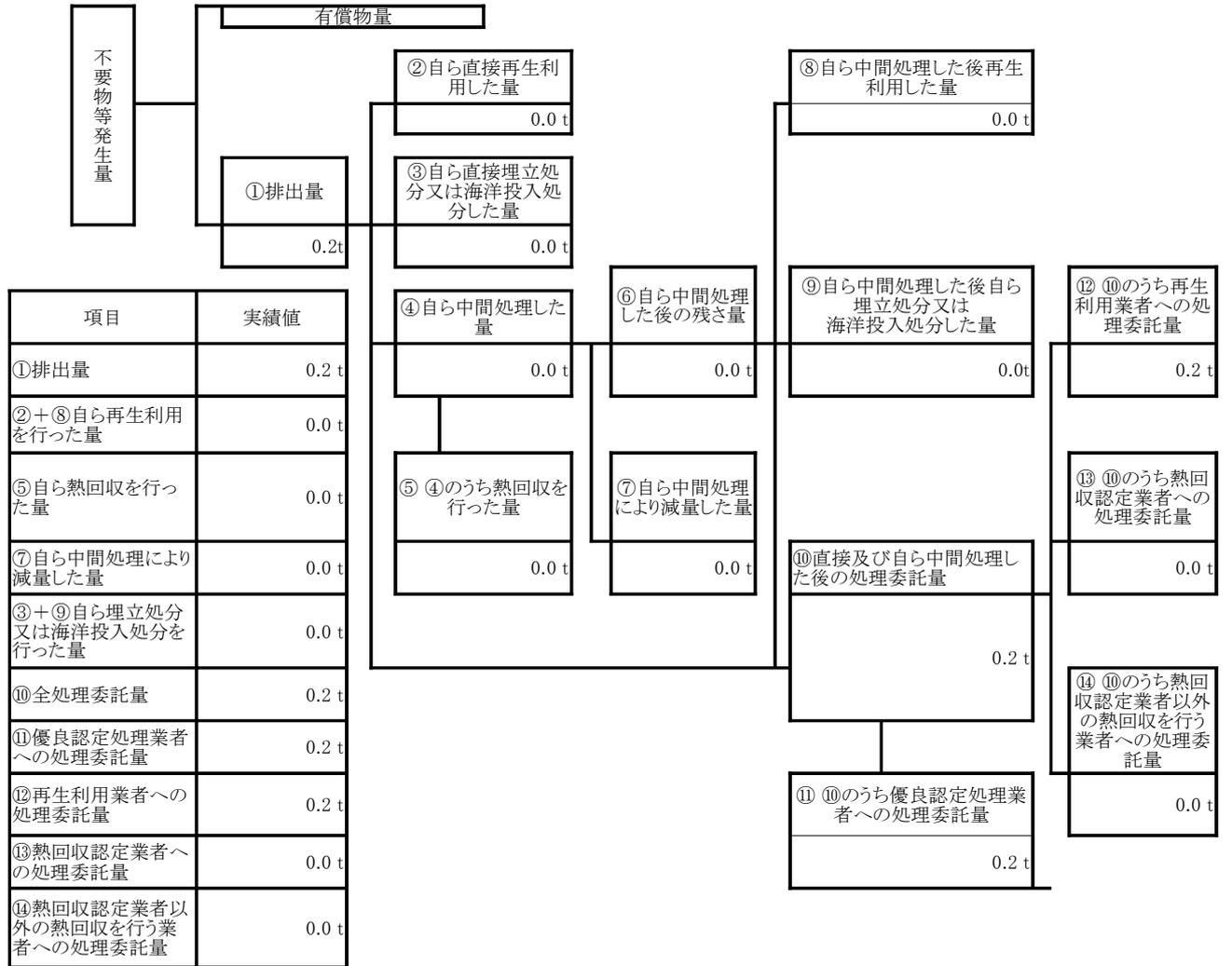
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

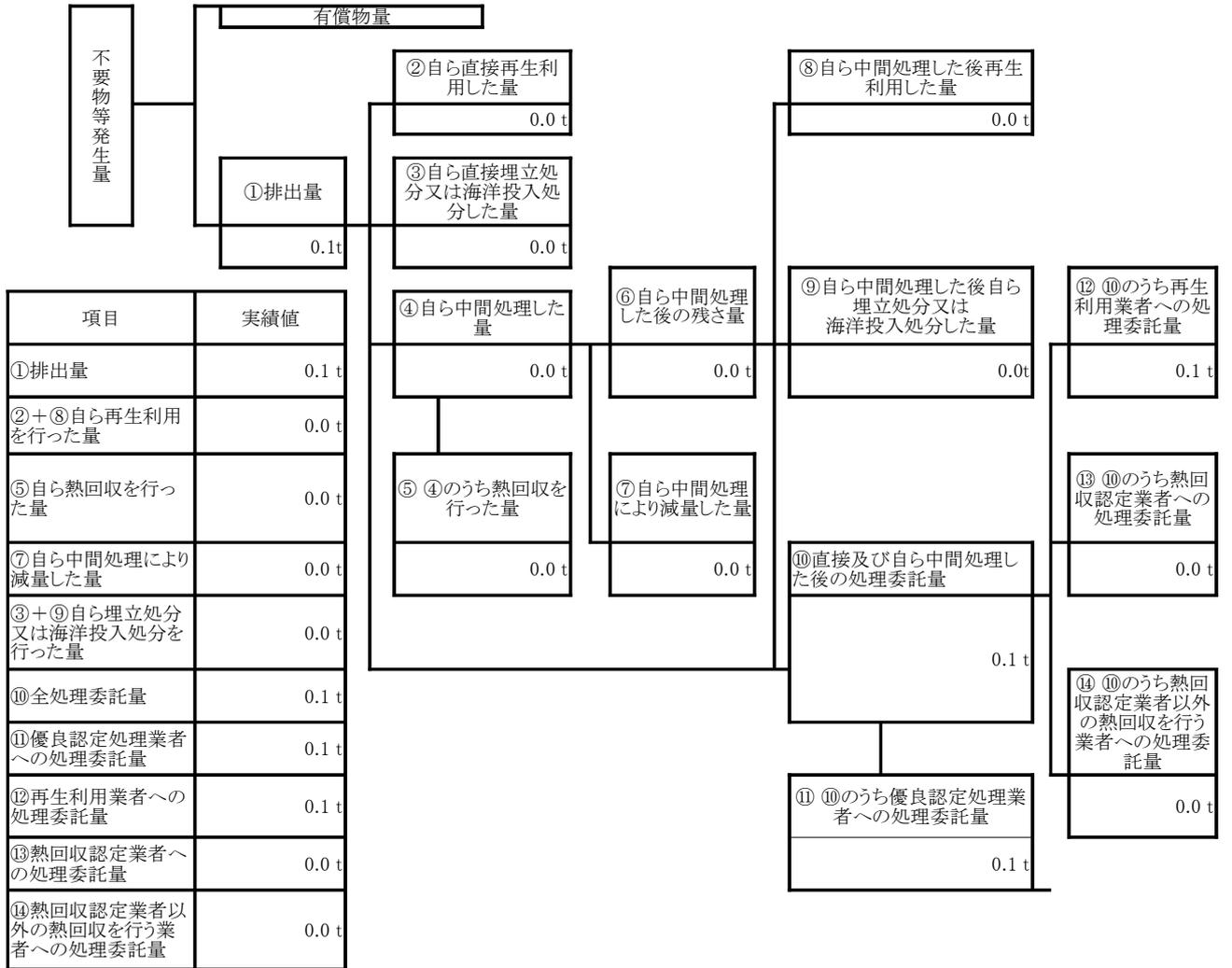
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



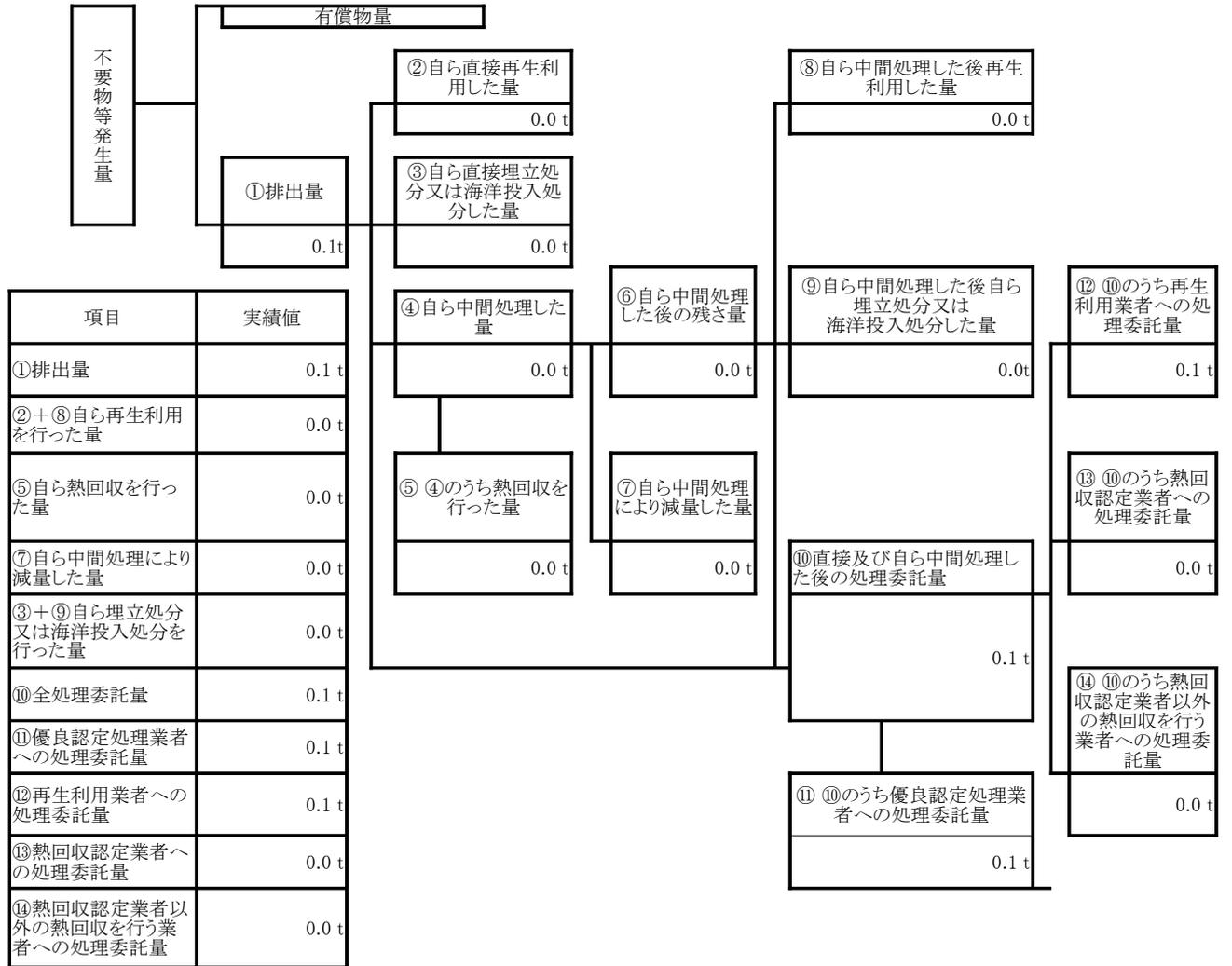
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 照明器具 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



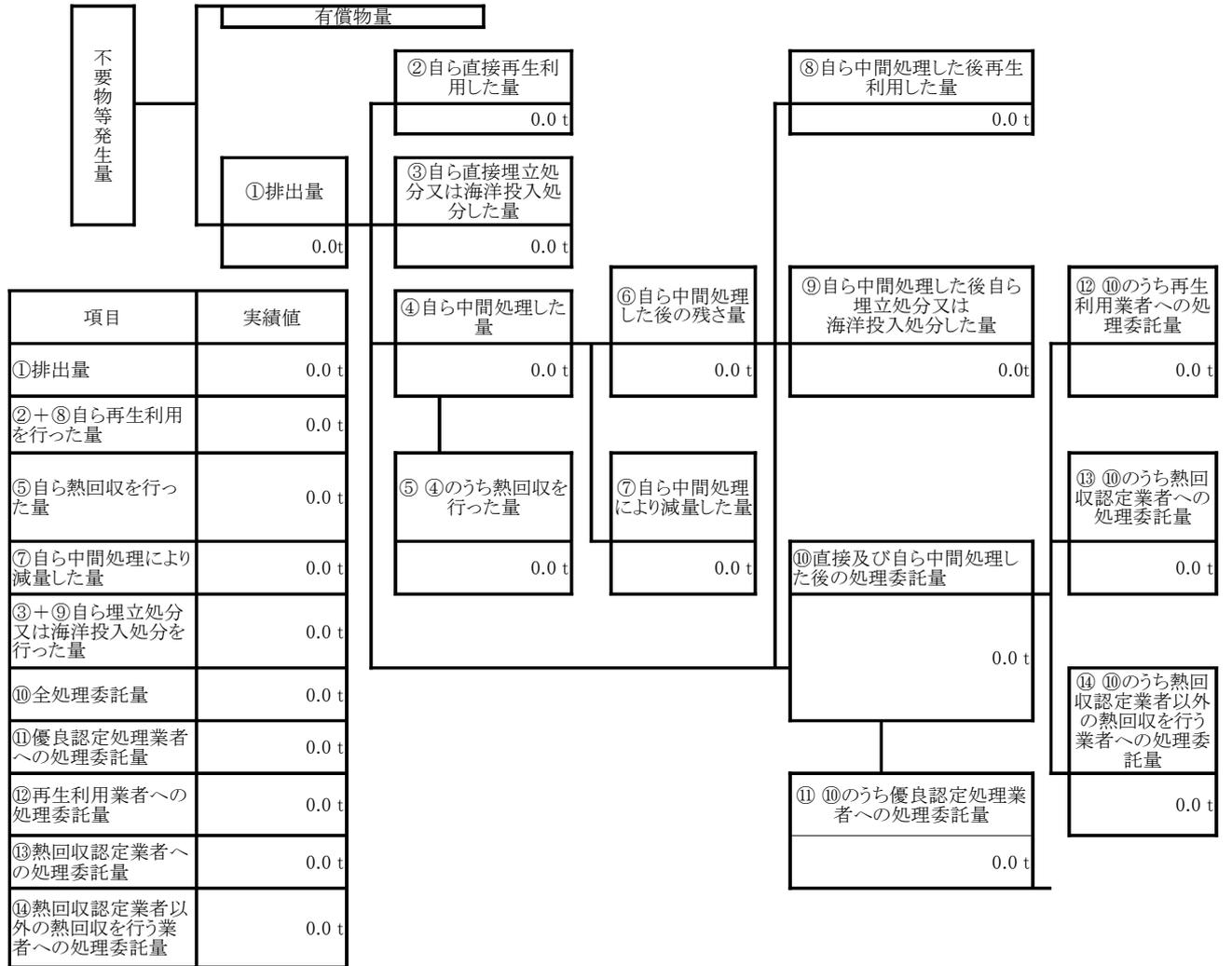
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



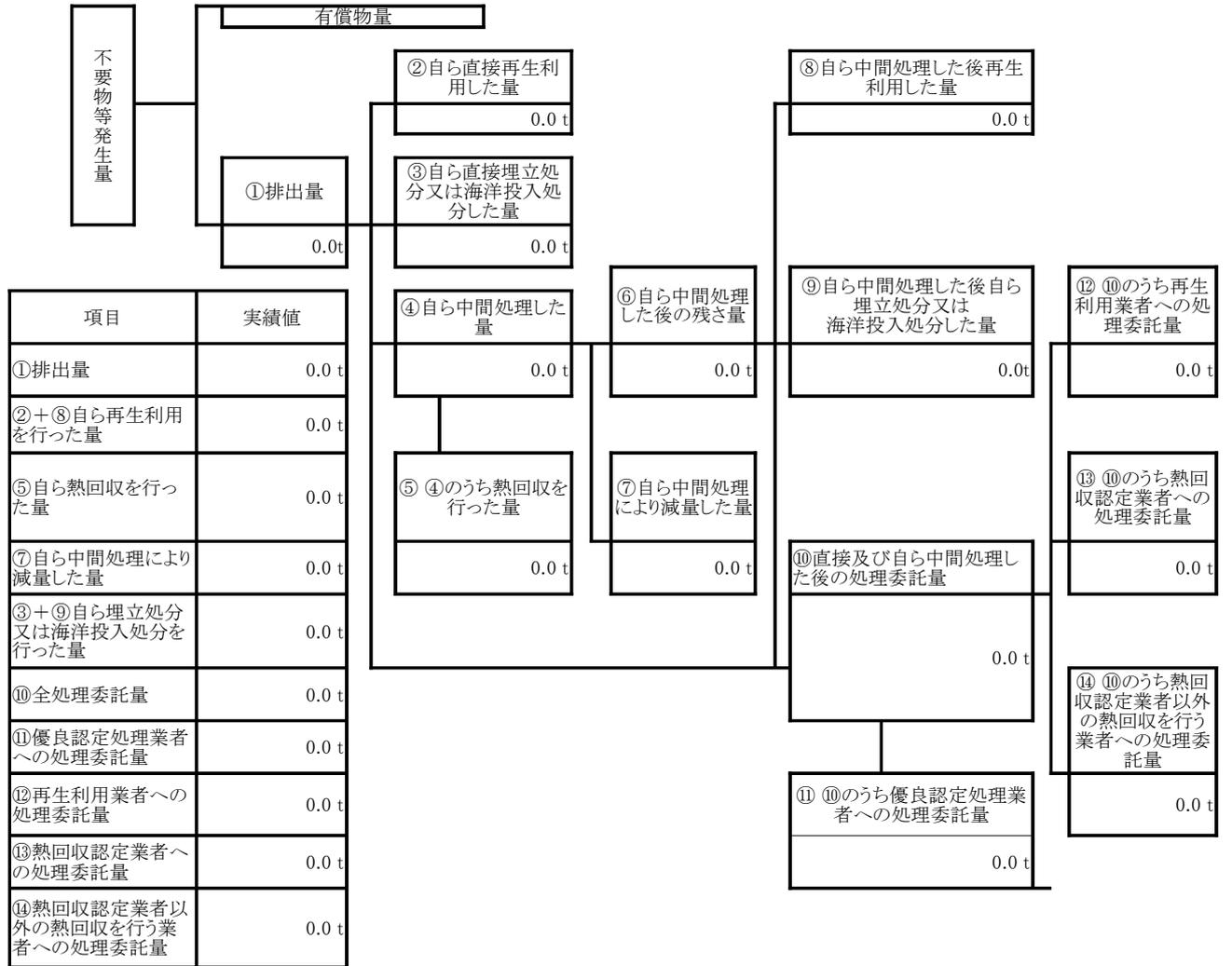
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 電池類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



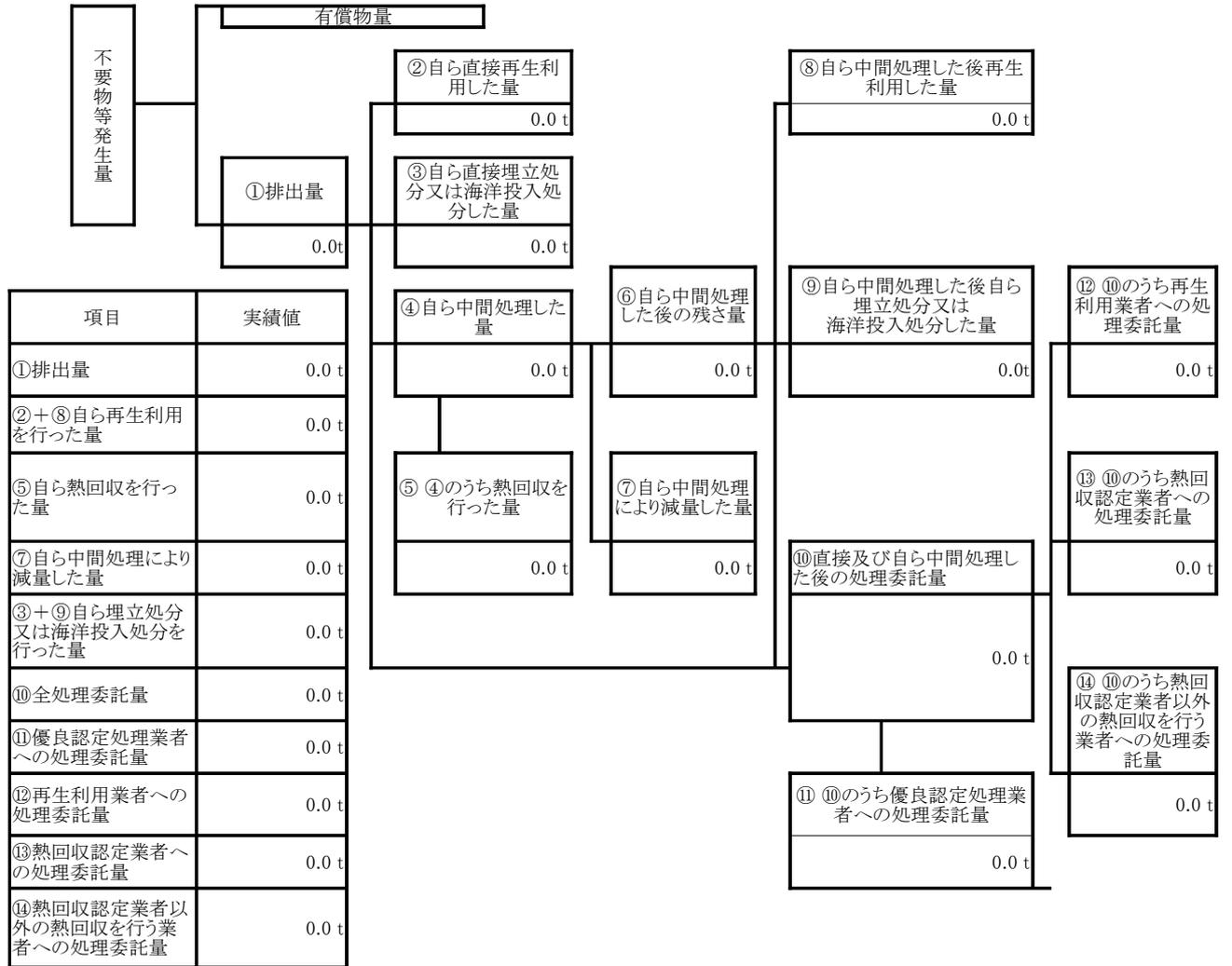
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 4月10日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0047

住 所 千葉県八千代市吉橋1085-5

氏 名 那須電機鉄工株式会社 八千代工場  
取締役 工場長 大熊 幸夫  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-459-0571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	那須電機鉄工株式会社 八千代工場
事業場の所在地	千葉県八千代市吉橋1085-5
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

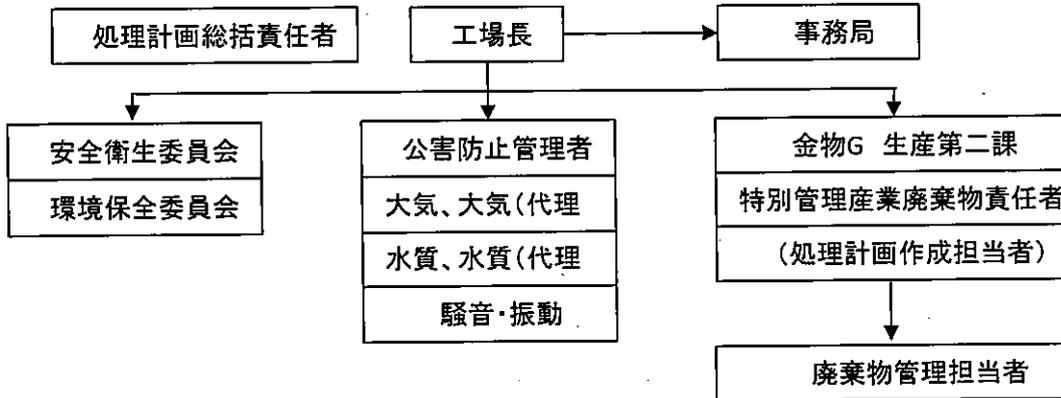
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E23-非鉄金属製造業
② 事業の規模	製造品出荷額等 62億円/年
③ 従業員数	158名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD     A[製造工場] --&gt; B[廃アルカリ(強アルカリ)]     C[めっき工程] --&gt; B     D[リサイクル工程] --&gt; E[廃酸(強酸)]     B --&gt; F[委託処理(中間処理・焼却)]     E --&gt; F     D --&gt; G[污泥(有害)]     G --&gt; H[委託処理(熱分解・焼却・製品原料)]             </pre>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	排出量	398 t	31.8 t
	（これまでに実施した取組） ・酸洗抑制剤（ヒピロンY-20）を使用し抑制を図る。 ・硫酸の使用量削減を図るため、たれ切れ作業を十分に行うよう作業者へ周知徹底を図る。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	排出量	390 t	30 t
	（今後実施する予定の取組） ・これまで実施している取り組みの継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・保管場所の識別、表示
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	全処理委託量	398 t	31.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	398 t	31.8 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） ・特になし			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	390 t	30 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	390 t	30 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	457 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・ 特別管理産業廃棄物 2020年4月より電子マニフェストを運用 ・ 一般産業廃棄物 2022年4月より電子マニフェストを運用		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことにより減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。





特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 4月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

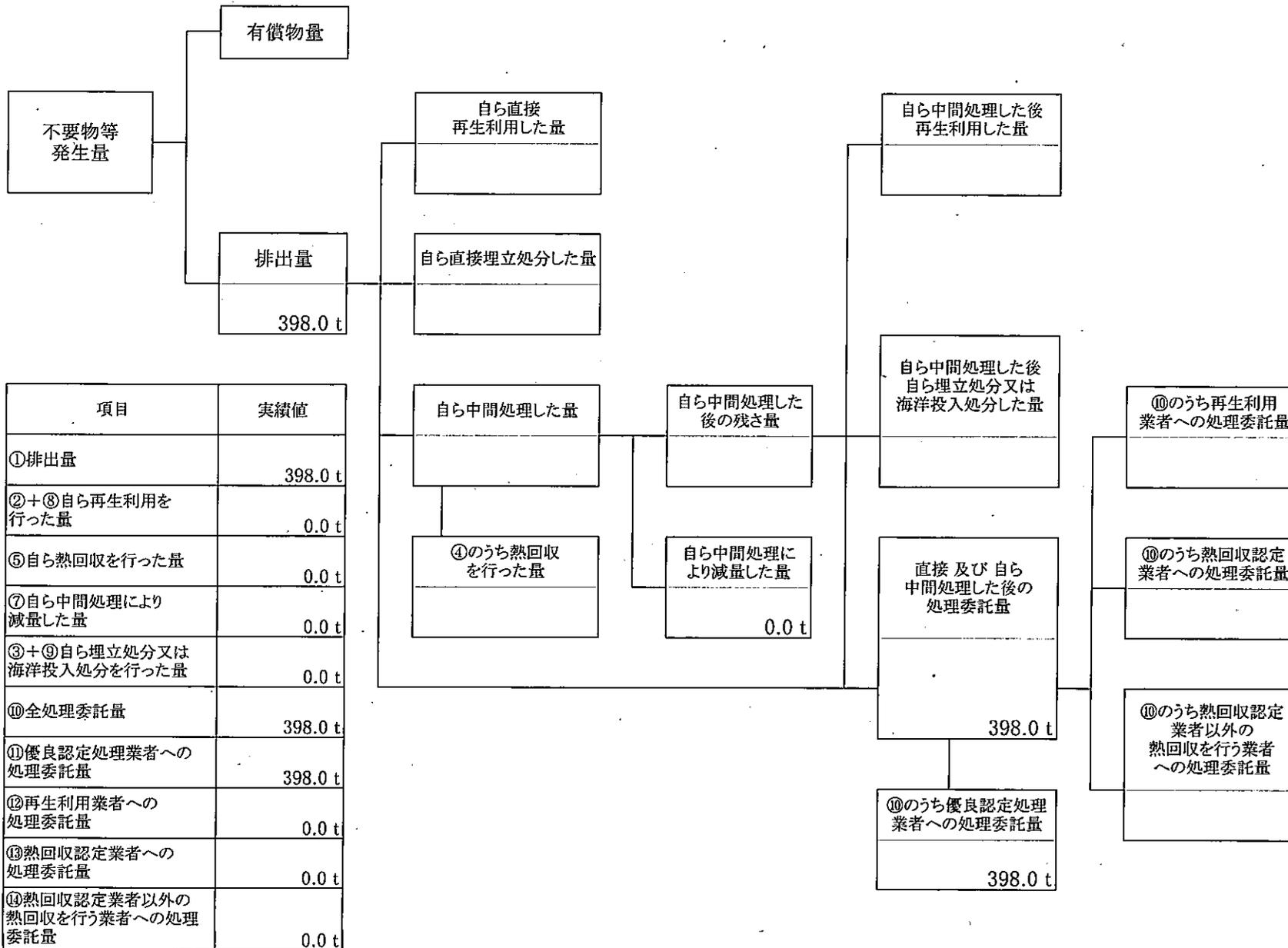
提出者 〒276-0047  
 住所 千葉県八千代市吉橋1085-5  
 氏名 那須電機鉄工株式会社 八千代工場  
 取締役 工場長 大熊 幸夫  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 047-459-0571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	那須電機鉄工株式会社 八千代工場		
事業場の所在地	千葉県八千代市吉橋1085-5		
事業の種類	E23-非鉄金属製造業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	515.0 t	全処理委託量	515.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	515.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	553	
	前年度	457	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
2020年4月1日から特別管理産業廃棄物を電子マニフェストにて運用 2022年4月1日から一般産業廃棄物を電子マニフェストにて運用			
※事務処理欄			

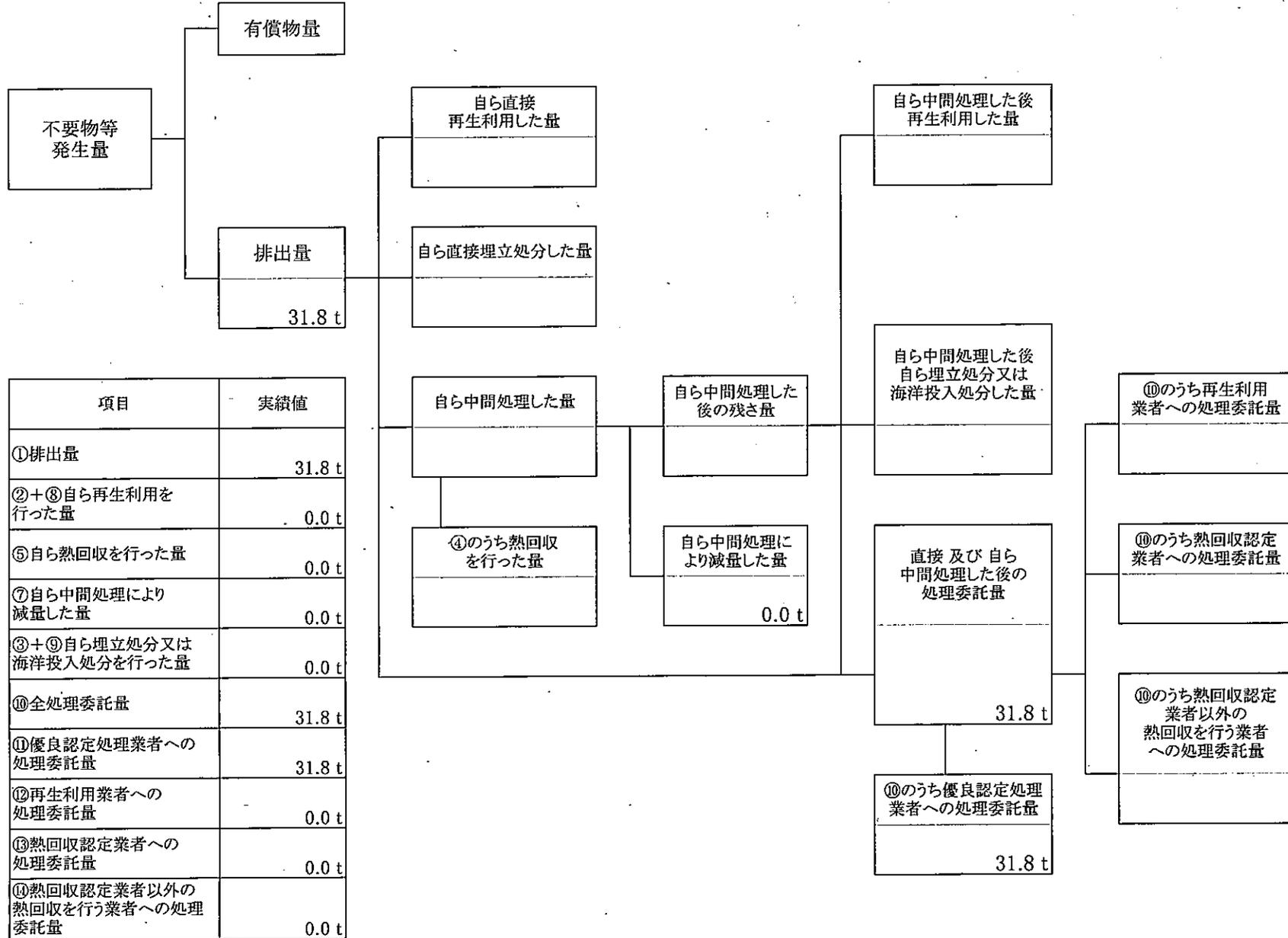
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(強酸) )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ) )

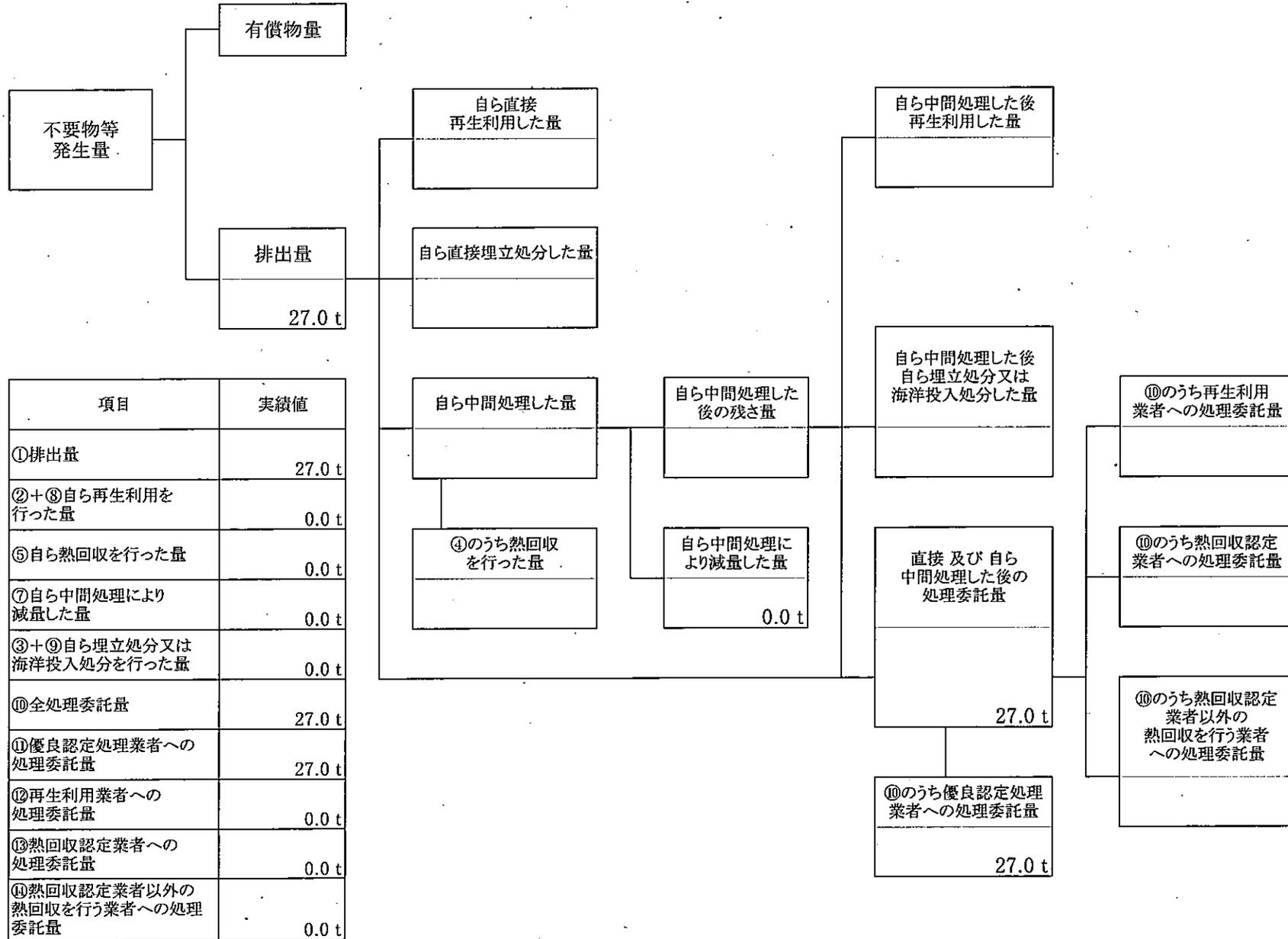


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

汚泥(有害)

)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月13日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖1 1 - 1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場
事業場の所在地	〒299-0266 千葉県袖ヶ浦市北袖1 1 - 1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	30,178（百万円）
③従業員数	196人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙の通り		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	2,590.8 t
	排出量	24.4 t
(これまでに実施した取組) ・汚泥性状に合わせて操業管理を行い、目標の汚泥含水率73-75%を維持した。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	2600 t
	排出量	25 t
(今後実施する予定の取組) ・汚泥の含水率を維持する。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず、木くず、水銀使用製品(蛍光灯)はそれぞれに分別、保管している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	2,590.8 t	24.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	538 t	1.4 t
	再生利用業者への処理委託量	2,561.1 t	1.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20.7 t	23.3 t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、再生利用できない廃棄物は熱回収を行う業者への処理委託を進め、最終処分量の低減を図っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	2600 t	25 t
	優良認定処理業者への処理委託量	500 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	2500 t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20 t	23 t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を優先的に選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 ・水銀使用製品(蛍光灯)の適正管理、廃棄			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)



(管理体制図)

工場長

処理計画統括責任者

総務課

製造課

技術開発室

工務課

品質保証室

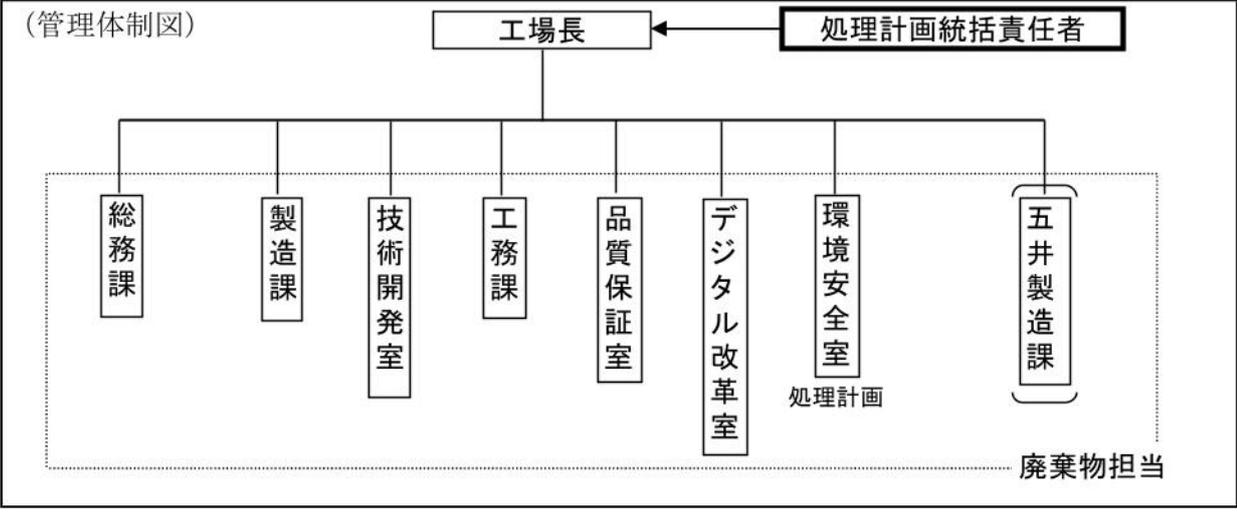
デジタル改革室

環境安全室

処理計画

五井製造課

廃棄物担当





自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	水銀使用製品産業廃棄物	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	水銀使用製品産業廃棄物	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	水銀使用製品産業廃棄物	木くず	
	全処理委託量	79.5 t	39 t	107.5 t	5.3 t	1.1 t	0.1 t	2.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	4 t	0.2 t	88.8 t	4.8 t	1.1 t	0.1 t	2.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.1 t	0.2 t	72.3 t	4.8 t	1.1 t	0.1 t	2.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	75.5 t	37.9 t	19.2 t	0.5 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	水銀使用製品産業廃棄物	木くず	
	全処理委託量	80 t	40 t	100 t	5 t	1 t	0.1 t	2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	0.5 t	90 t	4.5 t	1 t	0.1 t	2 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.5 t	70 t	4.5 t	1 t	0.1 t	2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	75 t	40 t	20 t	0.5 t	0 t	0 t	0 t	t	

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住所 千葉県袖ヶ浦市北袖11-1

法人名 日産化学株式会社

代表者 村川 純

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-2341

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場
事業場の所在地	〒299-0266 千葉県袖ヶ浦市北袖11-1
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

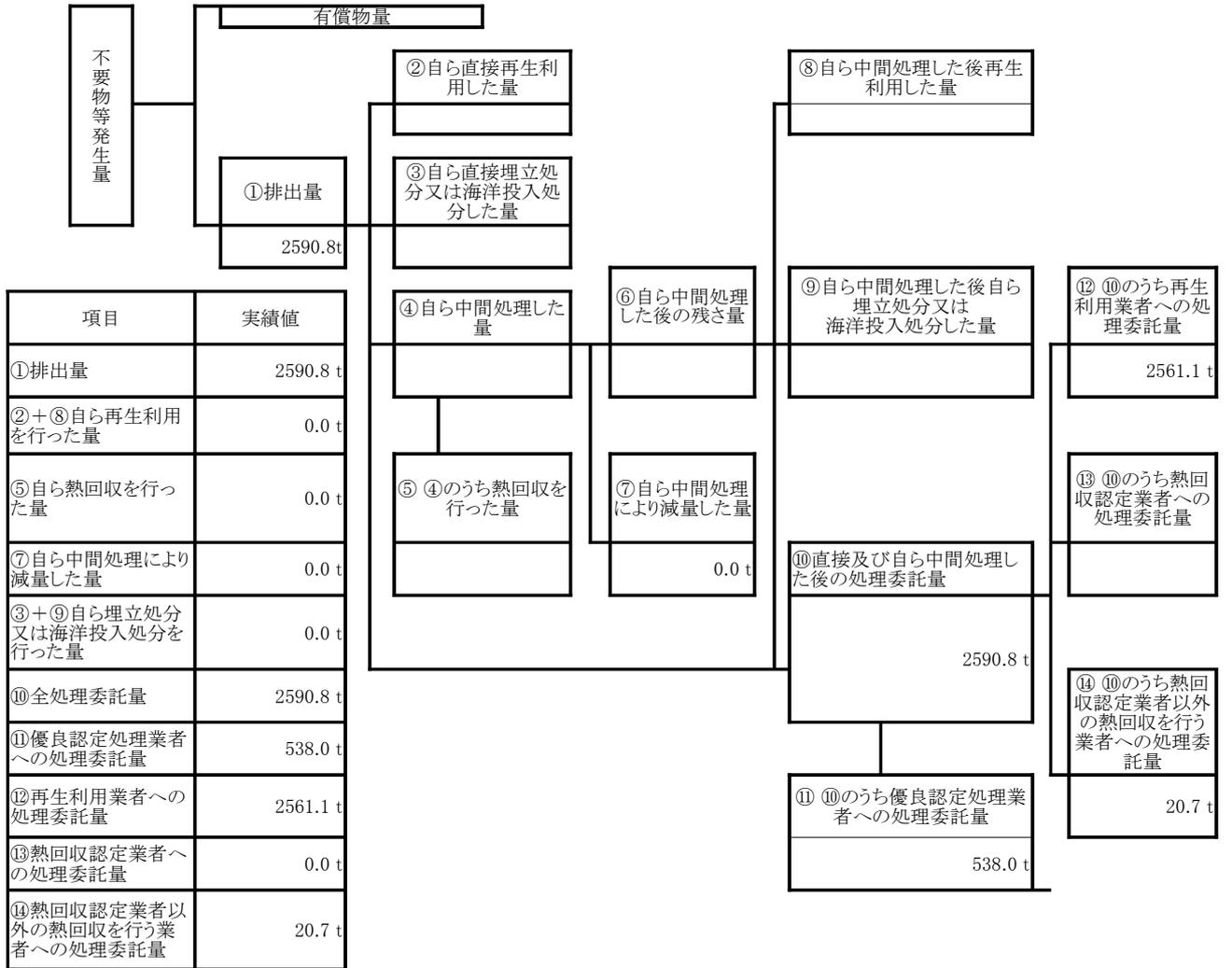
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2527.5 t	全処理委託量	2527.5 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	606.5 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	2331.5 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	156 t

(日本産業規格 A列4番)

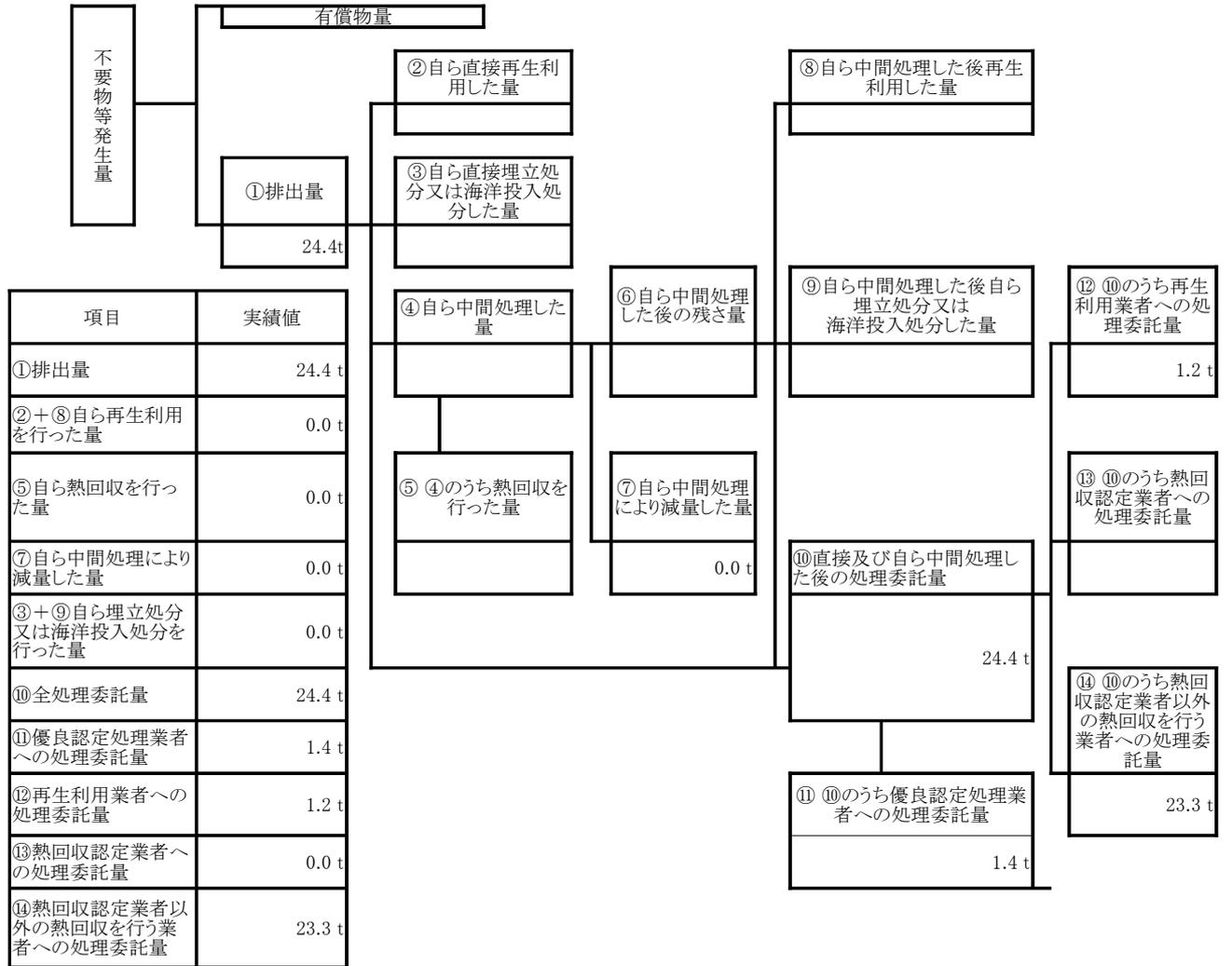
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



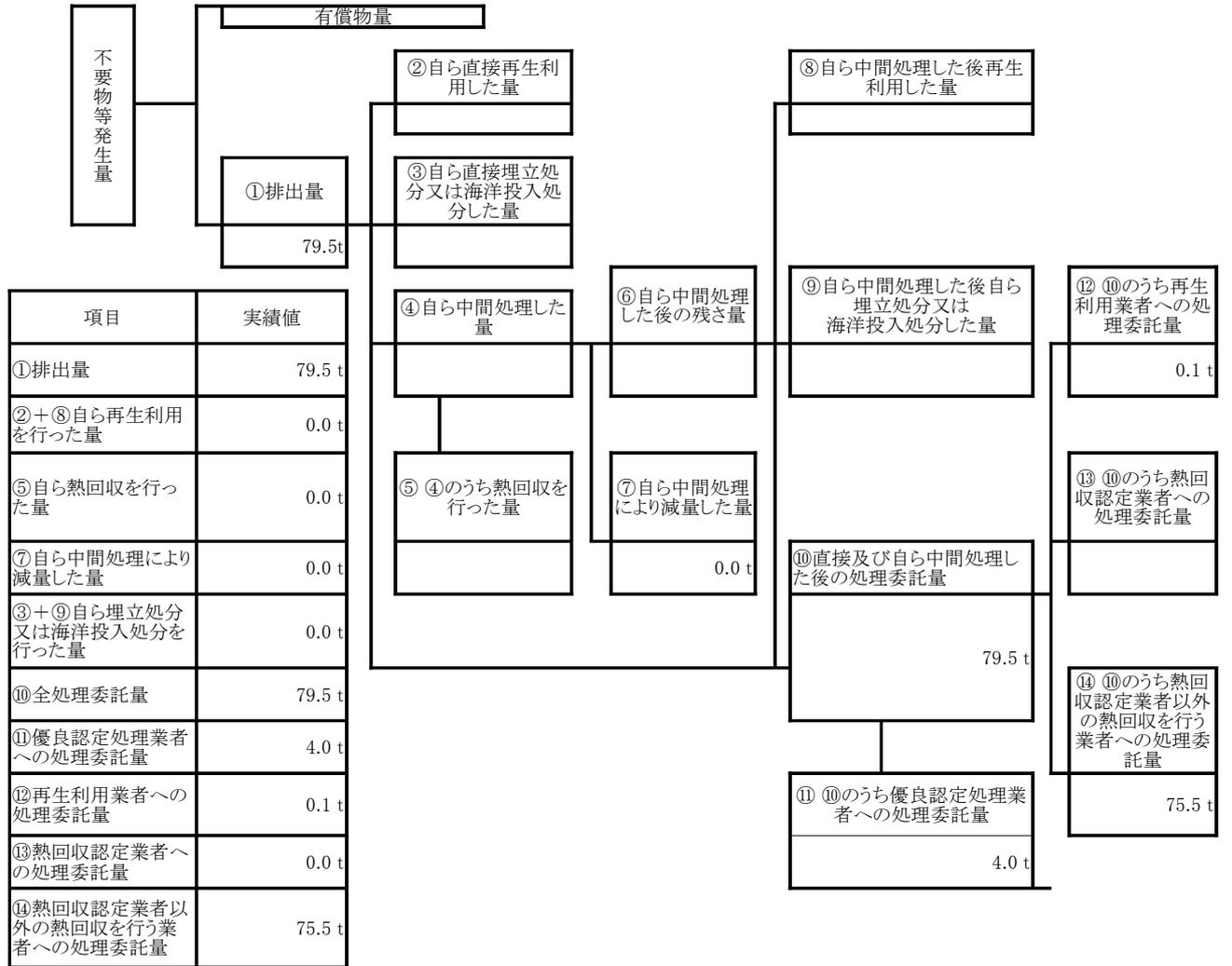
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



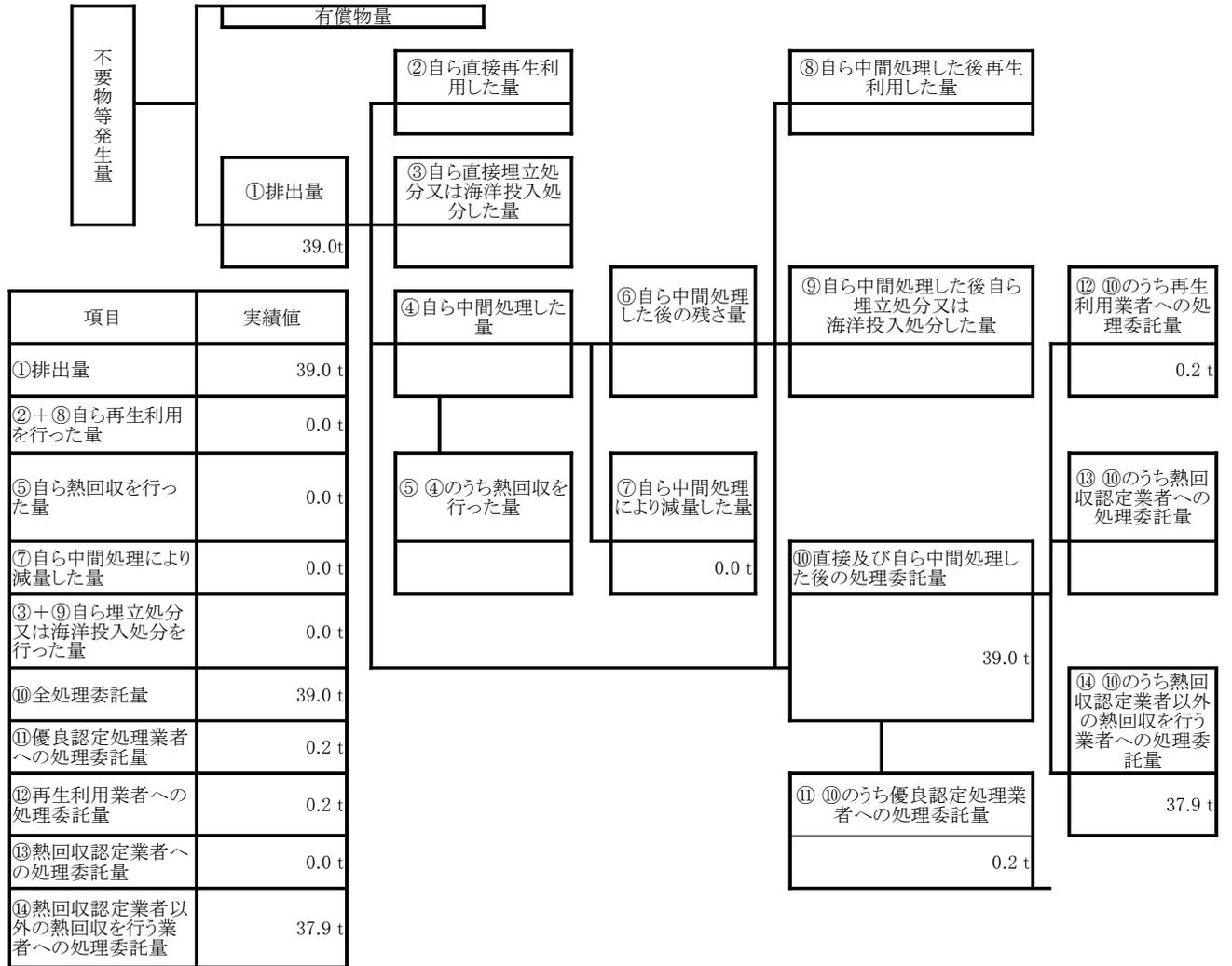
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



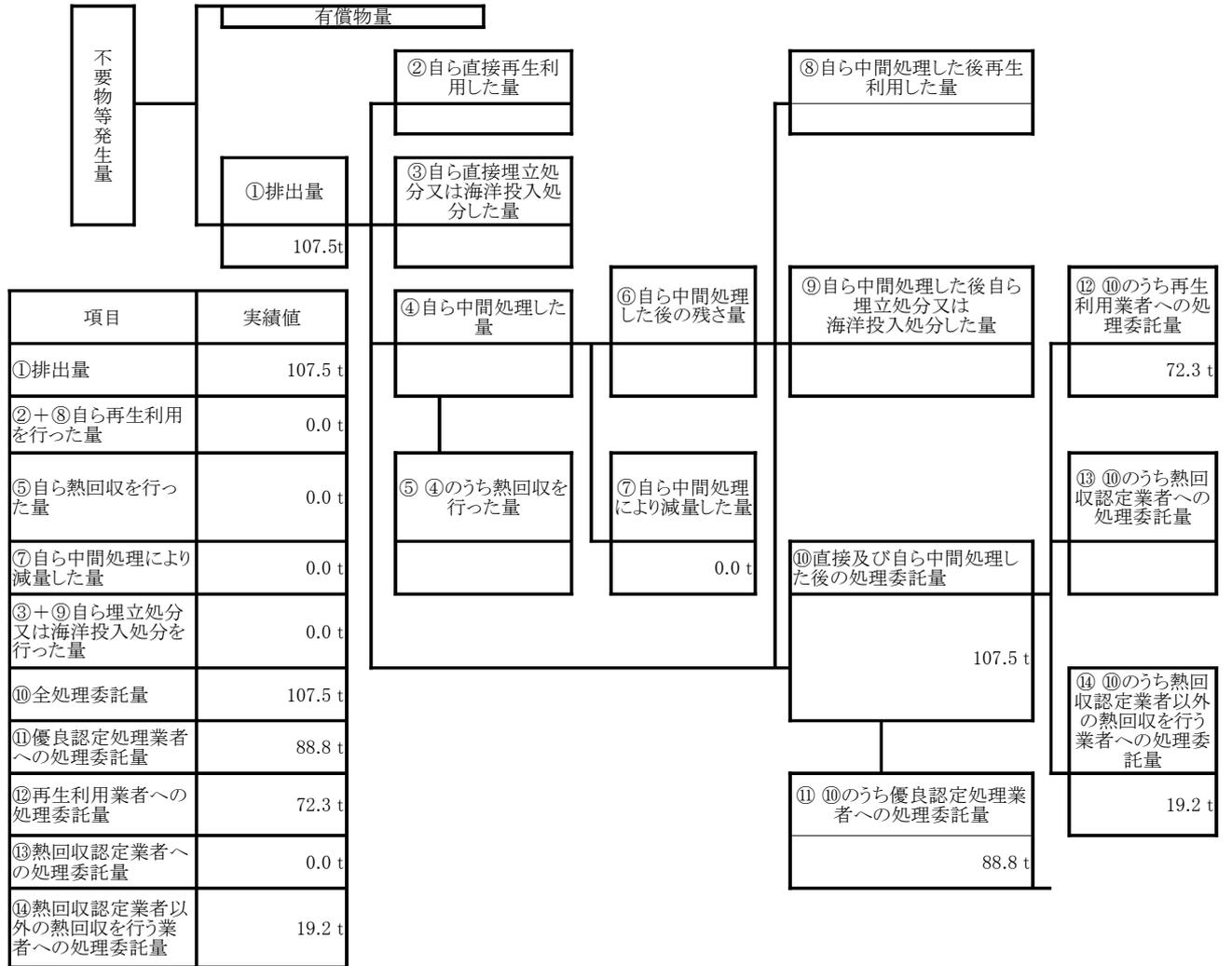
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



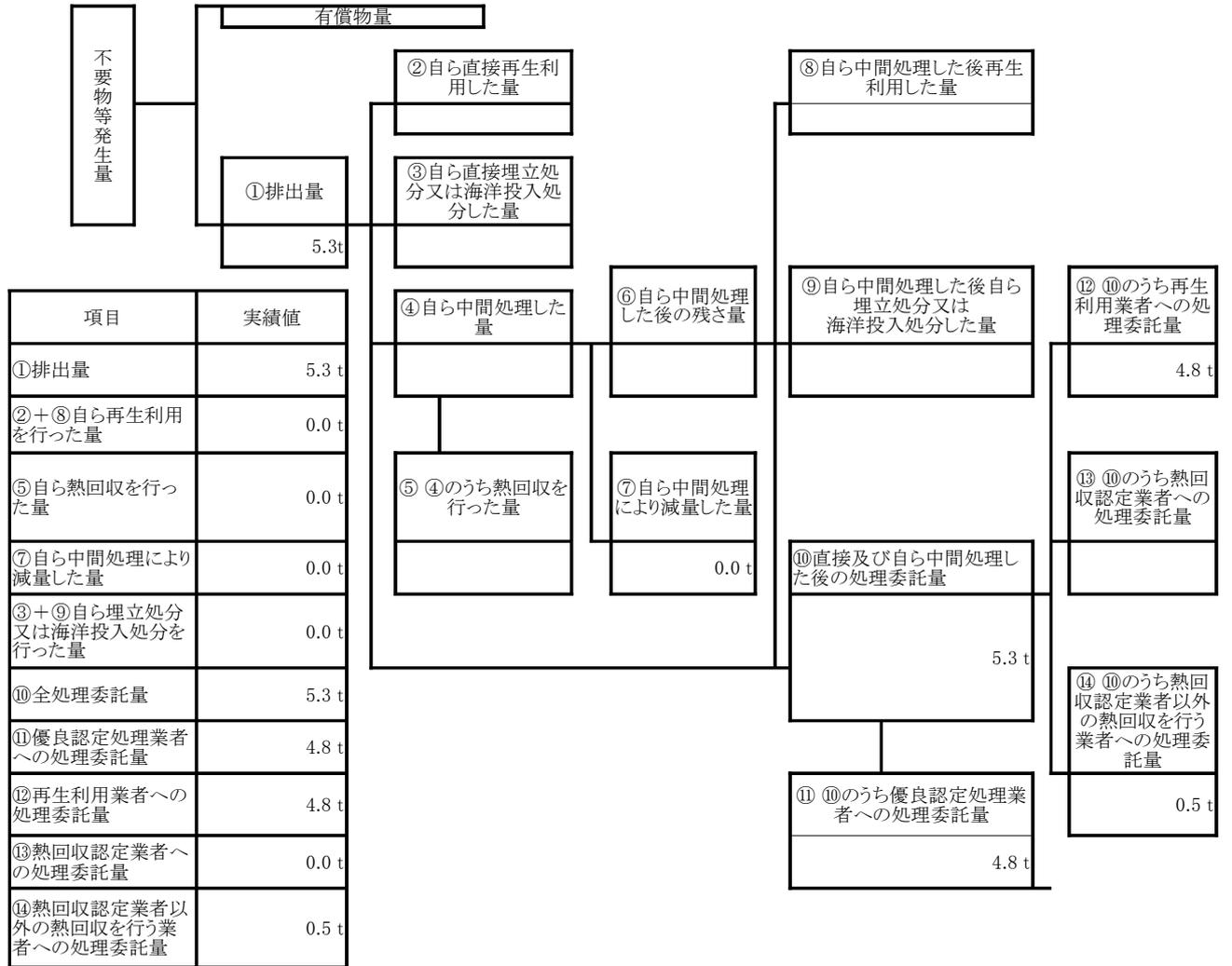
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



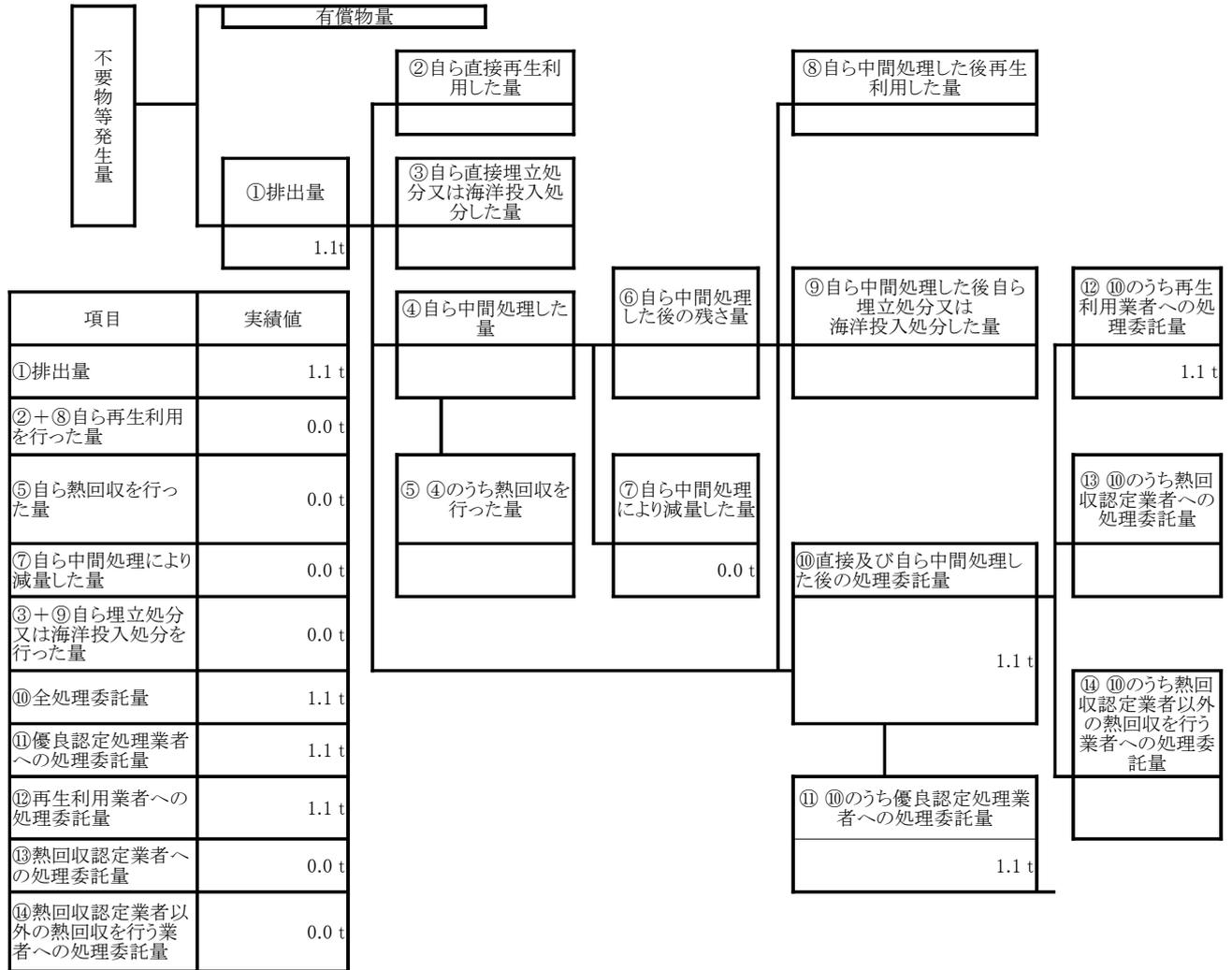
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



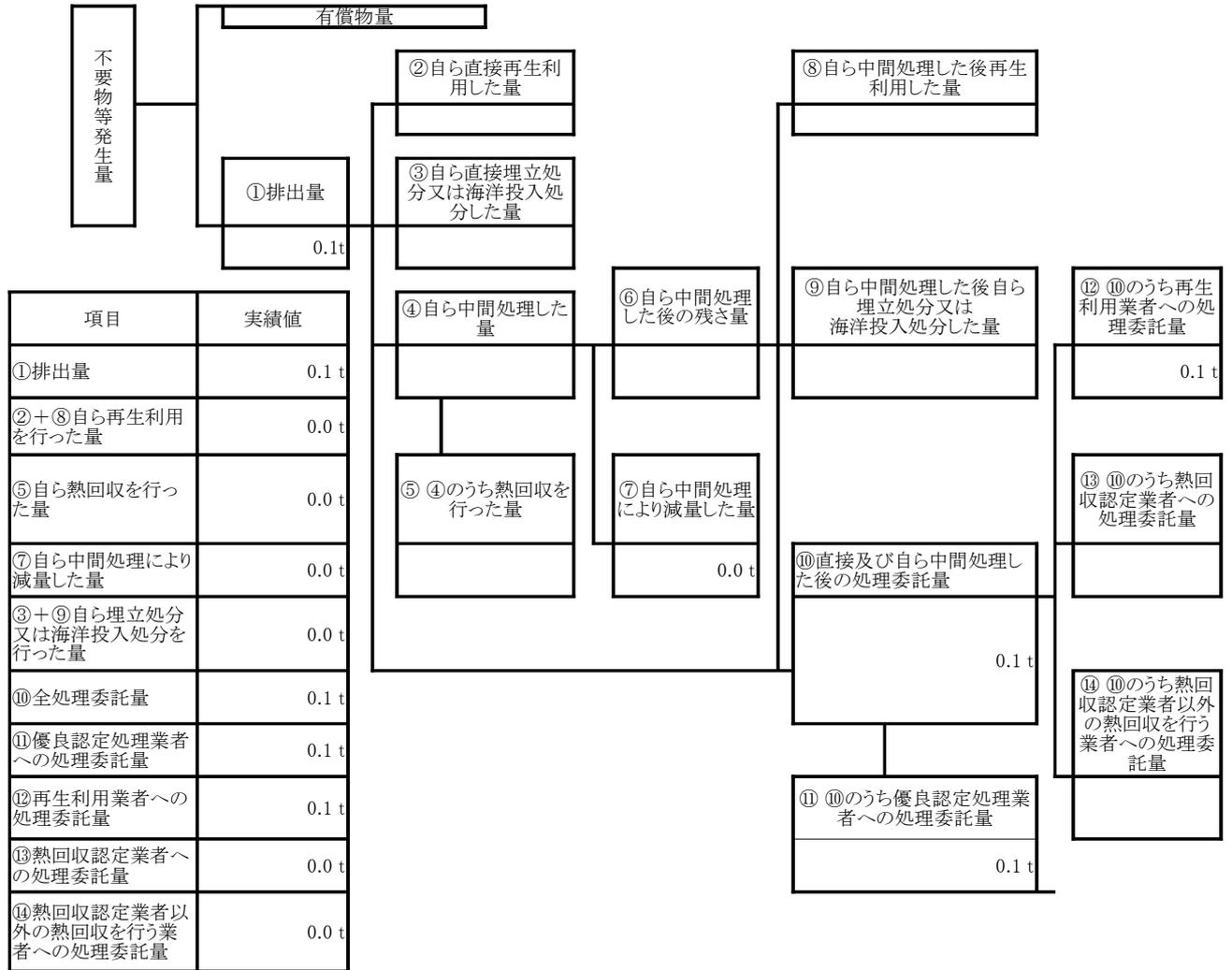
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス陶磁器等くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



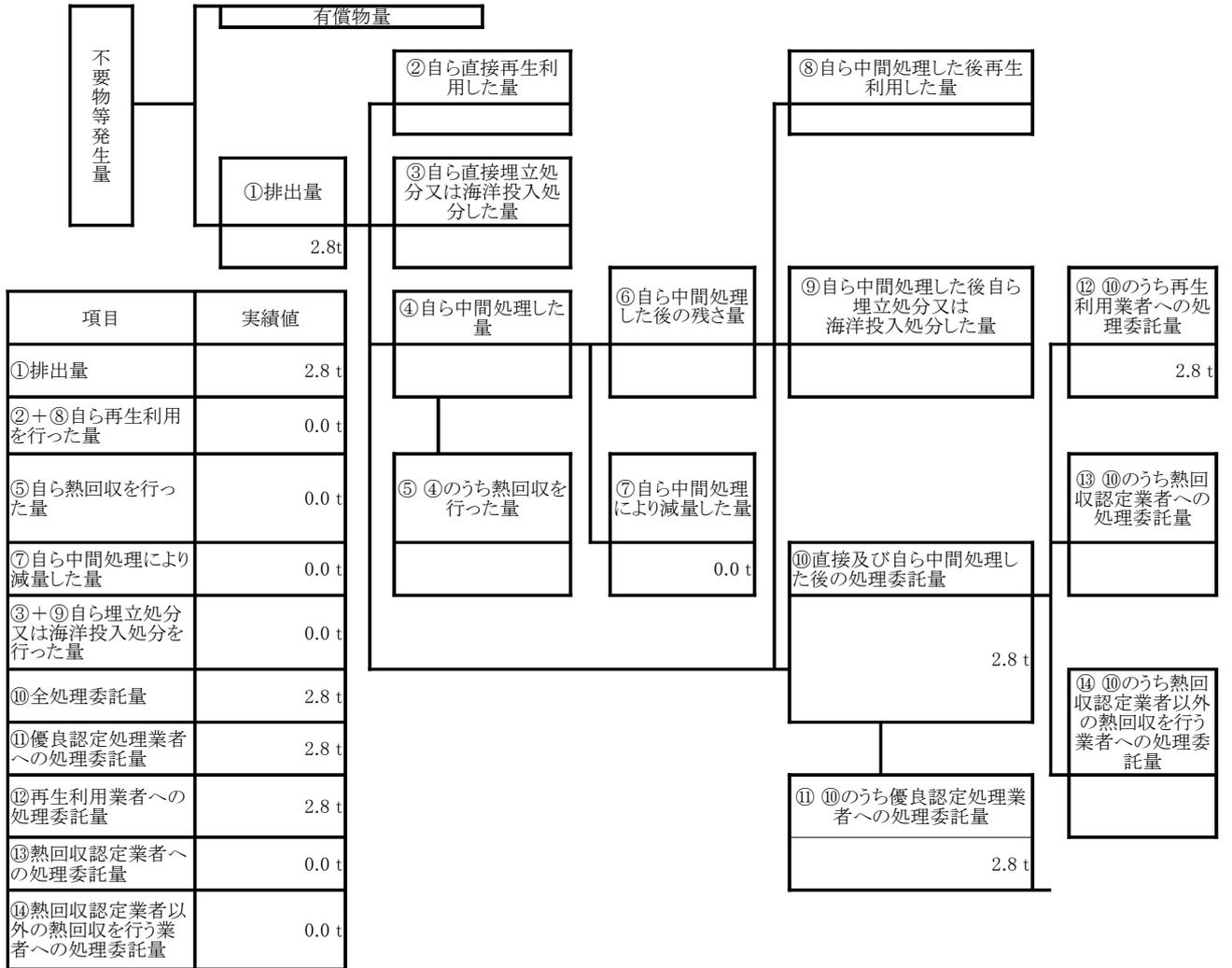
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月13日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖1 1-1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場		
事業場の所在地	〒299-0266 千葉県袖ヶ浦市北袖1 1-1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類：	化学工業
②事業の規模	30,178（百万円）		
③従業員数	196人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り		

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙の通り

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	排出量	2180.8 t	0.3 t
	(これまでに実施した取組) ・一部の引火性廃油を有価物に転換した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	排出量	2200 t	0.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油を有価物に転換。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油、廃強酸、廃強アルカリは、それぞれに分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 予定なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
・ 特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	全処理委託量	2180.8 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1547.9 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1547.2 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	633.3 t	0.3 t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、再生利用できない廃棄物は熱回収を行う業者への処理委託を進め、最終処分量の低減を図っている。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃酸(pH2.0以下の廃酸)
	全 処 理 委 託 量	2200 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1500 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1500 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	600 t	0.5 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良認定処理業者を優先的に選定する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		2183.2 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>J W N E Tでの電子マニフェスト管理を継続して実施。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

(別紙1)



(管理体制図)

工場長

処理計画統括責任者

総務課

製造課

技術開発室

工務課

品質保証室

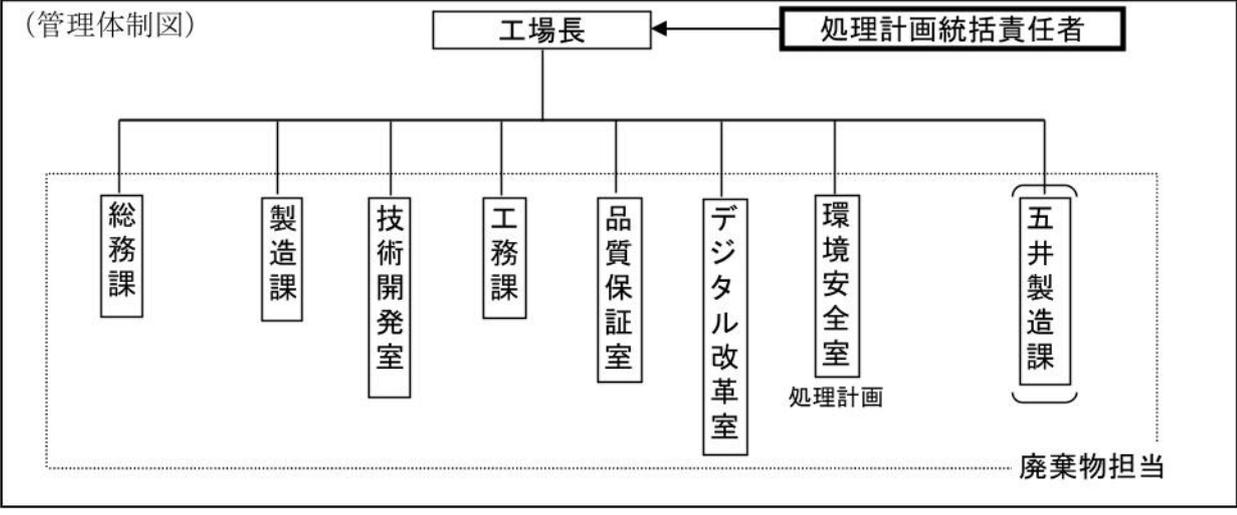
デジタル改革室

環境安全室

五井製造課

処理計画

廃棄物担当



セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）					
	排出量	0.7 t	0.5 t	0.9 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）					
	排出量	1 t	0.5 t	1 t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）					
	自ら中間処理を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）					
	自ら中間処理を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住所 千葉県袖ヶ浦市北袖11-1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場
事業場の所在地	〒299-0266 千葉県袖ヶ浦市北袖11-1
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2503.5 t	全処理委託量	2503.5 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1700.1 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1700 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	803.4 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	2290.7 t
	前年度(令和6年度)	2183.2 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

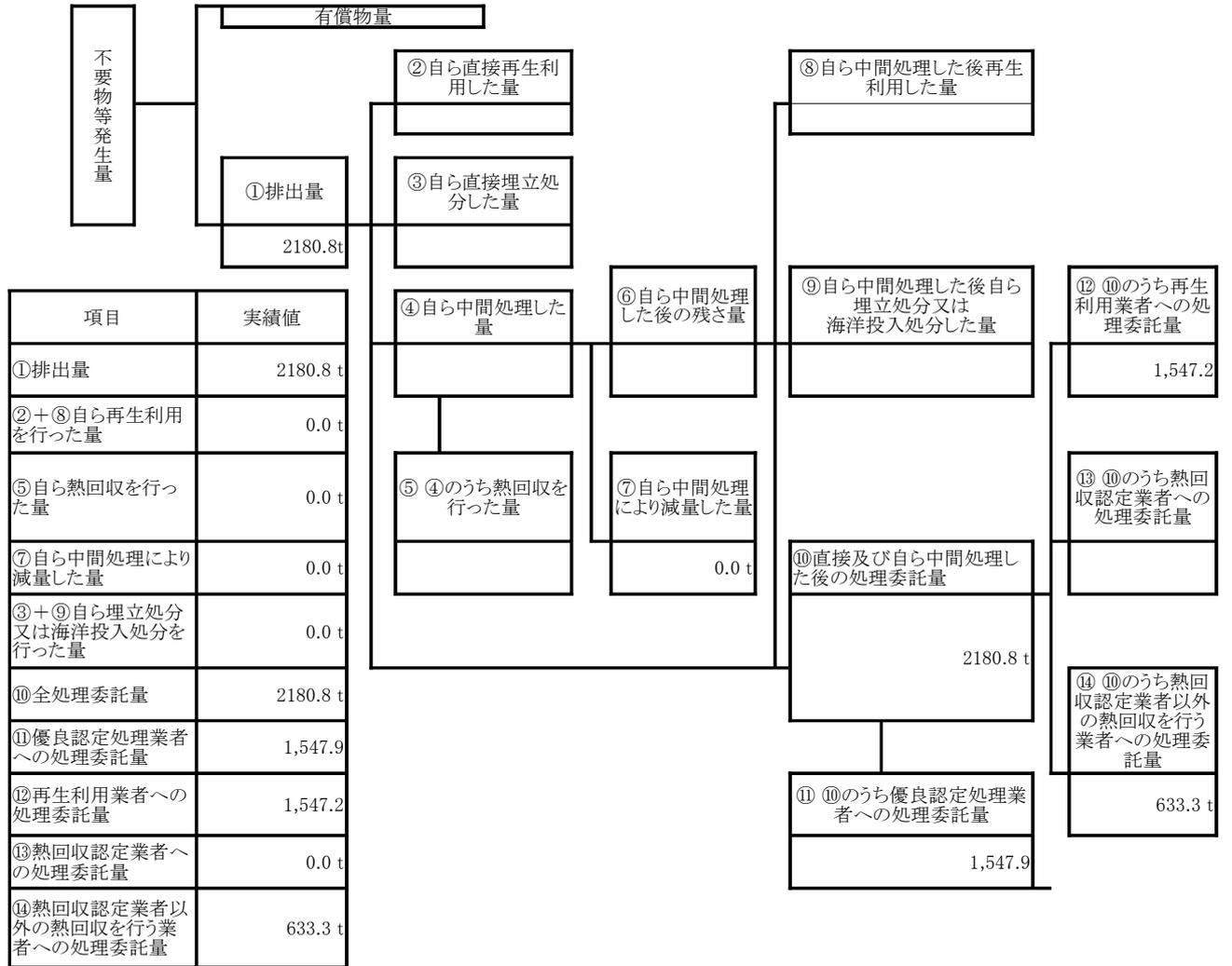
JWNETでの電子マニフェスト管理を実施。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

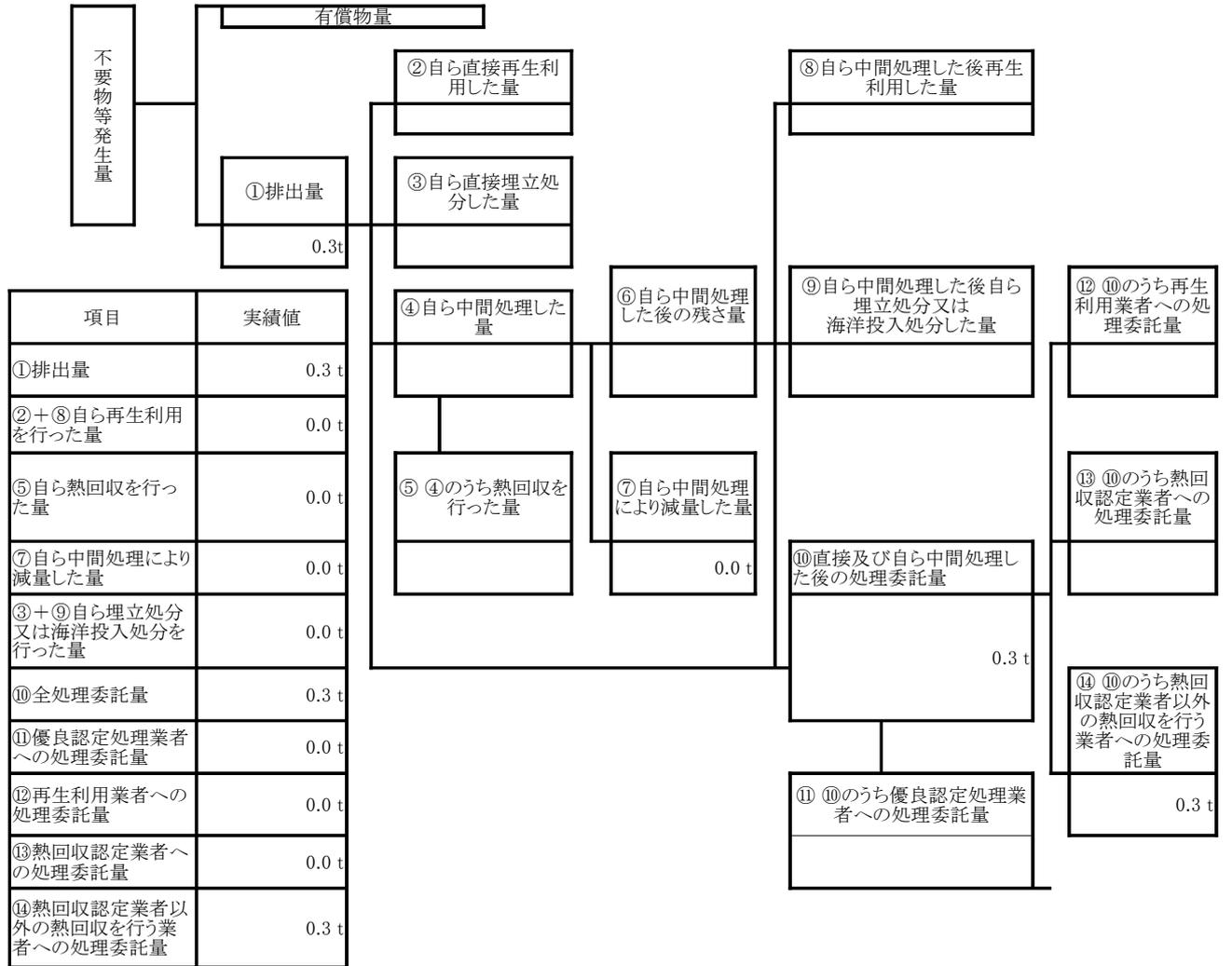
廃油(引火性)

)



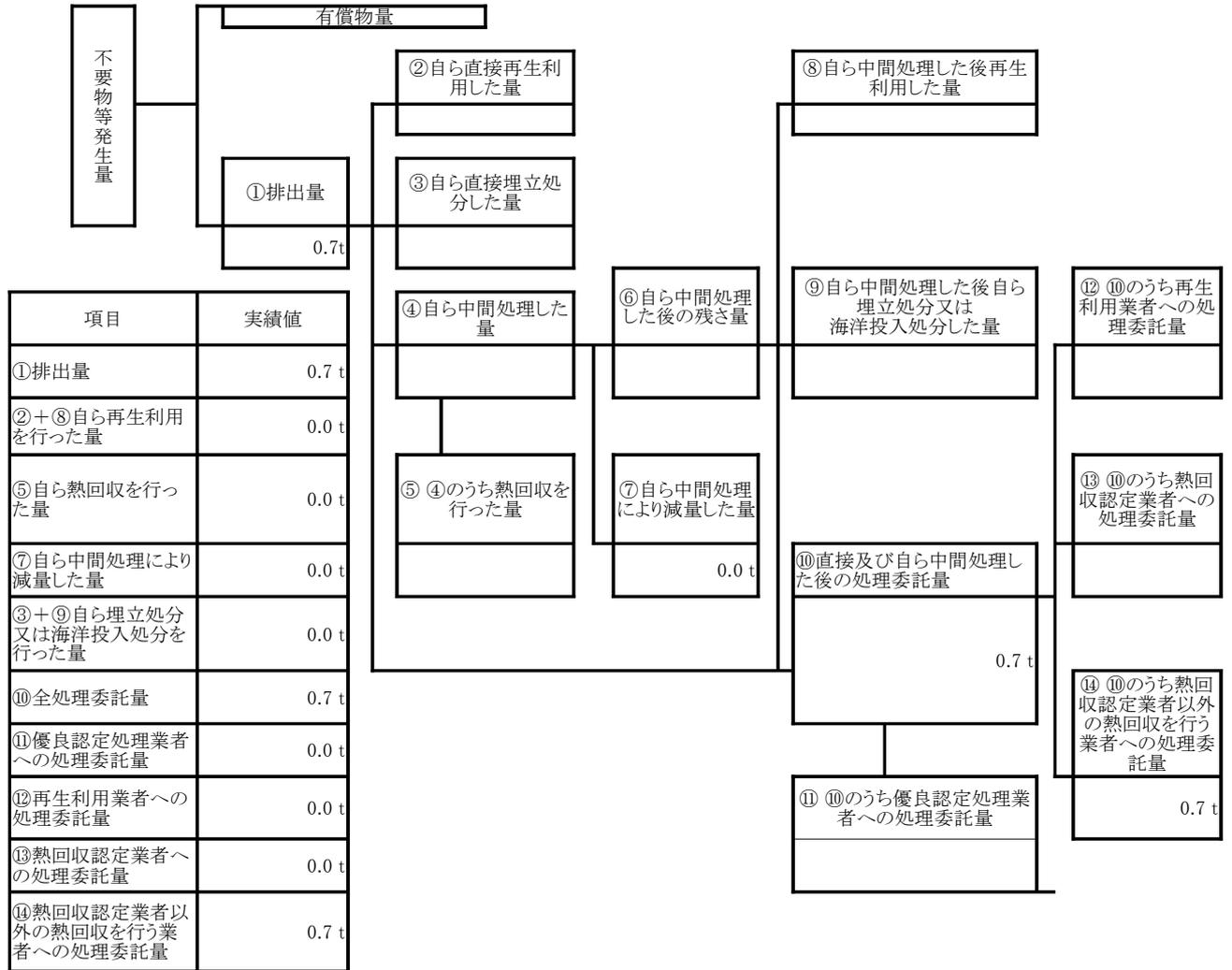
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(pH2.0以下の廃酸) )



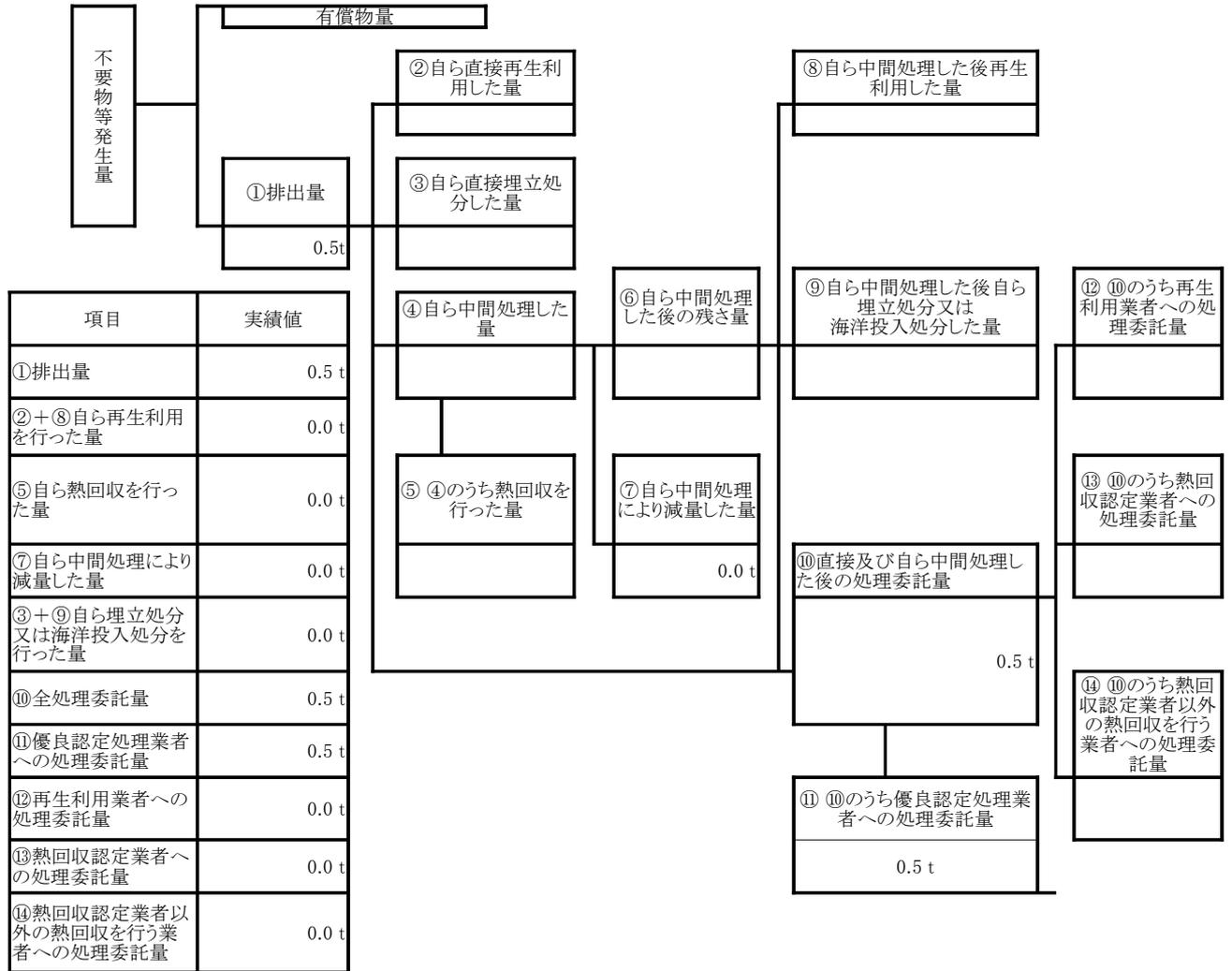
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: アルカリ(pH12.5以上の廃アルカ)



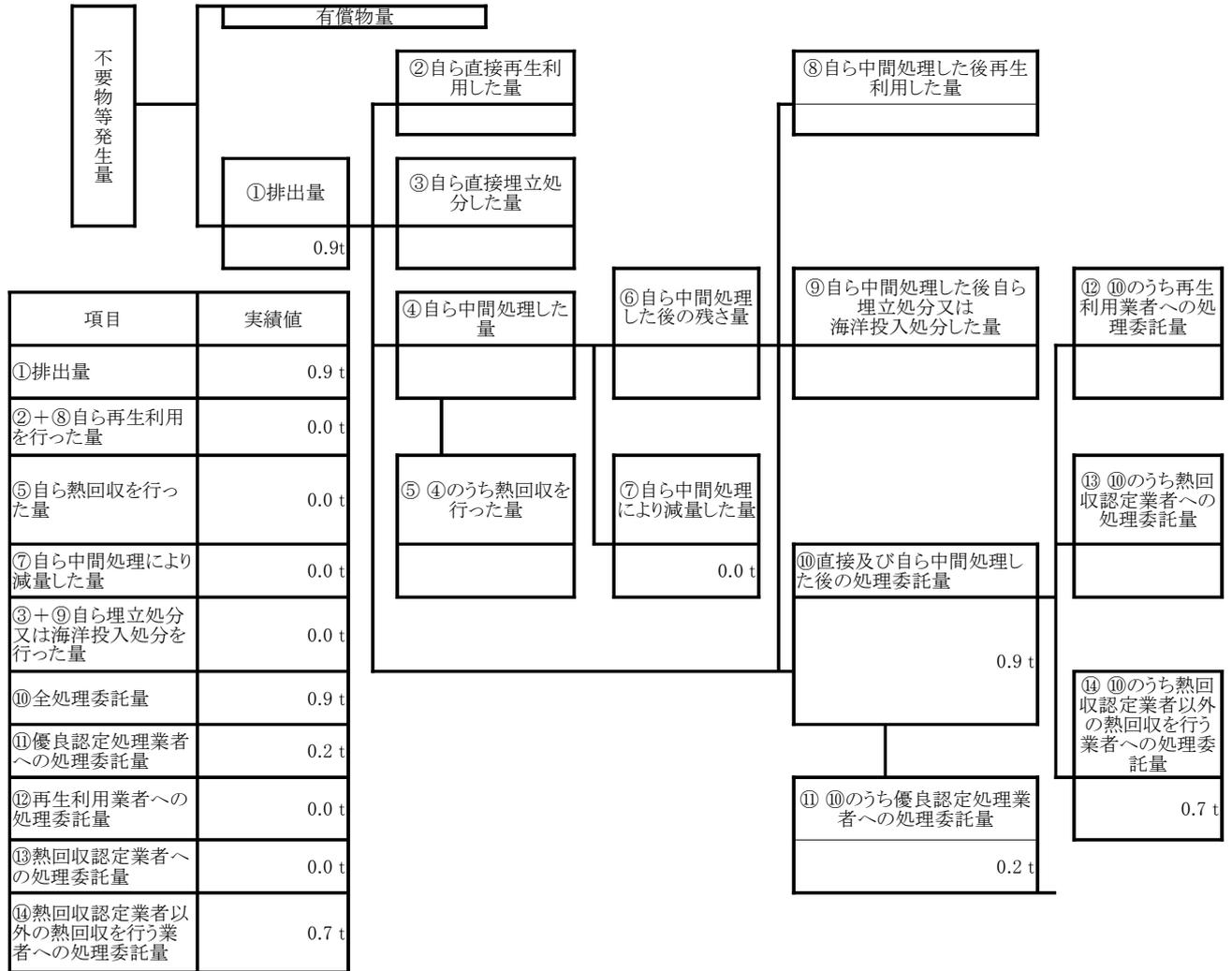
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(金属等を含むもの) )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(金属等を含むも))



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月16日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖1 1 - 1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場 五井製造所		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸1 2 - 1 7		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類：	製造業	中分類： 化学工業
②事業の規模	2,595（百万円）		
③従業員数	20人		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	9.3 t	416.8 t
	(これまでに実施した取組) ・一部の廃油を有価物に転換		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	10 t	400 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃油の有価物への転換検討の継続		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずはそれぞれに分別・保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	9.3 t	416.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	9.1 t	25.1 t
	再生利用業者への処理委託量	9.1 t	416.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.1 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、再生利用できない廃棄物は熱回収を行う業者への処理委託を進め、最終処分量の低減を図っている。		

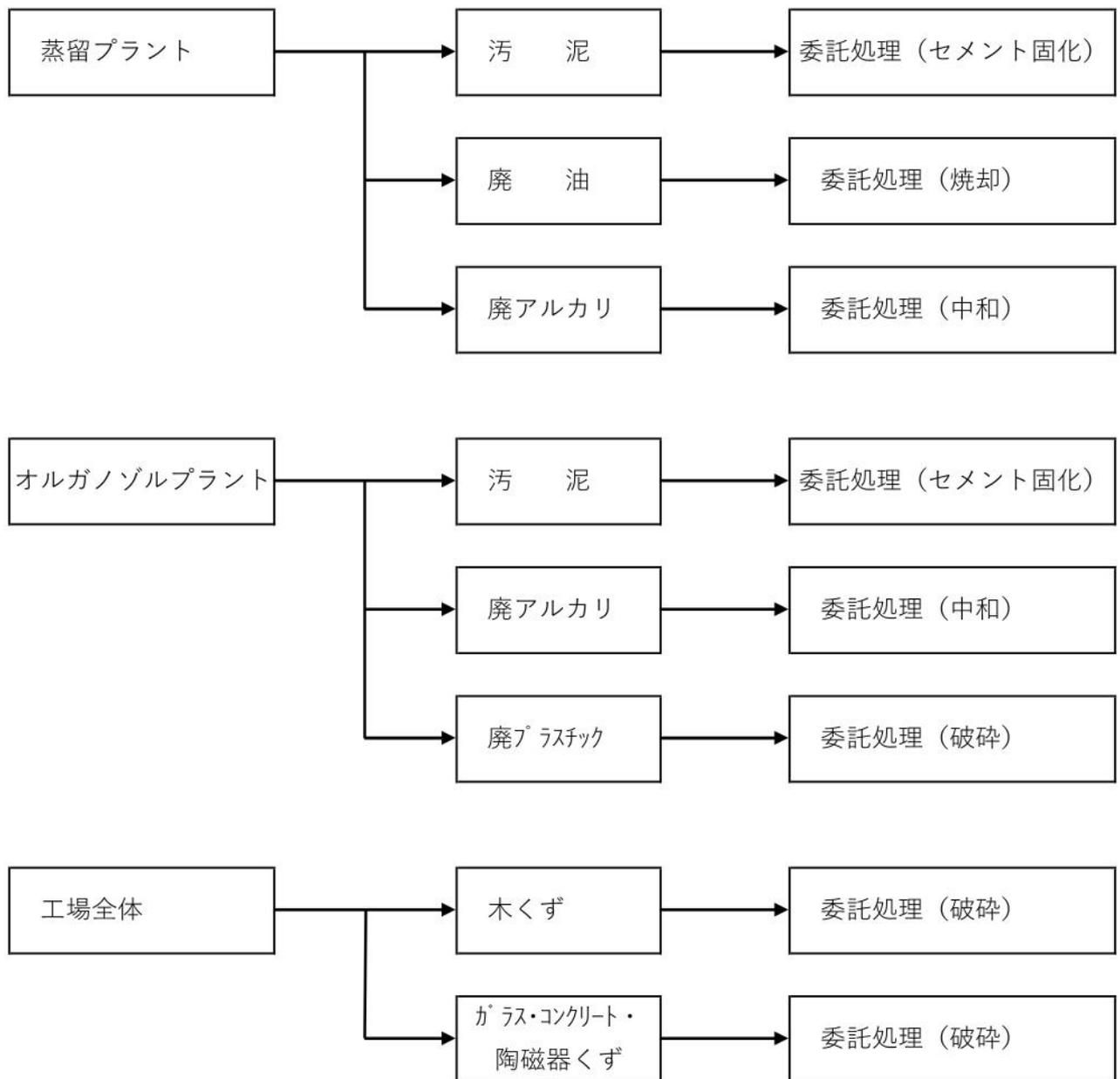
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	10 t	400 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	25 t
	再生利用業者への処理委託量	10 t	400 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を優先的に選定する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)



(管理体制図)

工場長

処理計画統括責任者

総務課

製造課

技術開発室

工務課

品質保証室

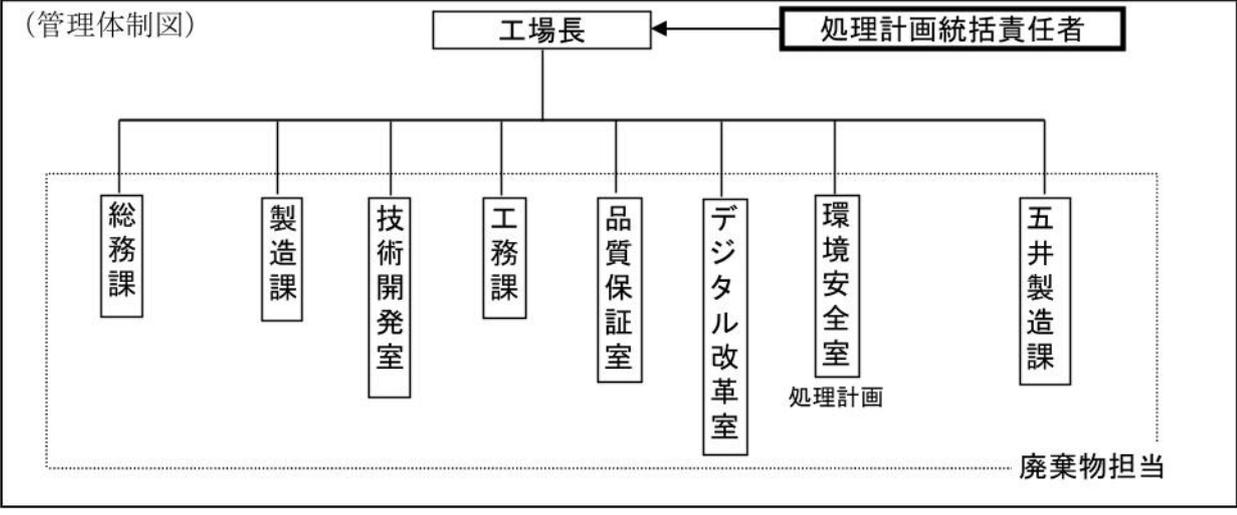
デジタル改革室

環境安全室

五井製造課

処理計画

廃棄物担当



セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	木くず	廃酸			
	排出量	771.3 t	2.9 t	1 t	0.6 t	0.1 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	木くず	廃酸			
	排出量	750 t	2 t	0.5 t	1 t	0.1 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	木くず	廃酸			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	木くず	廃酸			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	木くず	廃酸			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理を行った産業廃棄物の種類								
②計画	【目標】 【目標】 【目標】 【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず	木くず	廃酸			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理を行う産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住所 千葉県袖ヶ浦市北袖11-1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場 五井製造所		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸12-17		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

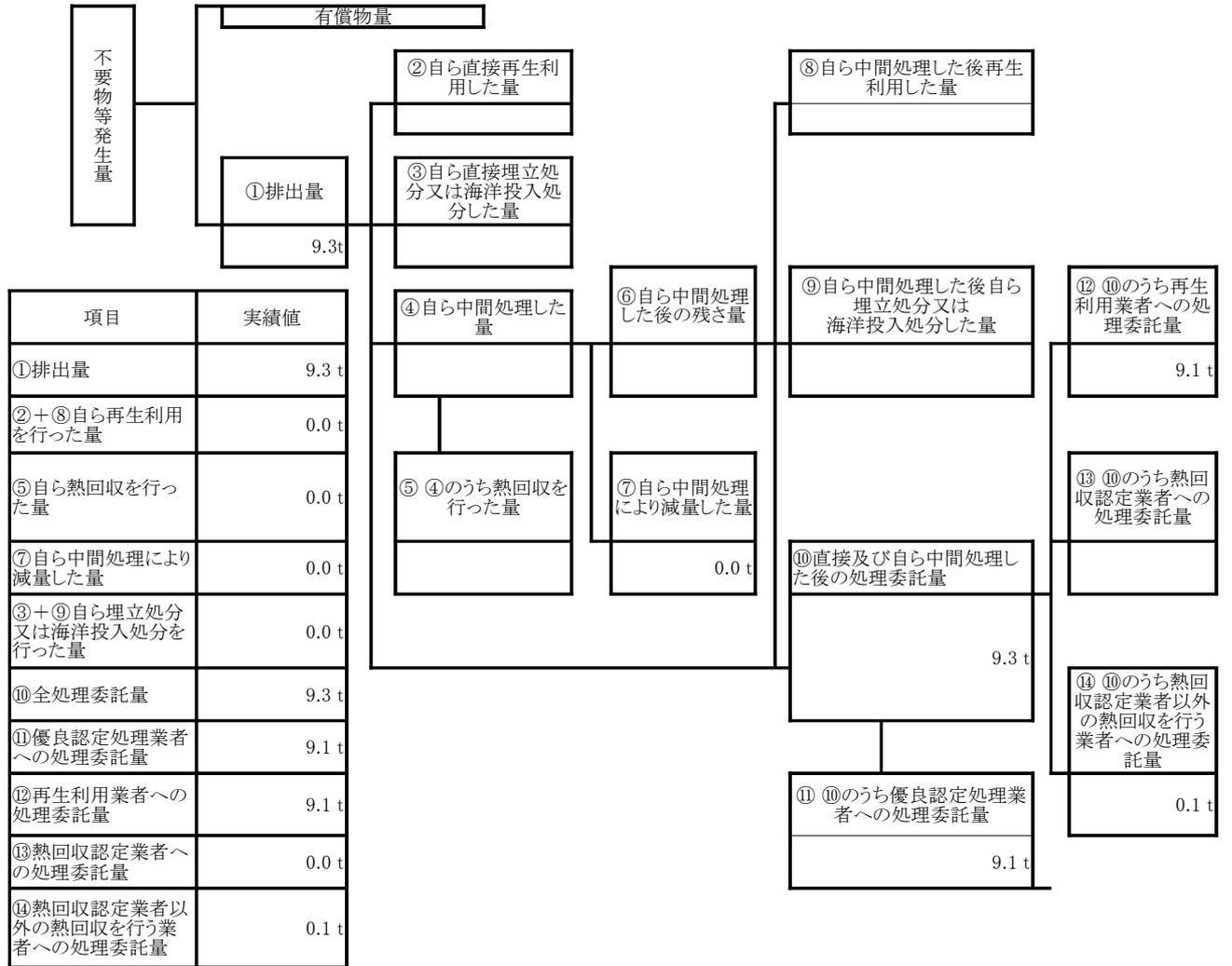
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1064.5 t	全処理委託量	1064.5 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	784.5 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1064.4 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	10 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10.1 t

(日本産業規格 A列4番)

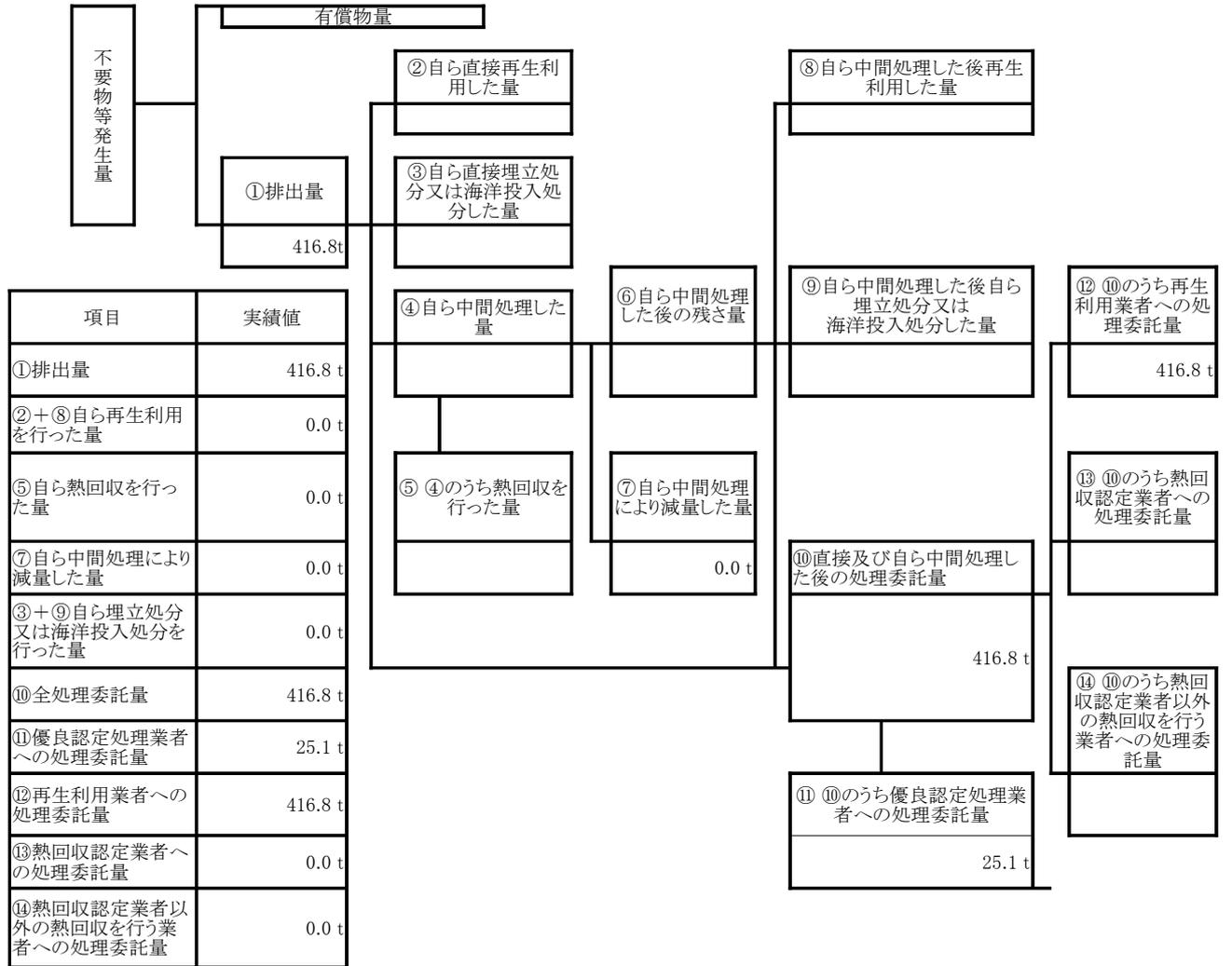
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



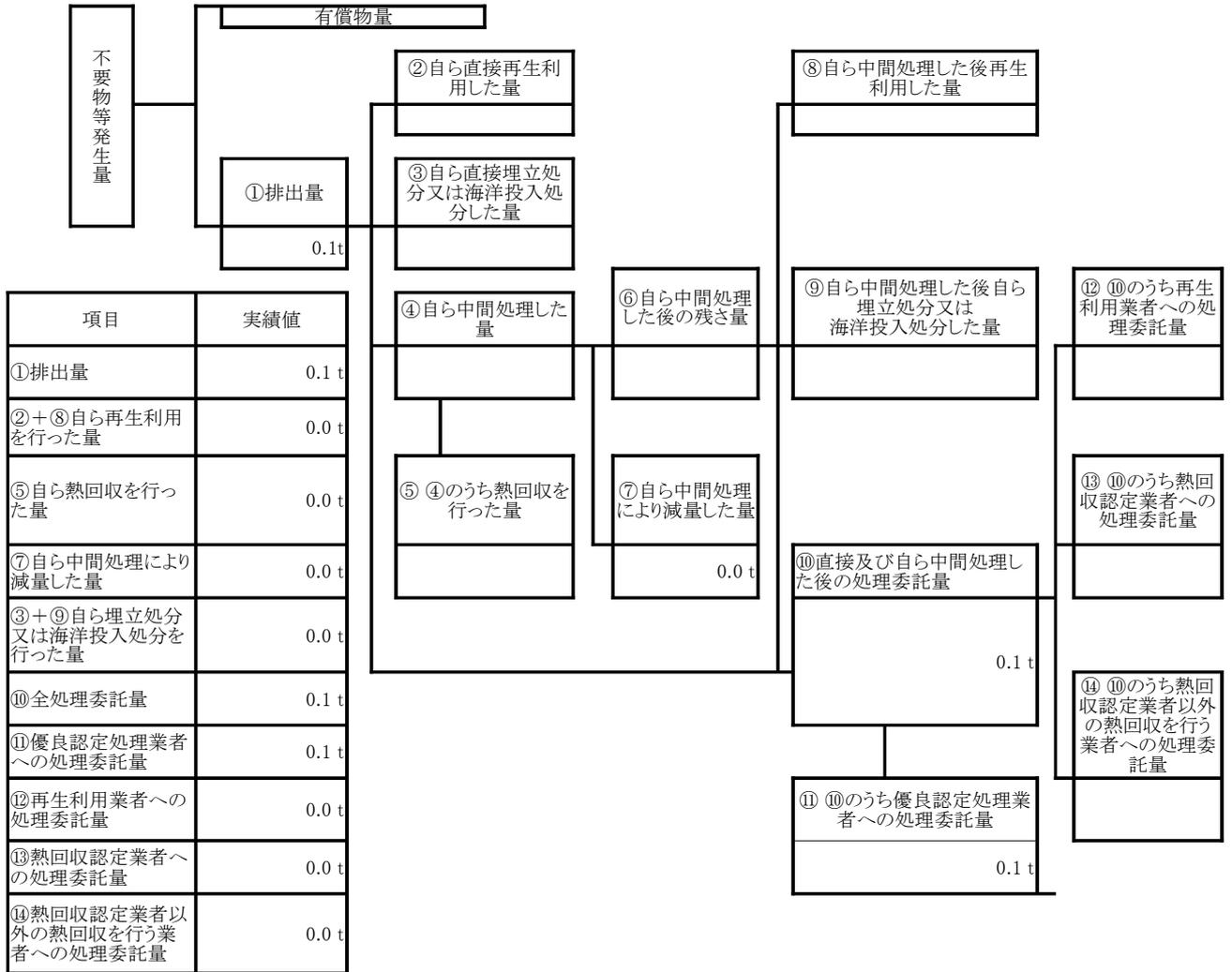
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



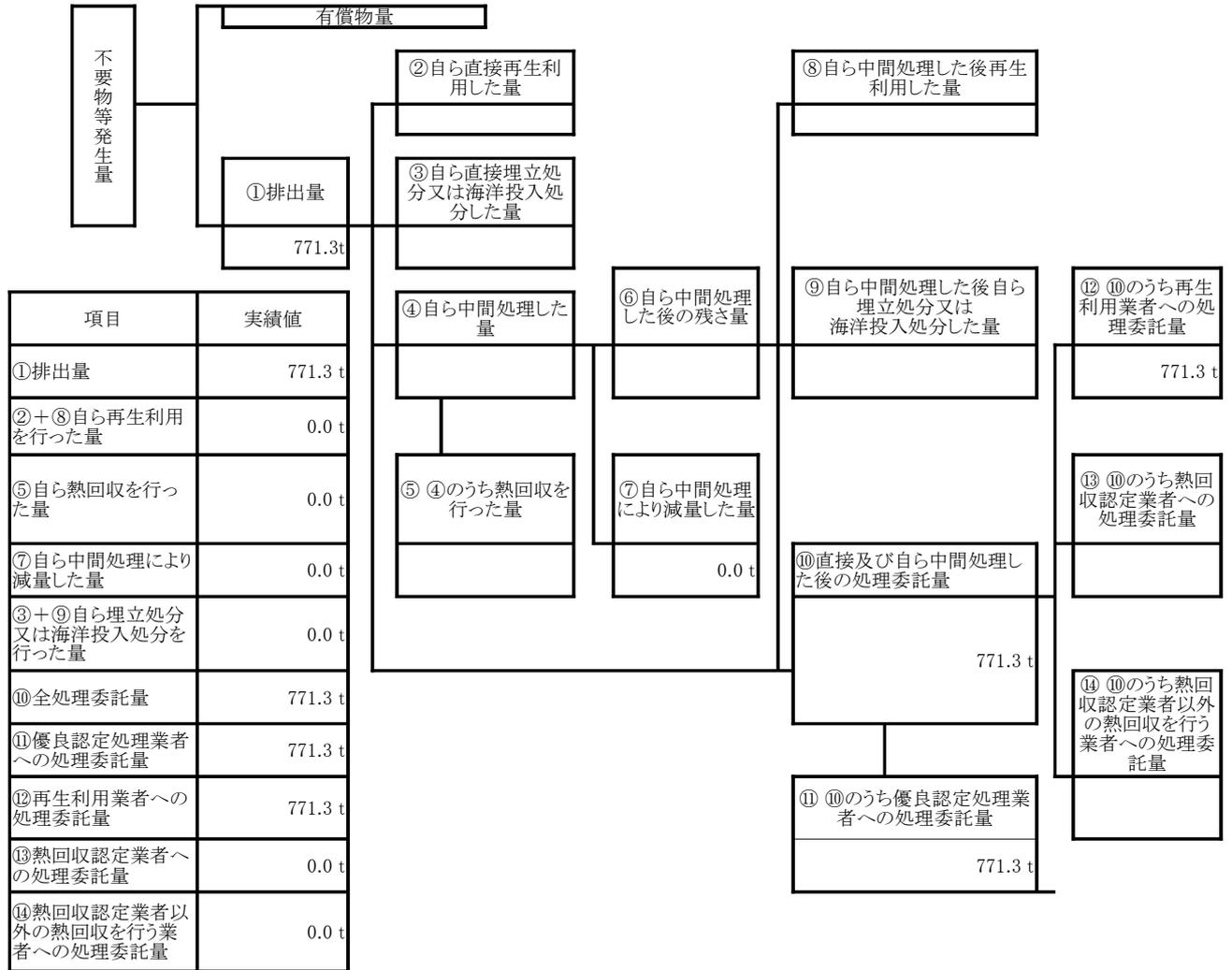
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



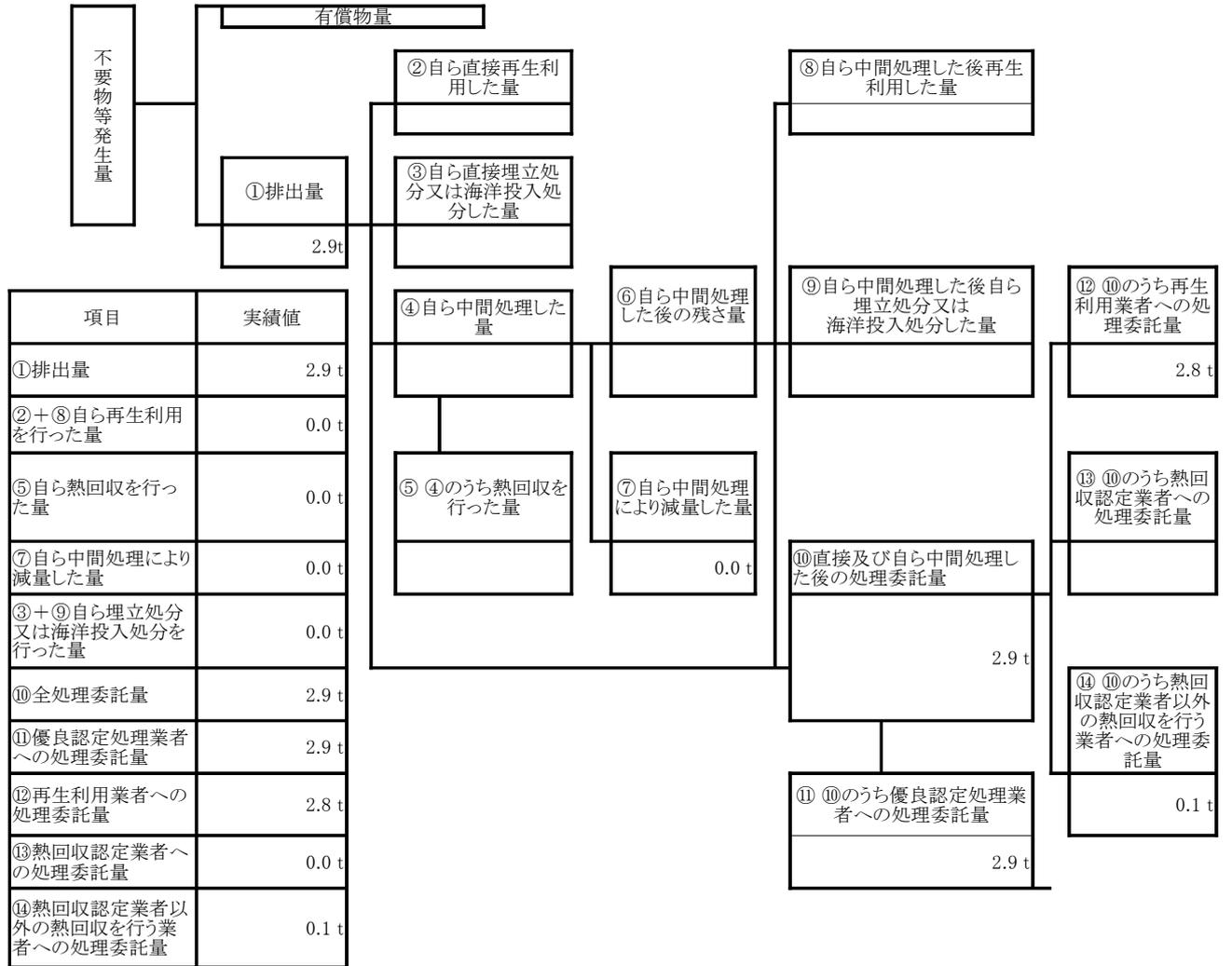
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

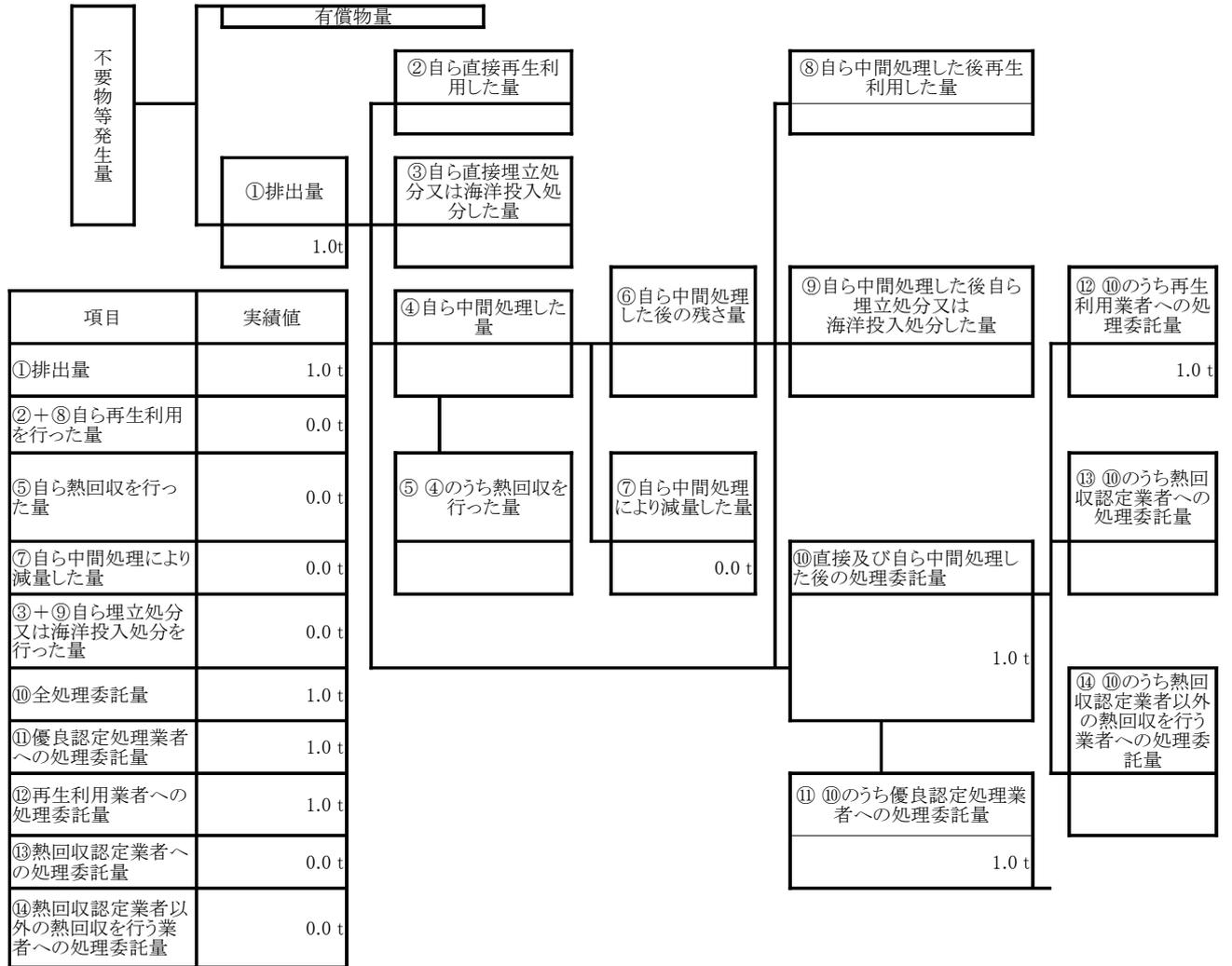
)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



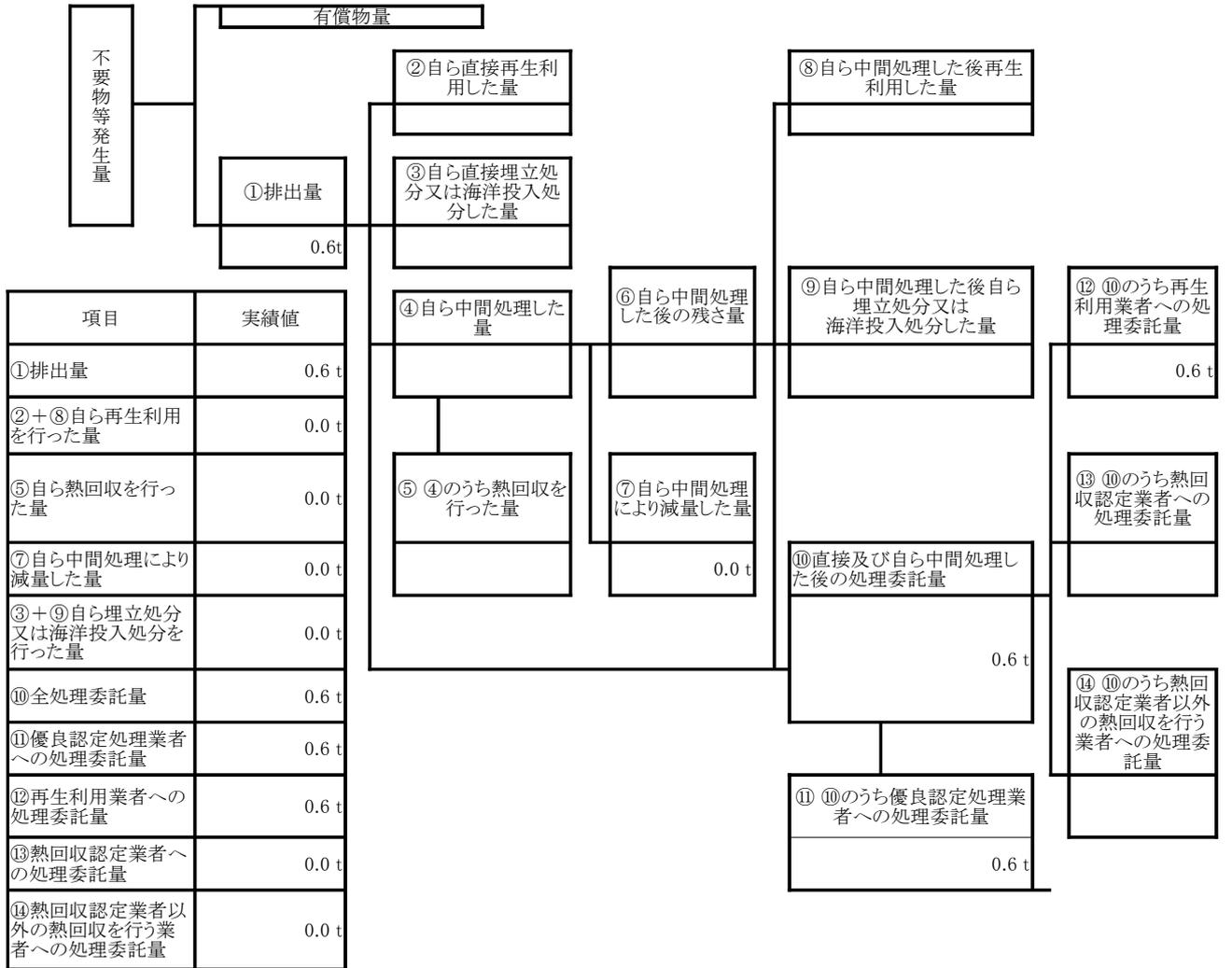
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス陶磁器等くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月16日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖1 1 - 1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場 五井製造所		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸1 2 - 1 7		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 化学工業	
②事業の規模	2,595（百万円）		
③従業員数	20		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	排出量	778 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 製造工程で発生する廃溶媒のリサイクル使用		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	排出量	800 t	15 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引火性廃油については、現在実施中の取組内容を継続実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引火性廃油と通常廃油を分別してドラム缶に収容
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引火性廃油については、現在実施中の取組内容を継続実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし。			

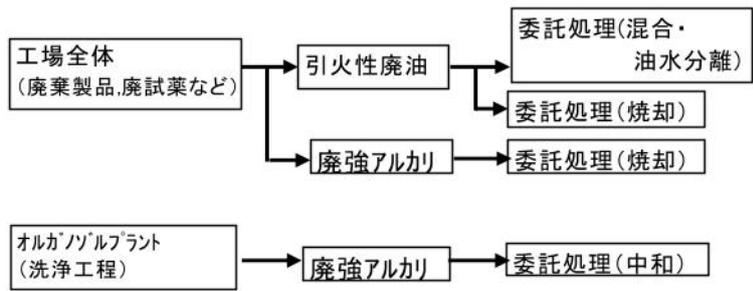
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	全処理委託量	778 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	778 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	778 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、再生利用できない廃棄物は熱回収を行う業者への処理委託を進め、最終処分量の低減を図っている。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
	全処理委託量	800 t	15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	800 t	15 t
	再生利用業者への処理委託量	800 t	15 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を優先的に選定する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度(令和6年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		778 t
(今後実施する予定の取組等) J W N E Tでの電子マニフェスト管理を継続して実施。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



(管理体制図)

工場長

処理計画統括責任者

総務課

製造課

技術開発室

工務課

品質保証室

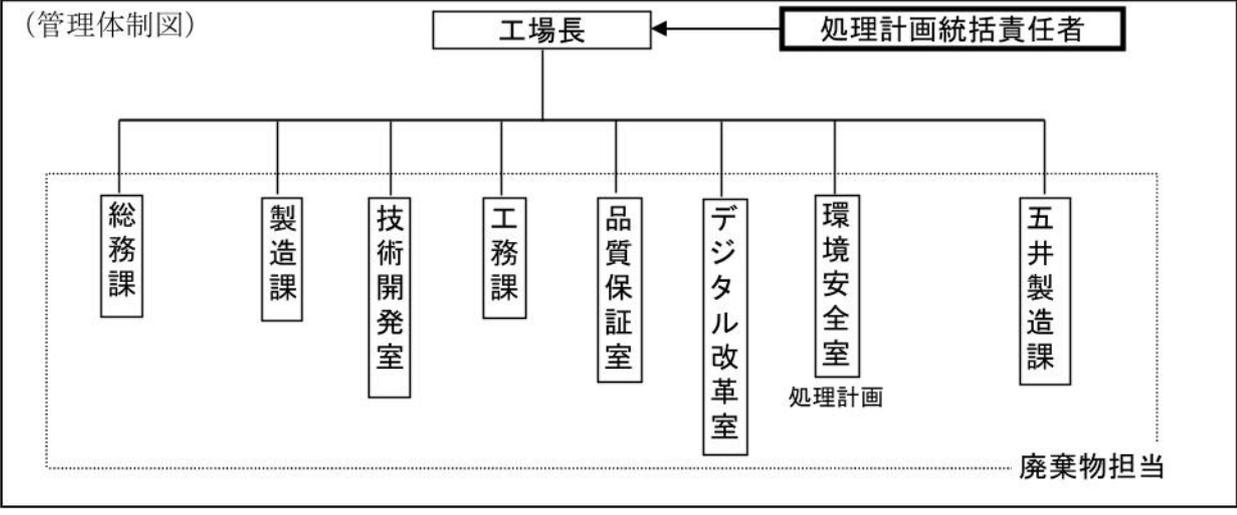
デジタル改革室

環境安全室

五井製造課

処理計画

廃棄物担当



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住所 千葉県袖ヶ浦市北袖11-1

法人名 日産化学株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 村川 純

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日産化学株式会社 袖ヶ浦工場 五井製造所		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸12-17		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	815 t	全処理委託量	815 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	815 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	815 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	642.1 t
	前年度(令和6年度)	778 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) JWNETでの電子マニフェスト管理を実施		

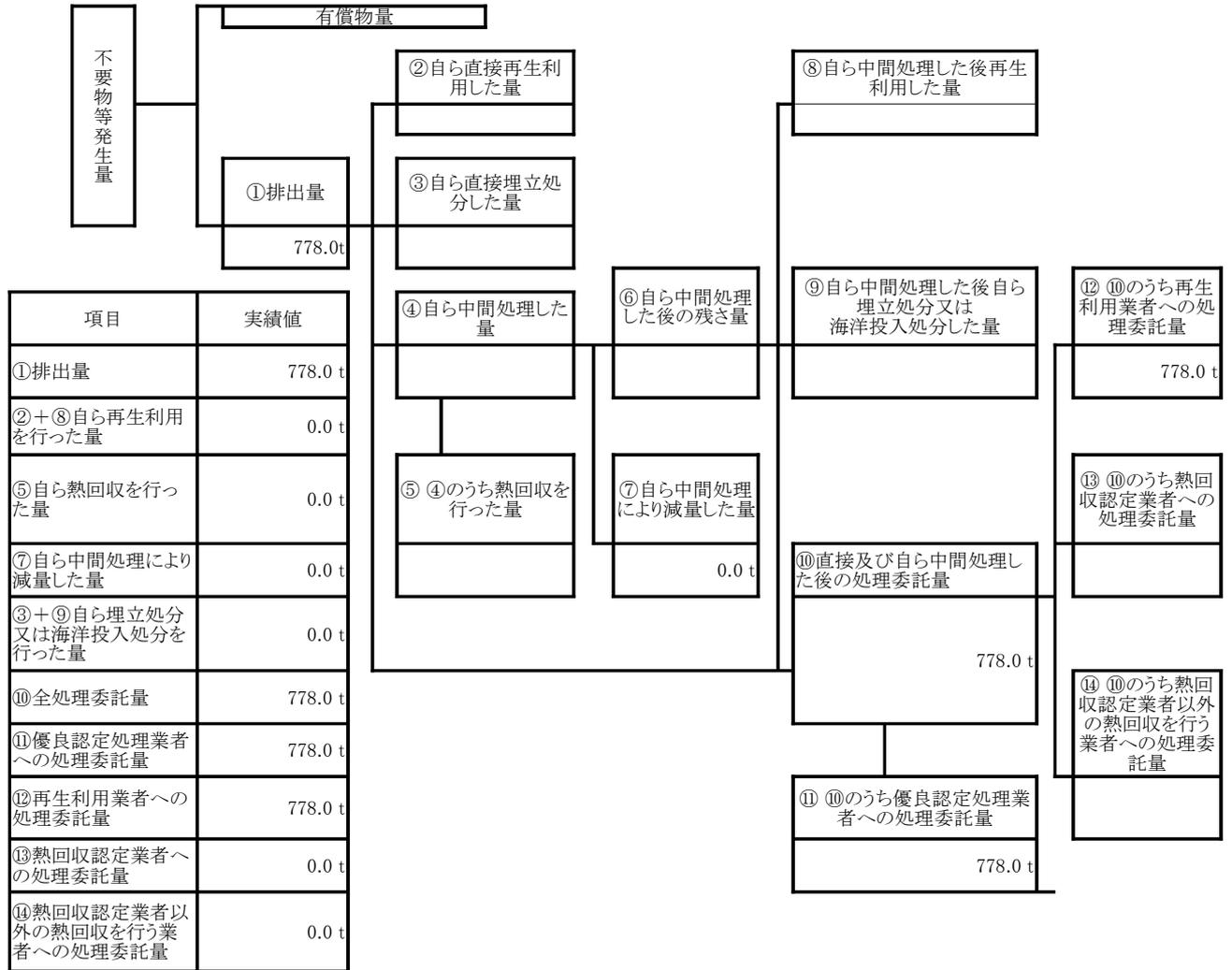
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年4月15日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住 所 千葉県市川市高谷新町9番地の1

法人名 日触テクノファインケミカル株式会社

代表者 代表取締役社長 平尾 晴紀

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-328-1185

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日触テクノファインケミカル株式会社
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町9番地の1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 25億円
③従業員数	107
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油→委託処理(中間処理：焼却・混合) 強酸→委託処理(中間処理：焼却) 廃アルカリ(有害)→委託処理(中間処理：焼却) 廃酸(有害)→委託処理(中間処理：焼却)

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ (有害)
	排出量	51 t	155 t
	(これまでに実施した取組) 溶剤を再利用することで、発生を抑制した。 製造プロセスを見直し、発生量を抑制した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ (有害)
	排出量	30 t	150 t
	(今後実施する予定の取組) 製造プロセスを見直し、廃棄物の発生が少ない処方を継続的に検討する。 新規製品については、既存製品よりも廃棄物の発生が少ない工程を検討する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに分別し、保管を実施している		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別に関する啓蒙活動を継続して実施する		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 再生利用可能な廃棄物は無かった為実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 再生利用可能な廃棄物は無い為実施の予定はない		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 製造工程を見直し廃油を再利用できるか検討した			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 製造工程を見直し、発生量が原単位で拡大しないようにする 社内処理については継続検討する			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋め立て処分する廃棄物がない為実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋め立て処分する廃棄物がない為実施の予定はない		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ（有害）
	全処理委託量	51 t	155 t
	優良認定処理業者への処理委託量	51 t	155 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 溶剤を再利用することで、発生を抑制した。 製造プロセスを見直し、処理委託量を抑制した。 引火性廃油については、有価での引き取りについて、業者と協議をした		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	廃アルカリ (有害)
	全 処 理 委 託 量	30 t	150 t
	優良認定処理業者への処理委託量	30 t	150 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>製造プロセスを見直し、廃棄物の発生が少ない処方を継続的に検討する。  新規製品については、既存製品よりも廃棄物の発生が少ない工程を検討する。  引火性廃油については、有価での引き取りについて、業者と検討をしていく。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度 (令和6年度) 実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		618 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト使用中</p>		
※事務処理欄			

備考

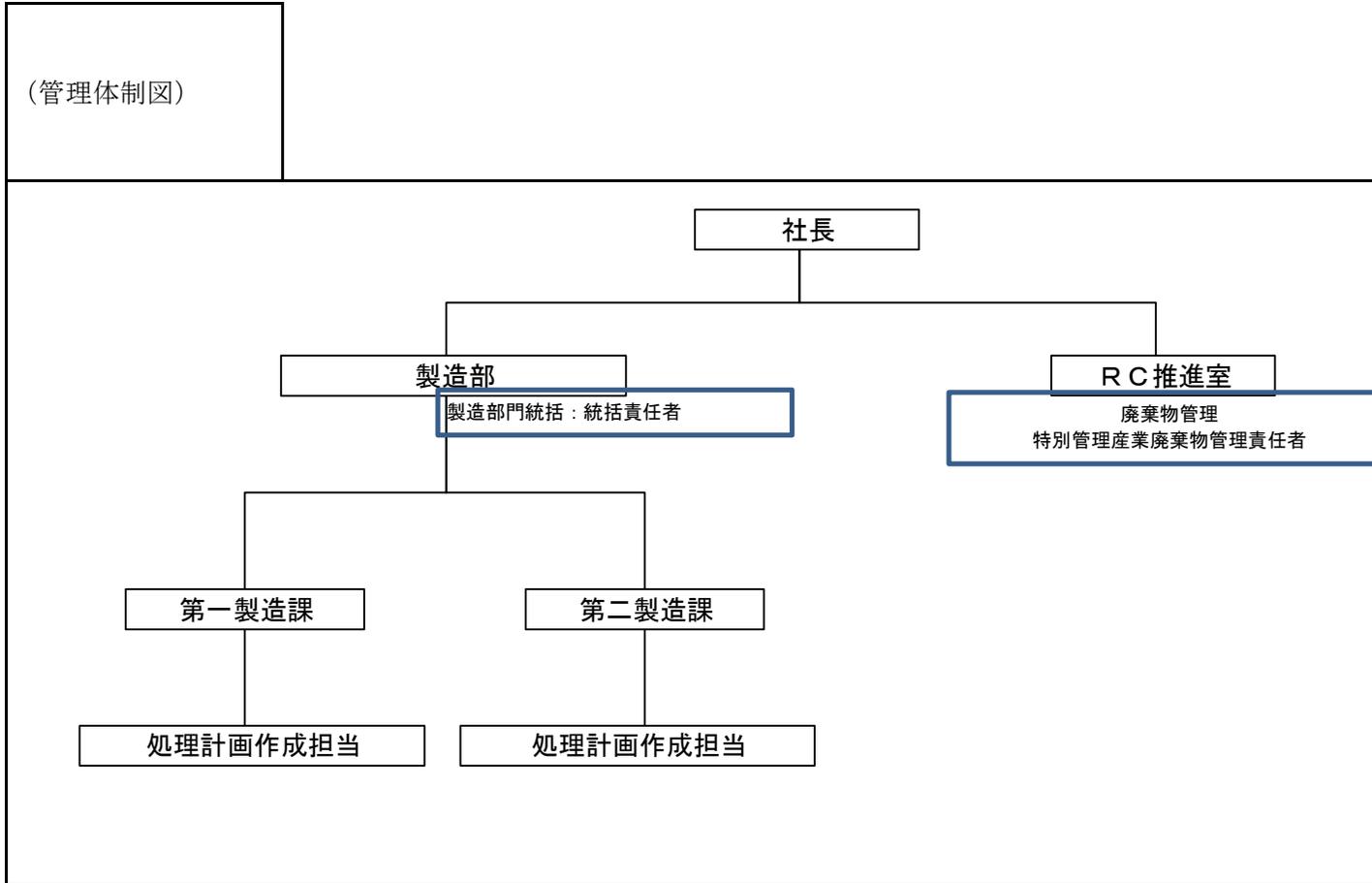
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	排出量	94 t	318 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	排出量	150 t	300 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	全処理委託量	94 t	318 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	94 t	318 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)						
	全処理委託量	150 t	300 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	110 t	300 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

(管理体制図)



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月15日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住所 千葉縣市川市高谷新町9番地の1

法人名 日触テクノファインケミカル株式会社

代表者 代表取締役社長 平尾 晴紀

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-328-1185

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日触テクノファインケミカル株式会社		
事業場の所在地	千葉縣市川市高谷新町9番地の1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	330 t	全処理委託量	330 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	290 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	324 t
	前年度(令和6年度)	618 t

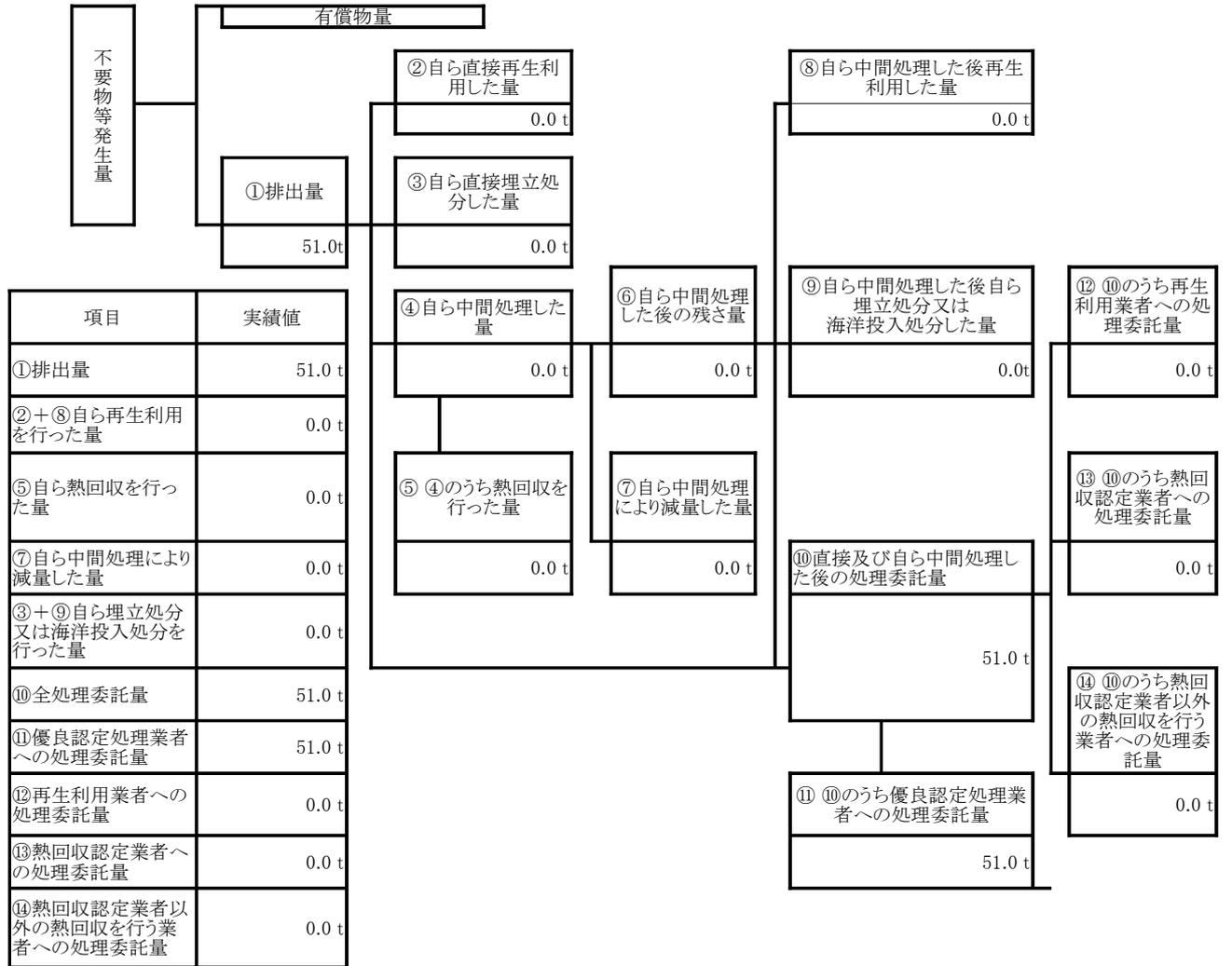
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)  
特別管理産業廃棄物処理は全て電子マニフェストにて処理

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

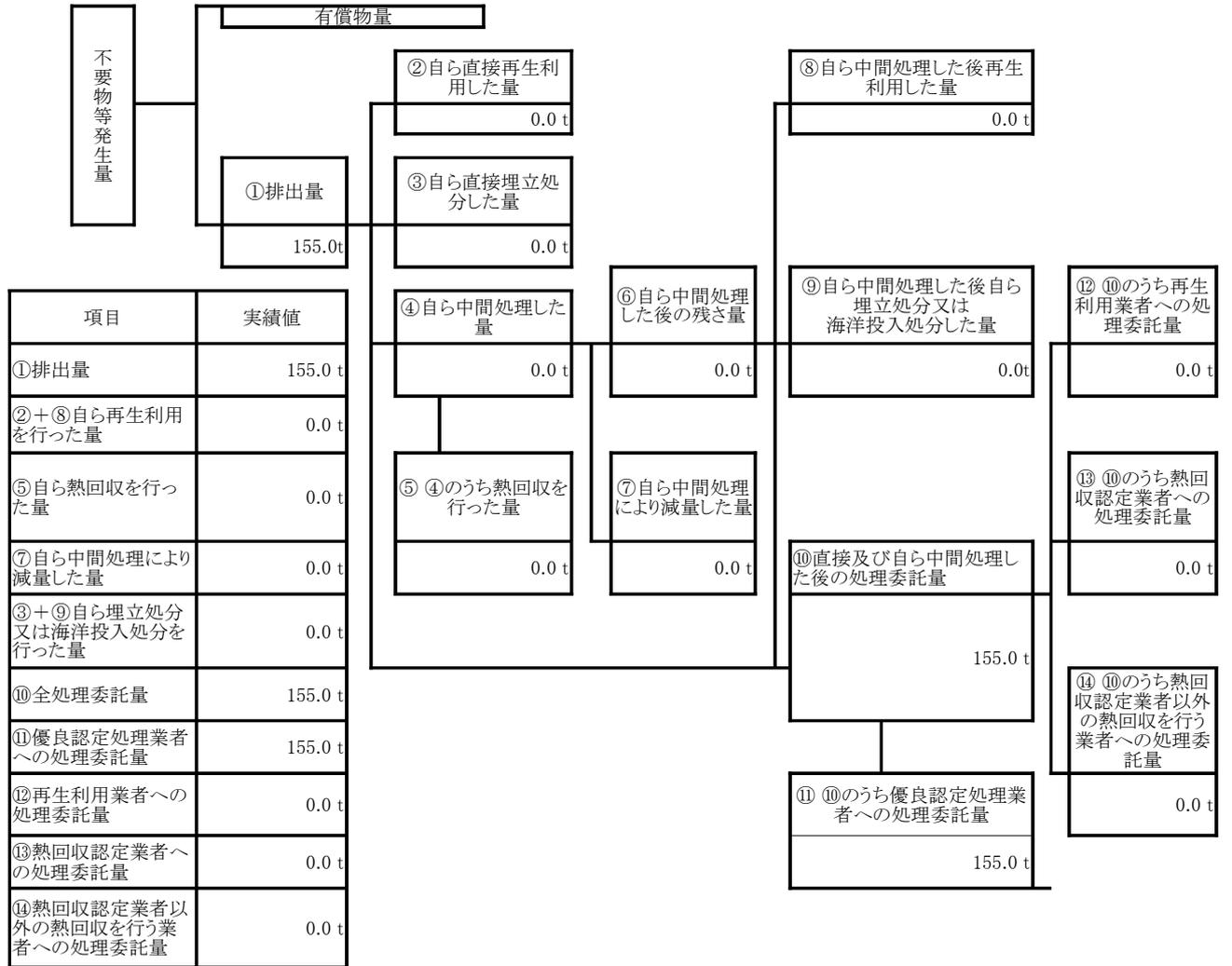
強酸

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害) )

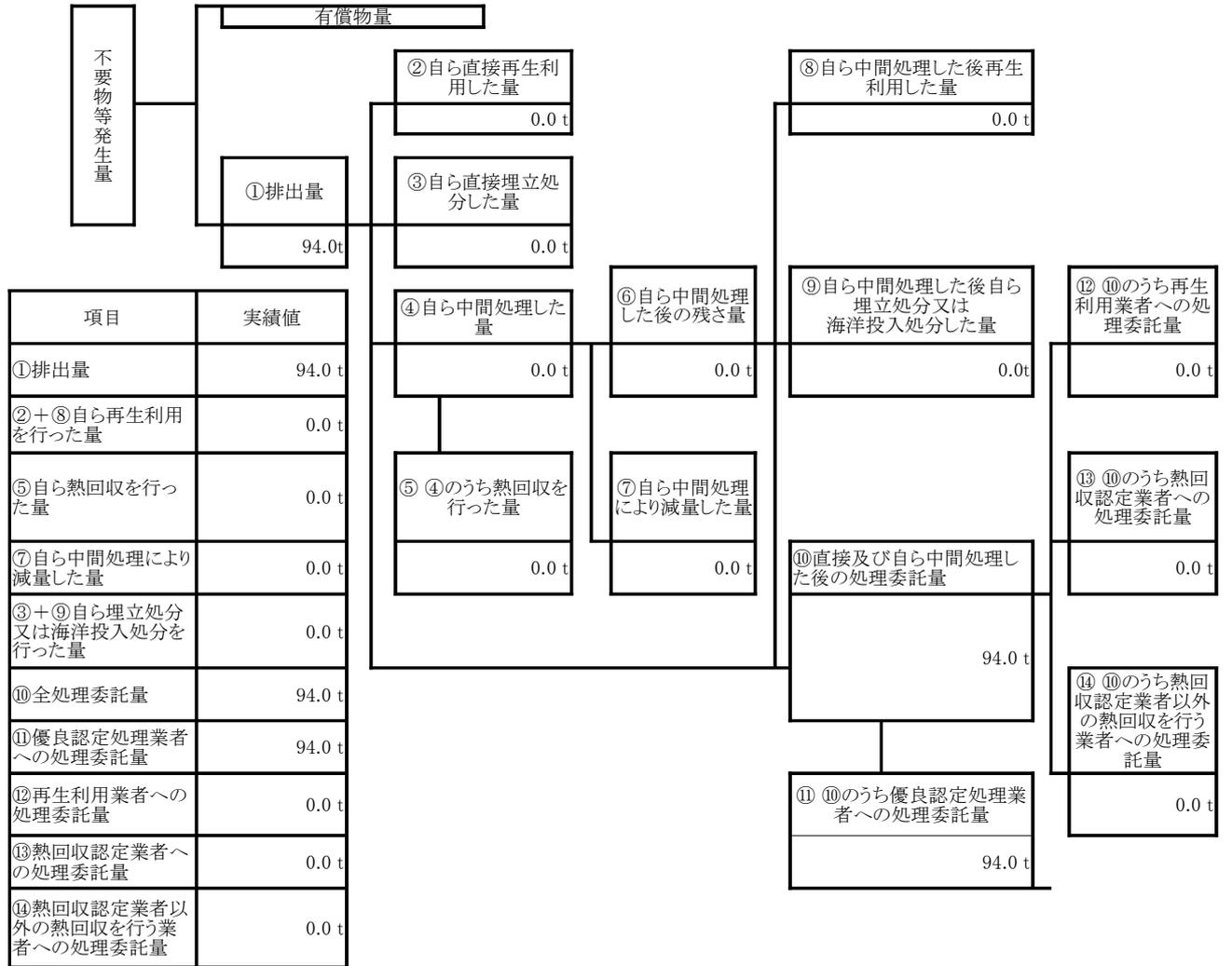


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

引火性廃油

)

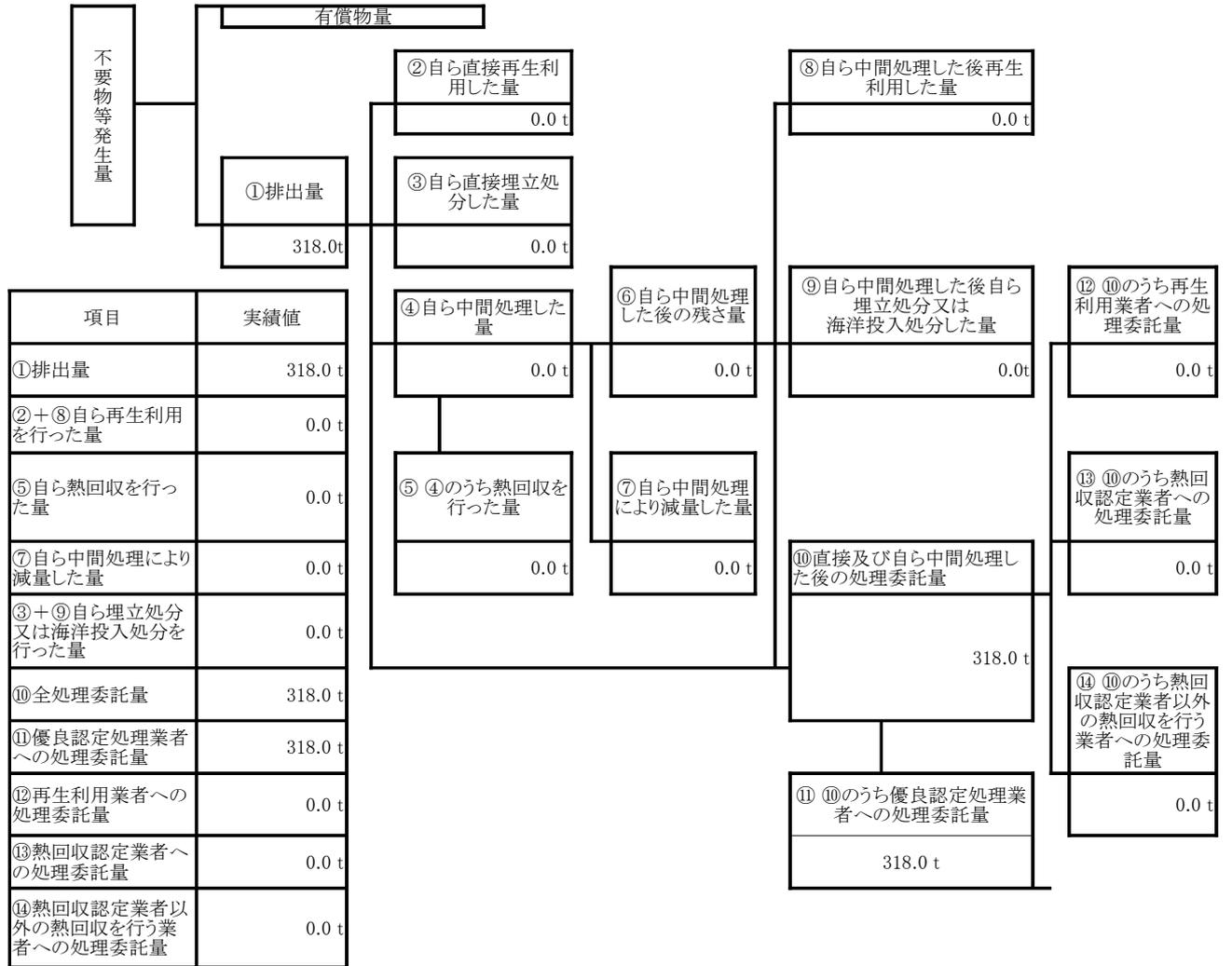


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(有害)

)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年8月8日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 276-0046

住 所 千葉県八千代市大和田新田656-2

法人名 日伸鋼業株式会社

代表者 栗原 淳

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-450-1061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日伸鋼業株式会社		
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田656-2		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類：	金属製品製造業
②事業の規模	683百万円		
③従業員数	25人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	酸洗い工程 → 廃酸（塩酸） → 処理委託		

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙 (管理体制)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	157 t	t
	(これまでに実施した取組) 酸洗い液の濃度測定を行う事で濃度の管理を適切に行い 廃酸の排出量を抑える。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	160 t	t
	(今後実施する予定の取組) 使用可能な塩酸濃度の上限・下限を視野に入れた管理を行う。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸の浮遊物質等のごみを取り除く事により、再生可能な量を多くする。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の継続。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社での処理は行っていない。		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社で処理する計画は無い。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

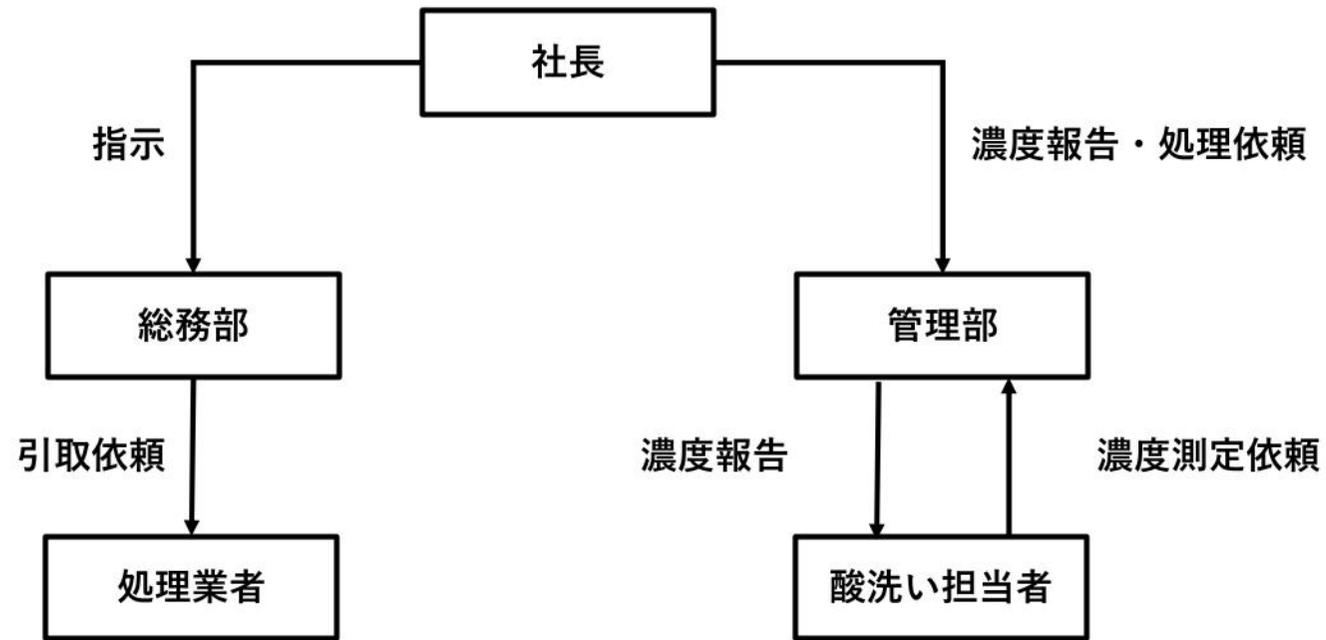
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社での処理は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社で処理する計画は無い。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社での処理は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社で処理する計画は無い。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	157 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	157 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 酸洗い液の濃度測定を行う事で濃度の管理を適切に行い廃酸の排出量を抑える。 廃酸の浮遊物質等のごみを取り除く事により、再生可能な量を多くする。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全 処 理 委 託 量	160 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	160 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>酸洗い液の濃度測定を行う事で濃度の管理を適切に行い廃酸の排出量を抑える。          廃酸の浮遊物質等のごみを取り除く事により、再生可能な量を多くする。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		157 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>今後も電子マニフェストを使用した作業を継続する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年8月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 276-0046

住所 千葉県八千代市大和田新田656-2

法人名 日伸鋼業株式会社

代表者 栗原 淳

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-450-1061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日伸鋼業株式会社		
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田656-2		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 金属製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	160 t	全処理委託量	160 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	160 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	159 t
	前年度(令和6年度)	157 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 2020年4月から電子マニフェストを開始し継続中。		

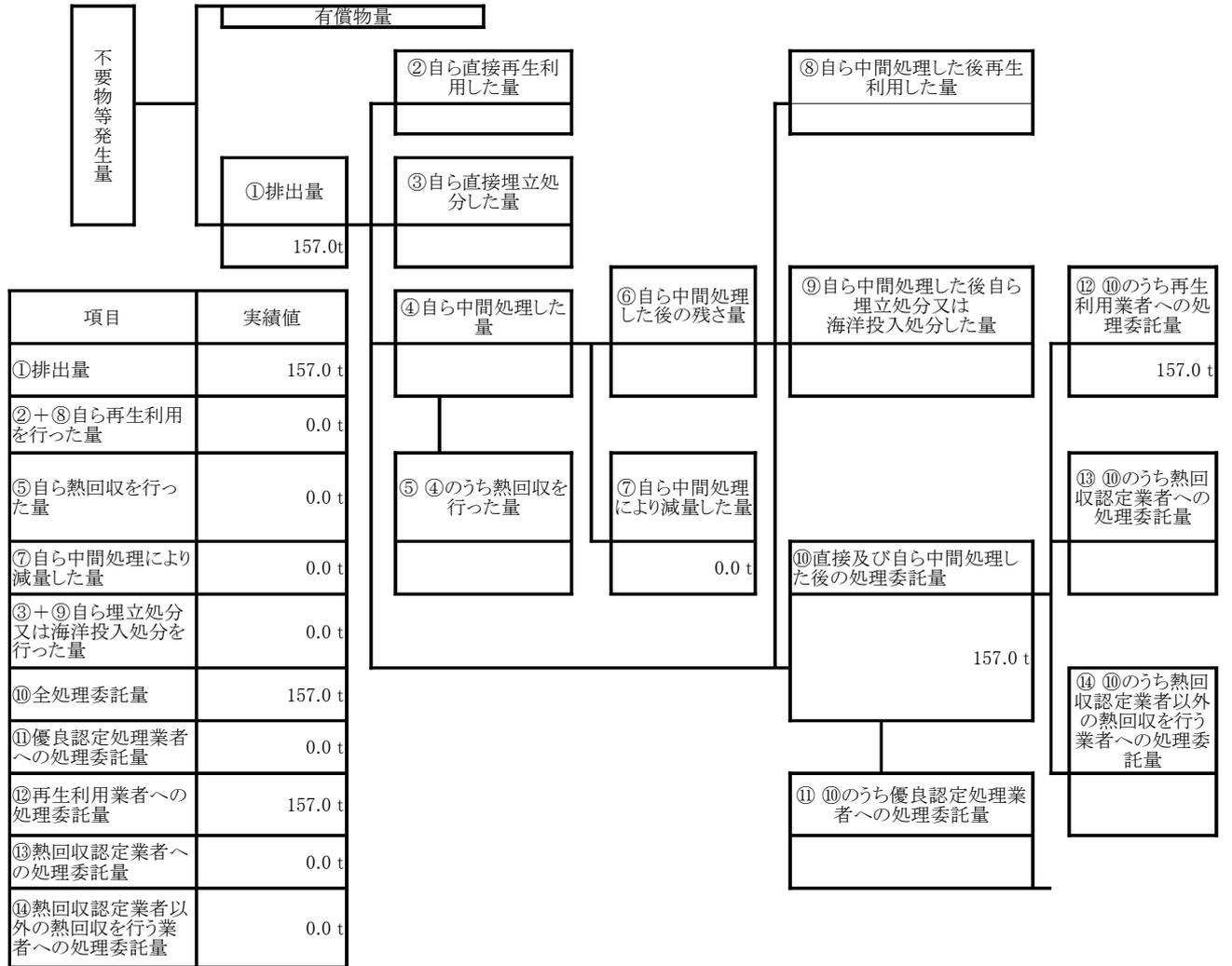
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)



備考

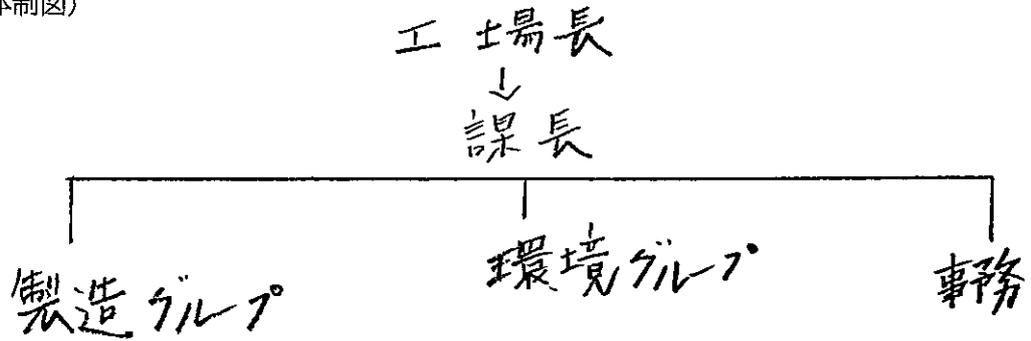
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 9日	
都道府県知事 熊谷 俊人 殿	提出者 東京都江戸川区東小松川4丁目32番5号 日誠金属株式会社 住所 代表取締役 中山浩二 氏名 社長 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3656-1431
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日誠金属株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市長浦 580-30
計画期間	2025年4月 ~ 2026年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	非鉄金属製造業
②事業の規模	1,293,016,359 (令和6年売上高)
③従業員数	22名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出 → 全量委託

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硫酸廃液	
	排出量	80 ㍉ t	t
	(これまでに実施した取組) 廃液の減量		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	硫酸廃液	
	排出量	80.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き廃液の減量		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	塩酸廃液	
	全処理委託量	80.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(これまでに実施した取組)		
年1回の打ち合わせ等			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	塩酸廃液	
	全処理委託量	80.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
系迷系統			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	80.83 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
電子マニフェスト導入済			
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 9日

都道府県知事  
熊谷 俊人 殿

東京都江戸川区東小松川4丁目32番5号  
提出者 日誠金属株式会社  
住 所  
氏 名 代表取締役社長 中山 浩二  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 03-3656-1431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日誠金属株式会社
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市長浦 580-39 千葉工場
事業の種類	非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年3月 ~ 2025年4月

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	80 t	全処理委託量	80 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

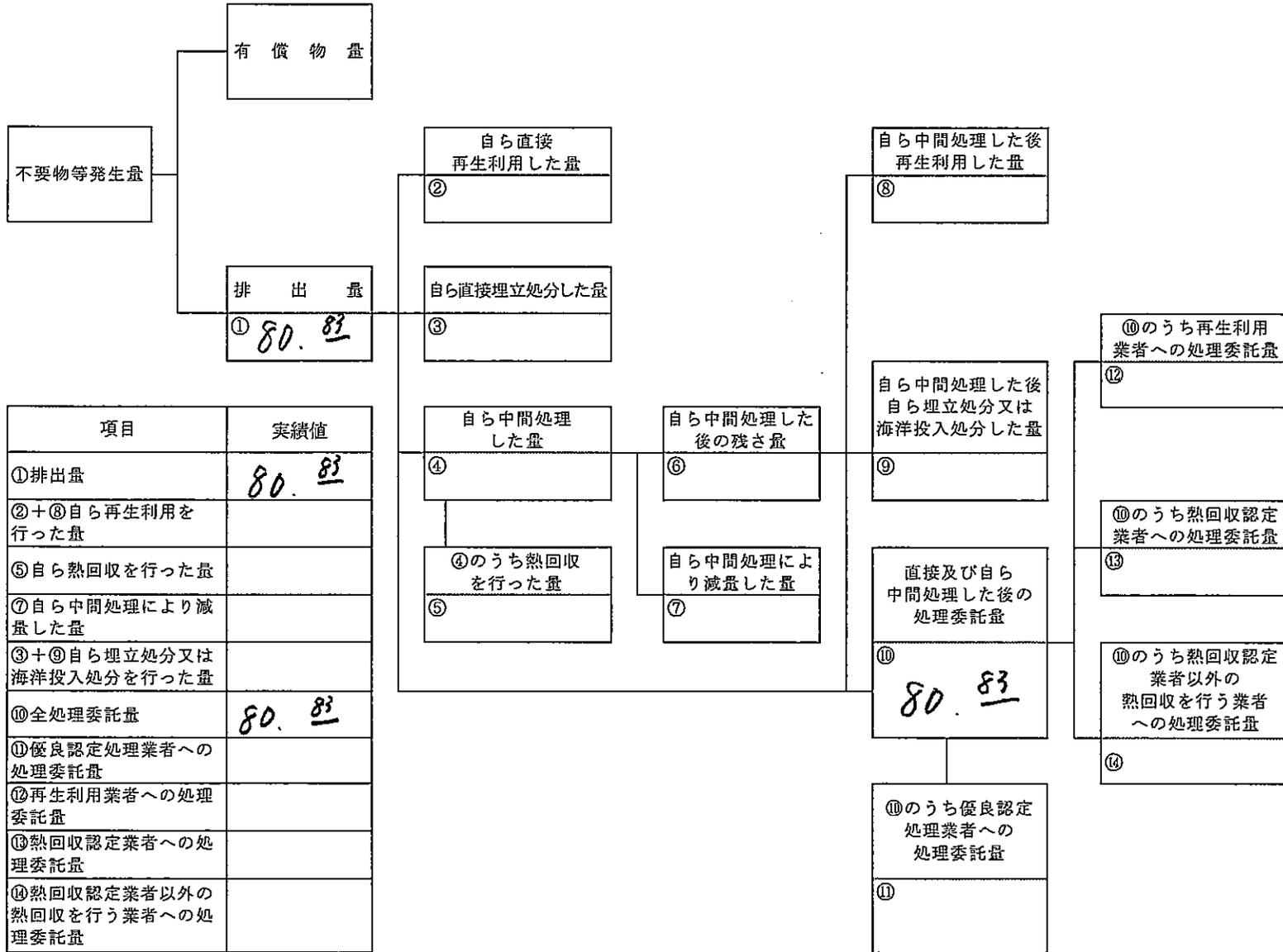
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 85.66 t 前年度 80.83 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト導入済	

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 塩酸廃液)



項目	実績値
①排出量	80.83
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	80.83
⑩優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 286-0202

住 所 千葉県富里市日吉倉1422-1

法人名 株式会社 ニッセーデリカ

代表者 吉田 輝彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0476-92-2401

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ニッセーデリカ 千葉工場
事業場の所在地	千葉県富里市日吉倉1422-1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 食料品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 110億円
③従業員数	500
④産業廃棄物の一連の処理の工程	動植物性残渣：発酵（液状飼料化）による中間処理から飼料化 焼却による発電と燃料ガス回収 廃プラスチック：破碎、溶解固化によるRPF化・固形燃料化 汚泥：発酵による中間処理から堆肥化 オイルボール：高度脱水処理による中間処理 混合廃棄物：破碎、圧縮し再資源化

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 千葉工場 工場長 ↓ 千葉工場 副工場長 ↓ 千葉設備管理課 (長)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	排出量	1222 t	357.7 t
	(これまでに実施した取組) ・各課参加による省エネ活動の実績と報告 ・冬季脱水汚泥の脱水時間削減 ・歩留まりの最適化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	排出量	1210 t	350 t
	(今後実施する予定の取組) ・各課参加による省エネ活動の実績と報告 ・汚泥の脱水時間の削減(11月～4月末) ・汚泥脱水機の更新 水分量の削減 ・具材準備率の削減		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・綺麗な廃プラスチック類、汚れた廃プラスチック類、 動植物性残渣をそれぞれ分別してゴミ庫内に保管		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	全処理委託量	1222 t	357.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	42.6 t
	再生利用業者への処理委託量	1222 t	315.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・各課にて省エネ活動の実施及び実績報告・エコアクション活動の活性化		
	・脱水汚泥の脱水時間削減		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック
	全処理委託量	1210 t	350 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	50 t
	再生利用業者への処理委託量	1210 t	300 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・エコアクション活動にて、省エネ・省廃棄物活動 ・脱水機更新 ・脱水汚泥の脱水時間削減		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	オイルポール	混載廃棄物					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	オイルポール	混載廃棄物					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	オイルポール	混載廃棄物					
	全処理委託量	460 t	272 t	32.2 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	272 t	32.2 t	t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	460 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	オイルポール	混載廃棄物					
	全処理委託量	450 t	260 t	30 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	260 t	30 t	t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	450 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 286-0202

住所 千葉県富里市日吉倉1422-1

法人名 株式会社 ニッセーデリカ

代表者 吉田 輝彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0476-92-2401

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 ニッセーデリカ 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県富里市日吉倉1422-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

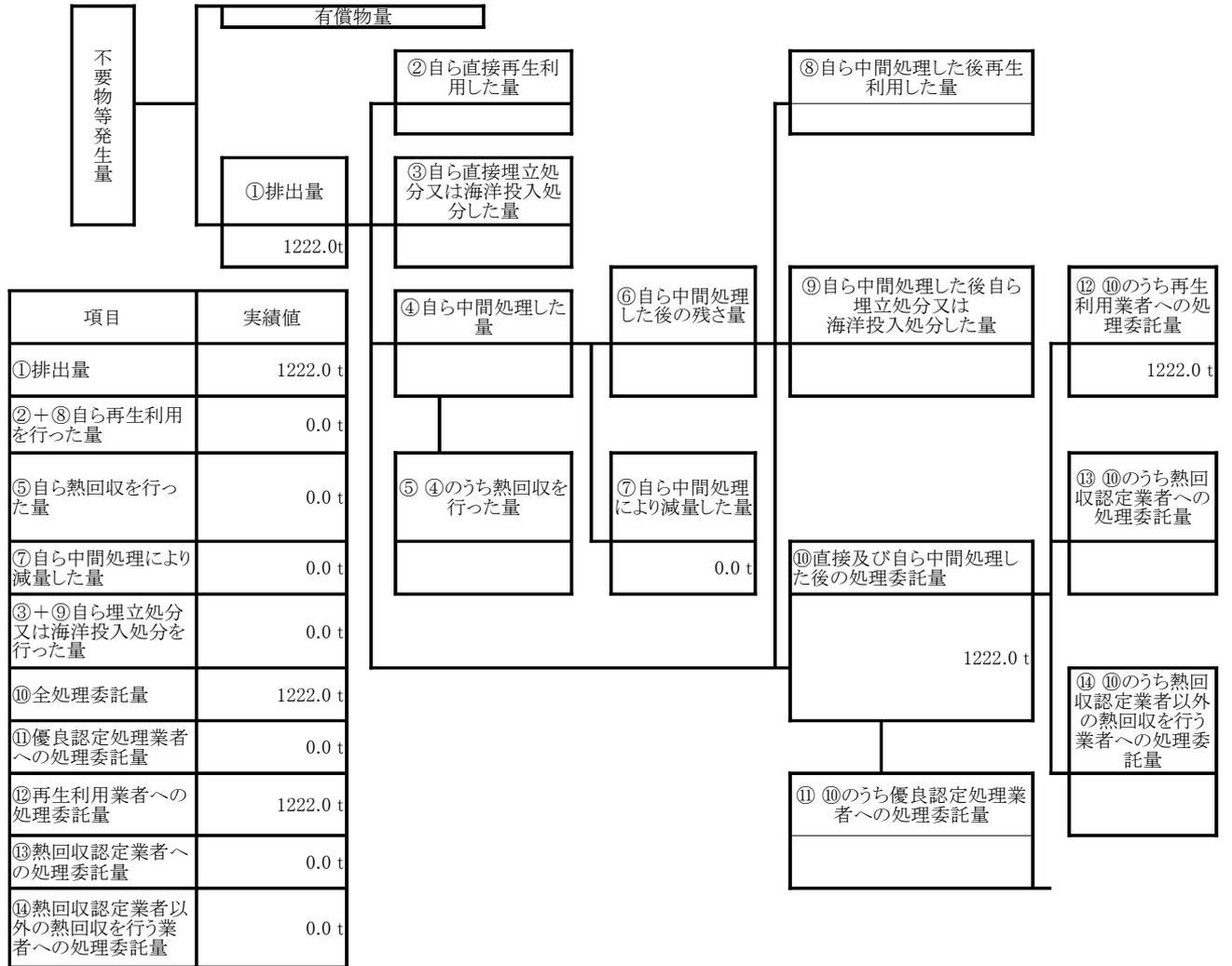
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2551.4 t	全処理委託量	2551.4 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	361.4 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2190 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

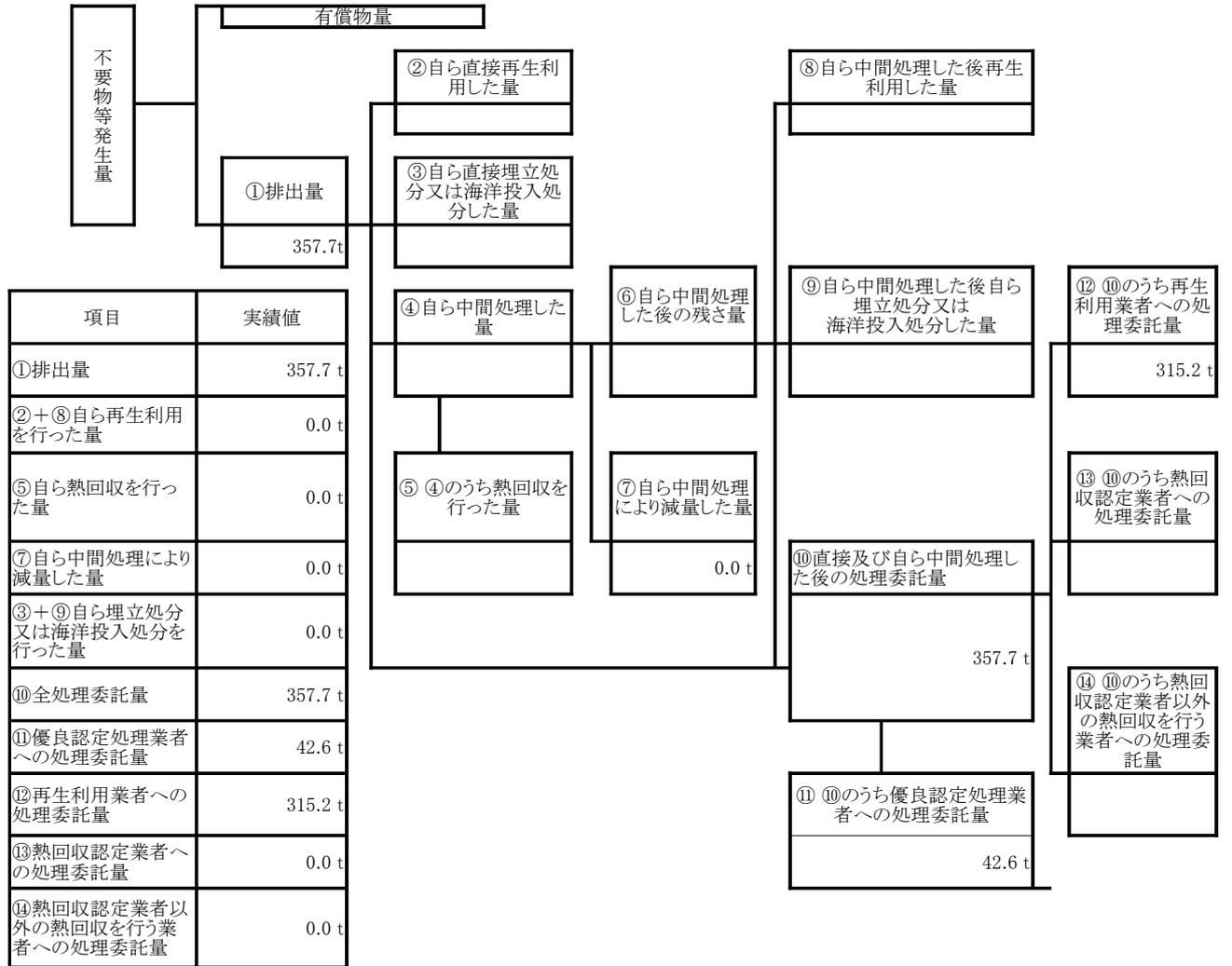
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 動植物性残渣 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



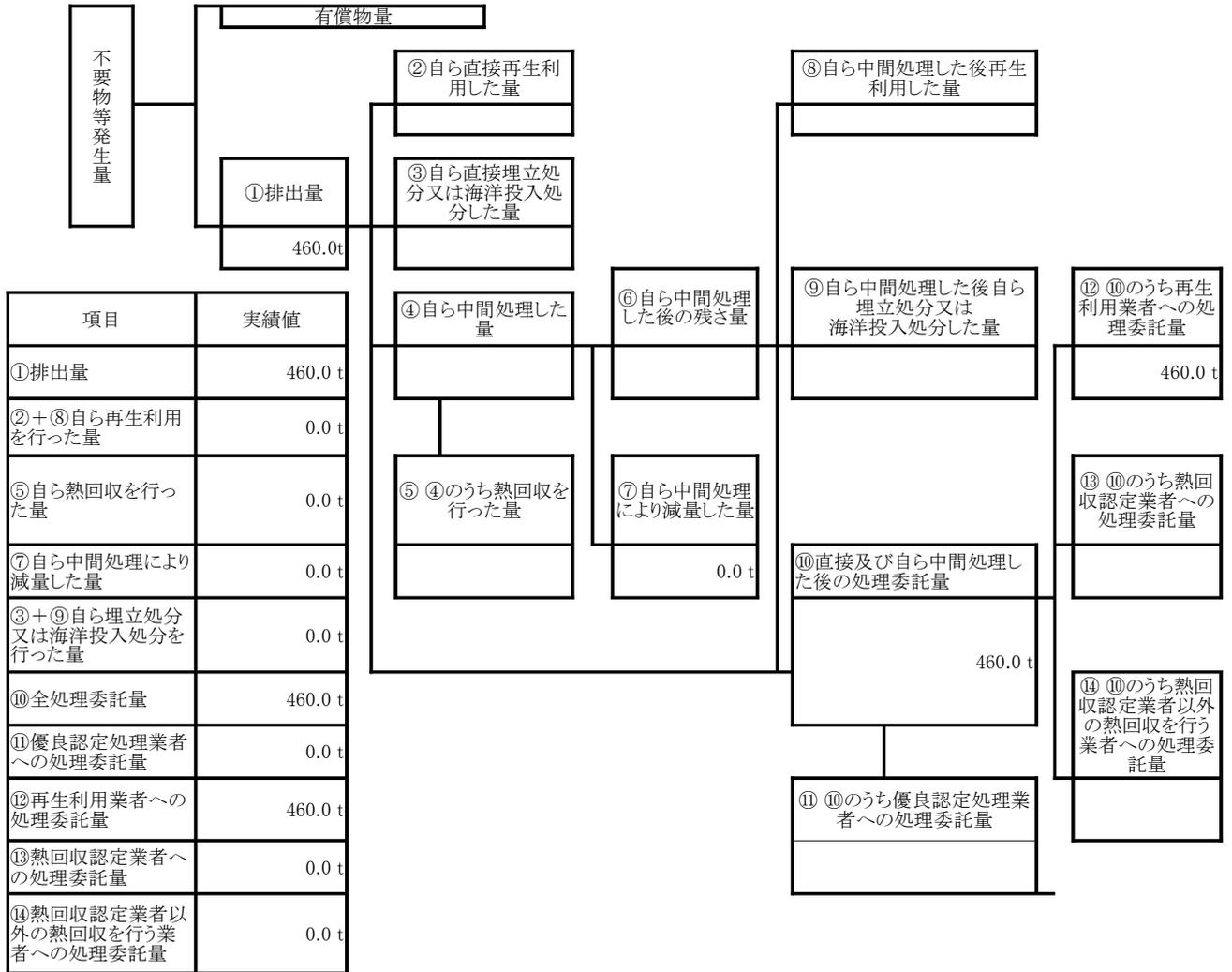
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



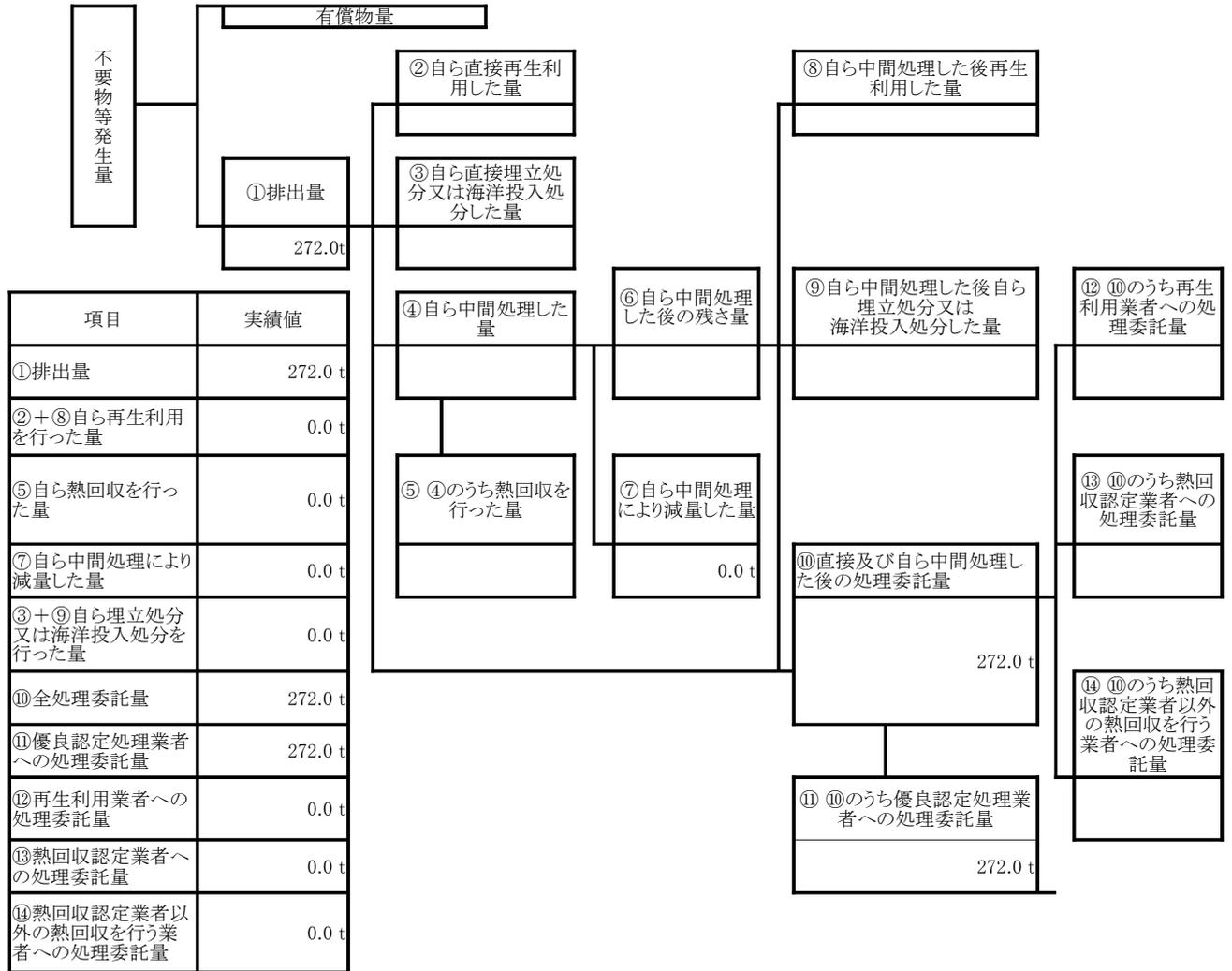
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 脱水汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



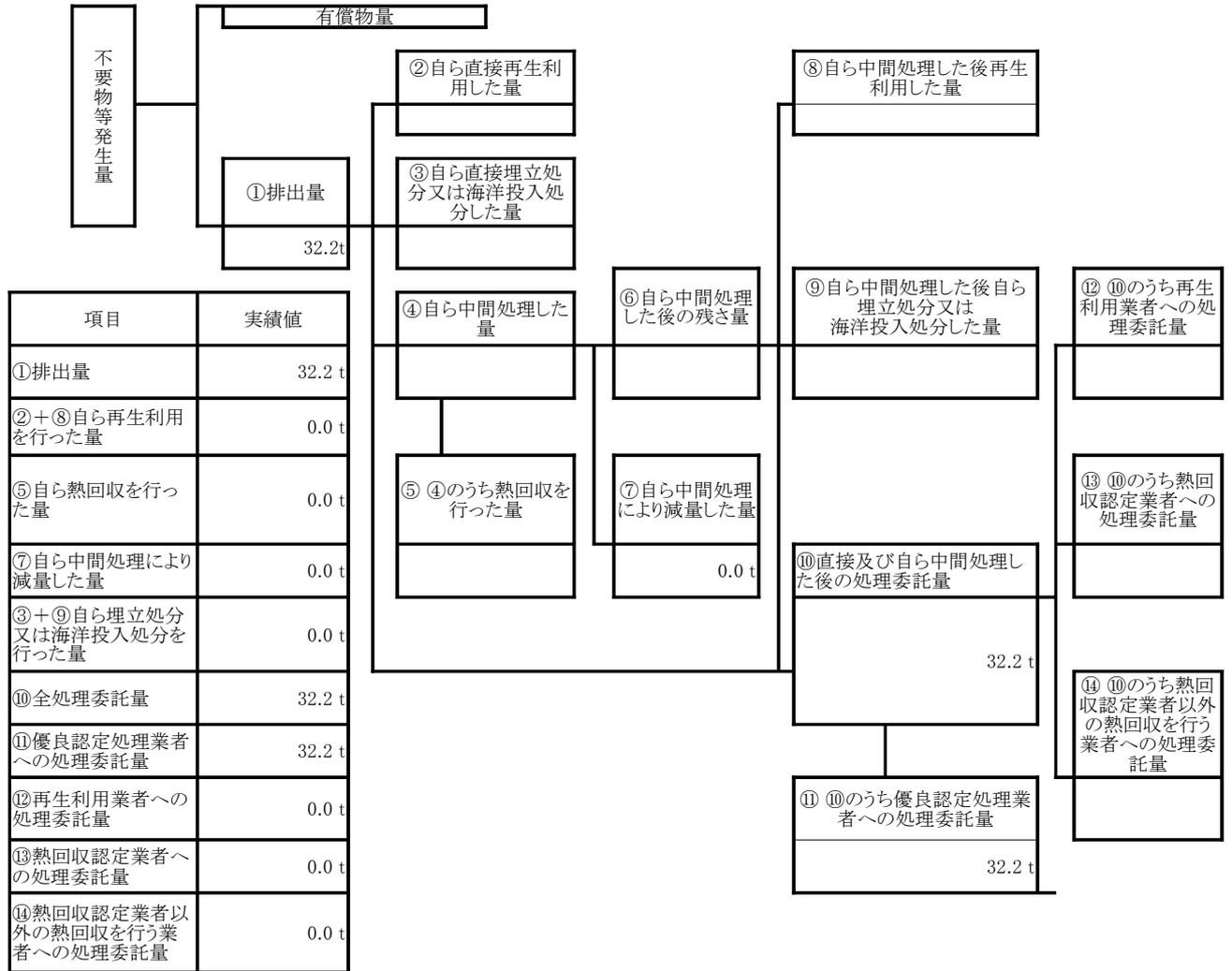
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: オイルポール )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 混載廃棄物 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

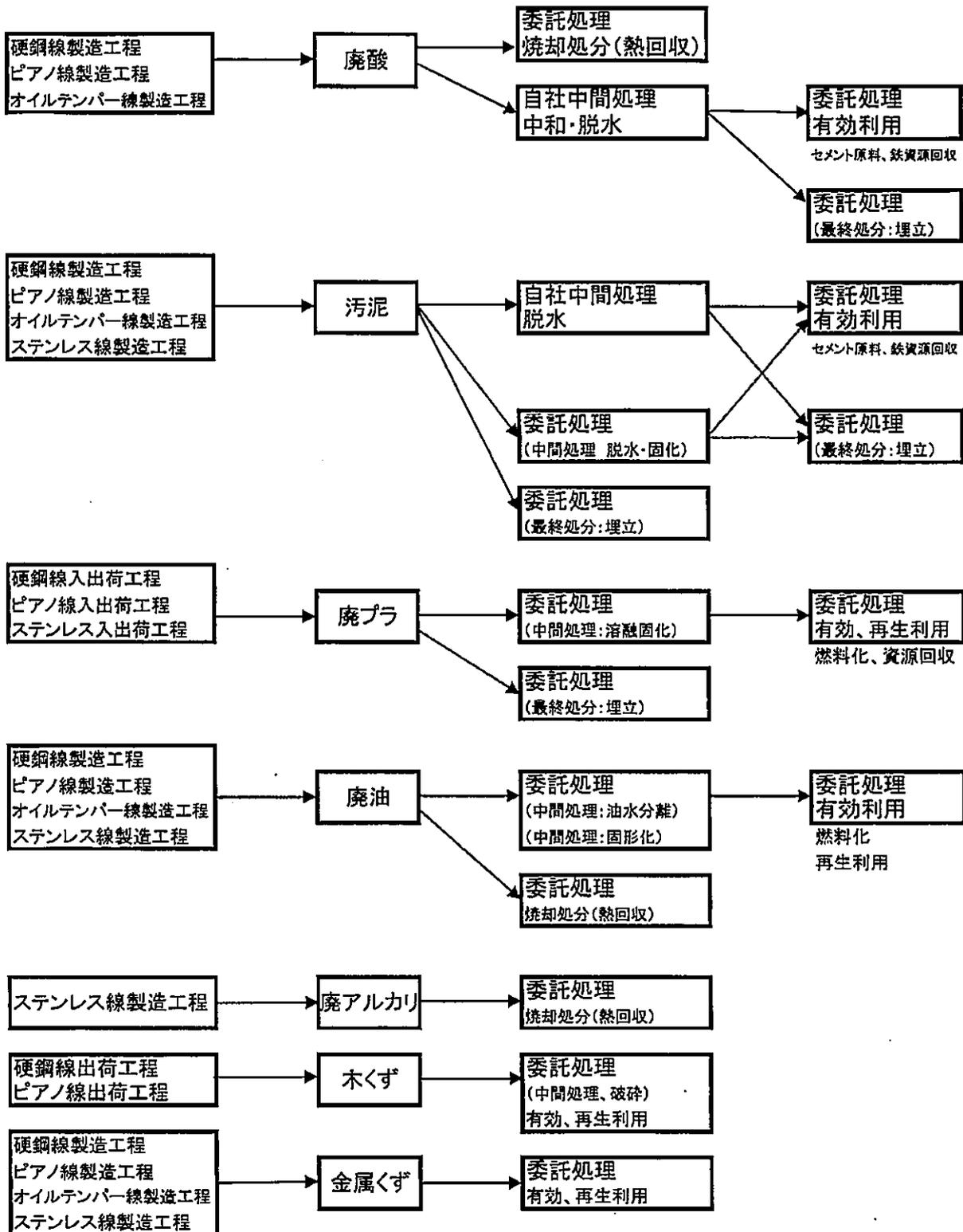
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年5月26日</p>	
<p>千葉県知事 熊谷 俊人 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都千代田区丸の内1-9-1 (丸の内中央ビル11階) 氏 名 日鉄SGワイヤ㈱代表取締役社長 田邊 孝治 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3214-4131</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	日鉄SGワイヤ株式会社
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7丁目5番地1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
②事業の規模	前年度製品出荷額 210億円
③従業員数	405人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1記載

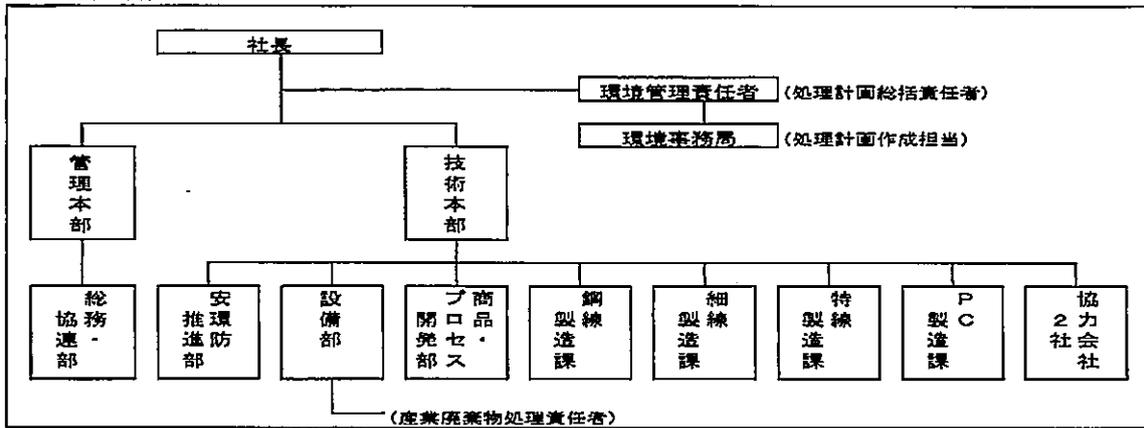


別紙1 産業廃棄物の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず*
	排出量	6265.1 t	0.3 t
	(これまでに実施した取組) 排水処理場の汚泥に関しては、脱水機を使用して排出量削減を図っている		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず*
	排出量	6200 t	0.3 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類毎に専用の置場で分別して保管されている
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 使用済み伸線潤滑剤をフィルター分離処理し再利用可能分を抽出する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 現状と同じ		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5592 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・引抜スラリーをフィルタープレスで脱水処理 ・これまでに自社で熱回収は行ったことがない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5550 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引続き自ら熱回収の予定はない			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに自ら埋立処分、海洋投入処分を行ったことがない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引続き自ら埋立処分、海洋投入処分する予定はない		

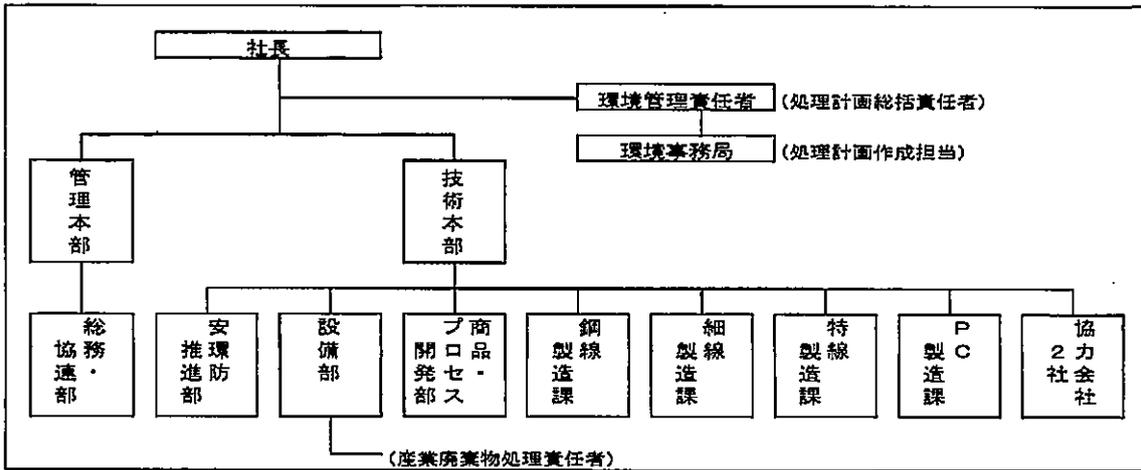
## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	全処理委託量	673.1 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	480.6 t	0.3 t
	再生利用業者への処理委託量	208.7 t	0.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・再生処理可能な業者に委託している ・優良認定業者へ委託している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	全処理委託量	650 t	0.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	600 t	0.3 t
	再生利用業者への 処理委託量	500 t	0.3 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	排出量	2.3 t	49.5 t
	(これまでに実施した取組) 木くず：商品入荷時に付帯した木製パレットを購入元へ引取依頼する		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	排出量	2 t	45 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類毎に専用の置場で分別して保管されている
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行ったことがない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引続き自ら再生利用の予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） これまでに自ら中間処理及び熱回収は行った事がない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引続き自ら中間処理、熱回収を行う予定はない			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		

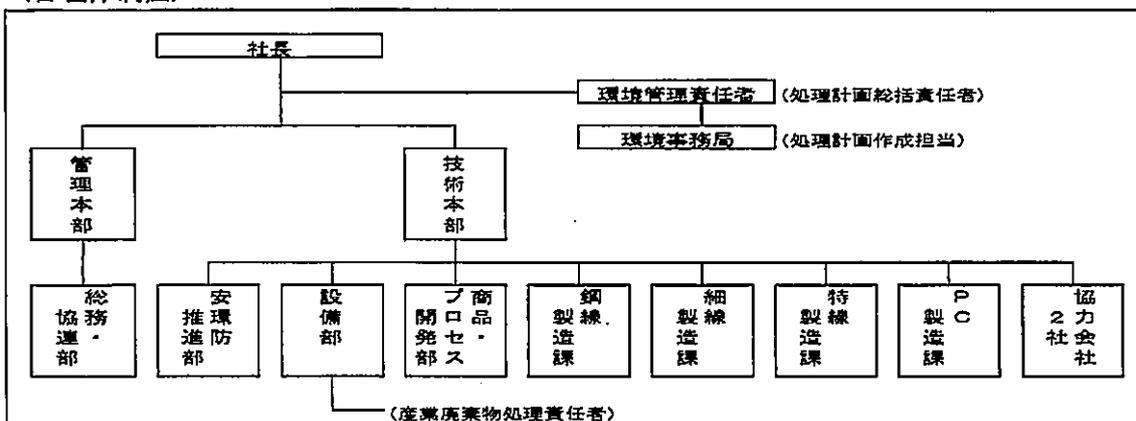
## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	全処理委託量	2.3 t	49.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.3 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	49.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2.3 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 廃アルカリ：優良認定業者へ委託している 木くず：再生利用業者と有価引き取りの業者へ委託している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	木くず
	全処理委託量	2 t	45 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2 t	45 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	45 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	排出量	1043.2 t	78t
	(これまでに実施した取組) 塩酸使用を見直し、廃酸の廃棄量を削減した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	排出量	1040 t	78t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ：廃棄の際、再生可能な物と不可の物に分別している 廃酸：専用の保管槽で管理している
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ：異物混入による分別の不徹底を改善し、再生 (有価物) の割合を増やす

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自らの再生利用は行ったことがない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引続き自らの再生利用の予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	501 t	0 t
(これまでに実施した取組) 廃塩酸：消石灰で中和後、フィルタープレスで脱水処理 廃プラスチック：これまでに熱回収、中間処理は行った事がない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	500 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 現状と同じ			

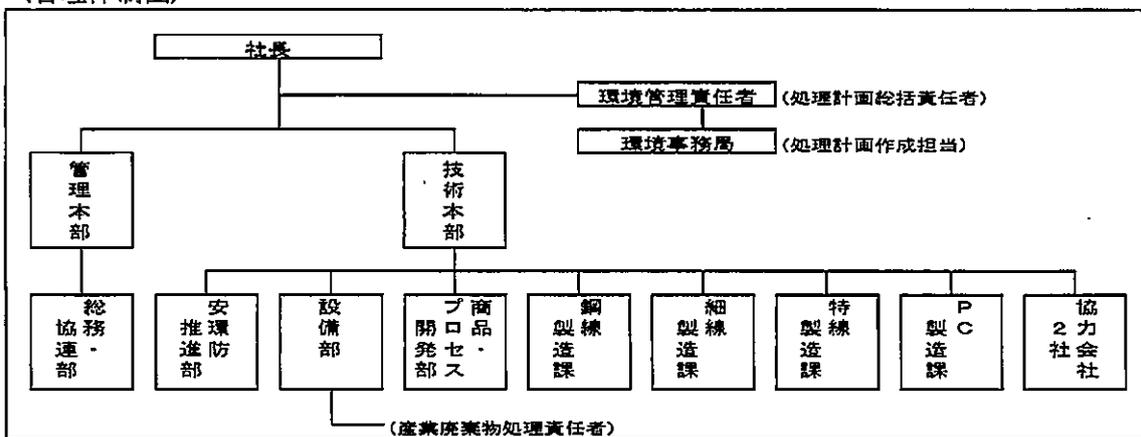
## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	全処理委託量	542.2 t	78 t
	優良認定処理業者への処理委託量	483.2 t	43.6 t
	再生利用業者への処理委託量	482 t	78 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.2 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 廃プラスチック類は種類ごとに分別し、再生利用業者へ委託している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃プラスチック類
	全処理委託量	540t	78t
	優良認定処理業者への 処理委託量	490t	78t
	再生利用業者への 処理委託量	489t	78t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃酸の有価処理を検討している		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	排出量	62.7 t	17.8 t
	(これまでに実施した取組) 廃油：1) 防錆油塗布方法を変更し廃油量を削減する 2) 設備メンテナンスを強化し、機械故障による油交換頻度を軽減する		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	排出量	60 t	17 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類毎に専用の置場で分別して保管されている
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに自らの再生利用は行ったことがない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引続き自らの再生利用の予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） これまでに自ら熱回収、中間処理は行ったことがない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引続き自ら熱回収、中間処理の予定はない			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	全処理委託量	62.7 t	17.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	62.7 t	17.8 t
	再生利用業者への処理委託量	20.6 t	8.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	16.1 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	26.0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 優良認定業者へ委託している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	その他混合廃棄物
	全処理委託量	60 t	17 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	60 t	17 t
	再生利用者への 処理委託量	12 t	9 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	15 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	33 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 東京都千代田区丸の内1-9-1

(丸の内中央ビル11階)

氏 名 日鉄SGワイヤ㈱代表取締役社長 田邊 孝治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3214-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄SGワイヤ株式会社
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7丁目5番1号
事業の種類	大分類:製造業 中分類:鉄鋼業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日



産業廃棄物処理計画における目標値

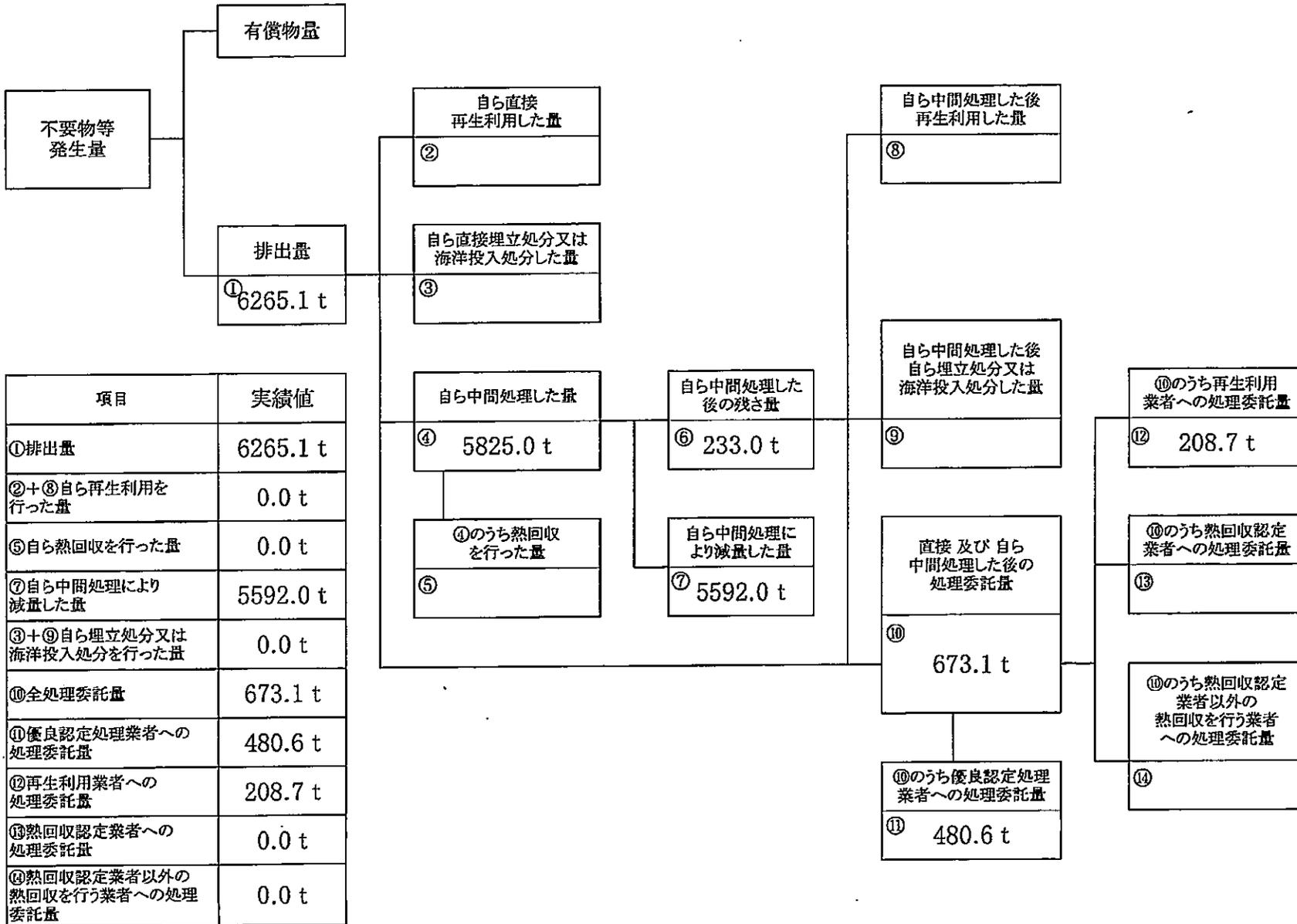
項目	目標値	項目	目標値
排出量	7921.0 t	全処理委託量	1471.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1221.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	858.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6450.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	15.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	39.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

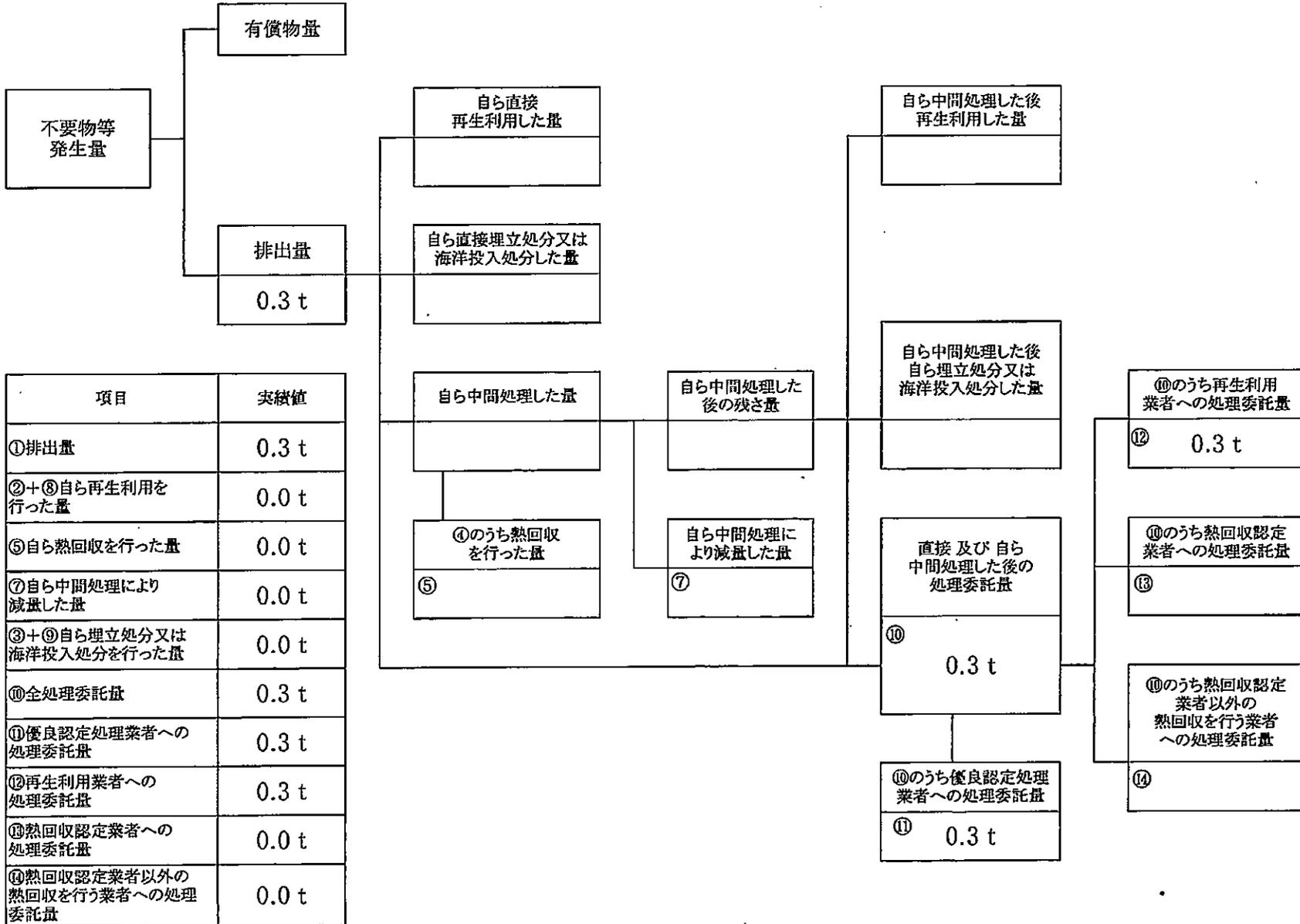
汚泥)



項目	実績値
①排出量	6265.1 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	5592.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	673.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	480.6 t
⑫再生利用者への処理委託量	208.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

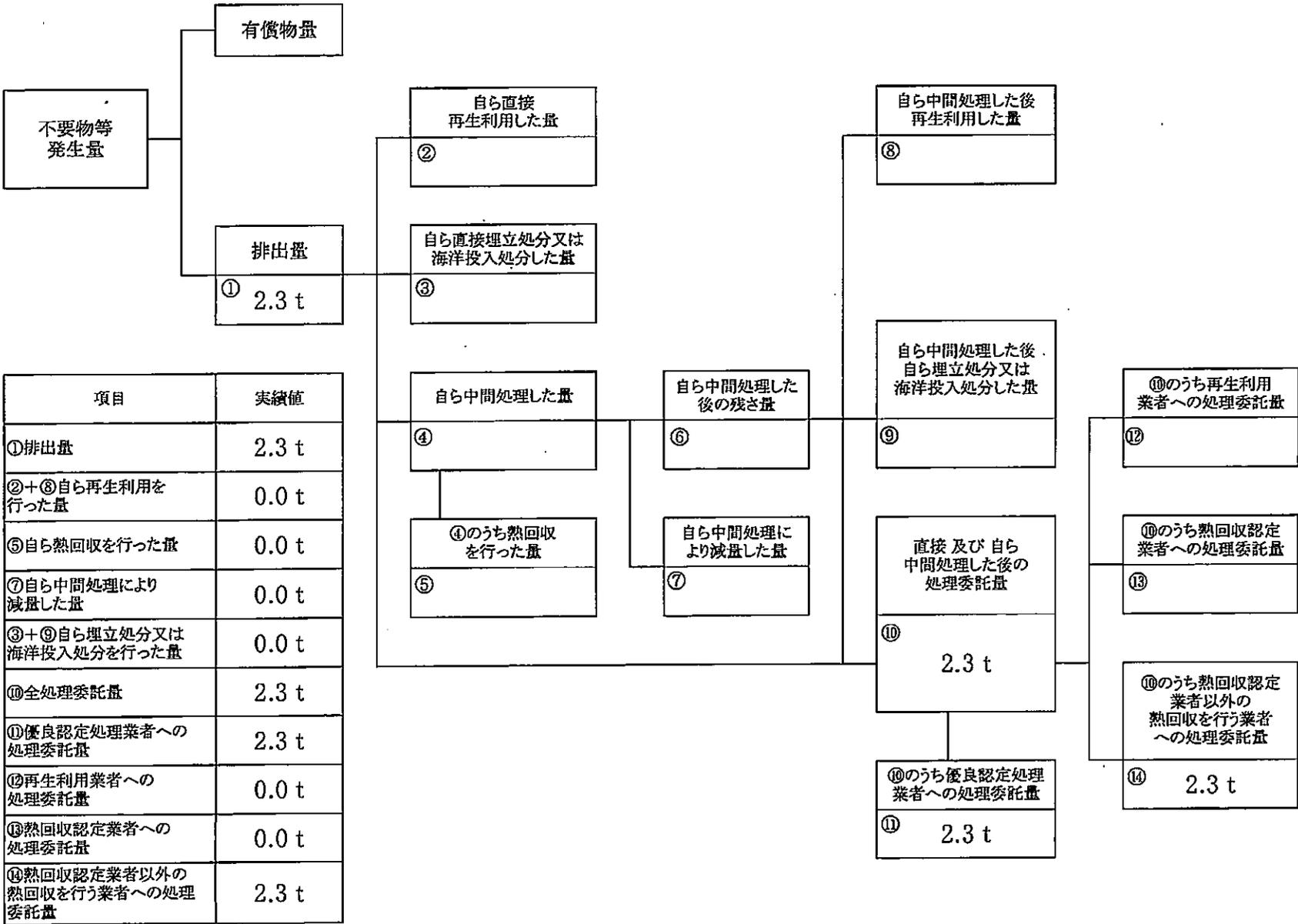
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)



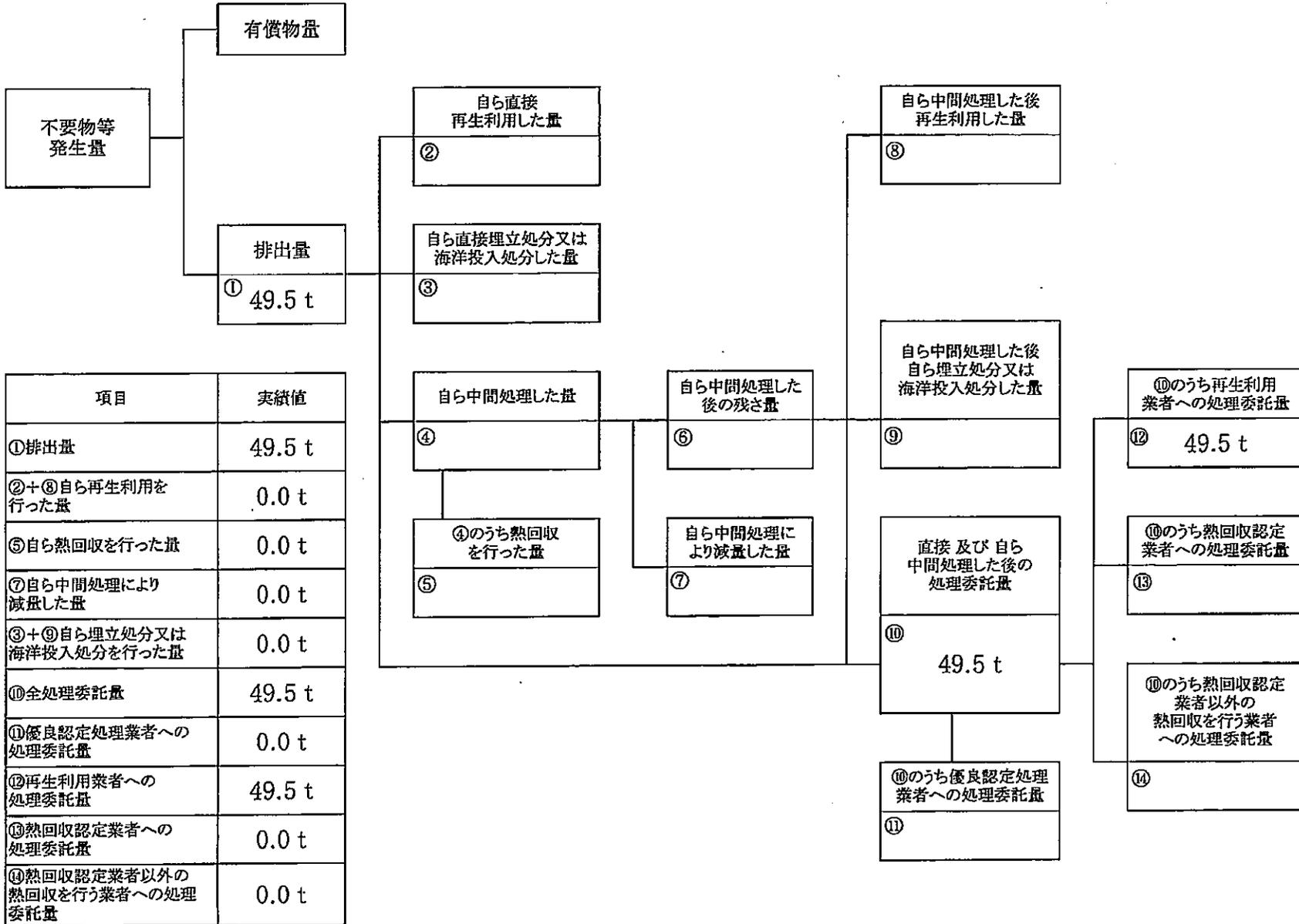
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



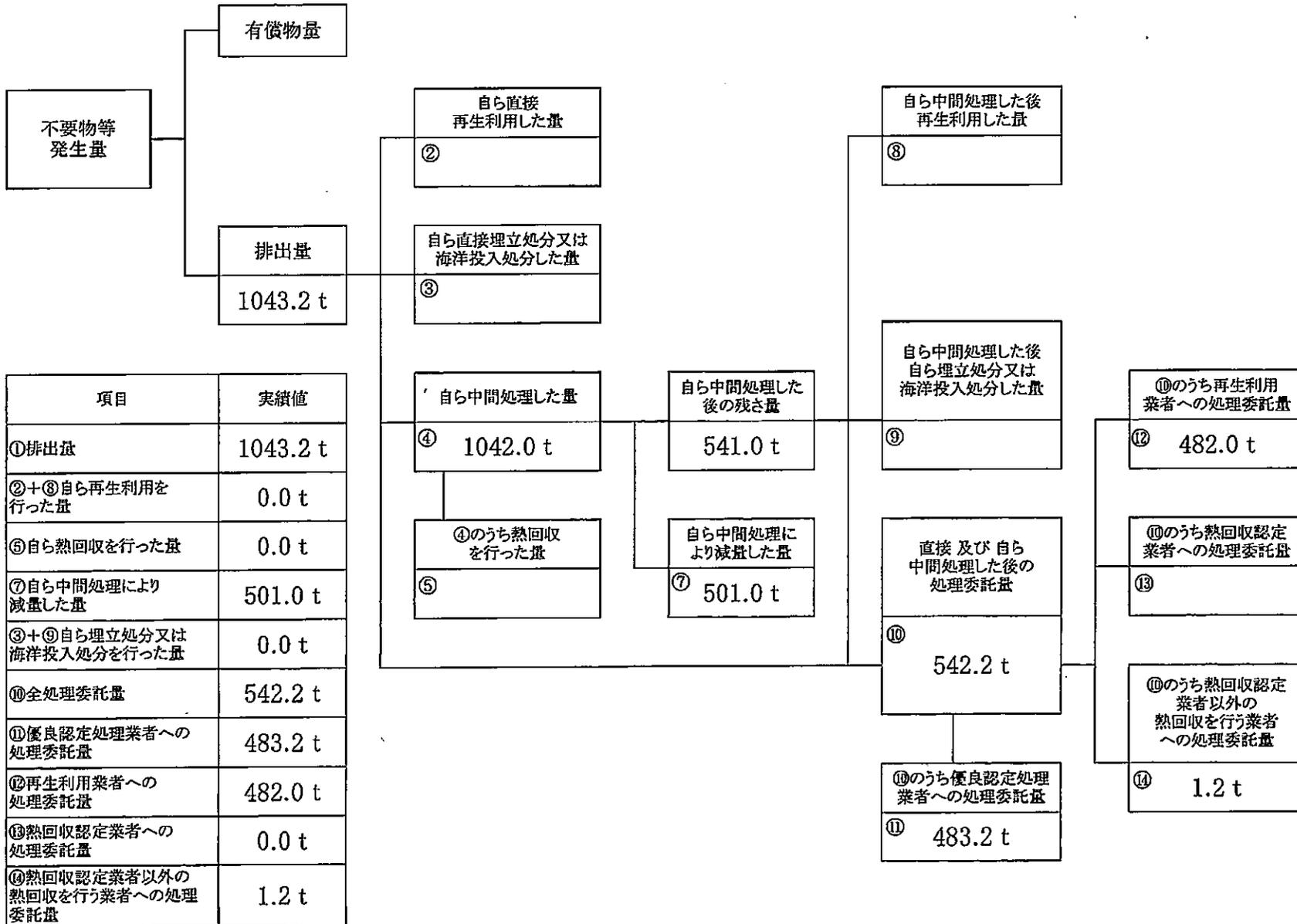
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



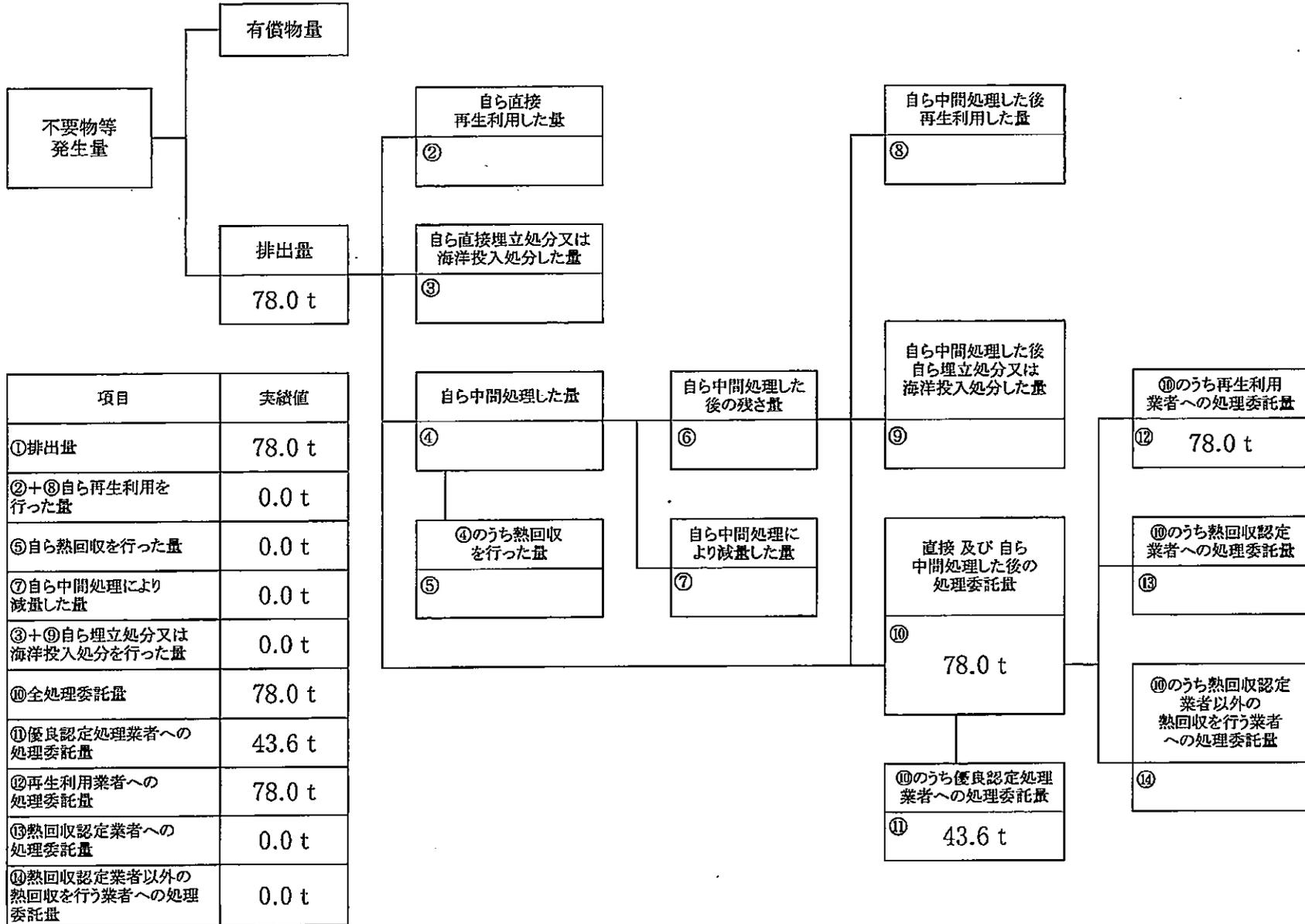
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



計画の実施状況

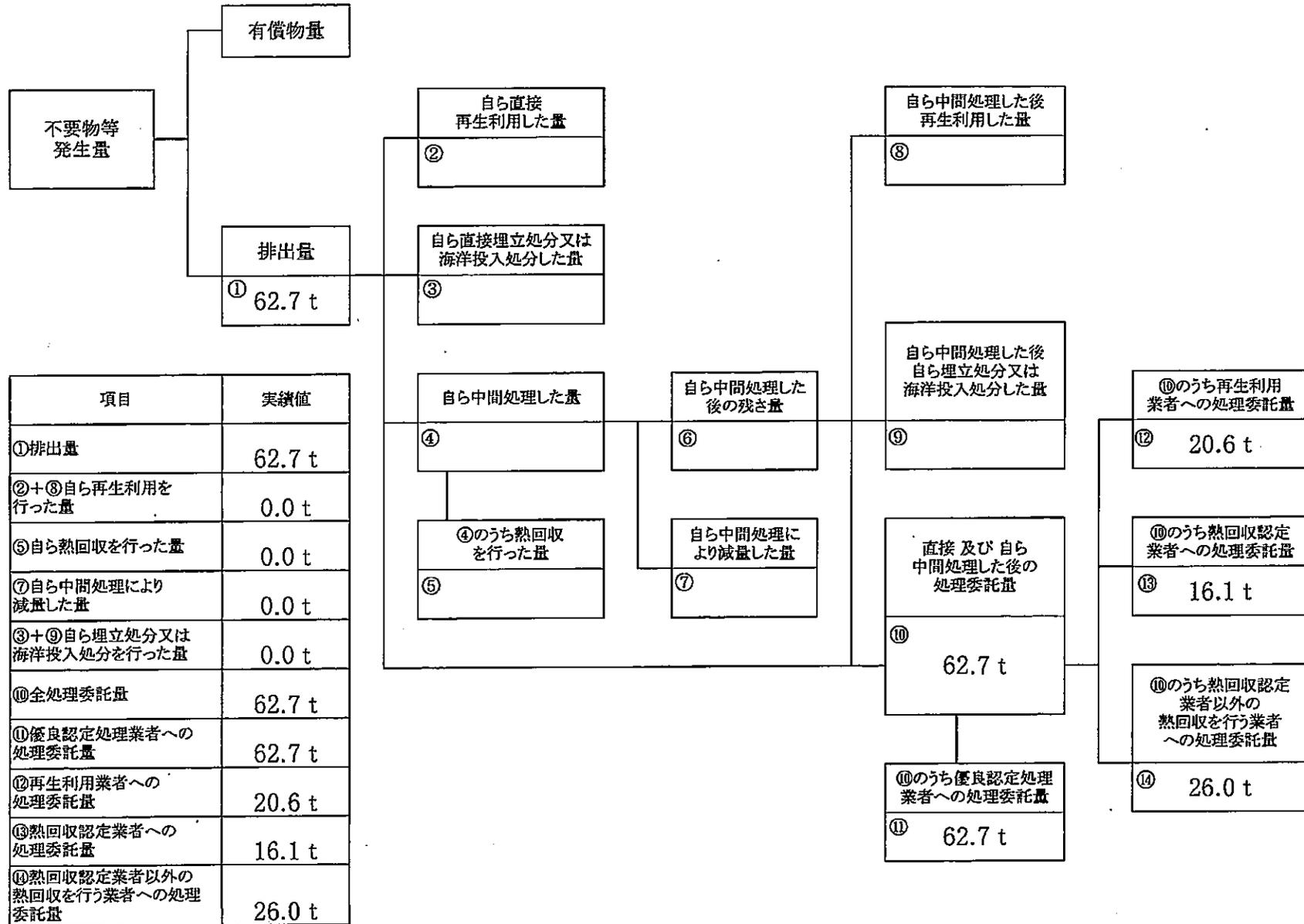
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



計画の実施状況

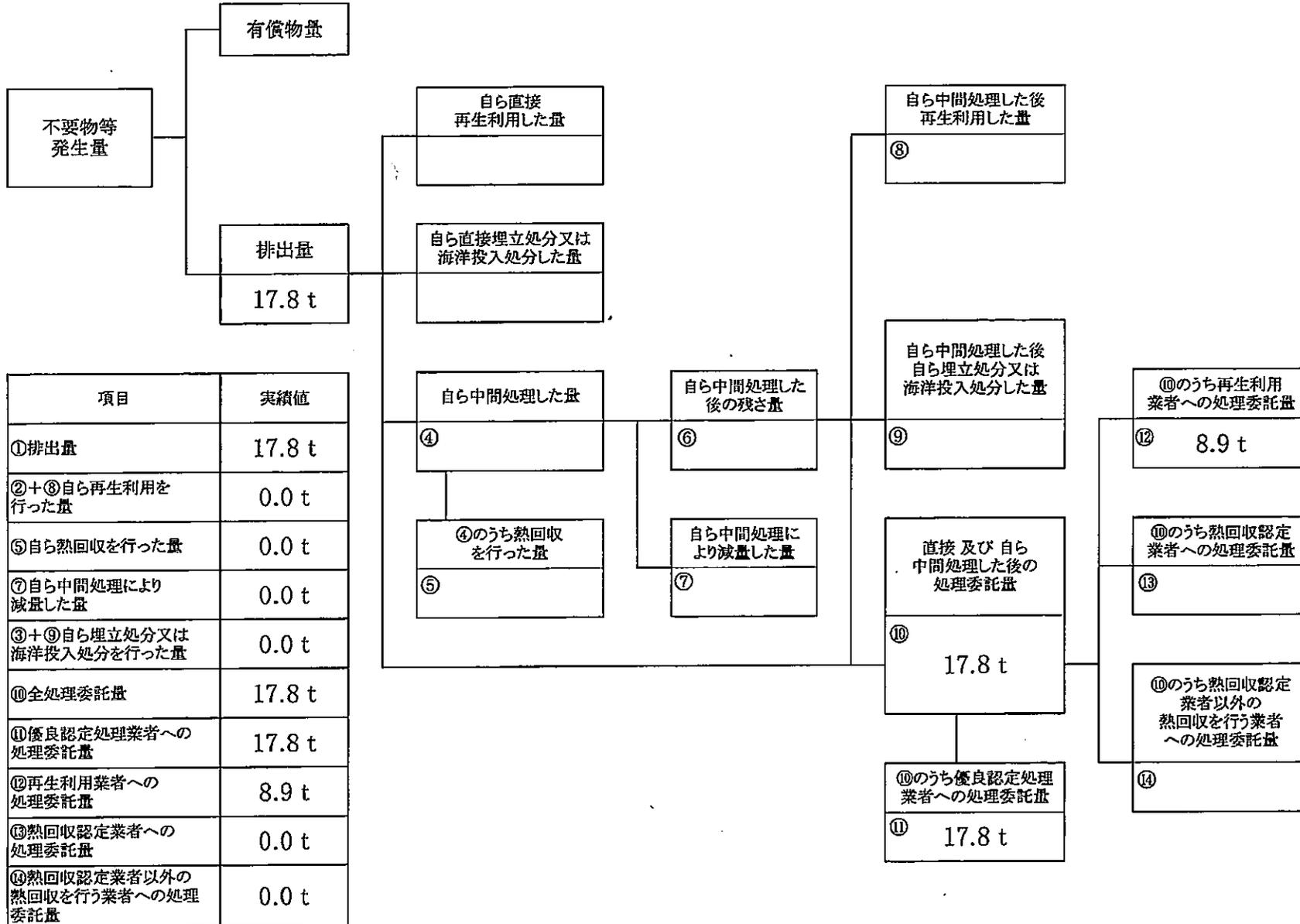
(産業廃棄物の種類: 廃油)

廃油



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 東京都千代田区丸の内1-9-1

(丸の内中央ビル11階)

氏 名 日鉄SGワイヤ(株)

代表取締役社長 田邊 孝治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3214-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄SGワイヤ(株)
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7丁目5番1号
事業の種類	大分類:製造業 中分類:鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	60.0 t	全処理委託量	60.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	60.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	67.0 t 49.3 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
電子マニフェストを使用できる業者に委託している		

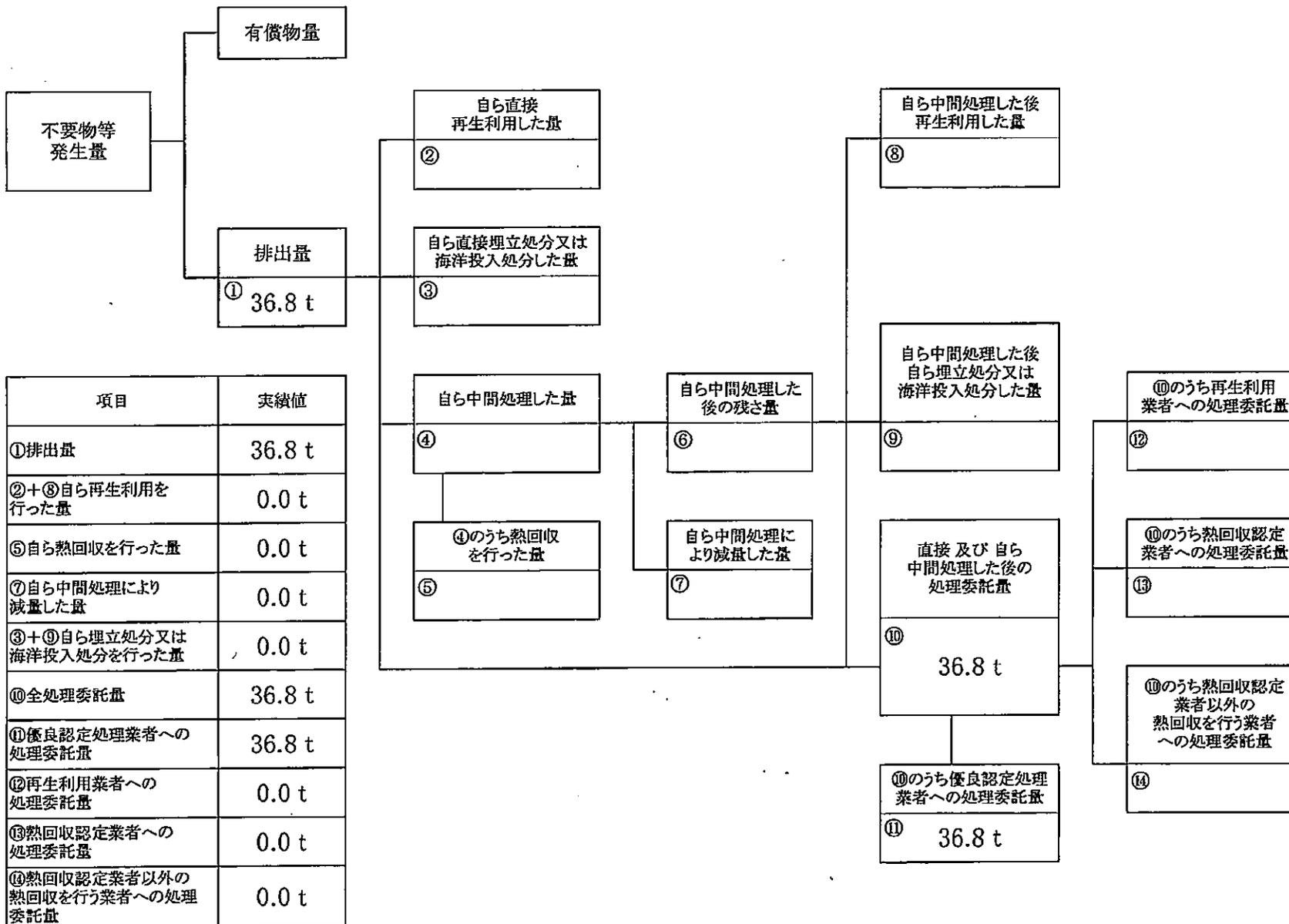


※事務処理欄

計画の実施状況

管理産業廃棄物の種類:

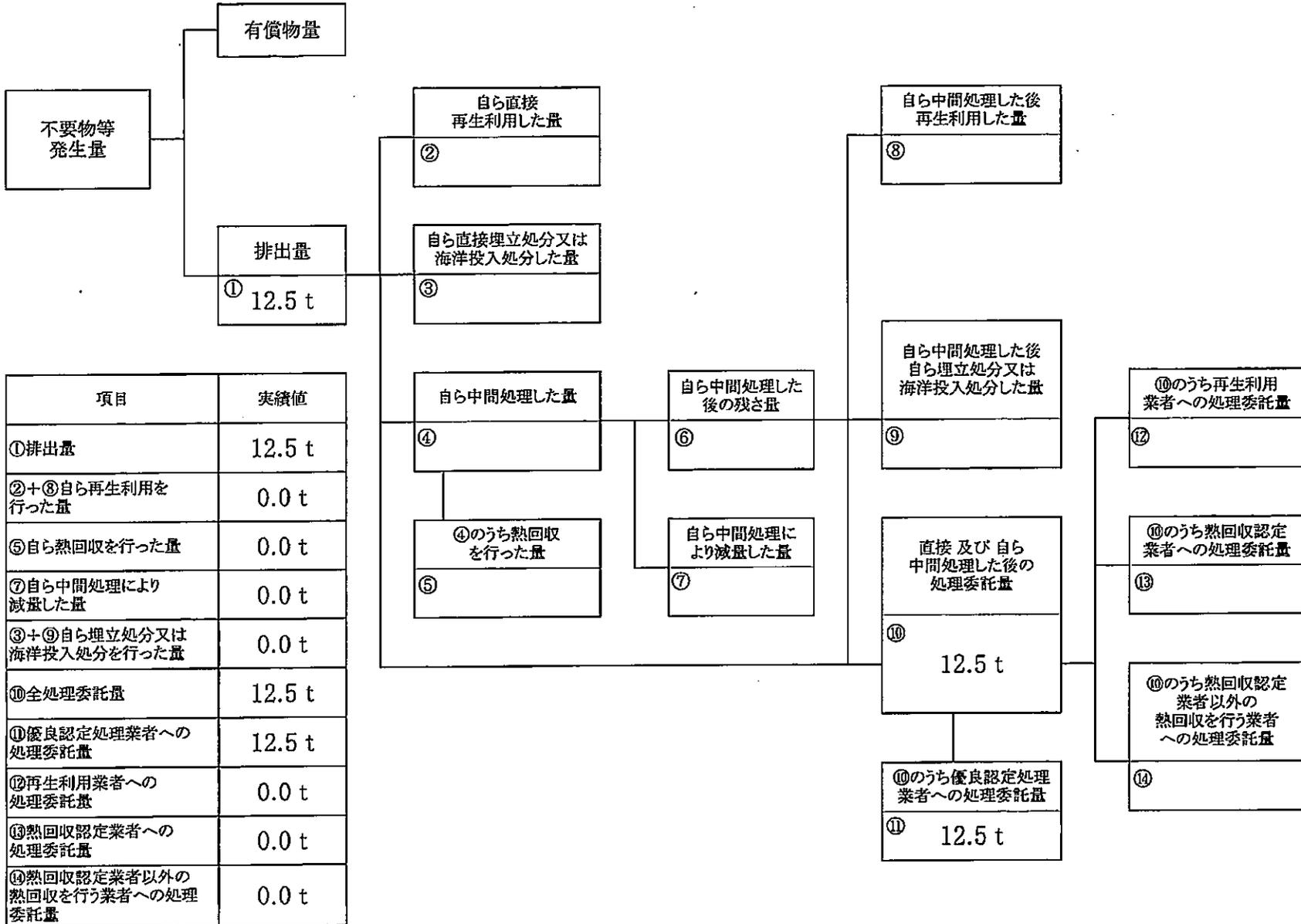
汚泥(有害)



計画の実施状況

管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)



(第3面)

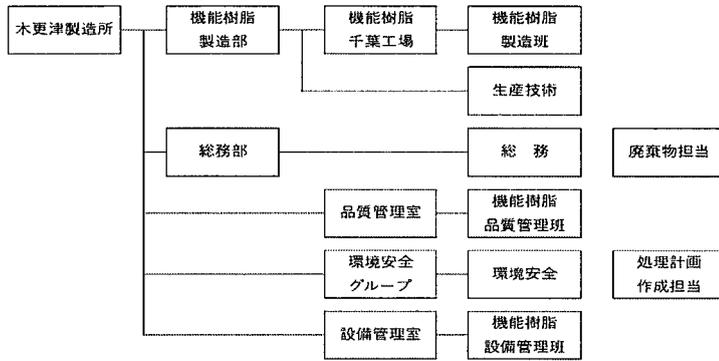
備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	35.7 t	14.1 t
	(これまで実施した取組) 汚泥：設備及び工程での適正な管理・運用により汚泥発生量を抑制。 廃油：分別強化により発生量増加を抑制した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	53 t	23 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥：設備及び生産工程を適切に管理することによって、汚泥発生量を継続して抑制する。 廃油：分別強化による発生量増加の抑制を継続。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別手順書を作成し、分別の強化を図っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別手順に従い、確実な分別の実施。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	35.7 t	14.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	21.8 t	14.1 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	13.5 t	0.2 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 発生した汚泥及び廃油は再生利用が困難である為、優良認定処理業者や認定熱回収業者へ積極的に委託している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	53 t	23 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	25 t	20 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	15 t	5 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃棄物の再生利用が困難である為、優良認定処理業者や認定熱回収業者への委託を継続する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒292-0835

住所 千葉県木更津市築地1番地

氏名 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社  
木更津製造所 所長 中山 岳志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-30-7100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

※2024年10月 統合により社名変更(旧社名 日鉄エポキシ製造(株) 千葉工場)

事業場の名称	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 木更津製造所 機能樹脂製造部 機能樹脂千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖11番地5
事業の種類	E16-化学工業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

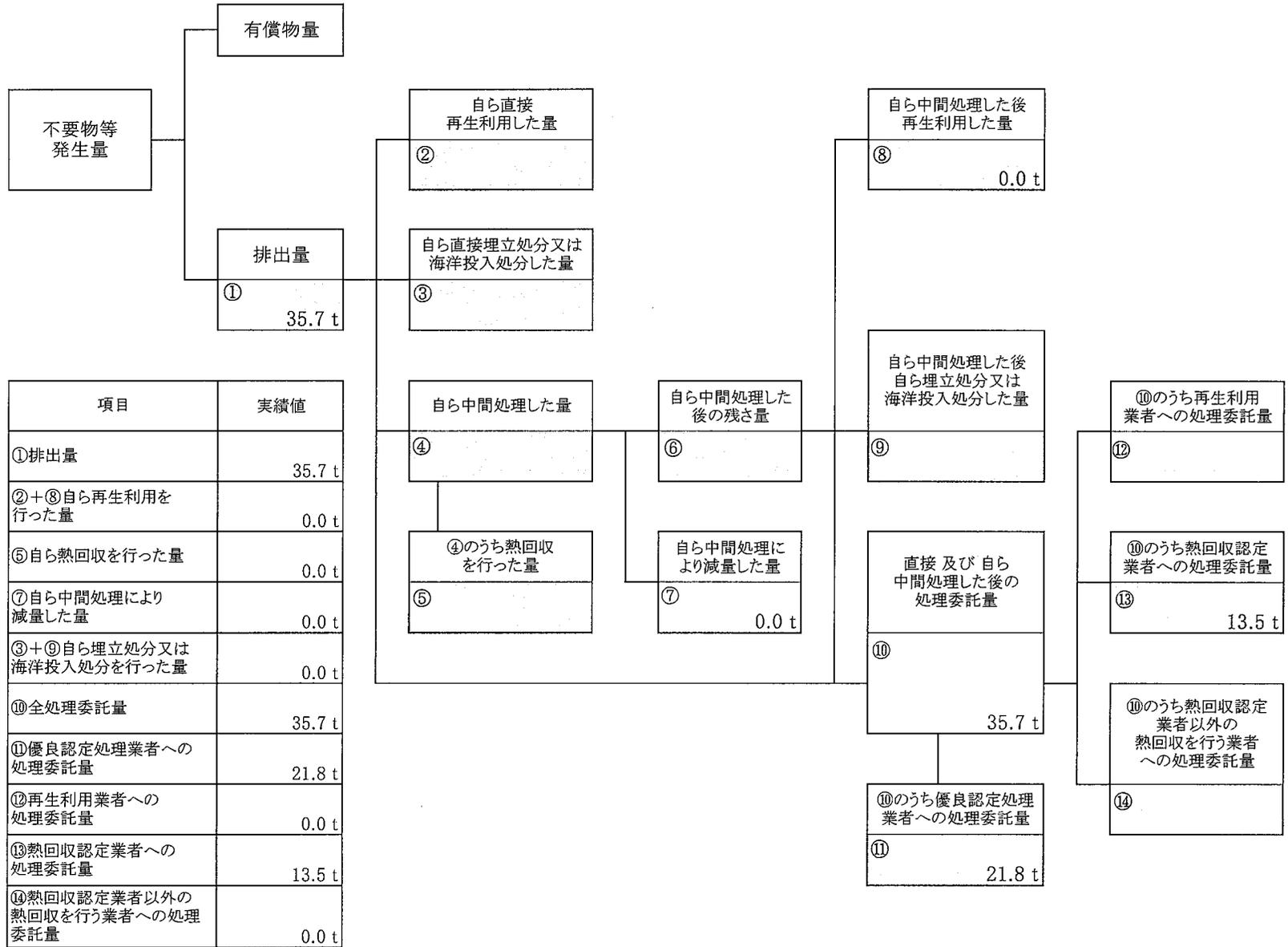
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1876.6 t	全処理委託量	1876.6 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	1796.6 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への 処理委託量	5.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	195.0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t

※事務処理欄



計画の実施状況

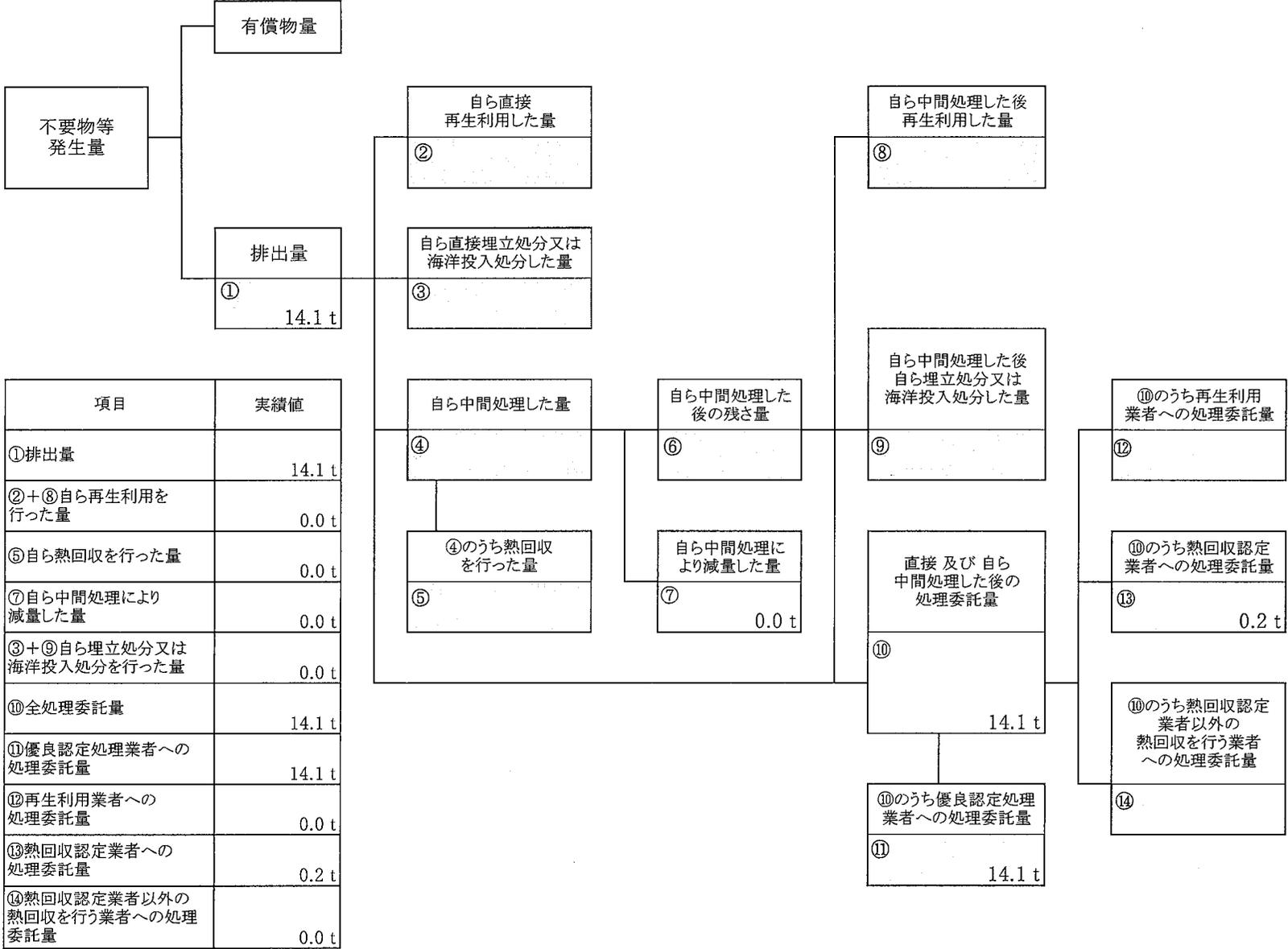
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	35.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	35.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	21.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	13.5 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

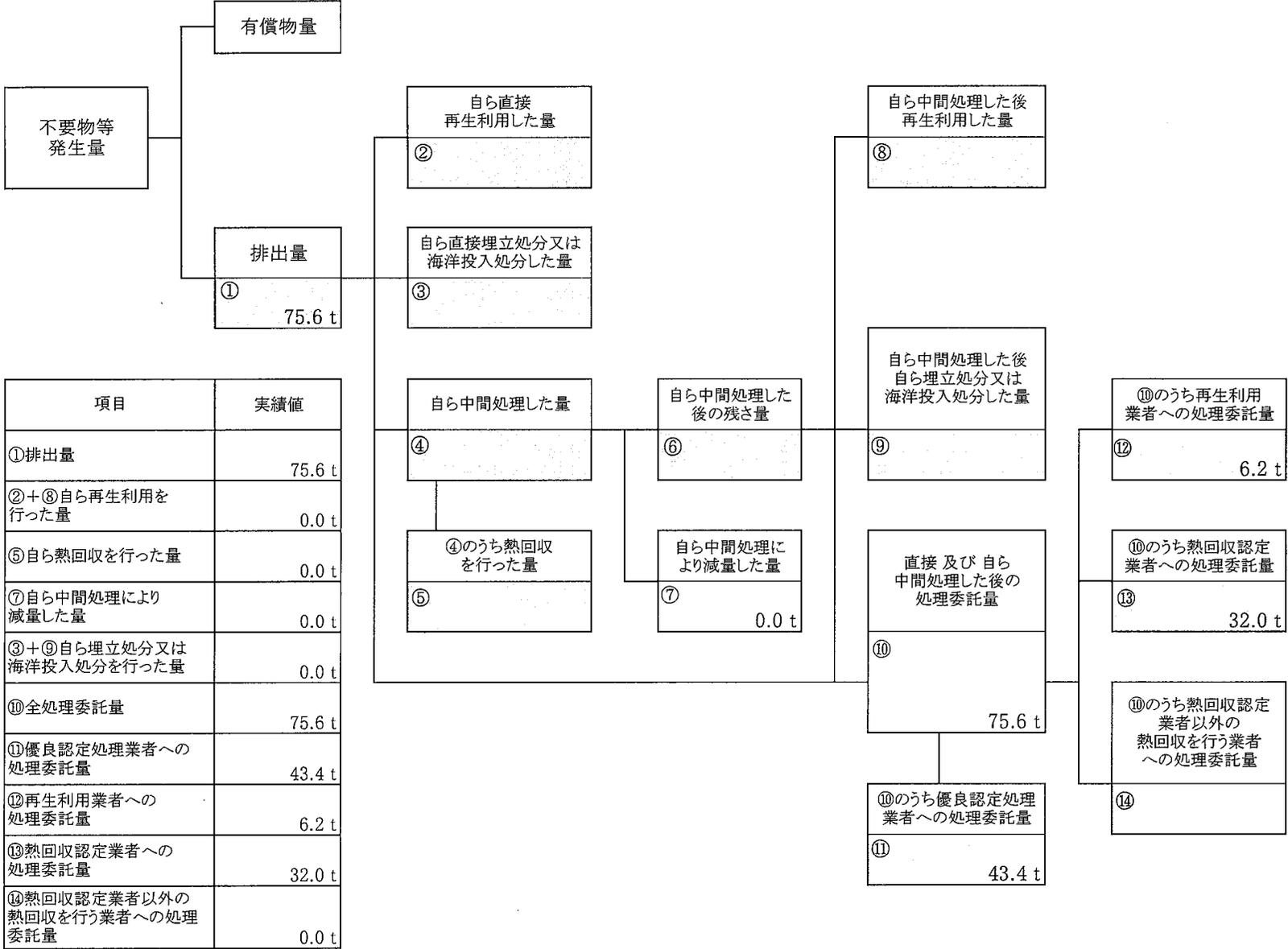
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



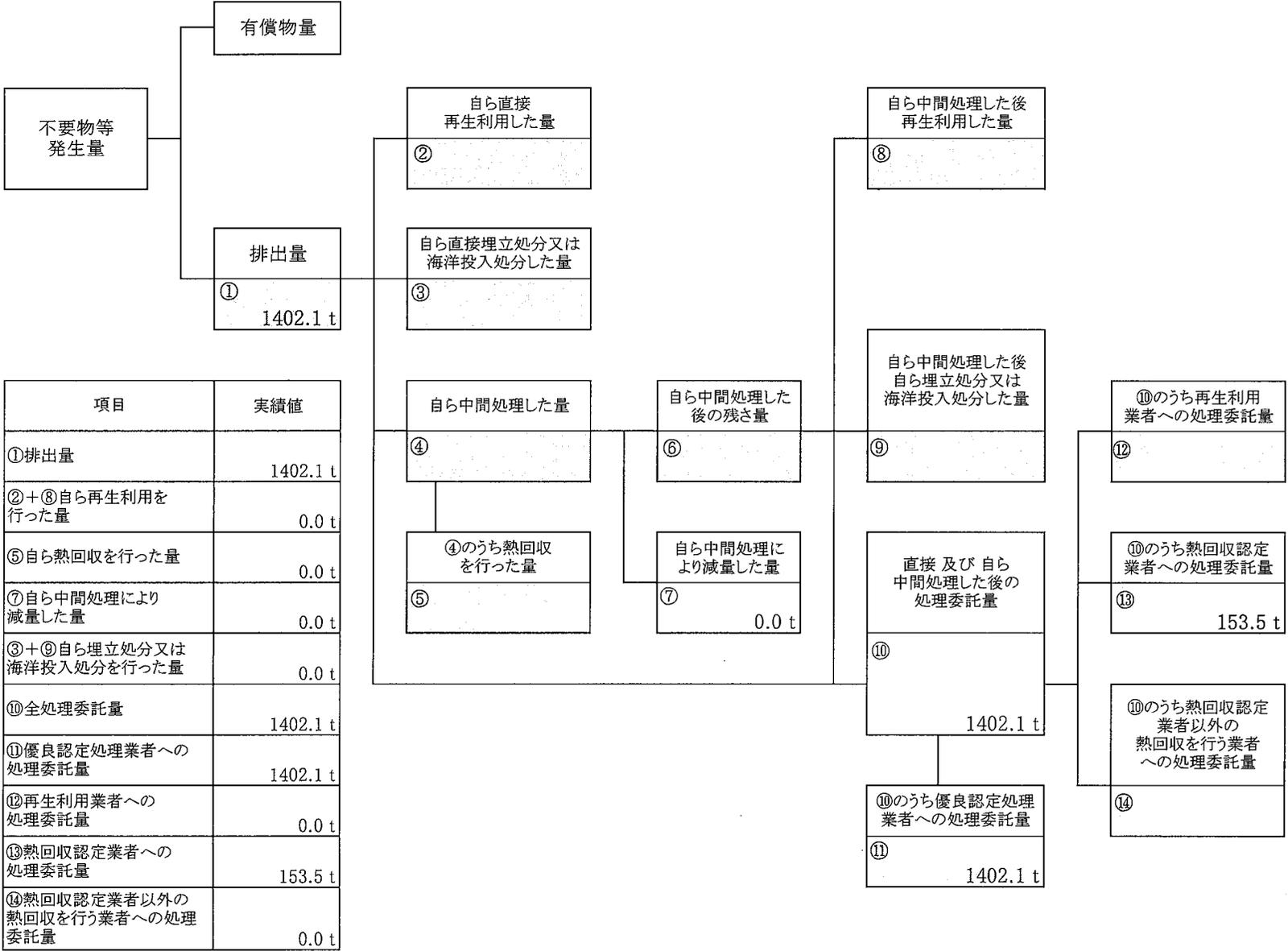
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



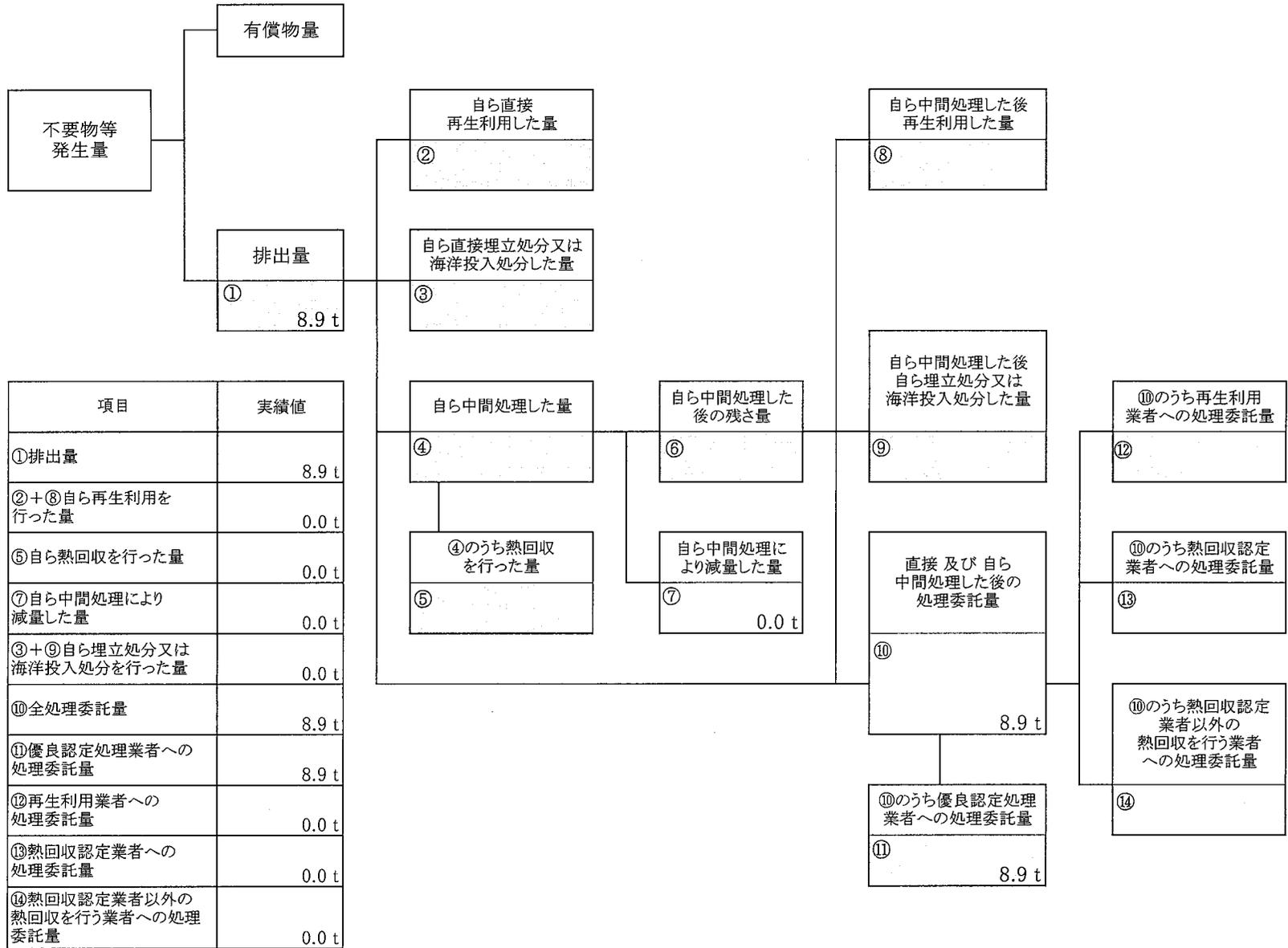
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )



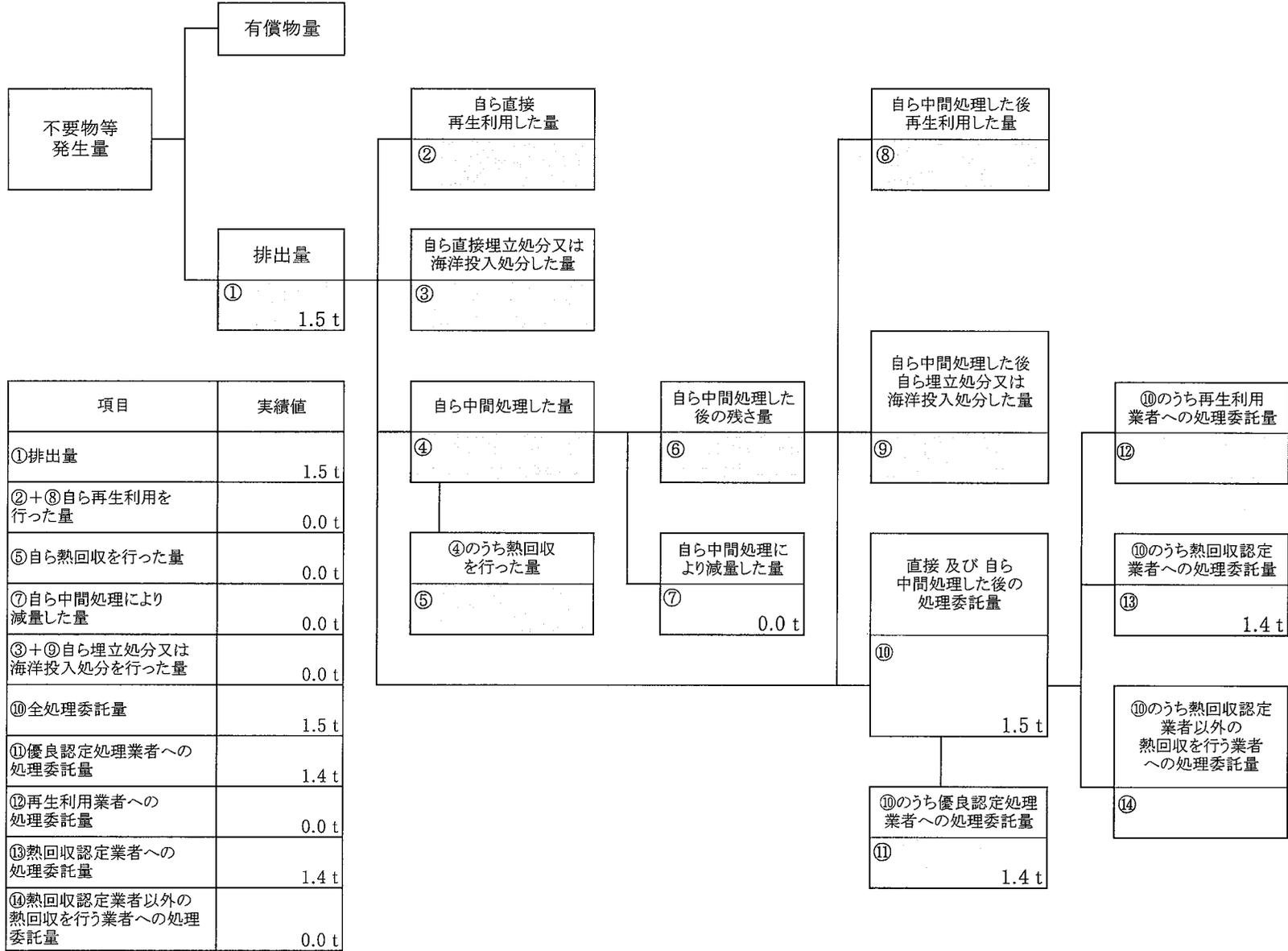
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず )



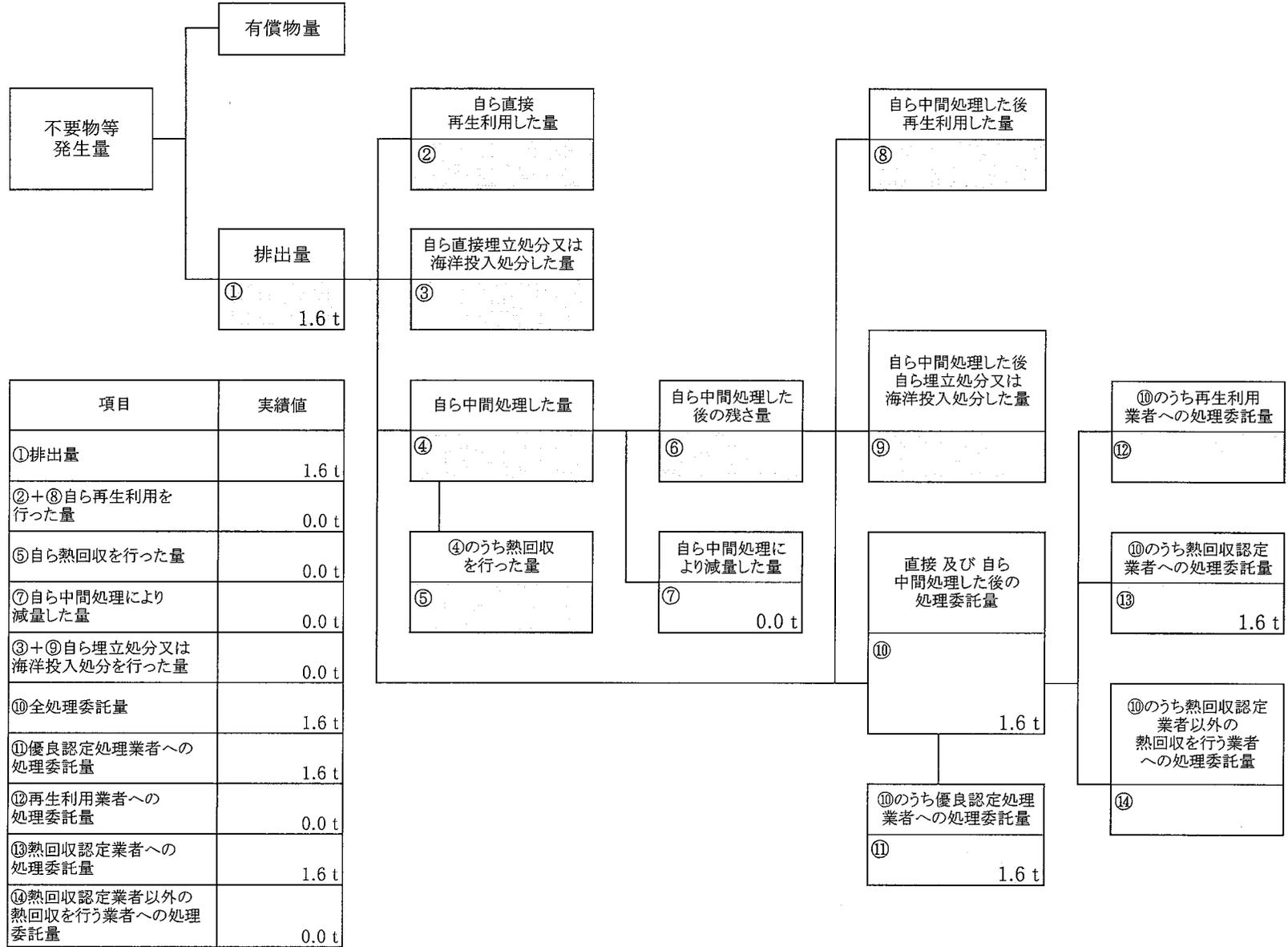
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず )



計画の実施状況

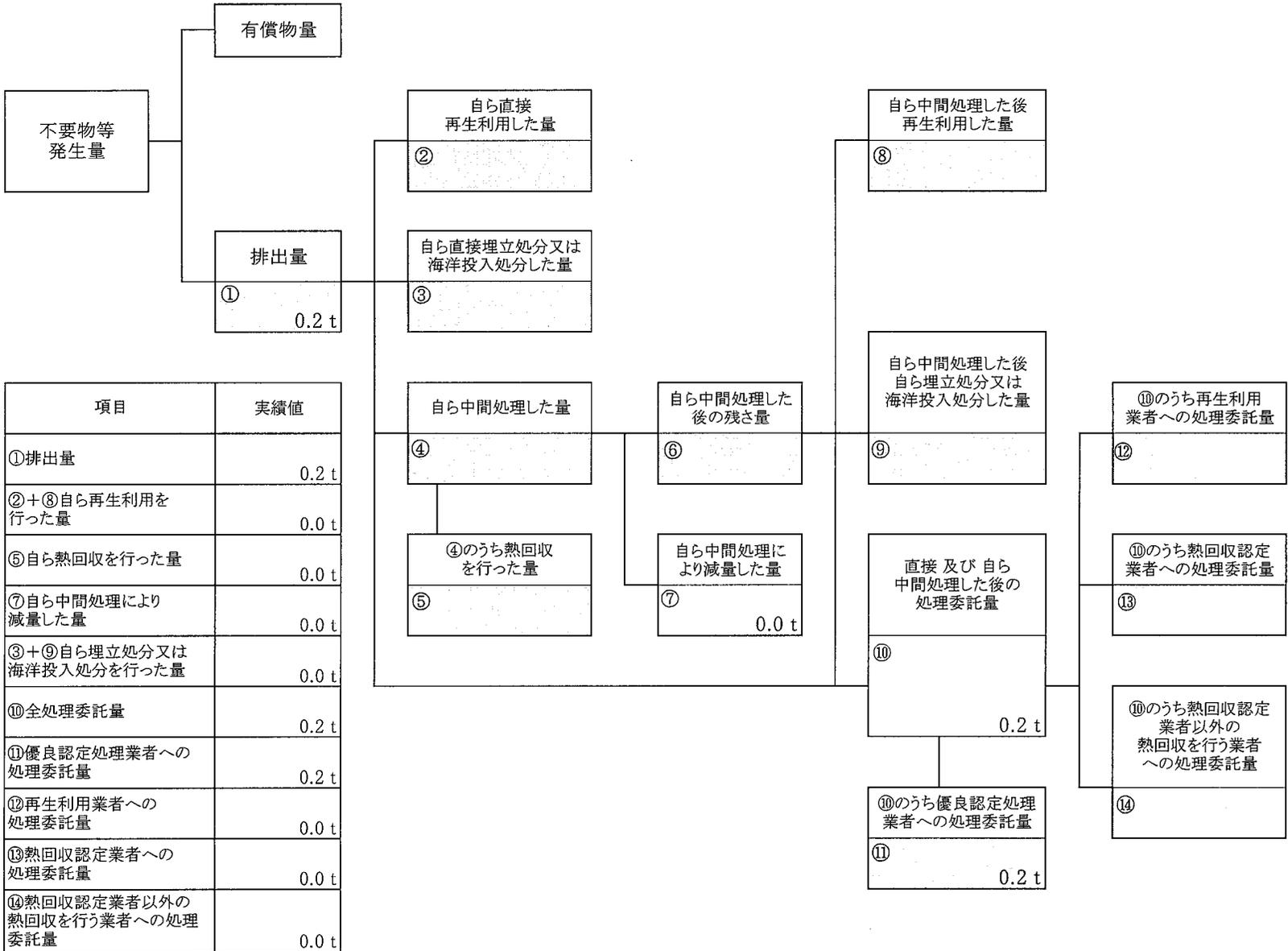
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	1.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	1.6 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

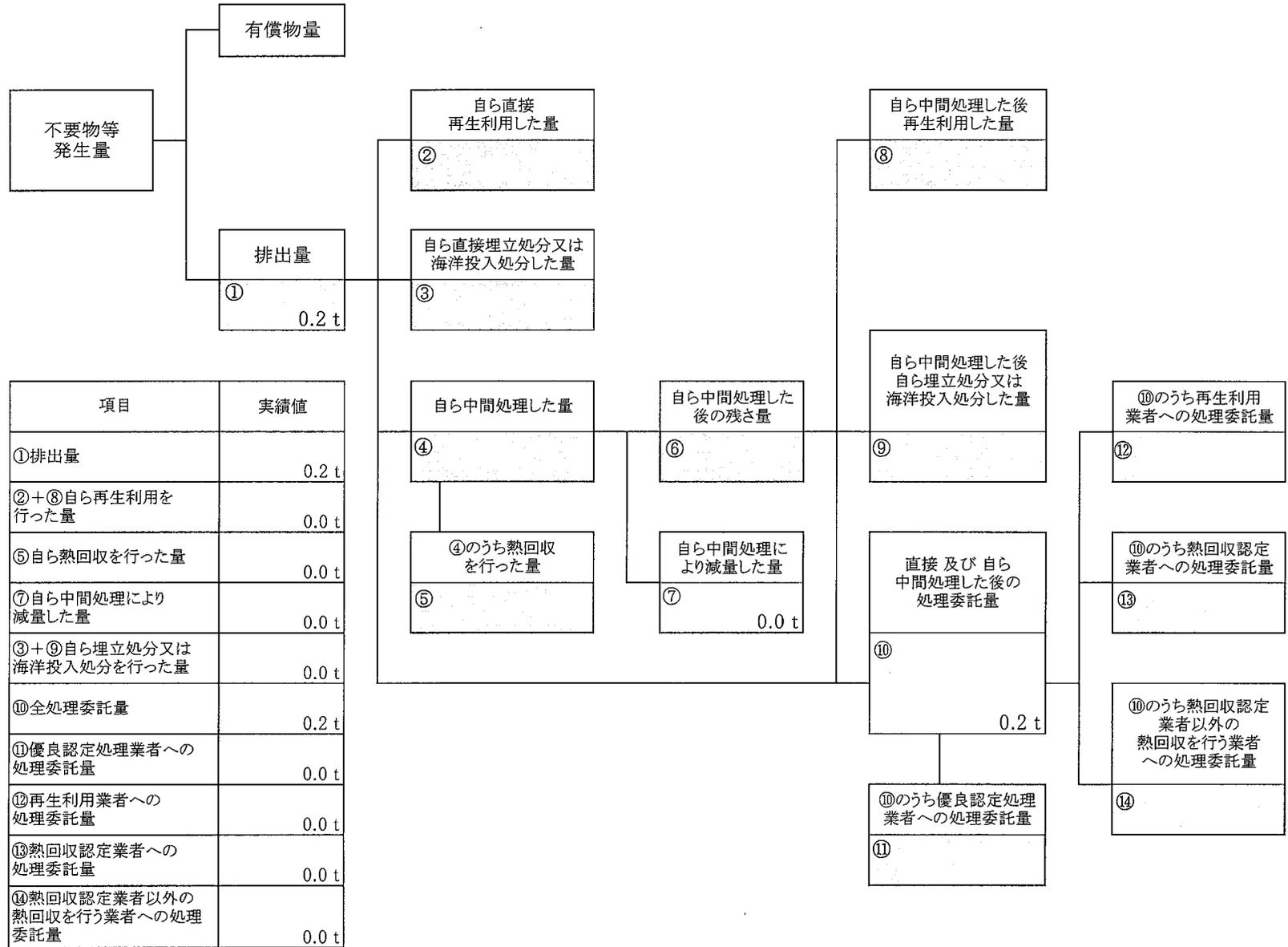
(産業廃棄物の種類: 管理型混合廃棄物 )



項目	実績値
①排出量	0.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

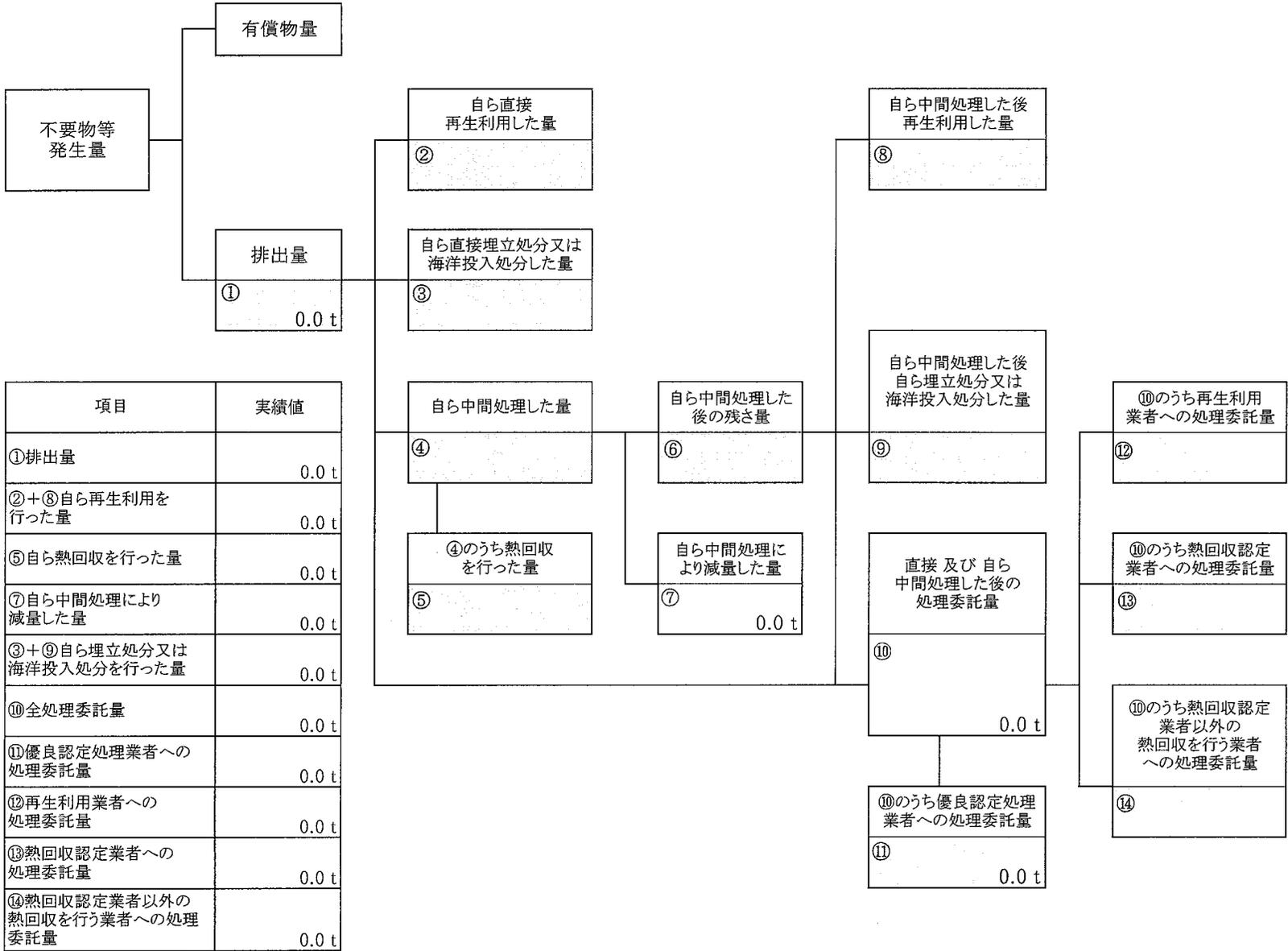
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃電気機械器具)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸 )



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月27日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒292-0835

住 所 千葉県木更津市築地1番地

氏 名 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社  
木更津製造所 所長 中山 岳志  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-30-7100

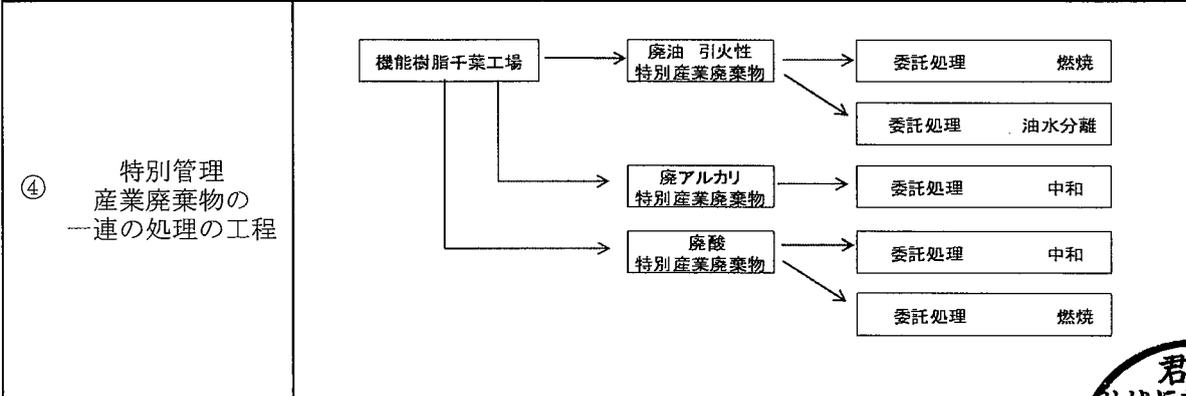
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

※2024年10月 統合により社名変更(旧社名 日鉄エポキシ製造(株) 千葉工場)

事業場の名称	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 木更津製造所 機能樹脂製造部 機能樹脂千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖11番地5
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 37億円
③ 従業員数	85人

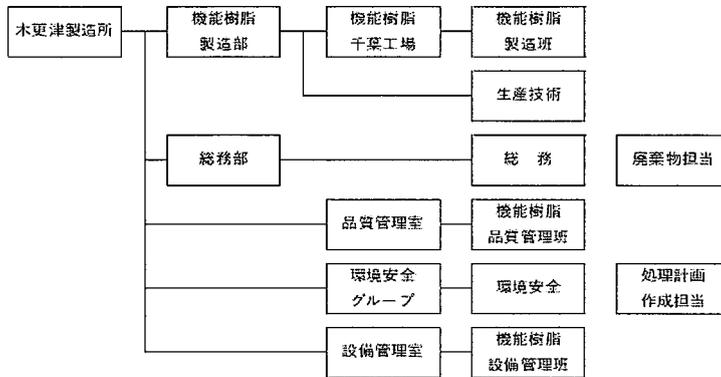


(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	排出量	73.7 t	7.8 t
	（これまでに実施した取組） 燃えやすい廃油：分別強化を継続。不適合発生への抑制。 廃油（有害）：適正な分別管理の実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	排出量	93 t	10 t
	（今後実施する予定の取組） 燃えやすい廃油：分別強化を継続。適切な工程管理による不適合等の発生への抑制。 廃油（有害）：分別強化を継続。適切な工程管理による不適合等の発生への抑制。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物分別手順書を作成し、分別の強化を図っている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 確実に分別を実施することを継続する。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組）			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	全処理委託量	73.7 t	7.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	73.7 t	7.8 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	33.2 t	0.7 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 識別容易な表示による分別		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（有害）
	全 処 理 委 託 量	93 t	10 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	85 t	8 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	30 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 識別容易な表示による分別			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	81.9 t	
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
	排出量	0.5 t	0.0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
	排出量	0.6 t	80 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】							
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		【目標】							
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ						
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】								
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ							
		全処理委託量	0.5 t	0.0 t	t	t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.6 t	0 t	t	t	t	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
		【目標】								
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ							
		全処理委託量	0.6 t	80 t	t	t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.6 t	80 t	t	t	t	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒292-0835

住所 千葉県木更津市築地1番地

氏名 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社  
木更津製造所 所長 中山 岳志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-30-7100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業  
廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

※2024年10月 統合により社名変更(旧社名 日鉄エポキシ製造(株) 千葉工場)

事業場の名称	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 木更津製造所 機能樹脂製造部 機能樹脂千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖11番地5
事業の種類	E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画 における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	200.3 t	全処理委託量	200.3 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	190.1 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	63.0 t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 168.8t 前年度 81.9t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
廃棄物処理委託については、電子情報処理組織を使用した報告(電子マニフェスト)を継続	

※事務処理欄

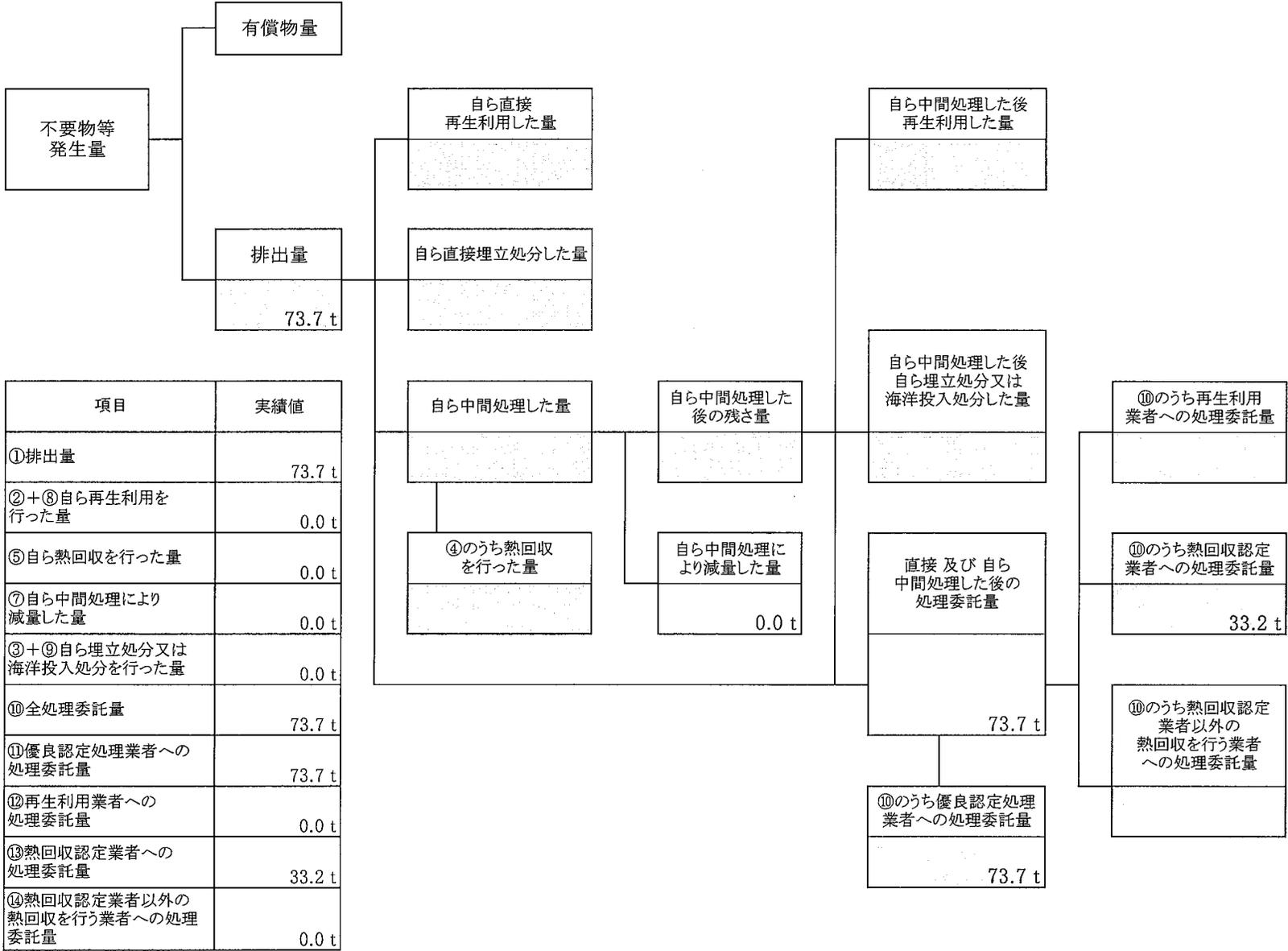
(日本産業規格 A列4番) 7.6.27

君津  
地域振興事務所

收受

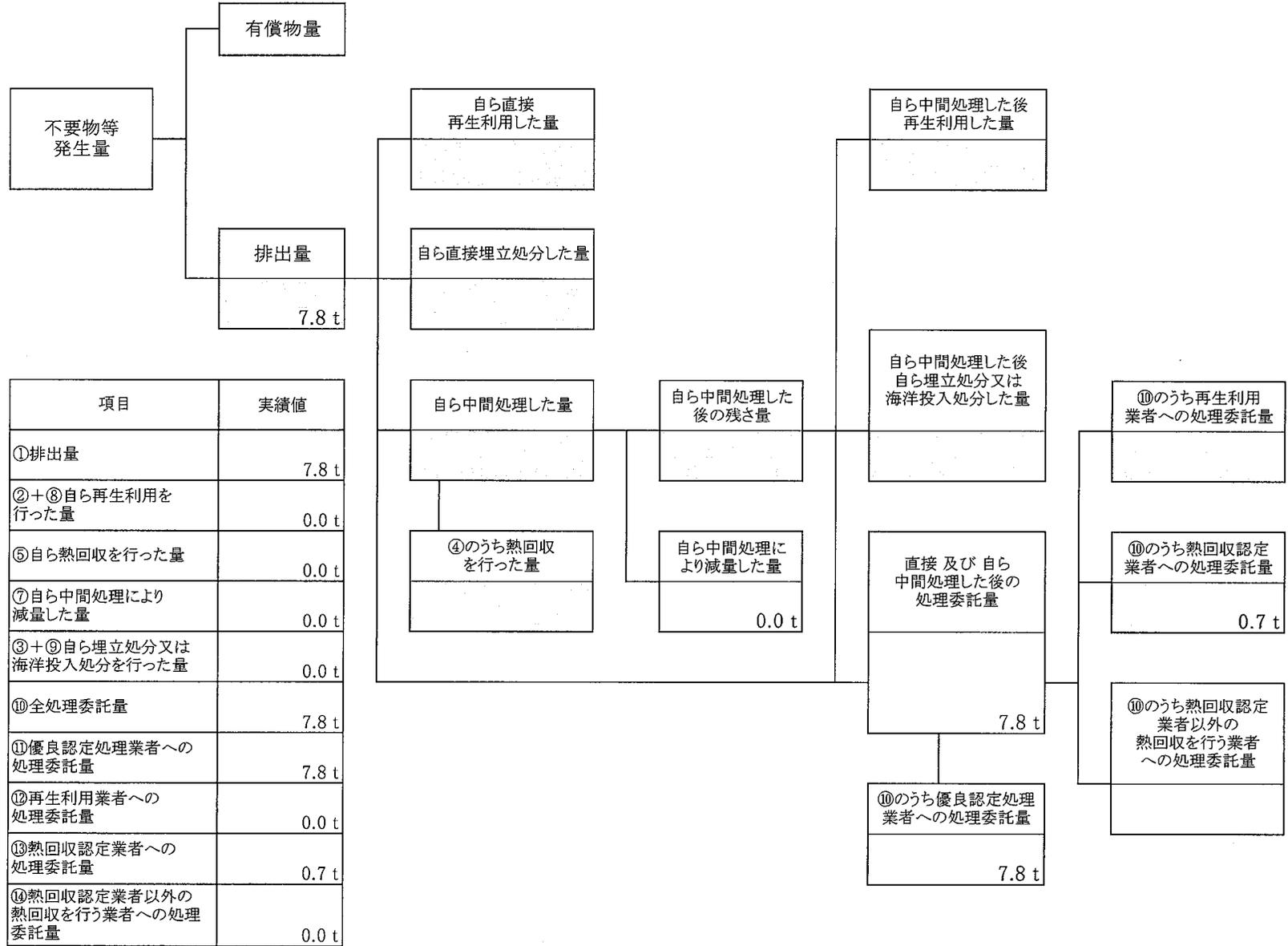
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油 )



計画の実施状況

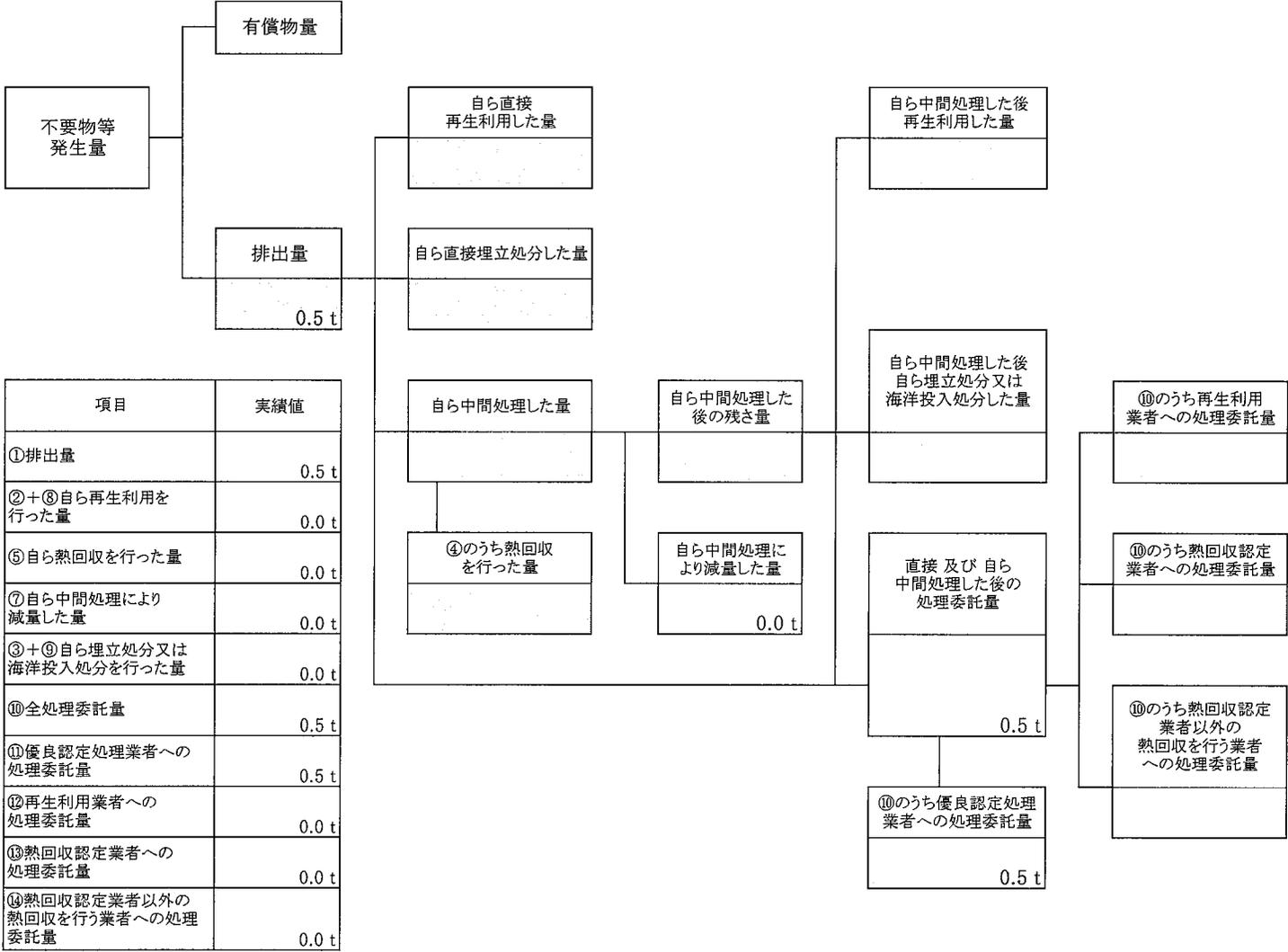
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(有害) )



項目	実績値
①排出量	7.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	7.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.7 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

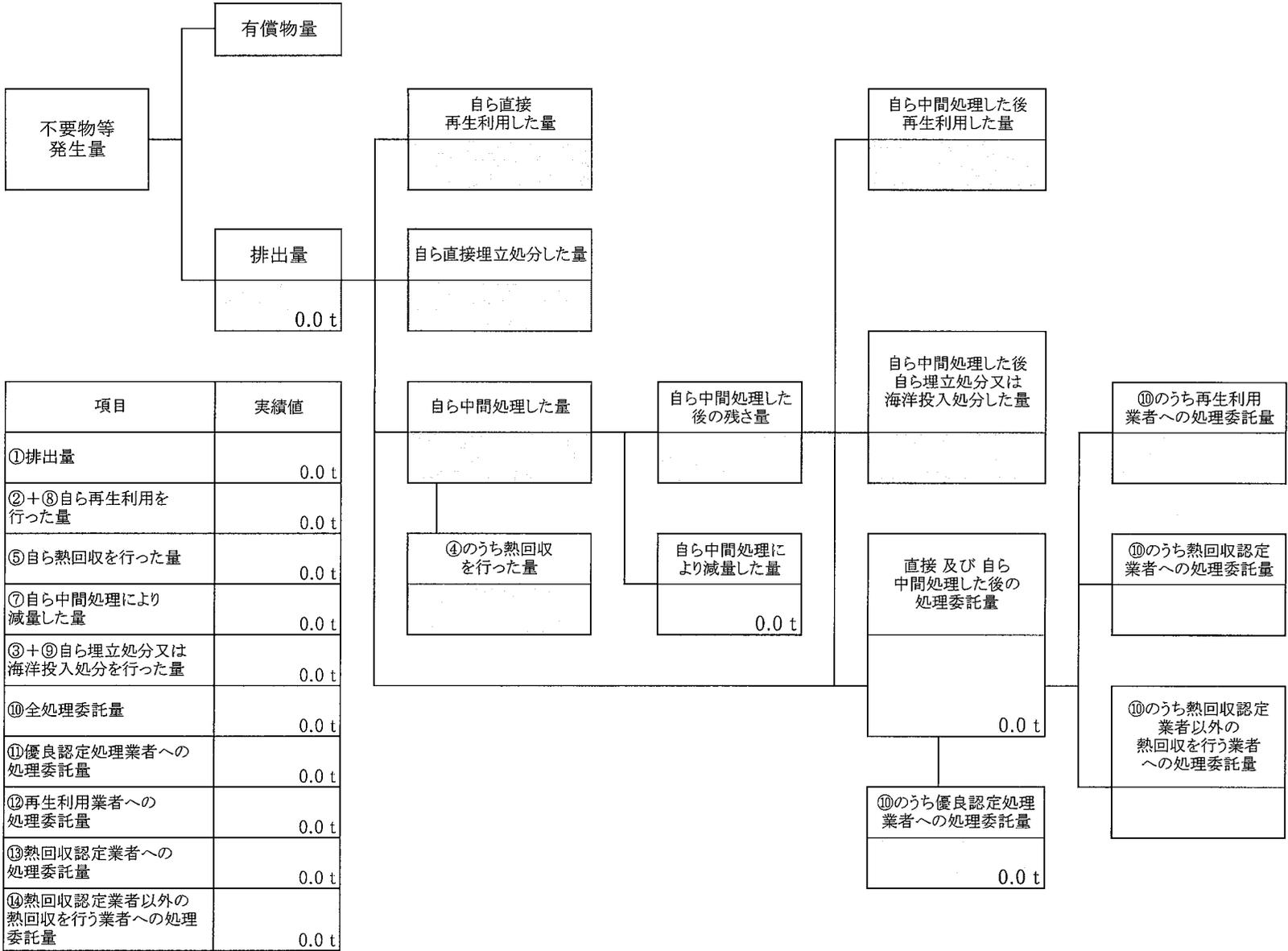
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸 )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH12.5以上の廃アルカリ )



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

## 様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月14日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-1141

住 所 君津市君津1番地

法人名 日鉄建材株式会社 君津鋼板工場

代表者 水間 規夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0439-52-0571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄建材株式会社 君津鋼板工場
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 鉄鋼業
②事業の規模	令和6年度実績 売上 9,730百万円
③従業員数	102名（社員80名 常勤関係員数22名） ※令和7年3月31日
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油（引火性） → 委託処理（中間処理 蒸留再生） 廃油（引火性） → 自社で再生利用 汚泥（有害） → 委託処理（中間処理 還元不溶化） 廃酸（強酸） → 委託処理（中間処理 中和還元）

(日本産業規格 A列4番)



自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	27 t	t
	（これまでに実施した取組） 廃油（引火性）：溶剤回収装置の維持管理及び稼働率の向上		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	30 t	t
	（今後実施する予定の取組） 廃油（引火性）：溶剤回収装置の維持管理及び稼働率の向上		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

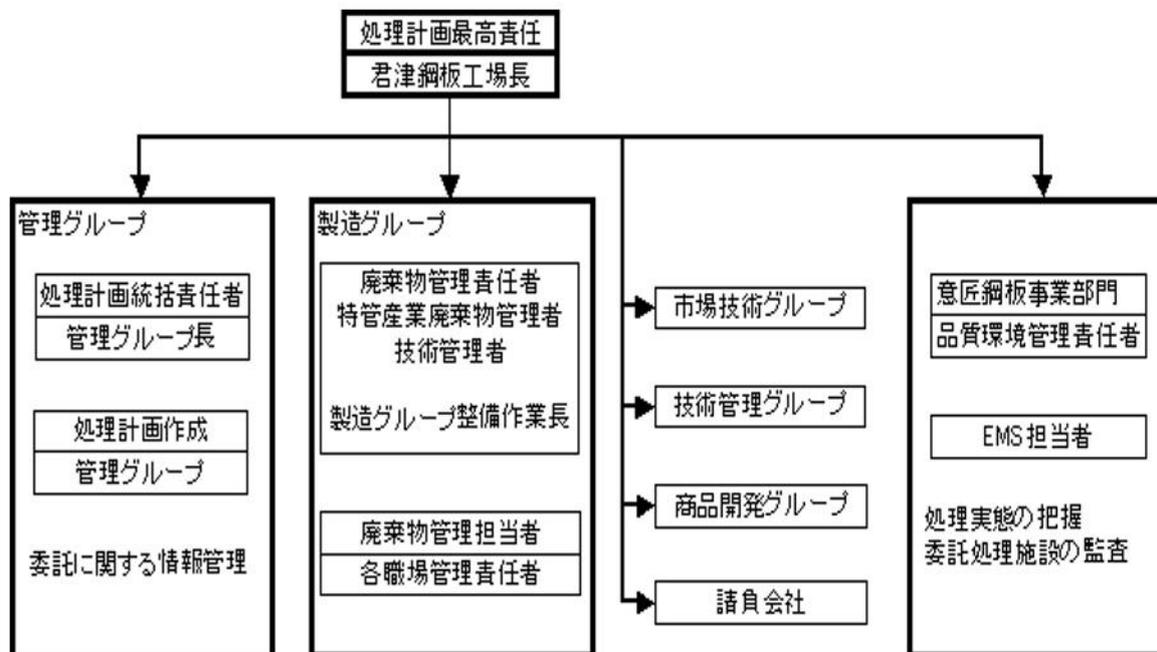
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	全処理委託量	70 t	24.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	70 t	23.2 t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者への優先的処理委託		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	全 処 理 委 託 量	65 t	25 t
	優良認定処理業者への処理委託量	65 t	25 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>（今後実施する予定の取組） 優良認定処理業者への優先的処理委託</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		178 t
	<p>（今後実施する予定の取組等） 平成31年4月より電子マニフェスト使用開始</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別紙（管理体制）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	排出量	56.6 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	排出量	55 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	全処理委託量	56.6 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	56.6 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)							
	全処理委託量	55 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	55 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月14日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-1141

住所 君津市君津1番地

法人名 日鉄建材株式会社 君津鋼板工場

代表者 水間 規夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0439-52-0571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄建材株式会社 君津鋼板工場		
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	190 t	全処理委託量	165 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	25 t	優良認定処理業者への処理委託量	165 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	197.9 t
	前年度(令和6年度)	178 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 平成31年4月より電子マニフェスト使用開始		

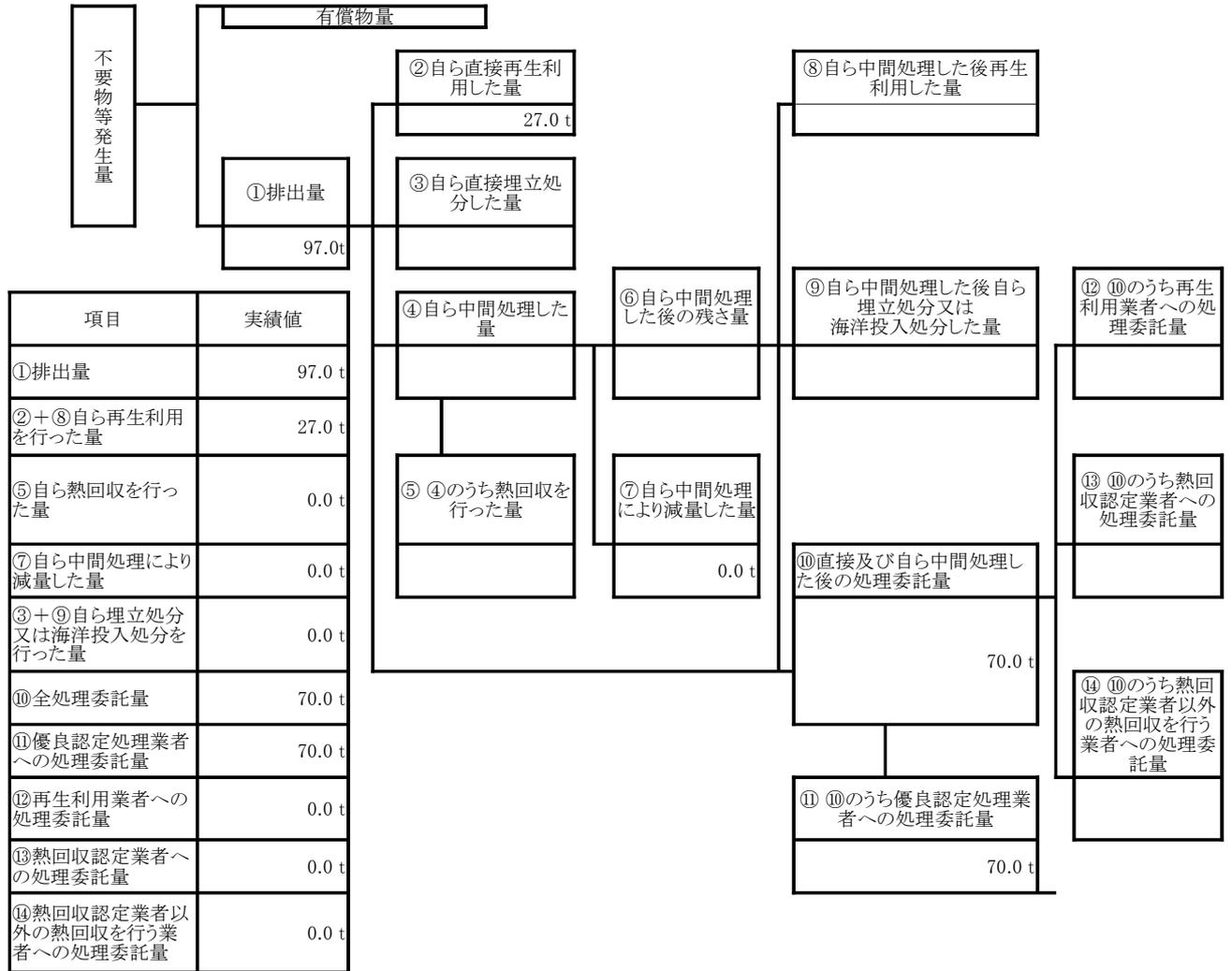
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

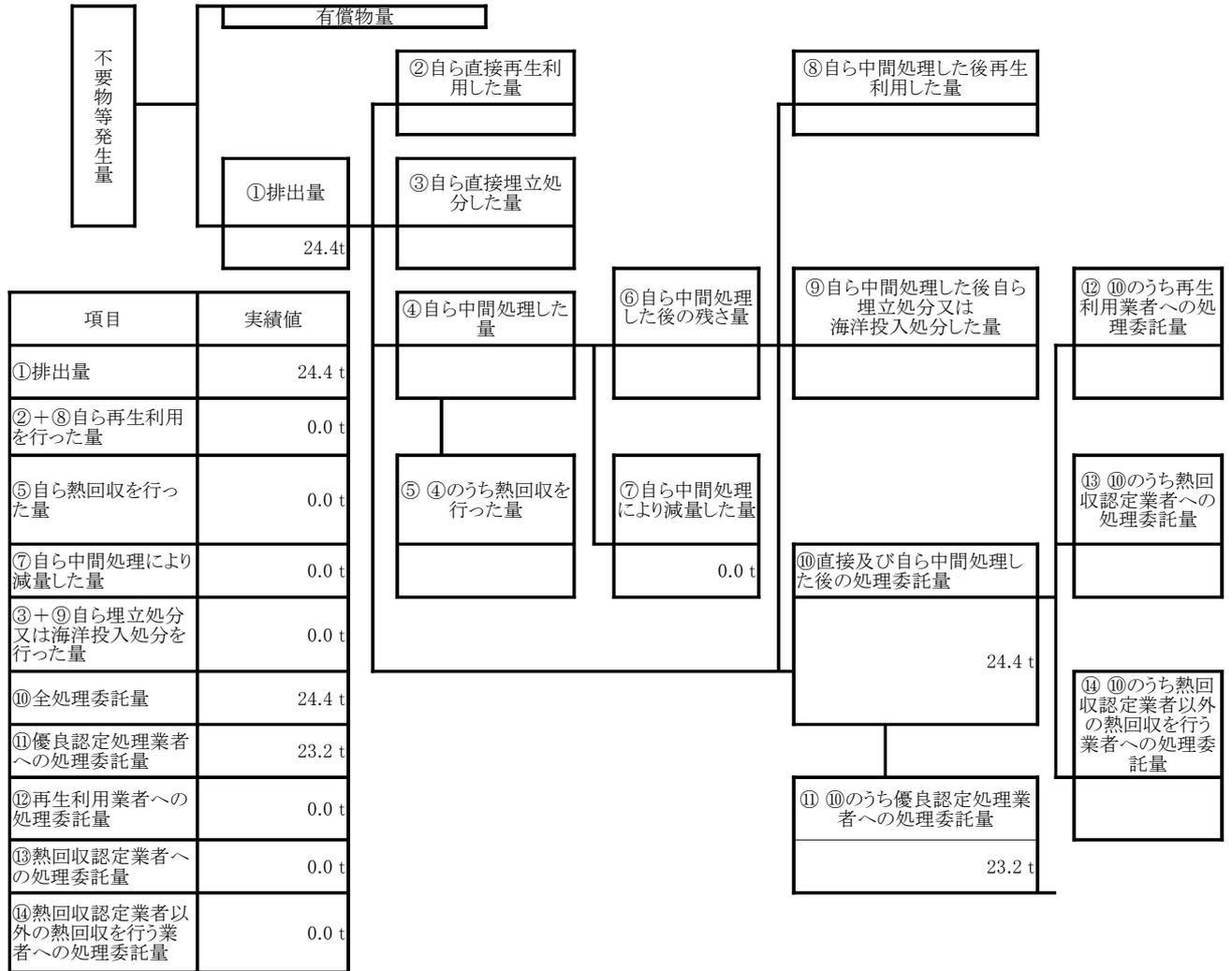


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

汚泥(有害)

)

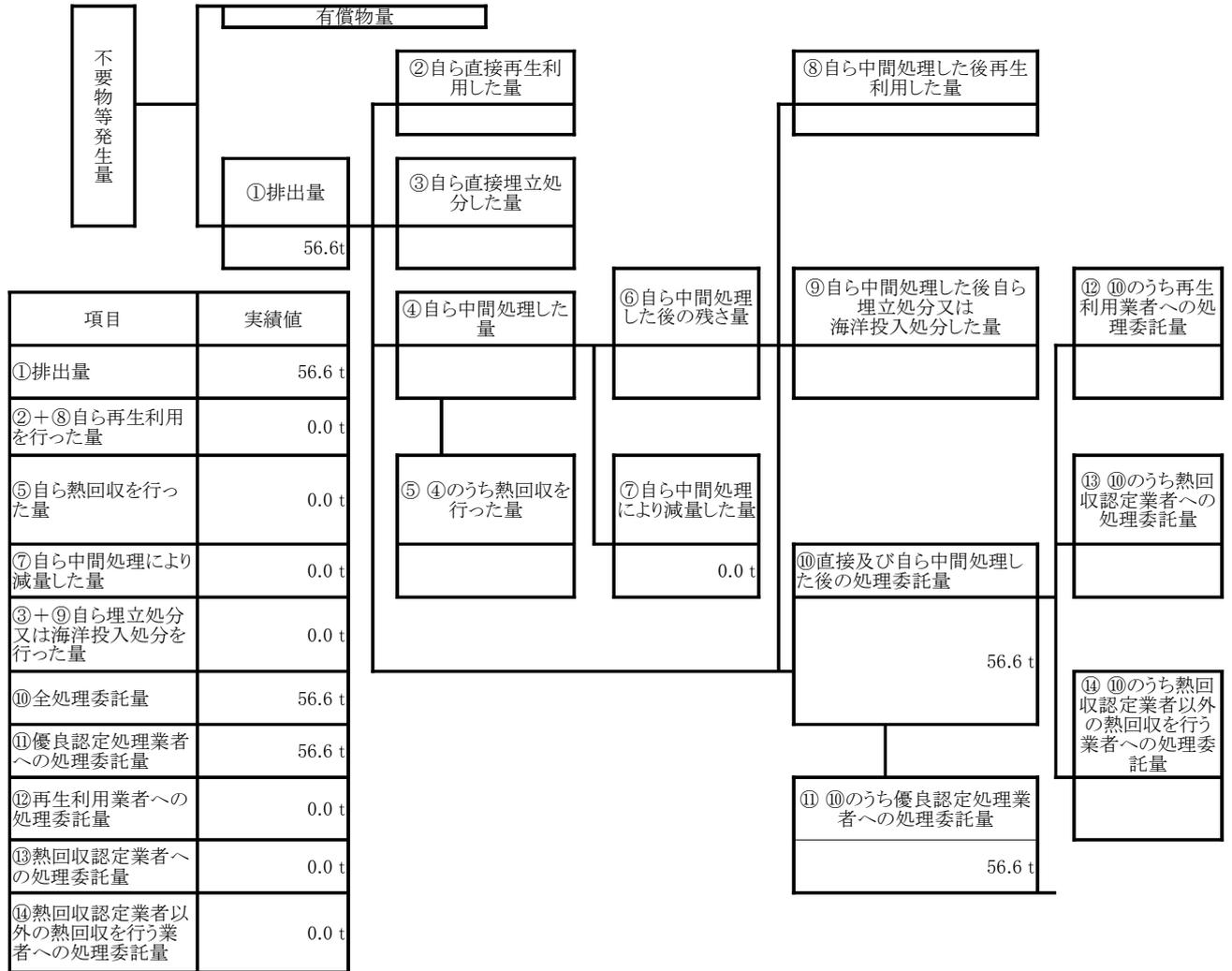


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0011  
 住 所 千葉県市川市高谷新町7番地1  
 氏 名 日鉄鋼板株式会社 東日本製造所  
 常務執行役員所長 岡野 哲彦  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 047-328-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業  
 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄鋼板株式会社 東日本製造所 市川地区
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町7番地1
事業の種類	E24-金属製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画 における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	6.5 t	全 処 理 委 託 量	6.5 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	4.0 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4.0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0 t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0 t

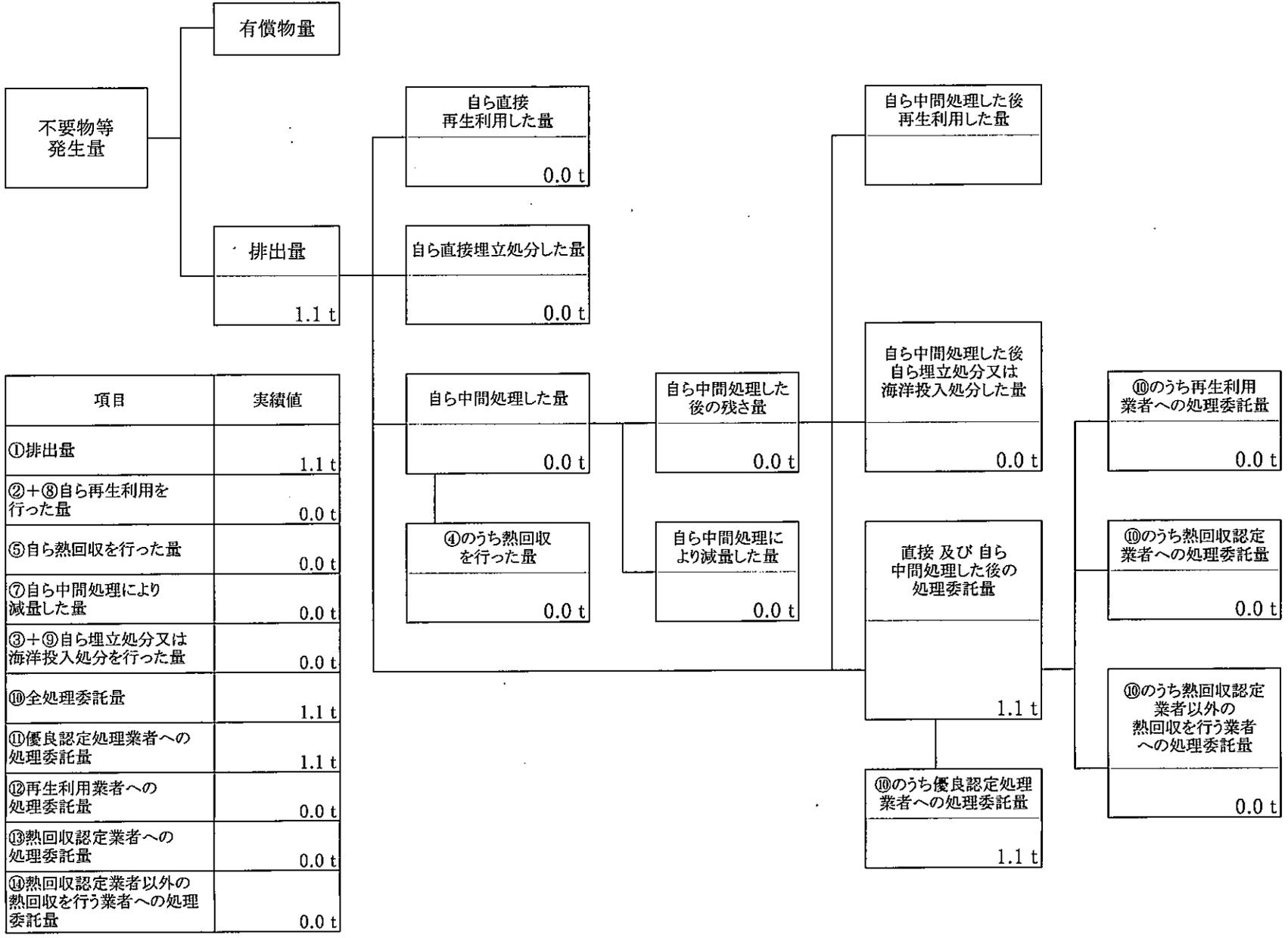
## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	85.6	t
	前年度	11.1	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
移行済であり特になし			

※事務処理欄

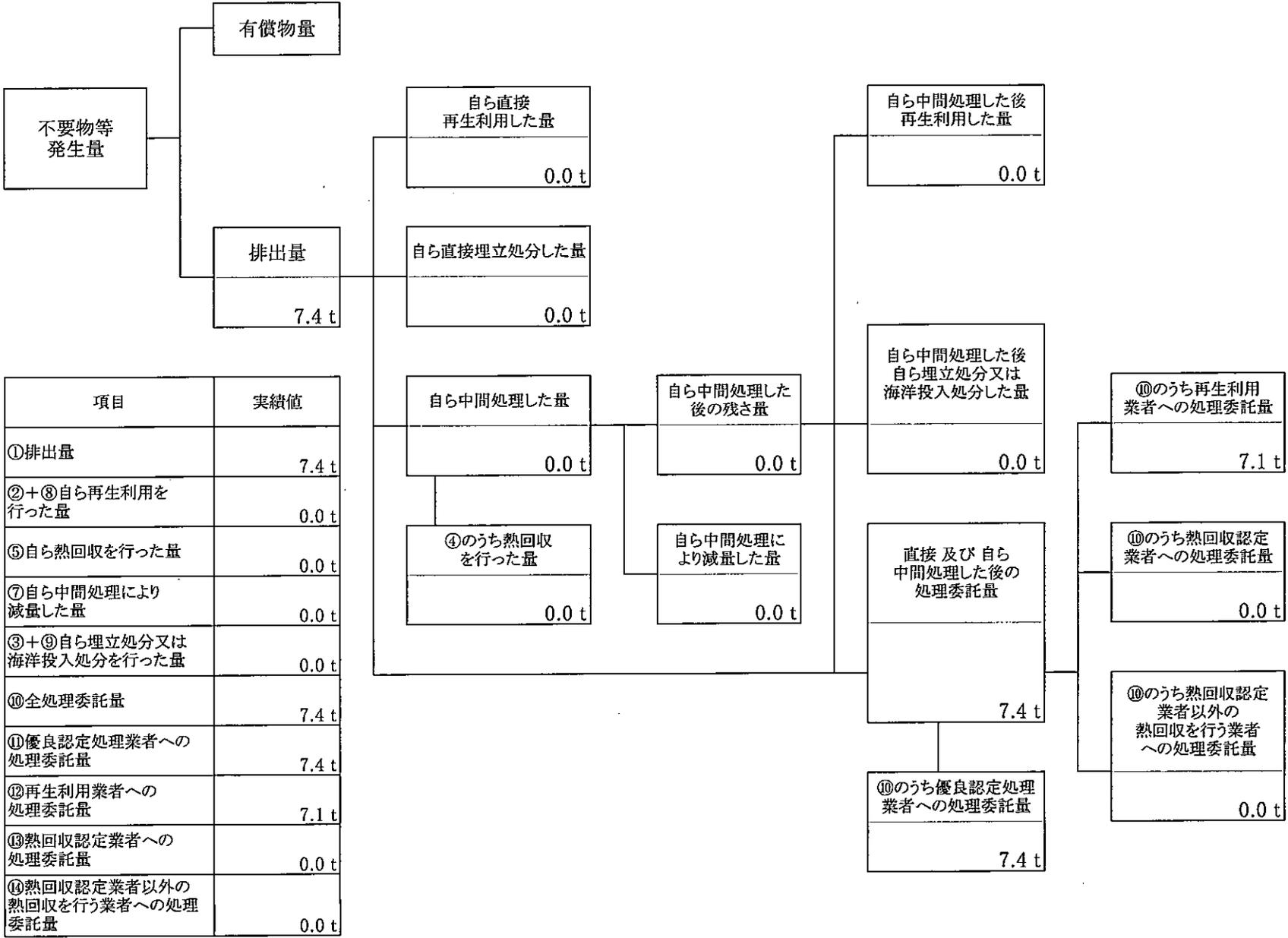
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性) )



計画の実施状況

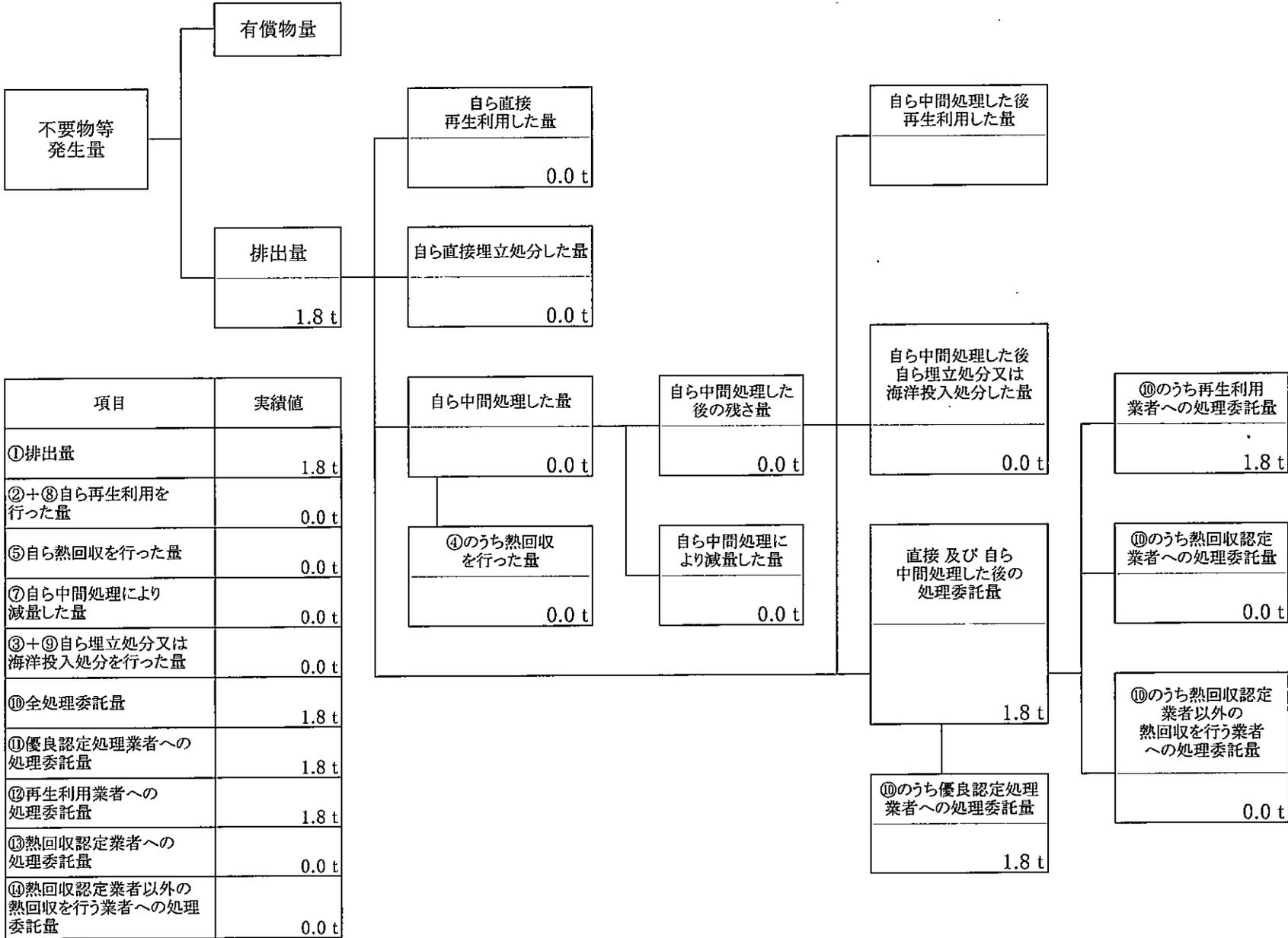
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(強酸) )



項目	実績値
①排出量	7.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	7.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.4 t
⑫再生利用者への処理委託量	7.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

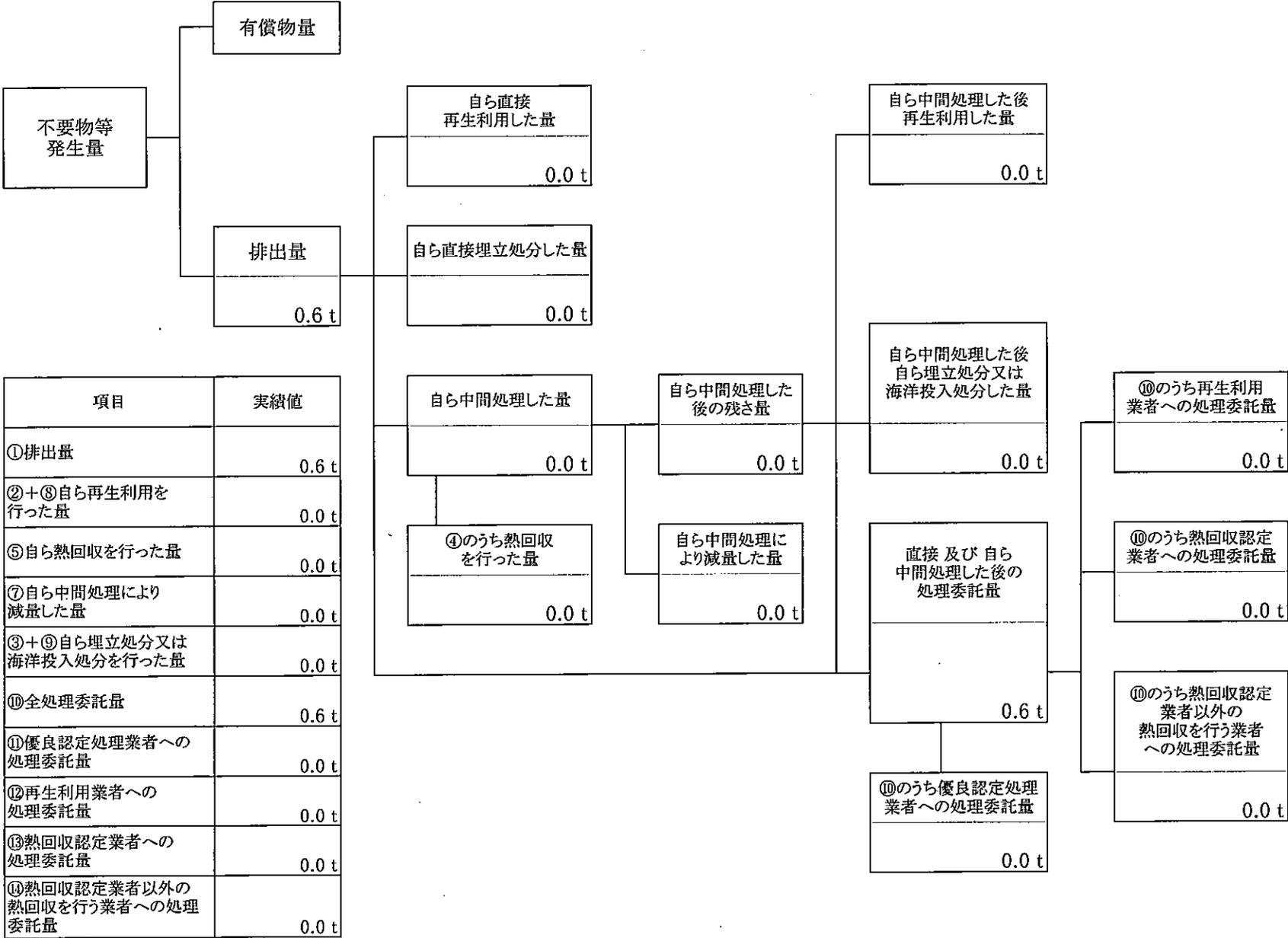
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(有害) )



計画の実施状況

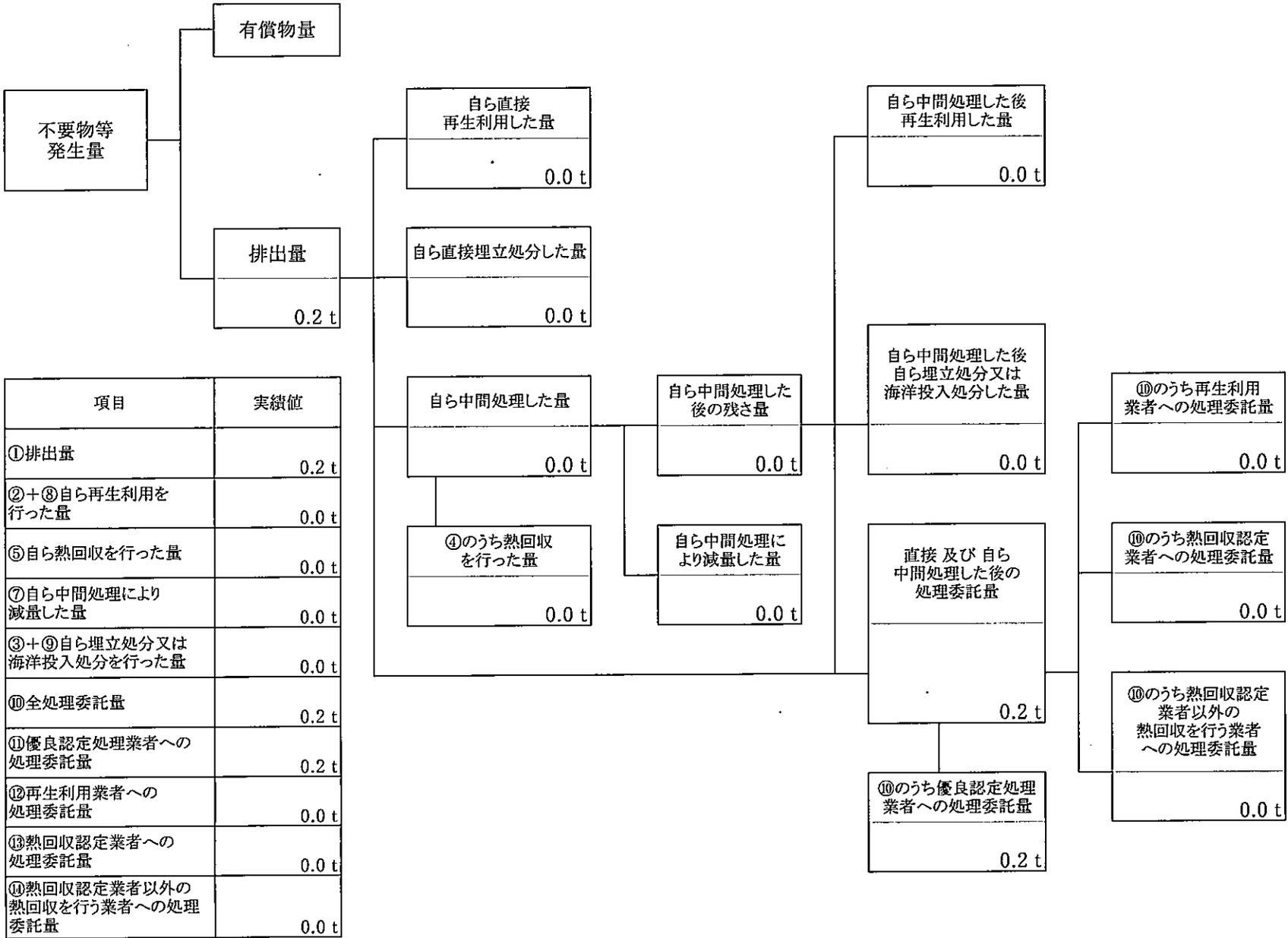
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃PCB )



項目	実績値
①排出量	0.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

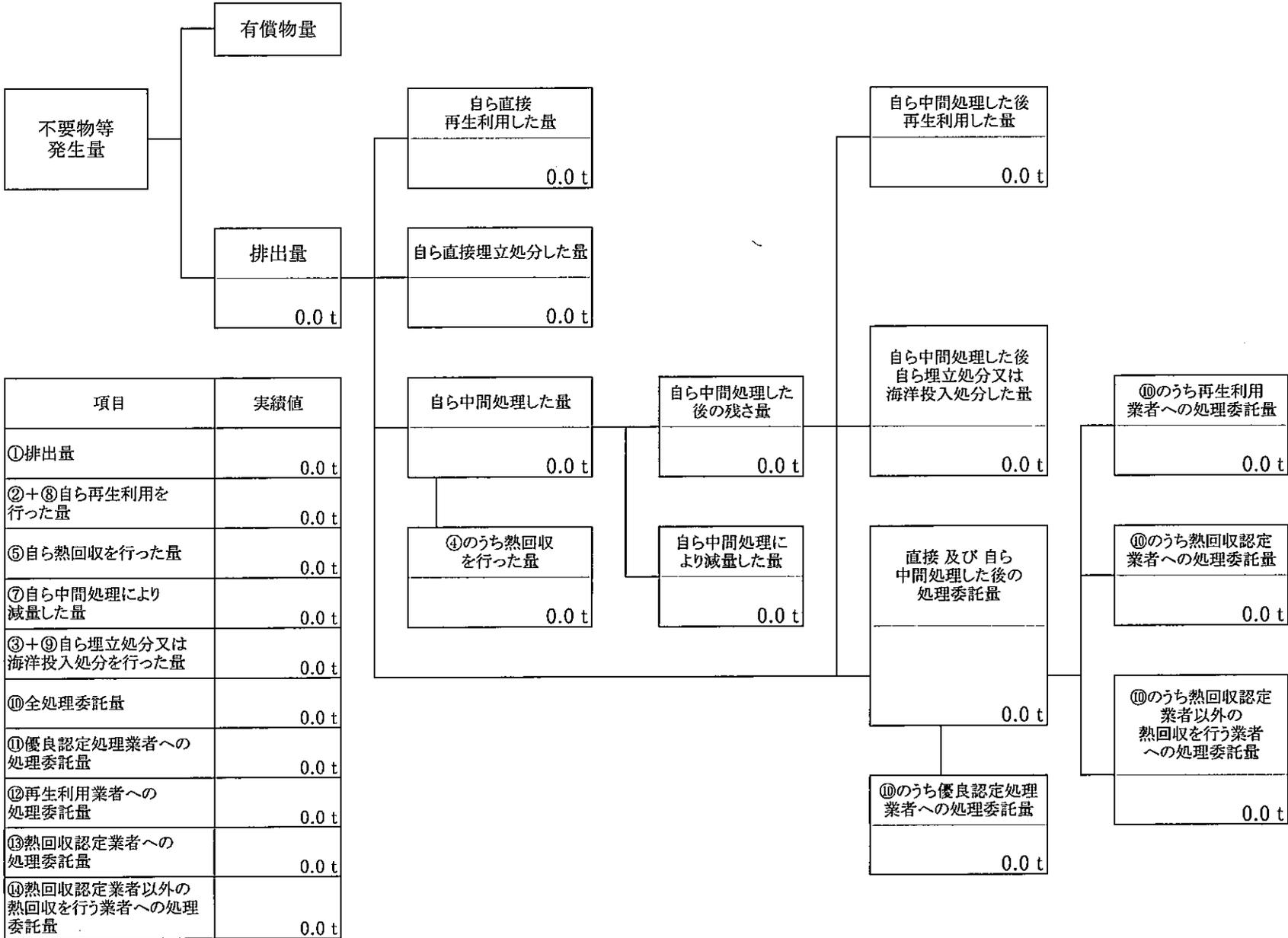
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害) )



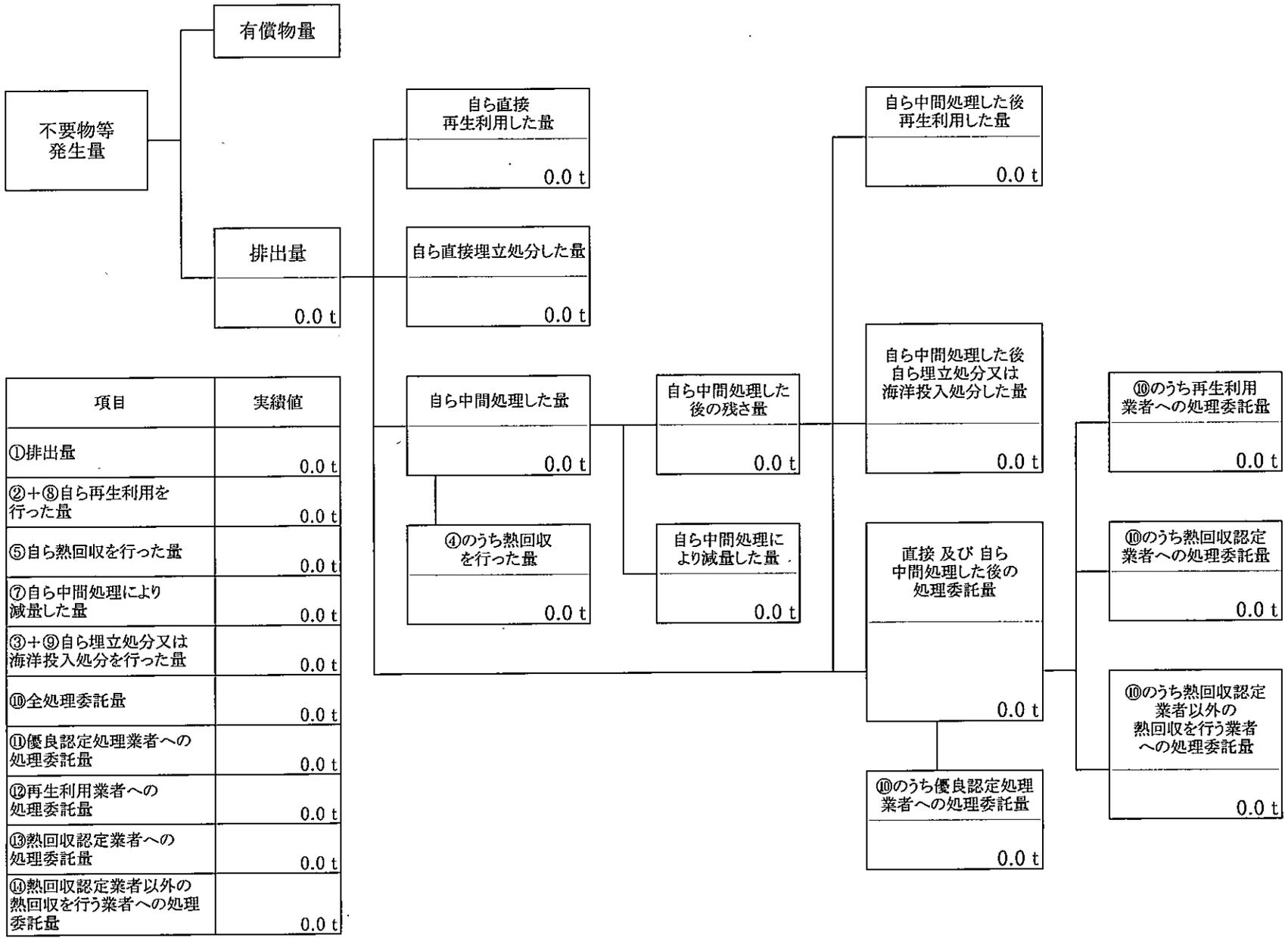
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(有害) )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性廃棄物)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 27 日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県野田市上三ヶ尾252-4

氏 名 日鉄ステンレス鋼管株式会社  
北関東工場長 右田 聡

電話番号 04-7124-6141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ステンレス鋼管株式会社 北関東工場 野田地区
事業場の所在地	278-0013 千葉県野田市上三ヶ尾252-4
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

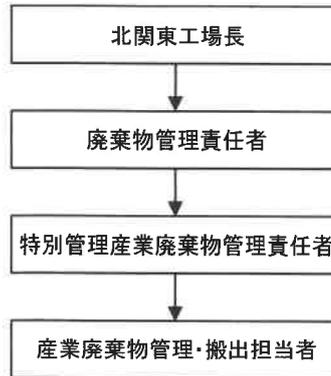
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：金属製品製造業
② 事業の規模	前年度生産量 191 t
③ 従業員数	27名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃酸・廃アルカリの発生工程</p> <pre> graph TD     Material[材料] --&gt; Press[プレス]     Press --&gt; Degreasing[脱脂槽]     Degreasing --&gt; Pickling[酸洗槽]     Pickling --&gt; Inspection[検査]     Inspection --&gt; Product[製品]     Pickling --&gt; WasteAcid[廃酸]     Pickling --&gt; WasteAlkali[廃アルカリ]     WasteAcid --&gt; Intermediate[中間処理委託業]     WasteAlkali --&gt; Intermediate     Intermediate -- "(中和・凝集・濾過・脱水)" --&gt; Intermediate     Intermediate --&gt; Final[最終処分業者]     Final -- "(分級・混練・凝集固化)" --&gt; Final     </pre>



(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	24 t	32 t
	(これまでに実施した取組)  (廃酸) 排出量を抑制するため、可能な限り酸洗処理量を増加させた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	24 t	32 t
	(今後実施する予定の取組) 前年のとおり。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  排出物は、酸とアルカリであり、特定使用施設から、直接、委託業者に引渡すことにより、分別する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  現状どおりの分別を継続する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	24 t	32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	24 t	32 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
<p>環境に配慮するため優良認定処理業者に対する委託を検討した。次年度から計画的な委託を実施する。</p>			

## (第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	24 t	32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	14 t	32 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	<p>前年度の検討結果を踏まえ、優良認定処理業者に対する委託を推進する。また、定期的に現地視察を行い、処理状況を確認する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 27日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

## 提出者

住 所 千葉県野田市上三ヶ尾252-4

氏 名 日鉄ステンレス鋼管株式会社

北関東工場長 右田 聡

電話番号 04-7124-6141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2024年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄ステンレス鋼管株式会社 北関東工場 野田地区		
事業場の所在地	278-0013 千葉県野田市上三ヶ尾252-4		
事業の種類	大分類:製造業 中分類:金属製品製造業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	130.0 t	全処理委託量	130.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	20.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	20.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	101 t
		前年度	56 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト導入済み			
※事務処理欄			

-7.6.27

収受

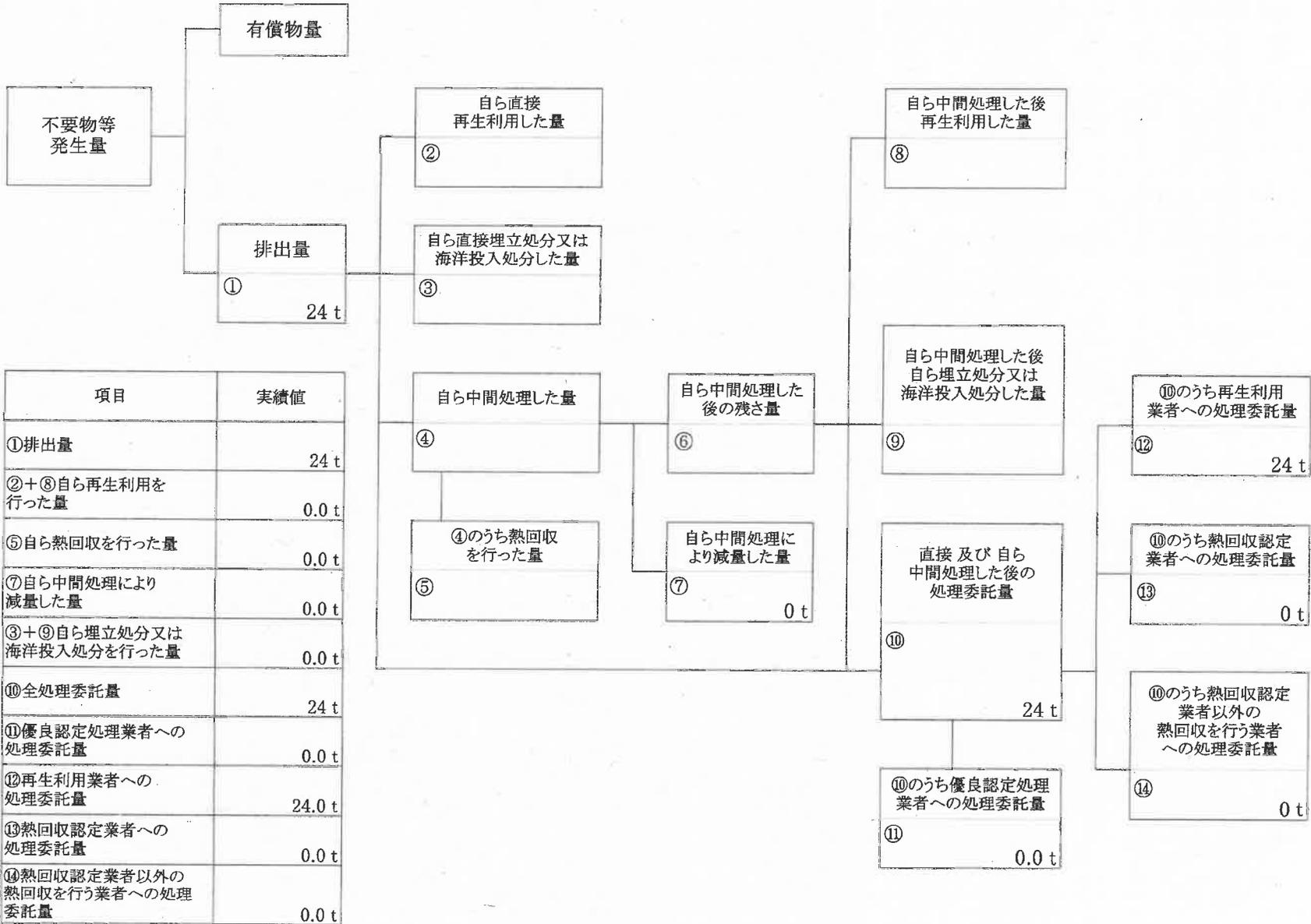
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

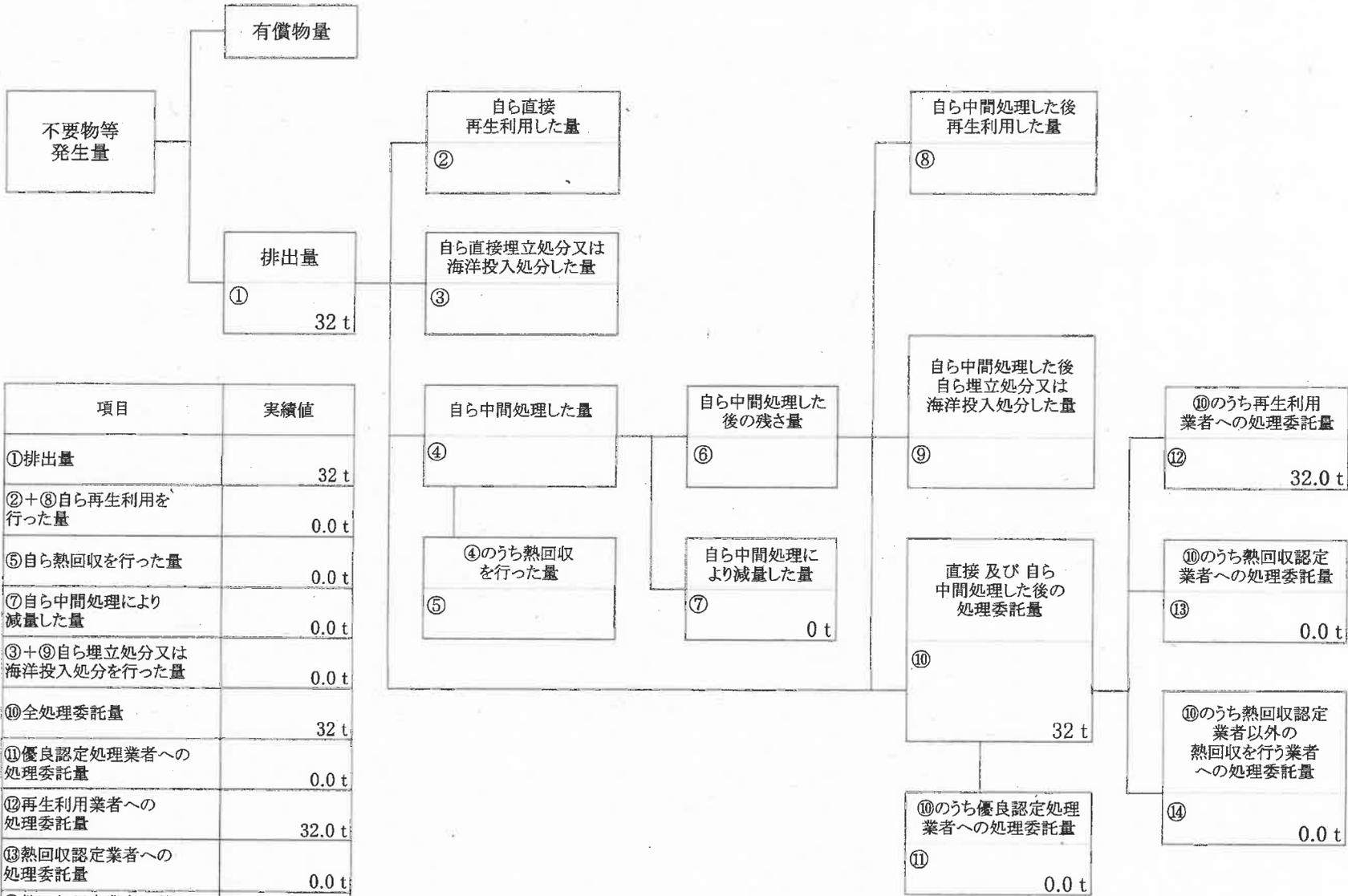
)



項目	実績値
①排出量	24 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	24 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	24.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ) )



項目	実績値
①排出量	32 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	32 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	32.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 17日

千葉県知事  
(木更津市長)

殿

提出者

住 所 埼玉県飯能市茜台二丁目6番

氏 名 日鉄プロセッシング株式会社

代表取締役社長 赤松 将雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 042-980-7663



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄プロセッシング株式会社 (旧松菱金属工業株式会社) 君津工場
事業場の所在地	千葉県木更津市築地6
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業 (鉄鋼)
②事業の規模	売上700億円
③従業員数	65名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	鉄 - 表面処理工程 - 引抜 - 製品出荷 ↓ 廃塩酸 → 委託処理 (再生利用業者で処理) → 委託処理 (中間処理・中和)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

第一本部長 → 工場長 → 前処理グループ → 保管

↓  
管理グループ → マニフェスト発行・管理 →

保管  
処理業者へ

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	廃アルカリ
	排 出 量	1,865 t	44 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	廃アルカリ
	排 出 量	1,827 t	60 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃塩酸 専用タンクに保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	廃アルカリ
	全処理委託量	1,865 t	44 t
	優良認定処理業者への処理委託量	670 t	44 t
	再生利用業者への処理委託量	1,865 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	廃アルカリ
	全処理委託量	1,827 t	60 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	450 t	60 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,827 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,909 t	
	(今後実施する予定の取組等) 現状、特別管理産業廃棄物処理は全て電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月17日

千葉県知事

殿



提出者

住所 埼玉県飯能市茜台二丁目6番

氏名 日鉄プロセッシング株式会社

代表取締役社長 赤松 将雄

電話番号 042-980-7663

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2024年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄プロセッシング株式会社 (旧松菱金属工業株式会社) 君津工場
事業場の所在地	千葉県木更津市築地6
事業の種類	鉄鋼 (特殊鋼磨棒鋼、普通鋼鋼線、特殊鋼鋼線)
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	R6.4.1~R7.3.31

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,251 t	全処理委託量	1,685 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	566 t	優良認定処理業者への処理委託量	67 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1,618 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

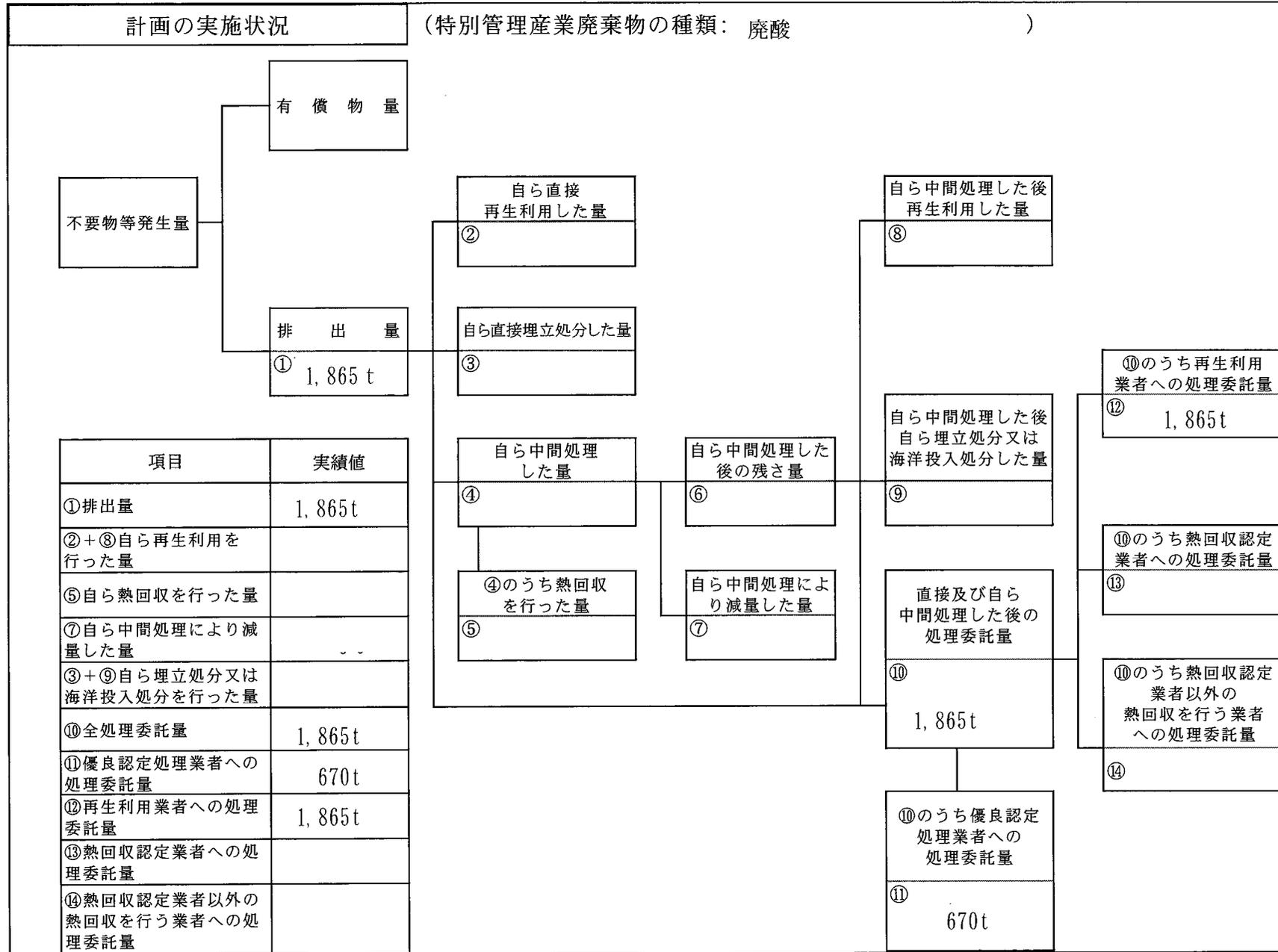
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	2,898 t
	前年度	1,909 t

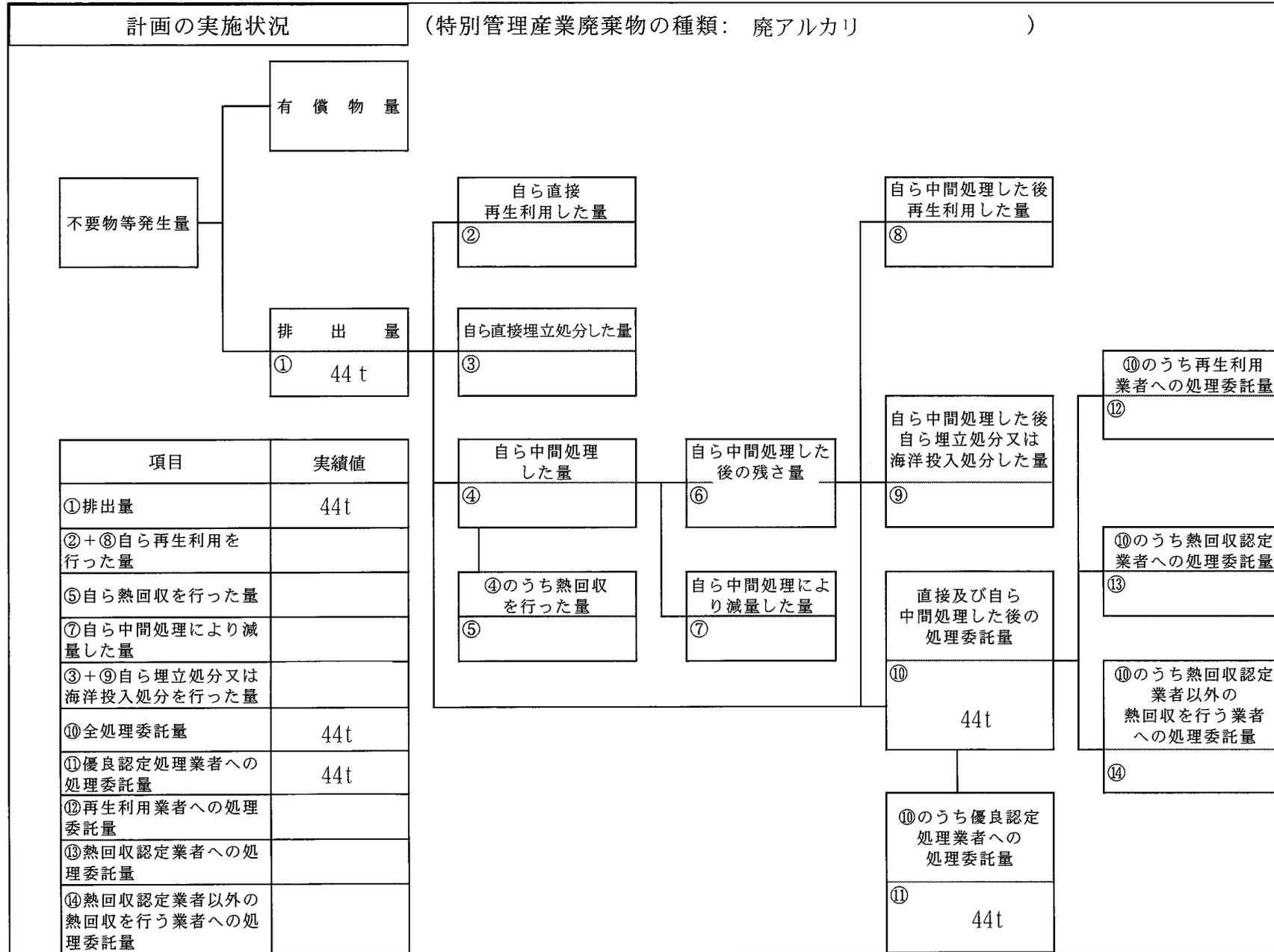
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)  
特別管理産業廃棄物処理の電子マニフェスト化

※事務処理欄

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。





(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
  - 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
  - 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 275-0001

住 所 千葉県習志野市東習志野7-6-1

法人名 日鉄溶接工業株式会社 習志野工場

代表者 弘中 伸和

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-479-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄溶接工業株式会社 習志野工場
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7-6-1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 鉄鋼業
②事業の規模	製造品出荷額等 8,842百万円
③従業員数	288人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照のこと

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙2参照のこと	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照のこと		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3参照のこと		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3参照のこと
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3参照のこと

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照のこと		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3参照のこと		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙3参照のこと			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙3参照のこと			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照のこと		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3参照のこと		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照のこと		

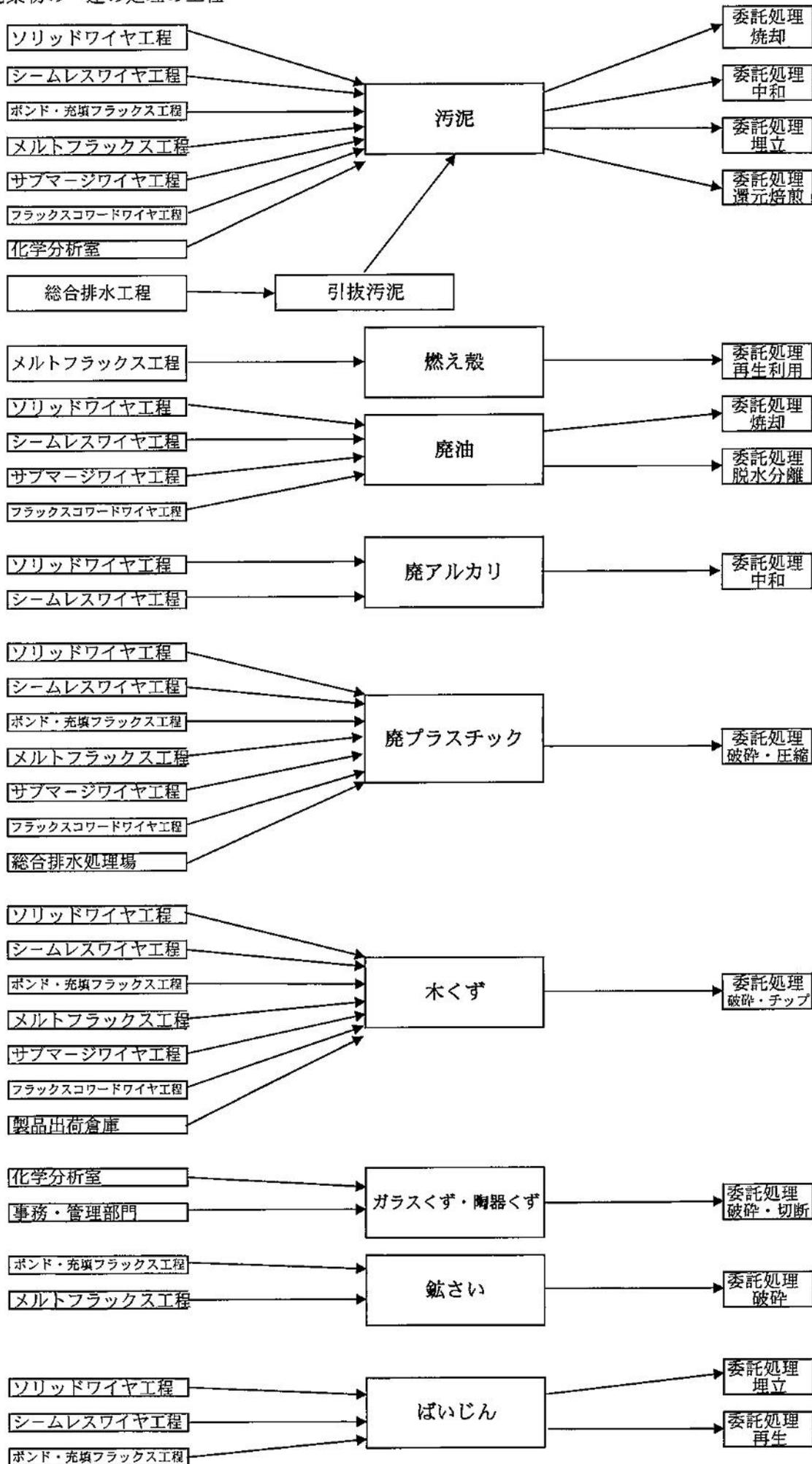
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3参照のこと		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



### 3. 廃棄物管理組織・体制

別紙2

統括責任者	所属習志野工場	職：工場長
廃棄物担当組織名	公害防止組織	廃棄物担当組織人数：33人
処理計画組織規定	名称	環境管理委員会
	概要	<p>経営責任者：工場長（社長より委任）</p> <p>処理計画総括責任者：製造グループ長</p> <p>処理計画作成機関：環境管理委員会</p> <p>処理計画への関与：処理計画を作成する。</p> <p>権限：産業廃棄物処理に関する工場内管理及び指揮。</p> <p>責任範囲：産業廃棄物処理に関する計画、実行、管理。</p>
	情報管理方法	<p>（廃棄物処理実態の把握方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理担当者、委託業者から処理状況を定期的に確認。</li> </ul> <p>（保管・委託に係る情報管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物管理推進事務局にて一括管理。</li> <li>・ 管理状況は、環境管理委員会で報告（1回/月）</li> </ul>
<p>産業廃棄物対策組織図（令和3年. 4. 1改定）</p> <pre> graph TD     A[産業廃棄物処理責任者 (工場長)] --&gt; B[産業廃棄物処理副責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者]     B --&gt; C[環境管理委員会]     C --&gt; D[製造グループ]     C --&gt; E[生産業務グループ]     C --&gt; F[生産技術グループ]     C --&gt; G[設備グループ]     C --&gt; H[品質管理グループ]     C --&gt; I[管理グループ]     C --&gt; J[研究所 習志野地区]     C --&gt; K[エンジニアリング事業部 ソリューション]     C --&gt; L[オプト事業部]     C --&gt; M[生産技術部]     C --&gt; N[技術サービスグループ]     C --&gt; O[協力会社]     </pre> <p>責任者：各グループ長、チームリーダー 副責任者：主幹または主査</p>		

備考1. 処理計画組織規定の概要では、経営責任者、処理計画最高責任者、処理計画総括責任者、処理計画作成機関、処理計画の関与、権限責任範囲等を明確にする。

備考2. 処理計画組織規定の情報管理方法には、廃棄物処理実態の把握方法、保管・委託に関する情報管理をどのように実施しているかを示す。

項目 (横軸廃棄物種類)	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃プラ	廃油	木くず	廃酸	その他混 合廃棄物	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶器 くず	鉱さい	金属屑	石綿含有 廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物
<b>産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</b>													
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	排出量(t)	328.09	64.18	7966.66	114.12	4.84	6.79	11.25	0.89	0.009			
	(これまで実施した取組)	再生利用可能な処理業者へ積極的に処分委託	焼却量の最適化	脱水設備管理の最適化による含水率の低減	—	—	パレットの修理・再利用	—	—	—	—	—	—
②計画 【目標】	排出量(t)	311.69	60.97	7568.33	108.41	4.60	5.09	10.69	0.85	0.0086			
	(今後実施する予定の取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	有価買取へ一部処分変更	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持
<b>産業廃棄物の分別に関する事項</b>													
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底
②計画 【目標】	(今後分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持
<b>自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</b>													
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(これまで実施した取組)	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない
②計画 【目標】	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない	弊社では、今後とも再生利用の実施は行わない
<b>自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</b>													
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)	—	—	7232.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(これまで実施した取組)	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	フィルタープレス装置の計画的な布交換作業による含水率の適正管理	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない
②計画 【目標】	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)	—	—	6870.91	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	現状の維持	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない	弊社では、今後とも中間処理の実施は行わない
<b>自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</b>													
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(これまで実施した取組)	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない	弊社では、埋立処分又は海洋投棄処分を実施していない
②計画 【目標】	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない	弊社では、今後とも埋立処分又は海洋投棄処分の実施は行わない
<b>産業廃棄物の処理の委託に関する事項</b>													
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	全処理委託量(t)	328.09	64.18	734.12	114.12	4.84	6.79	11.25	0.89	0.009			
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	328.09	0.00	713.57	90.84	3.87	6.79	11.25	0.00	0.009			
	再生利用業者への処理委託量(t)	328.09	0.00	496.06	0.00	0.00	6.79	0.00	0.89	0.009			
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	(これまで実施した取組)	再生利用可能な処理業者へ積極的に処分委託	焼却量の最適化	脱水設備管理の最適化による含水率の低減	分別の徹底 有価買取へ一部委託先変更	—	パレットの修理・再利用 有価買取へ一部委託先変更	—	—	—	—	—	—
②計画 【目標】	全処理委託量(t)	311.69	60.97	697.42	108.41	4.60	5.09	10.69	0.85	0.0086			
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	311.69	0.00	677.89	86.30	3.68	5.09	10.69	0.00	0.0086			
	再生利用業者への処理委託量(t)	311.69	0.00	471.26	0.00	0.00	5.09	0.00	0.85	0.0086			
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	(今後実施する予定の取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	—	—	—	—	—	

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 275-0001

住所 千葉県習志野市東習志野7-6-1

法人名 日鉄溶接工業株式会社 習志野工場

代表者 弘中 伸和

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-479-1171

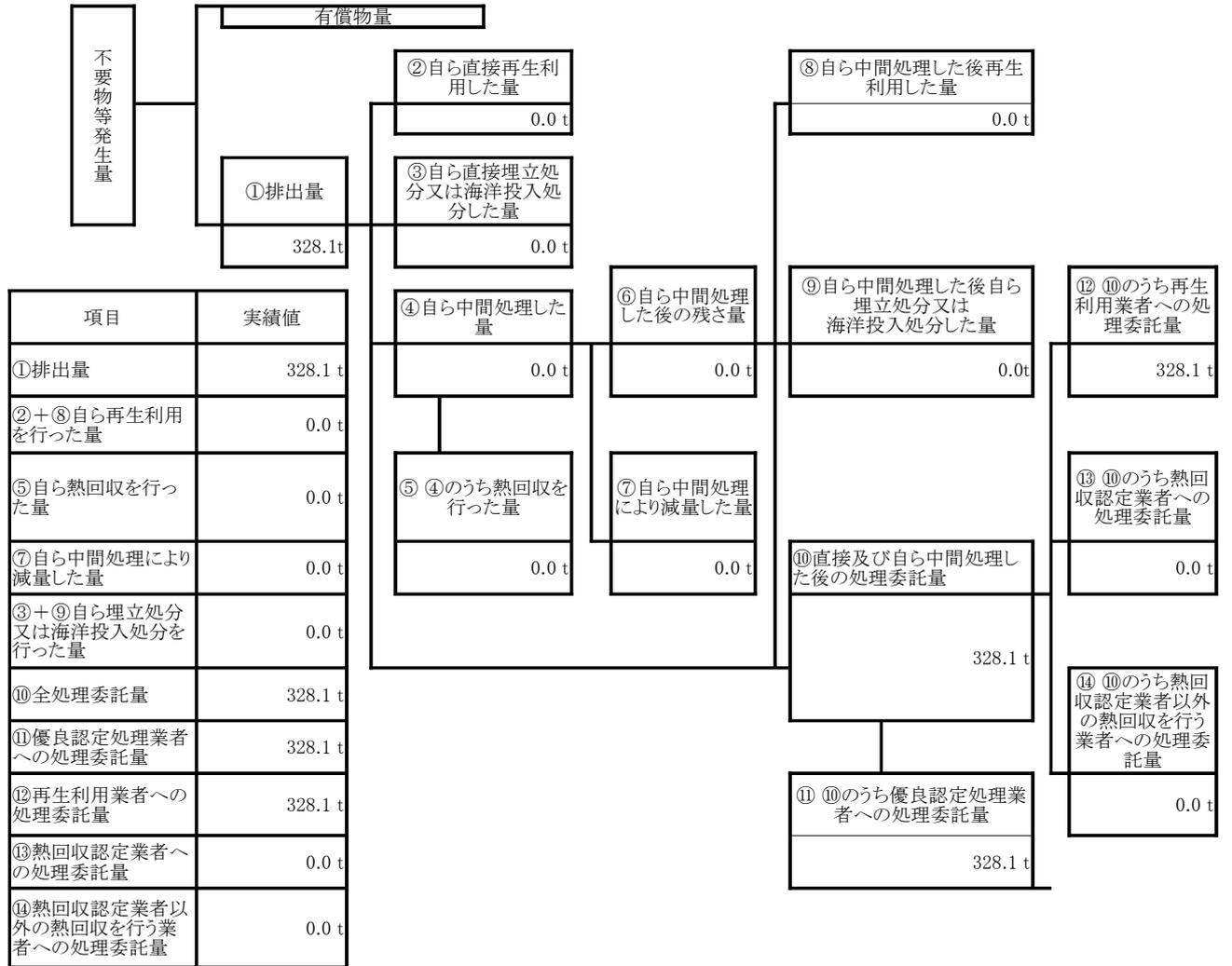
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄溶接工業株式会社 習志野工場		
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7-6-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 鉄鋼業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	7991.55 t	全処理委託量	1270.53 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1140.07 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	740.84 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6721.02 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

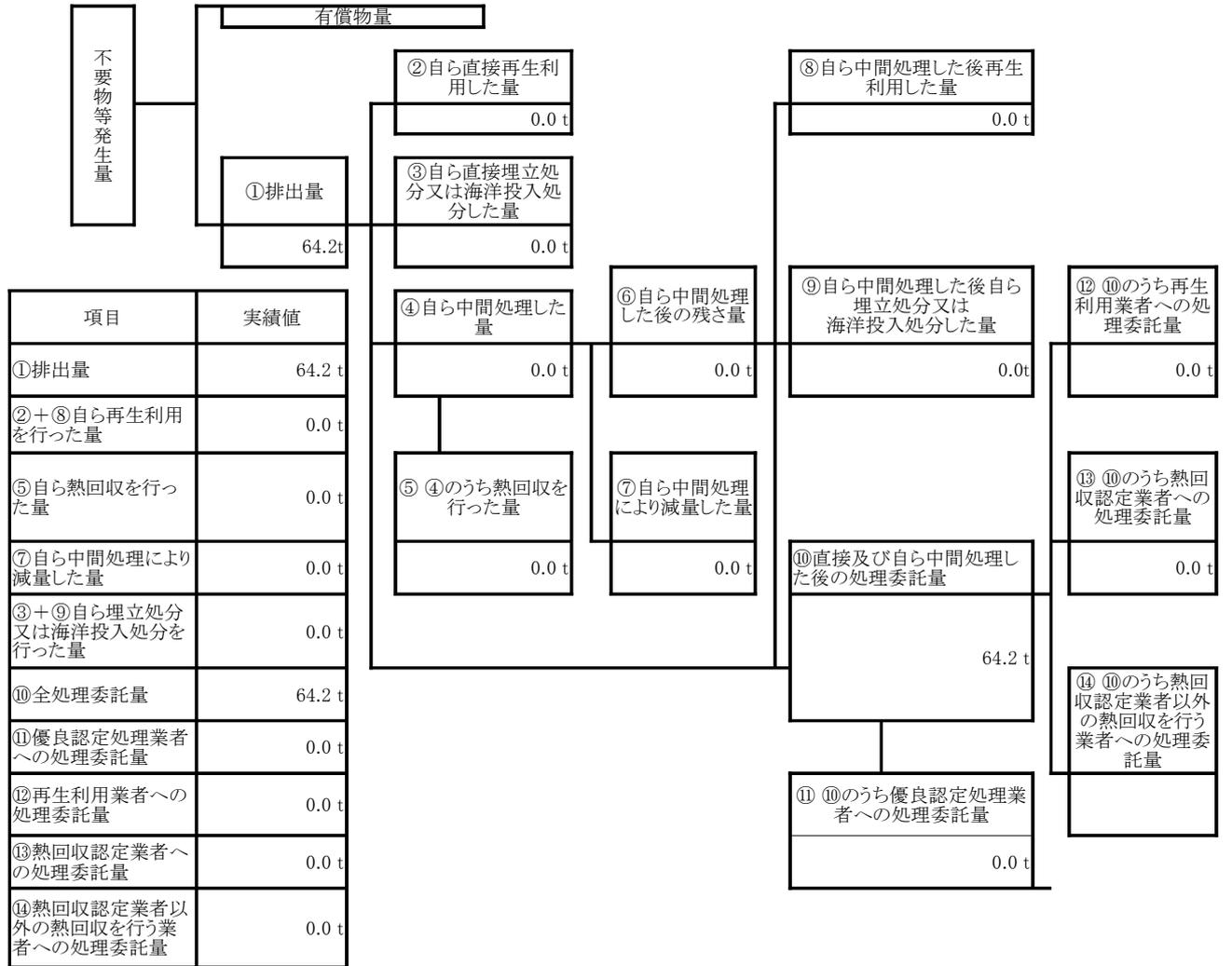
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ばいじん )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 燃え殻 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。

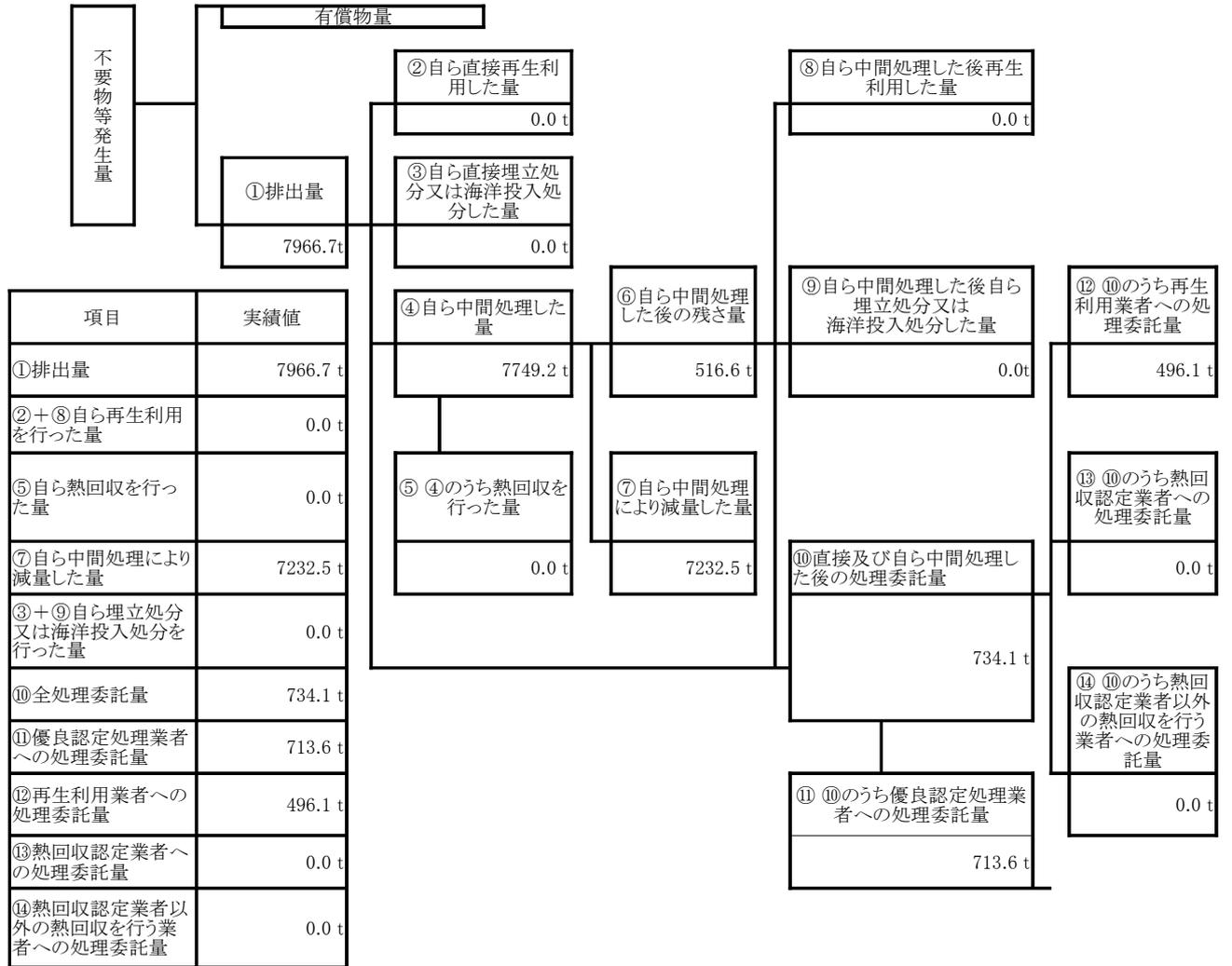


N0.3

(第2面)

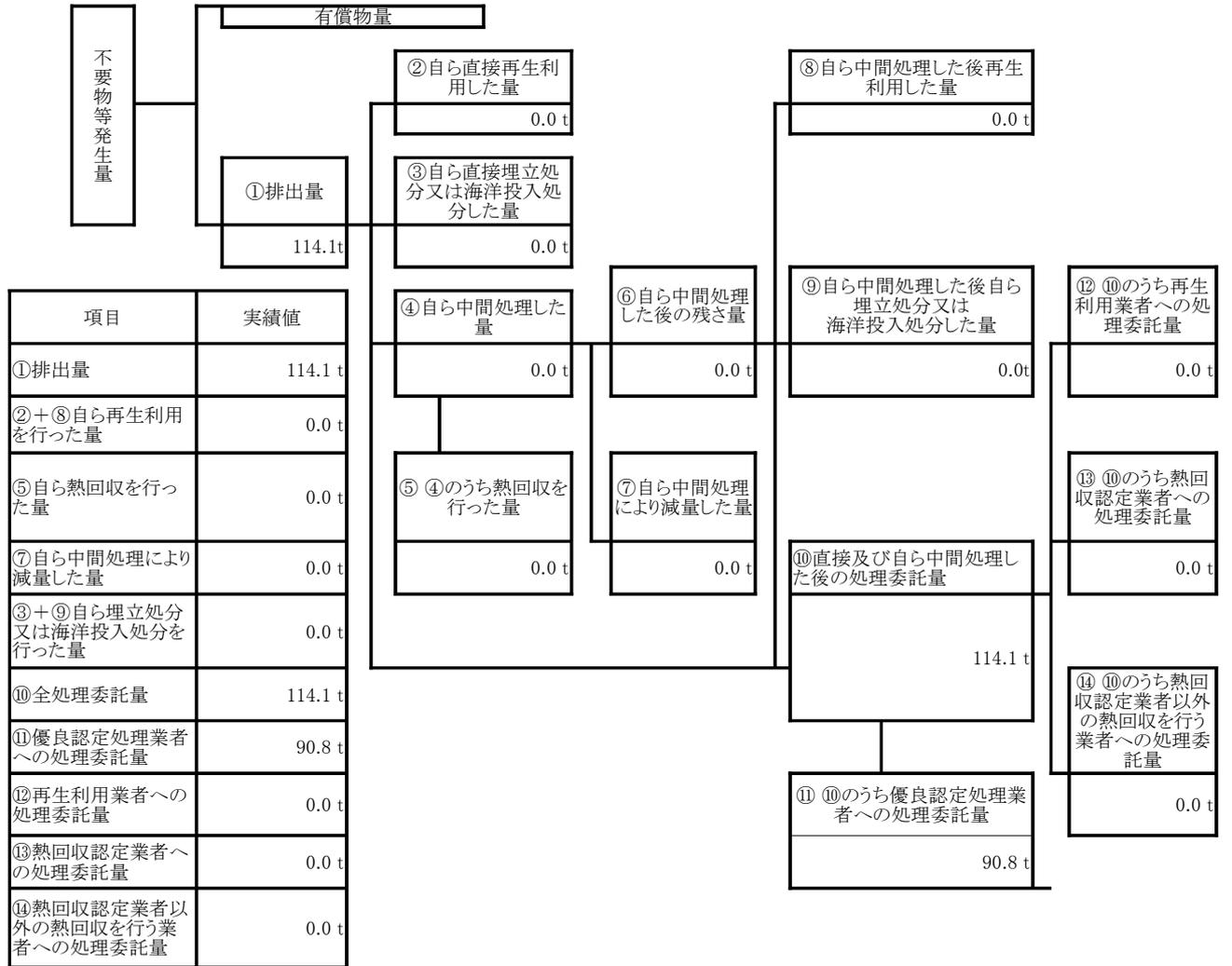
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



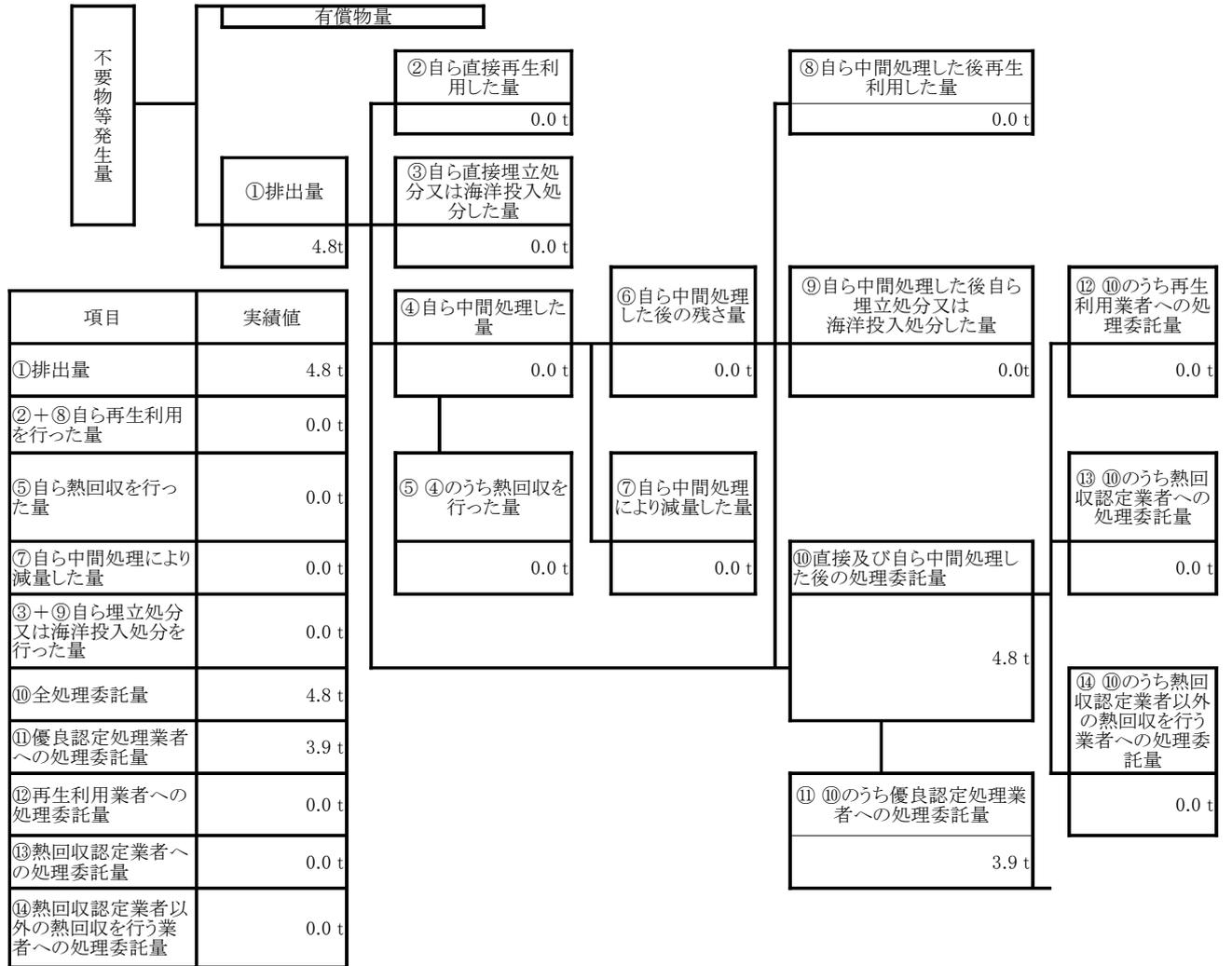
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



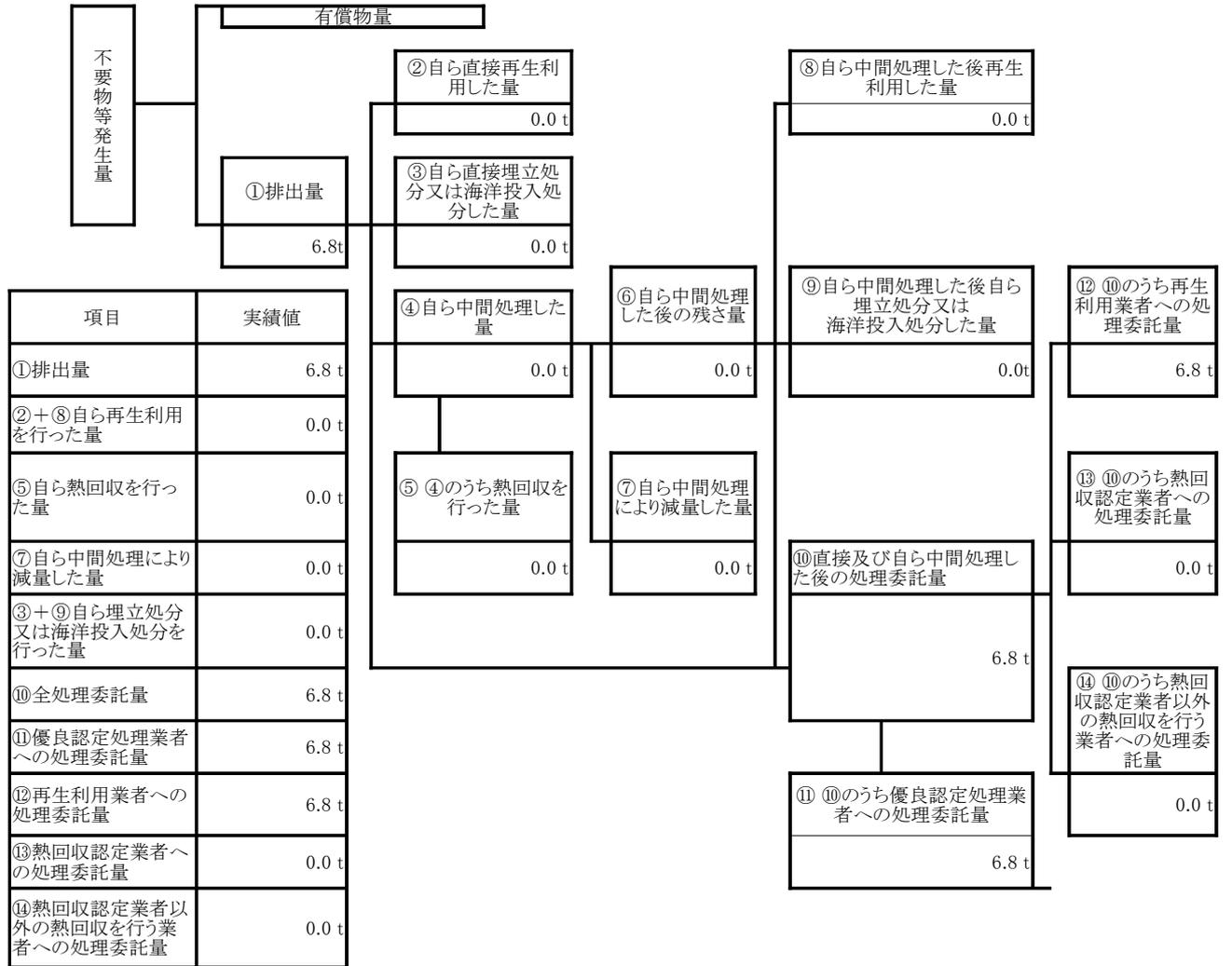
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



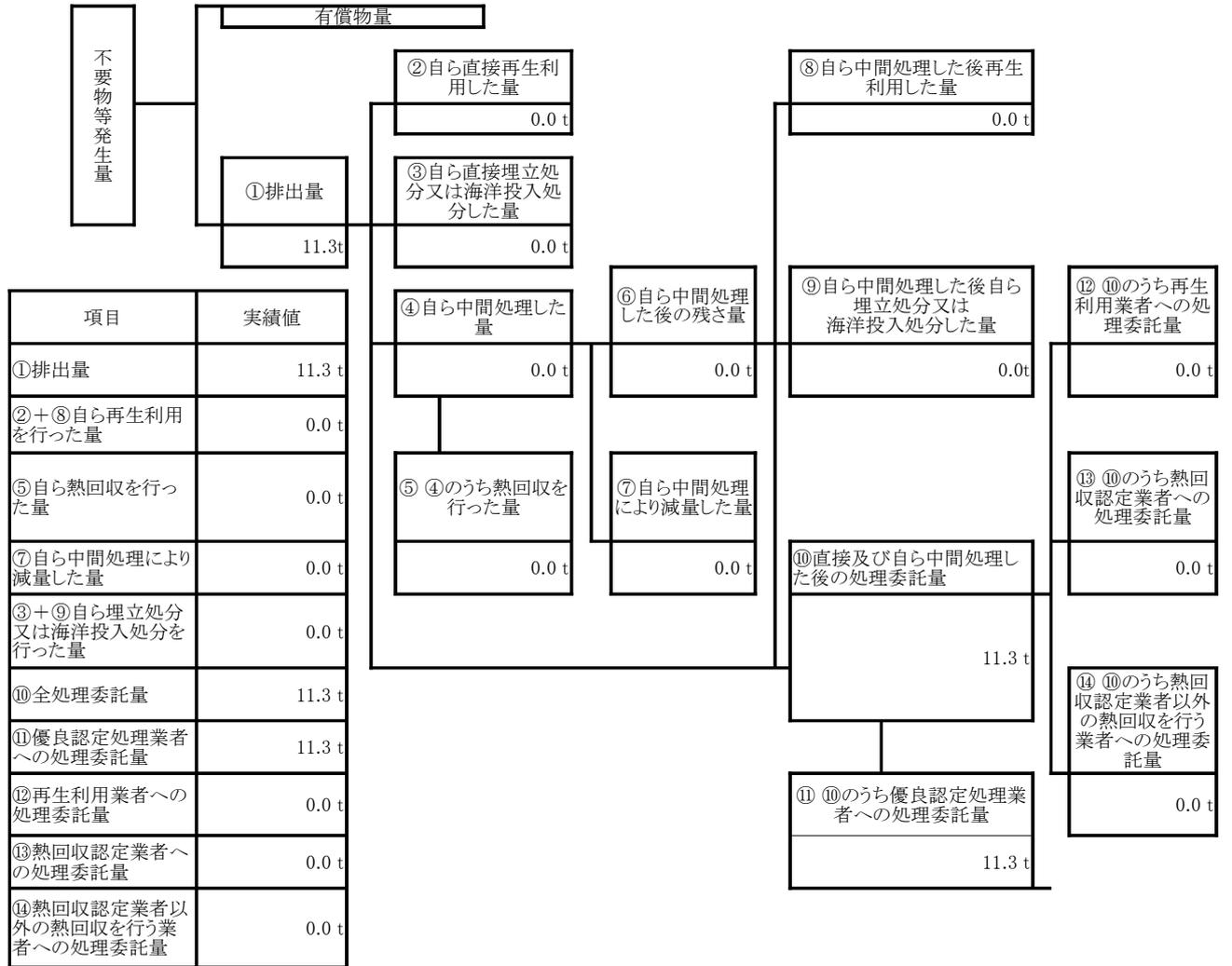
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)

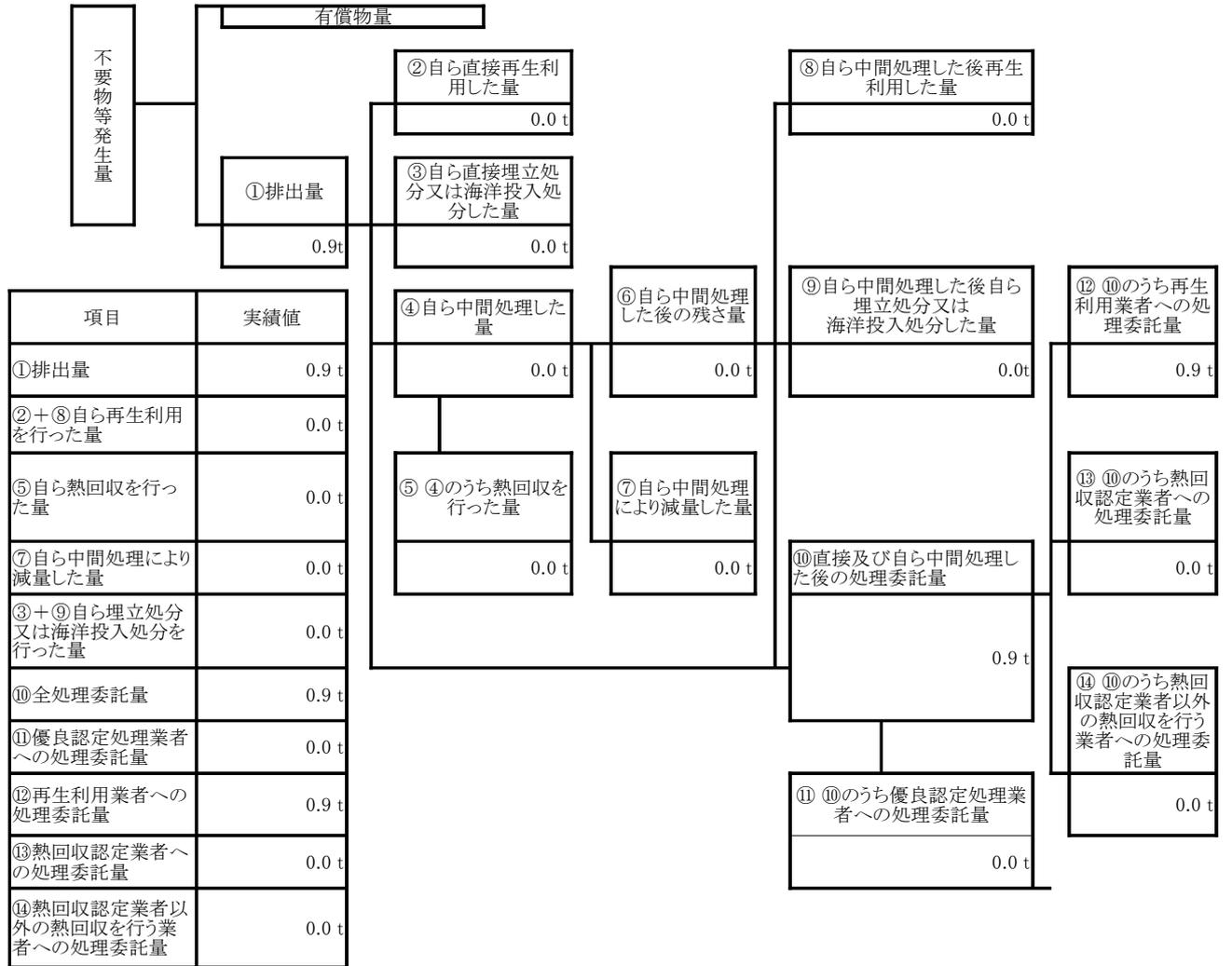
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

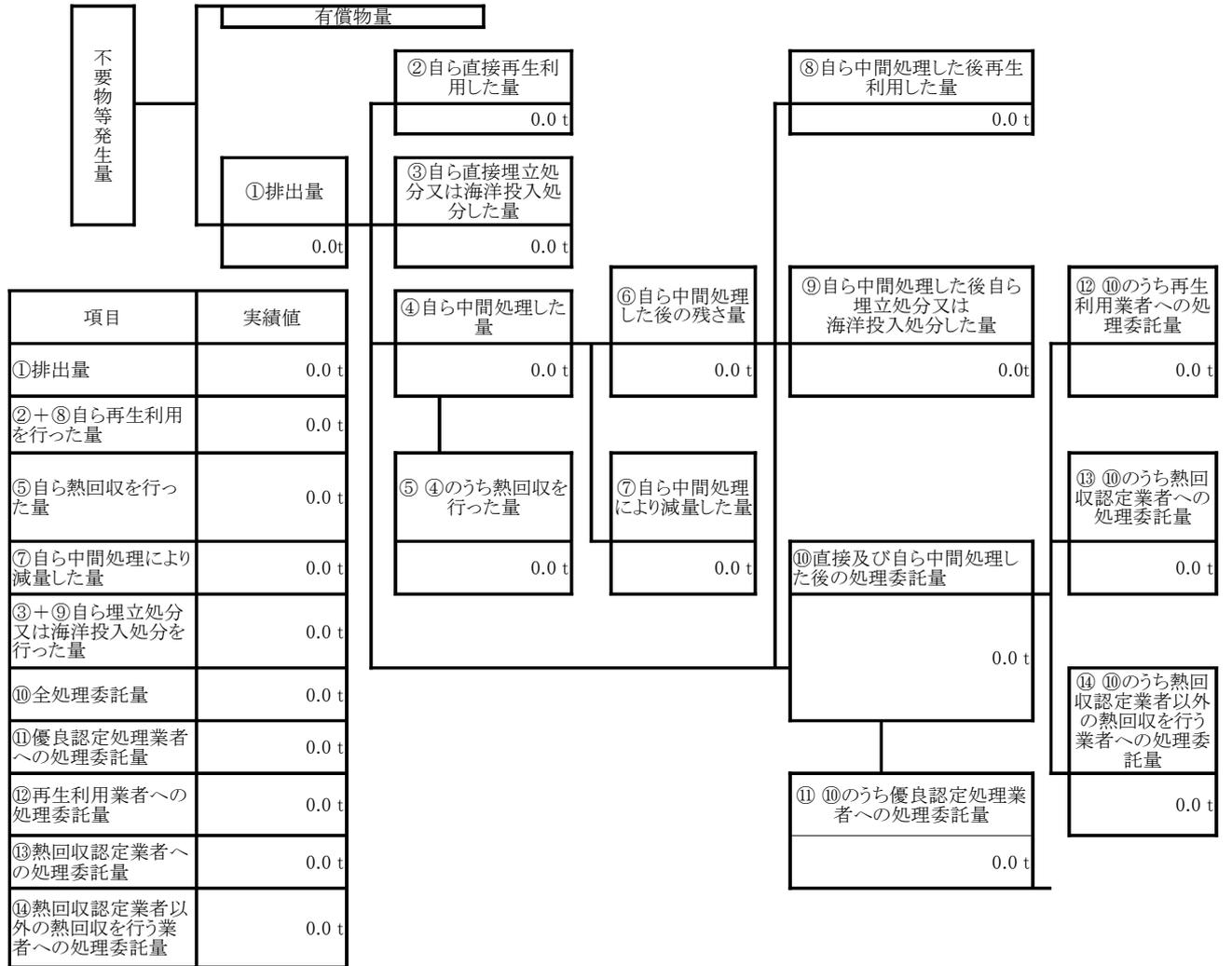
(産業廃棄物の種類: くず・コンクリートくず及び陶磁器)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 275-0001

住 所 千葉県習志野市東習志野7-6-1

法人名 日鉄溶接工業株式会社 習志野工場

代表者 弘中 伸和

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-479-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄溶接工業株式会社 習志野工場		
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7-6-1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 鉄鋼業	
②事業の規模	製造品出荷額等 8,842百万円		
③従業員数	288人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	めっき工程(2ライン)→シアン汚泥 →産廃処理場(中間処理:焼却) →廃酸・廃アルカリ→産廃処理場(中間処理:中和) シアン処理場 →シアン汚泥 →産廃処理場(中間処理:焼却)		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙1参照のこと

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2参照のこと		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2参照のこと		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2参照のこと
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2参照のこと

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2参照のこと		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2参照のこと		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙2参照のこと			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙2参照のこと			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2参照のこと		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2参照のこと		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2参照のこと		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙2参照のこと			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		264 t
	(今後実施する予定の取組等) 別紙2参照のこと		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

3. 廃棄物管理組織・体制

別紙1

統括責任者	所属習志野工場	職：工場長
廃棄物担当組織名	公害防止組織	廃棄物担当組織人数：33人
処理計画組織規定	名称	環境管理委員会
	概要	<p>経営責任者：工場長（社長より委任）</p> <p>処理計画総括責任者：製造グループ長</p> <p>処理計画作成機関：環境管理委員会</p> <p>処理計画への関与：処理計画を作成する。</p> <p>権限：産業廃棄物処理に関する工場内管理及び指揮。</p> <p>責任範囲：産業廃棄物処理に関する計画、実行、管理。</p>
	情報管理方法	<p>（廃棄物処理実態の把握方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理担当者、委託業者から処理状況を定期的に確認。</li> </ul> <p>（保管・委託に関する情報管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物管理推進事務局にて一括管理。</li> <li>・ 管理状況は、環境管理委員会で報告（1回/月）</li> </ul>
産業廃棄物対策組織図（令和7年. 4. 1改定）		
<p>責任者：各グループ長、チームリーダー</p> <p>副責任者：主幹または主査</p>		

備考1. 処理計画組織規定の概要では、経営責任者、処理計画最高責任者、処理計画総括責任者、処理計画作成機関、処理計画の関与、権限責任範囲等を明確にする。

備考2. 処理計画組織規定の情報管理方法には、廃棄物処理実態の把握方法、保管・委託に関する情報管理をどのように実施しているかを示す。

項目 (横軸廃棄物種類)	シアン汚泥	廃酸	廃石綿等	引火性廃油	廃油(有害)	汚泥(有害)	燃えやすい廃油	廃アルカリ						
<b>特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	排出量(t)	68.32	120.402				0.057	0.04	36.9825					
	(これまで実施した取組)	炭酸塩処理機の適正整備 点検	—	—	—	—	—	—	—					
②計画 【目標】	排出量(t)	64.90	114.38				0.054	0.0380	35.1334					
	(今後実施する予定の 取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持					
<b>特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	シアン汚泥とシアン付着物の分別の徹底	分別の徹底											
	②計画 【目標】	(今後分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状の維持	現状の維持										
<b>自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(これまで実施した取組)	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない					
②計画 【目標】	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない					
<b>自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
②計画 【目標】	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
<b>自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(これまで実施した取組)	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない					
②計画 【目標】	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない					
<b>特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	全処理委託量(t)	68.32	120.40				0.057	0.04	36.9825					
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	0.00	120.40				0.057	0.04	36.9825					
	再生利用業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	(これまで実施した取組)	炭酸塩処理機の適正整備 点検	分別の徹底	分別の徹底										
②計画 【目標】	全処理委託量(t)	64.90	114.38				0.054	0.04	35.1334					
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	0.00	114.38				0.054	0.04	35.1334					
	再生利用業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	(今後実施する予定の取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持				

項目 (横軸廃棄物種類)	シアン汚泥	廃酸	廃石綿等	引火性廃油	廃油(有害)	汚泥(有害)	燃えやすい廃油	廃アルカリ						
<b>特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	排出量(t)	68.32	158.552				0.057	0.04	36.9825					
	(これまで実施した取組)	炭酸塩処理機の適正整備 点検	—	—	—	—	—	—	—					
②計画 【目標】	排出量(t)	64.90	150.62				0.054	0.038	35.1334					
	(今後実施する予定の 取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持					
<b>特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	シアン汚泥とシアン付着物の分別の徹底	分別の徹底											
	②計画 【目標】	(今後分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状の維持	現状の維持										
<b>自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(これまで実施した取組)	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない	弊社では、再生利用は実施していない					
②計画 【目標】	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない	弊社では、今後とも再生利用の実施はおこなわない					
<b>自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
②計画 【目標】	(これまで実施した取組)	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない	弊社では、中間処理は実施していない					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
②計画 【目標】	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない	弊社では、今後とも中間処理の実施はおこなわない					
<b>自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(これまで実施した取組)	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない	弊社では、埋立処分を実施していない					
②計画 【目標】	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—					
	(今後実施する予定の取組)	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない	弊社では、今後とも埋立処分の実施はおこなわない					
<b>特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</b>														
①現状 【前年度 令和6年 度実績】	全処理委託量(t)	68.32	158.55				0.057	0.04	36.9825					
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	0.00	158.55				0.057	0.04	36.9825					
	再生利用業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	(これまで実施した取組)	炭酸塩処理機の適正整備 点検	分別の徹底	分別の徹底										
②計画 【目標】	全処理委託量(t)	64.90	150.62				0.054	0.038	35.1334					
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	0.00	150.62				0.054	0.038	35.1334					
	再生利用業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00				0.00	0.00	0.00					
	(今後実施する予定の取組)	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持	現状の維持				

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 275-0001

住所 千葉県習志野市東習志野7-6-1

法人名 日鉄溶接工業株式会社 習志野工場

代表者 弘中 伸和

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-479-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄溶接工業株式会社 習志野工場		
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野7-6-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	253.3 t	全処理委託量	253.3 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	200.2 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	266.74 t
	前年度(令和6年度)	264 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

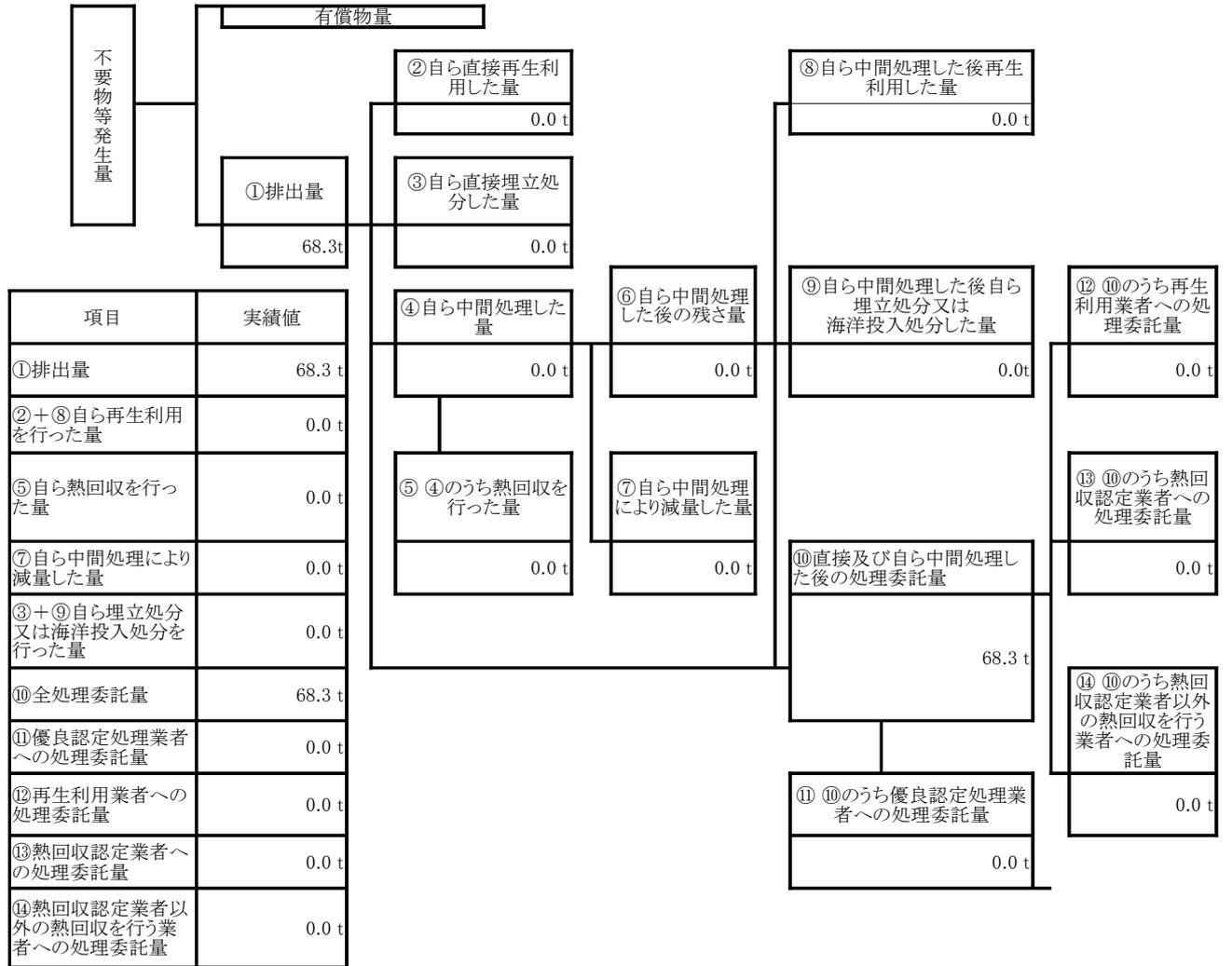
2018年より、電子マニフェストへ完全移行。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

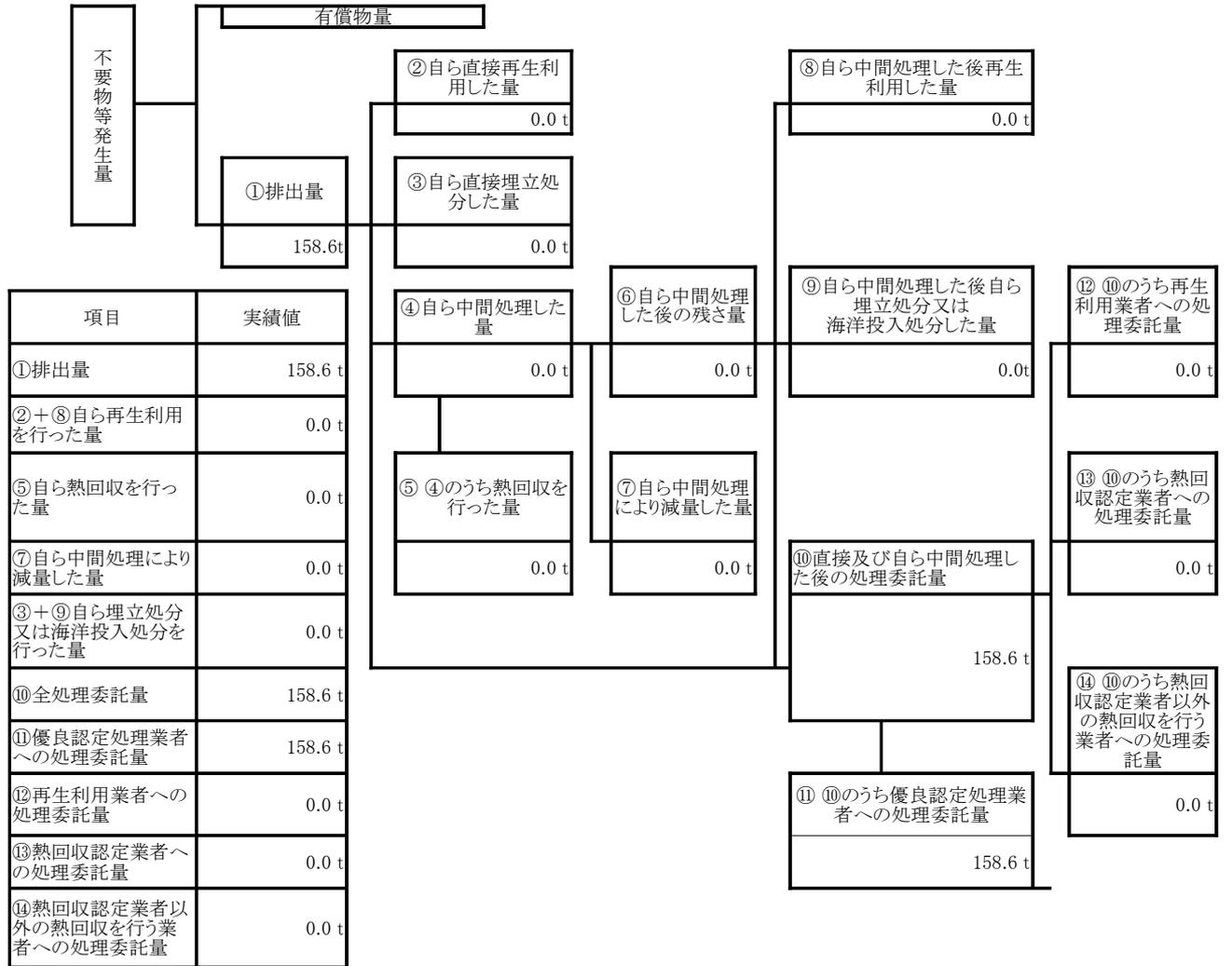
シアン汚泥

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **廃酸** )

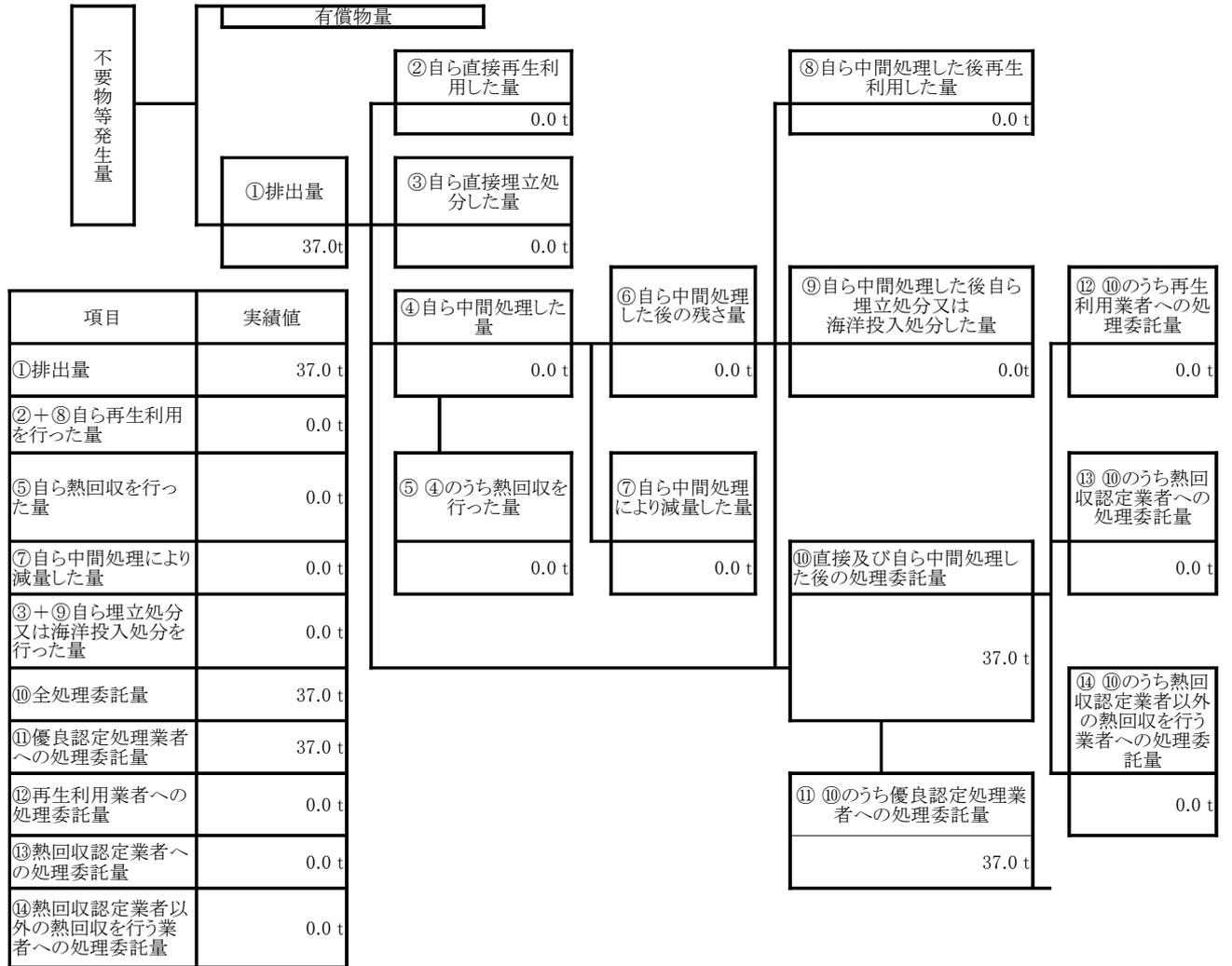


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃アルカリ

)

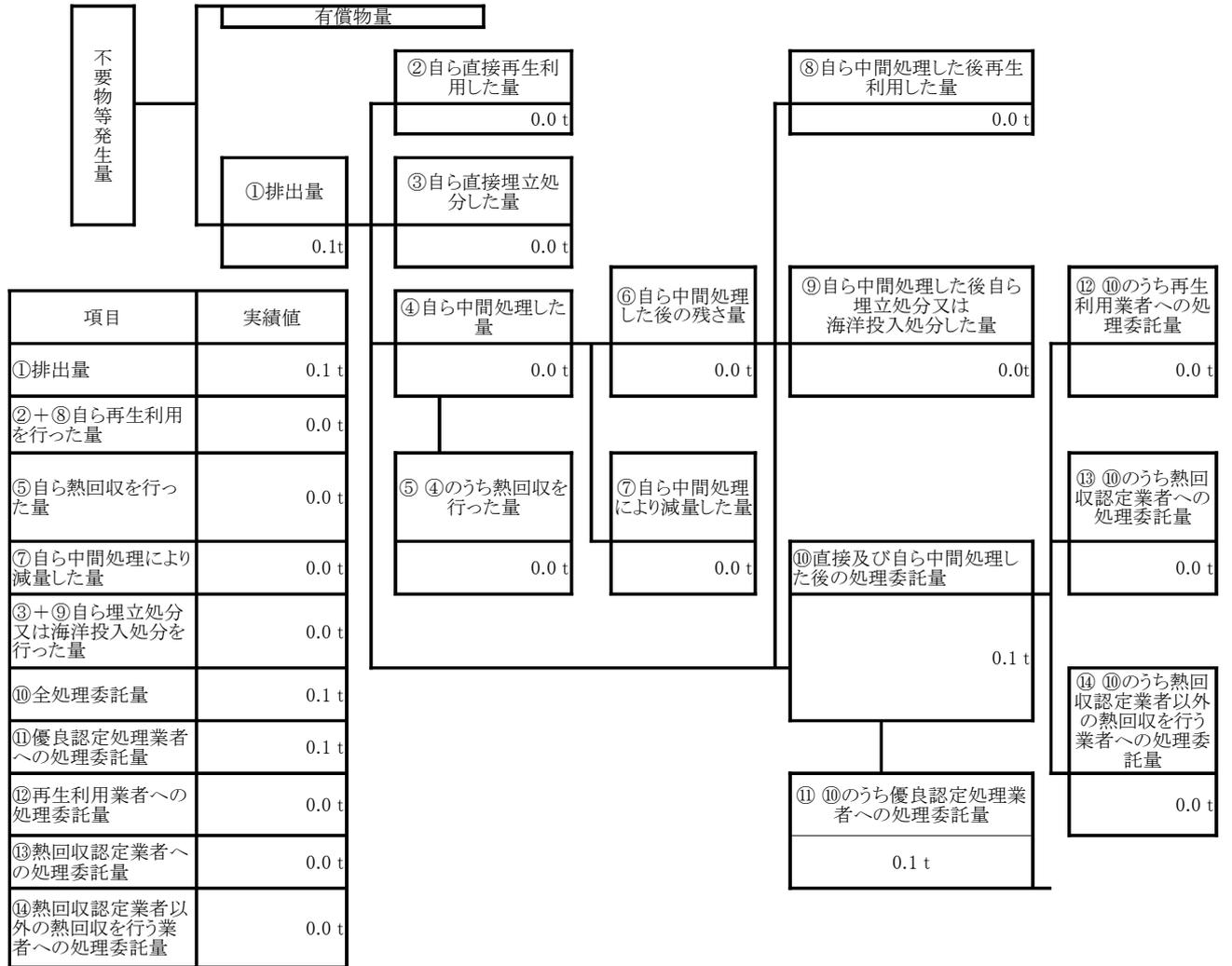


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

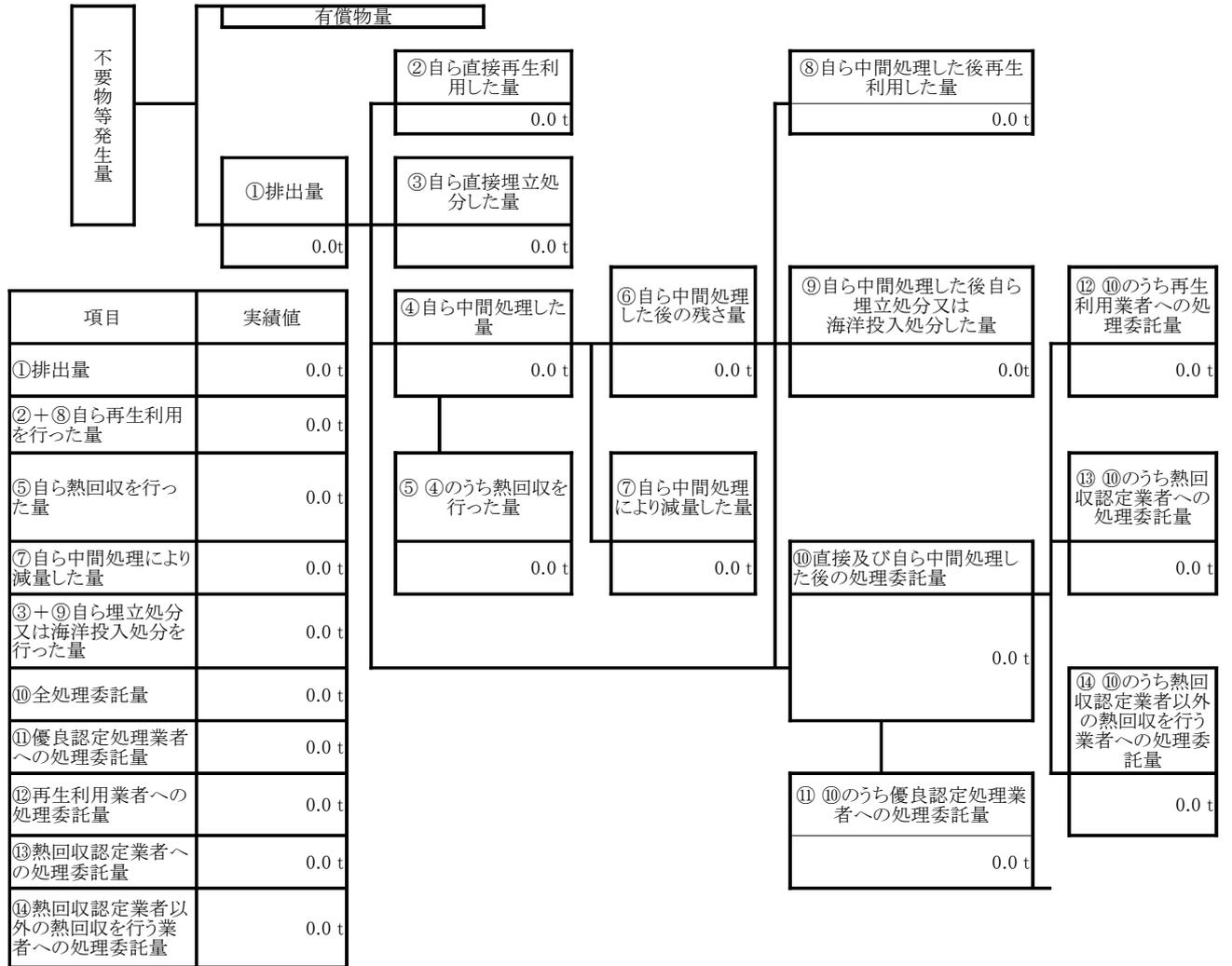
汚泥(有害)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油 )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 298-0104

住 所 千葉県いすみ市松丸1240

法人名 日宝化学株式会社 千町工場

代表者 藤平 治久

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0470-86-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日宝化学株式会社 千町工場
事業場の所在地	千葉県いすみ市松丸1240
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品の出荷額 75億3643万円
③従業員数	172名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル参照。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 添付ファイル参照。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	306.34 t	13.82 t
	(これまでに実施した取組) 1. 廃棄物の処理方法を見直し廃アルカリの排出量を削減した。 2. 廃油の一部を燃料として販売した。 3. 廃棄物の発生工程を改良し、汚泥の発生量を削減した。 4. 廃棄物の発生の多い製品について、廃棄物原単位の低減を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	153 t	13.1 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 廃棄物排出抑制、生成方法に関する情報収集に努める。 2. 今後も現状維持する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 産業廃棄物は製造工程からの排出時に種類ごとに分別している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 今後も分別の取り組みを続ける。		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.01 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 1. 従来委託焼却処分していた廃アルカリを自己再生利用した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 1. ホウ素含有廃棄物(汚泥)からホウ素を回収再生する方法について情報収集に努める。 2. 今後も現状を維持する。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 1. 既存の焼却施設では熱回収は行っていない。 2. 平成10年に設置した廃油焼却炉を使用して焼却処理をしている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	3 t
（今後実施する予定の取組） 1. 現状では熱回収を行う予定はないが、情報収集に努める。 2. 既存の廃油焼却炉を適切に維持管理し、廃棄物の減量化に努める。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	1. これまでに自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
	1. 今後も自社で埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	306.33 t	13.82 t
	優良認定処理業者への処理委託量	277.78 t	13.82 t
	再生利用業者への処理委託量	95.54 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	14.52 t	13.82 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	43.74 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	1. 汚泥の一部をセメント原料として再資源化した。		
	2. 廃プラスチック類(PVC)の一部を再資源化した。		
3. がれき類、コンクリートくずの一部を委託処理で路盤材として再資源化した。			
4. ガラスくずの一部を委託処理で再資源化した。			

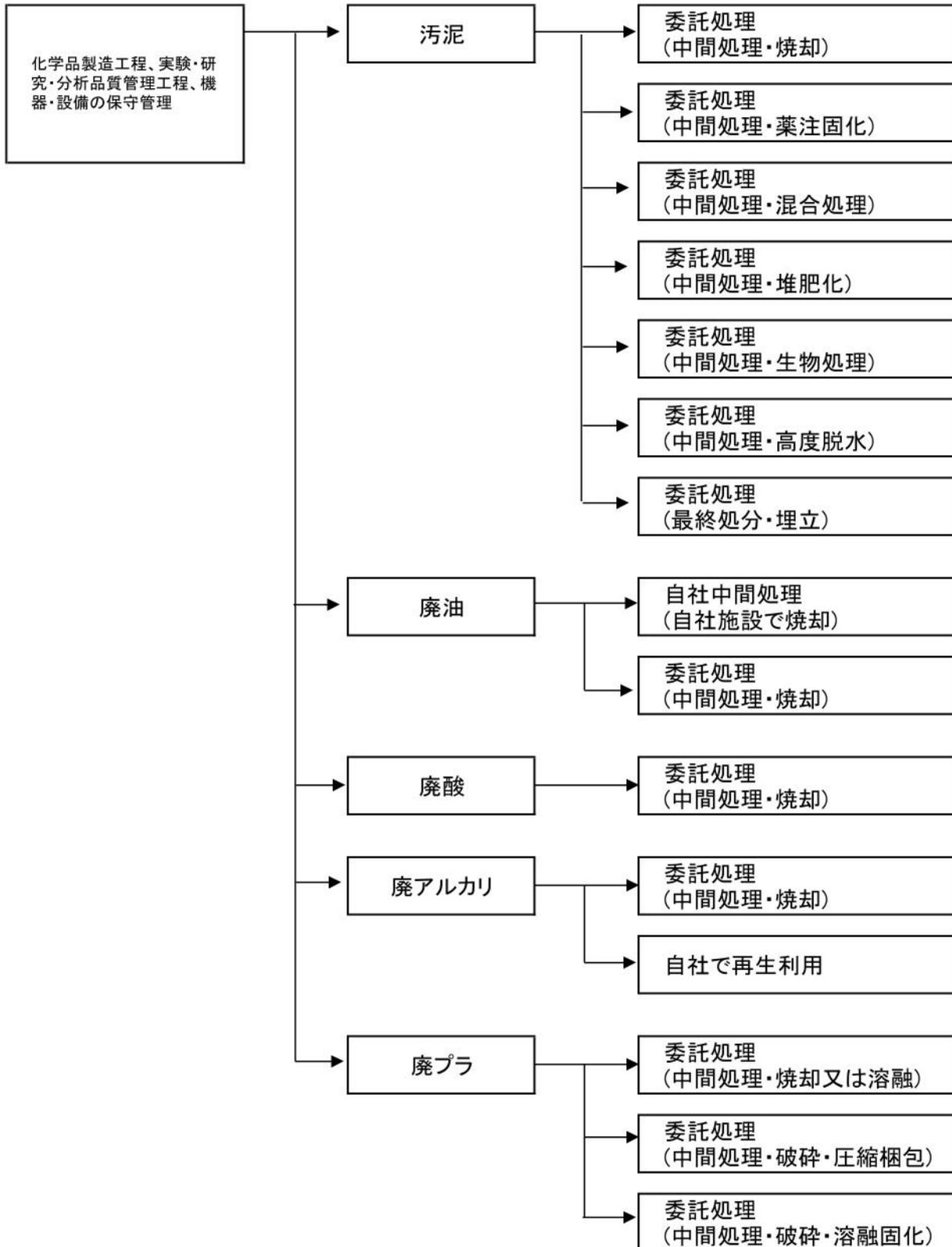
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	153 t	10.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	153 t	8.1 t
	再生利用業者への処理委託量	140 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	13 t	8.1 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 優良認定処理業者および認定熱回収業者に関する情報収集に努める。</li> <li>2. 再生処分業者への排出割合を必要に応じて増やす。</li> <li>3. 今後も産業廃棄物の再生利用業者に関する情報収集に努める。</li> <li>4. 焼却後の廃棄物を再生する業者の利用を検討し、埋め立て処分量を削減する。</li> </ol>			
※事務処理欄			

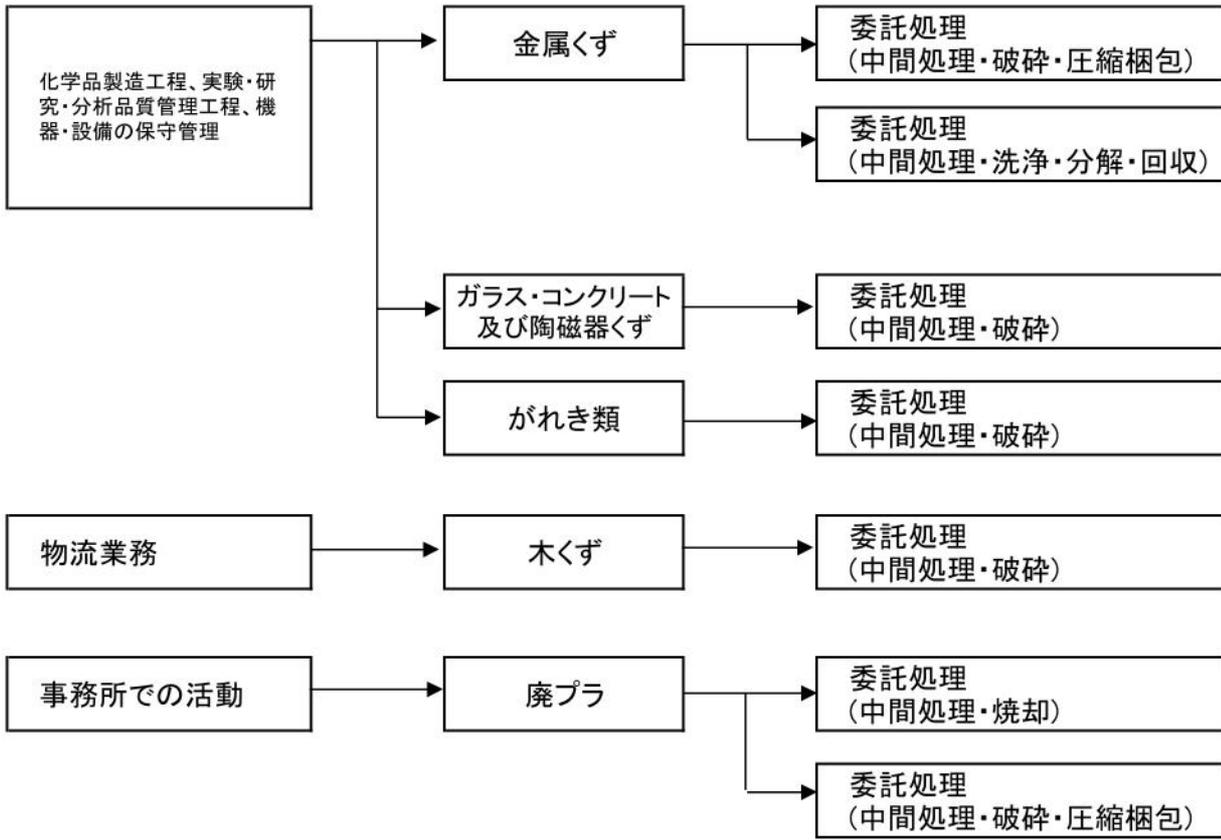
(第6面)

備考

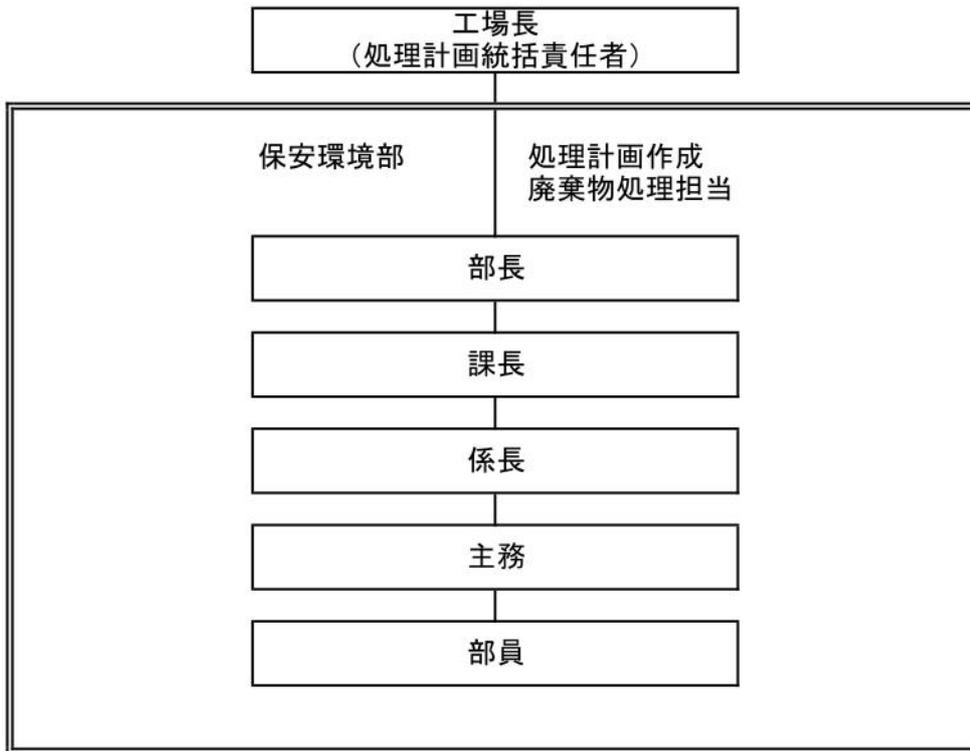
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙(処理工程)





別紙(管理体制)







(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 298-0104

住所 千葉県いすみ市松丸1240

法人名 日宝化学株式会社 千町工場

代表者 藤平 治久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0470-86-2211

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日宝化学株式会社 千町工場
事業場の所在地	千葉県いすみ市松丸1240
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

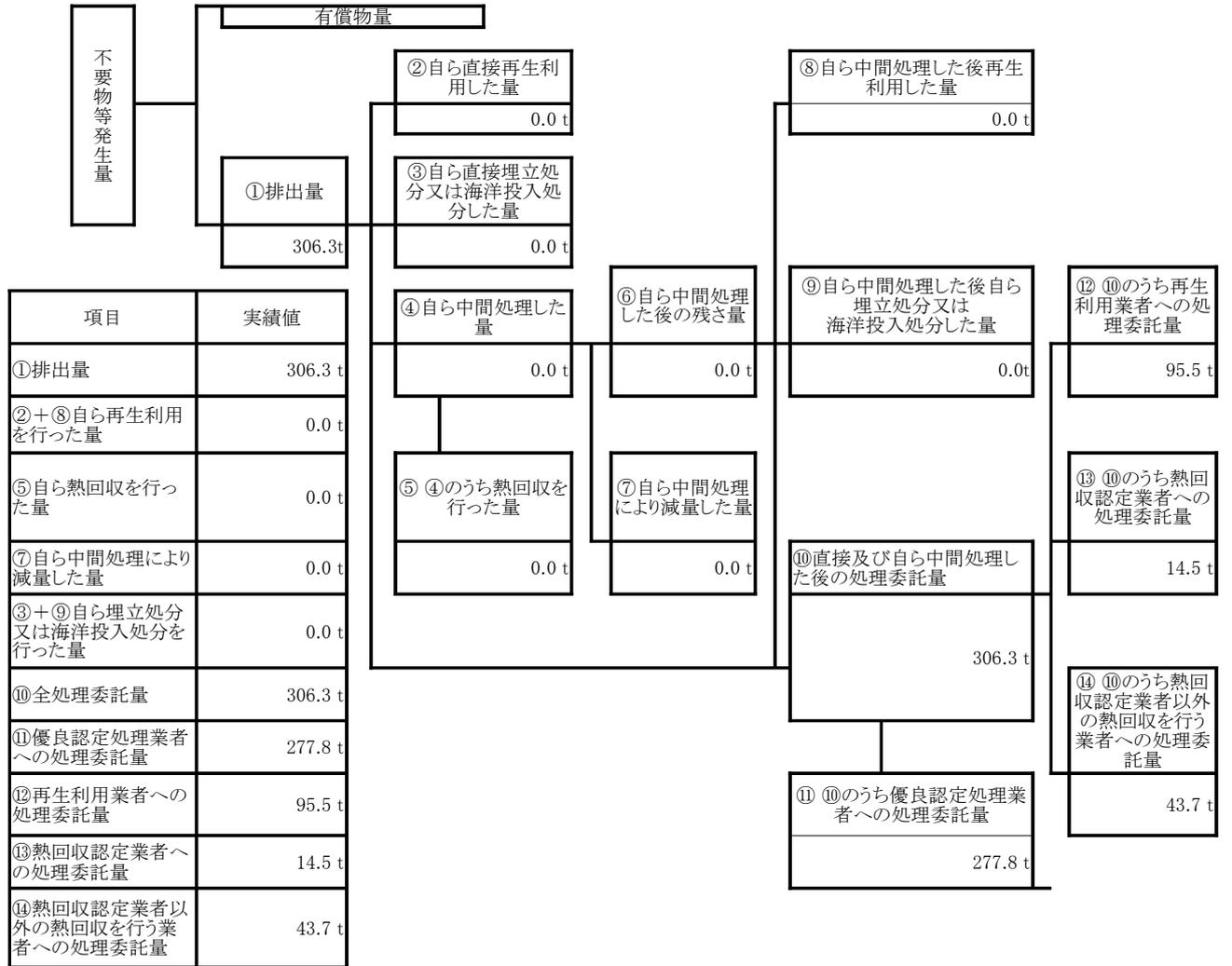
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1077 t	全処理委託量	444 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	630 t	優良認定処理業者への処理委託量	370.9 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	316 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3 t	認定熱回収業者への処理委託量	57.9 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

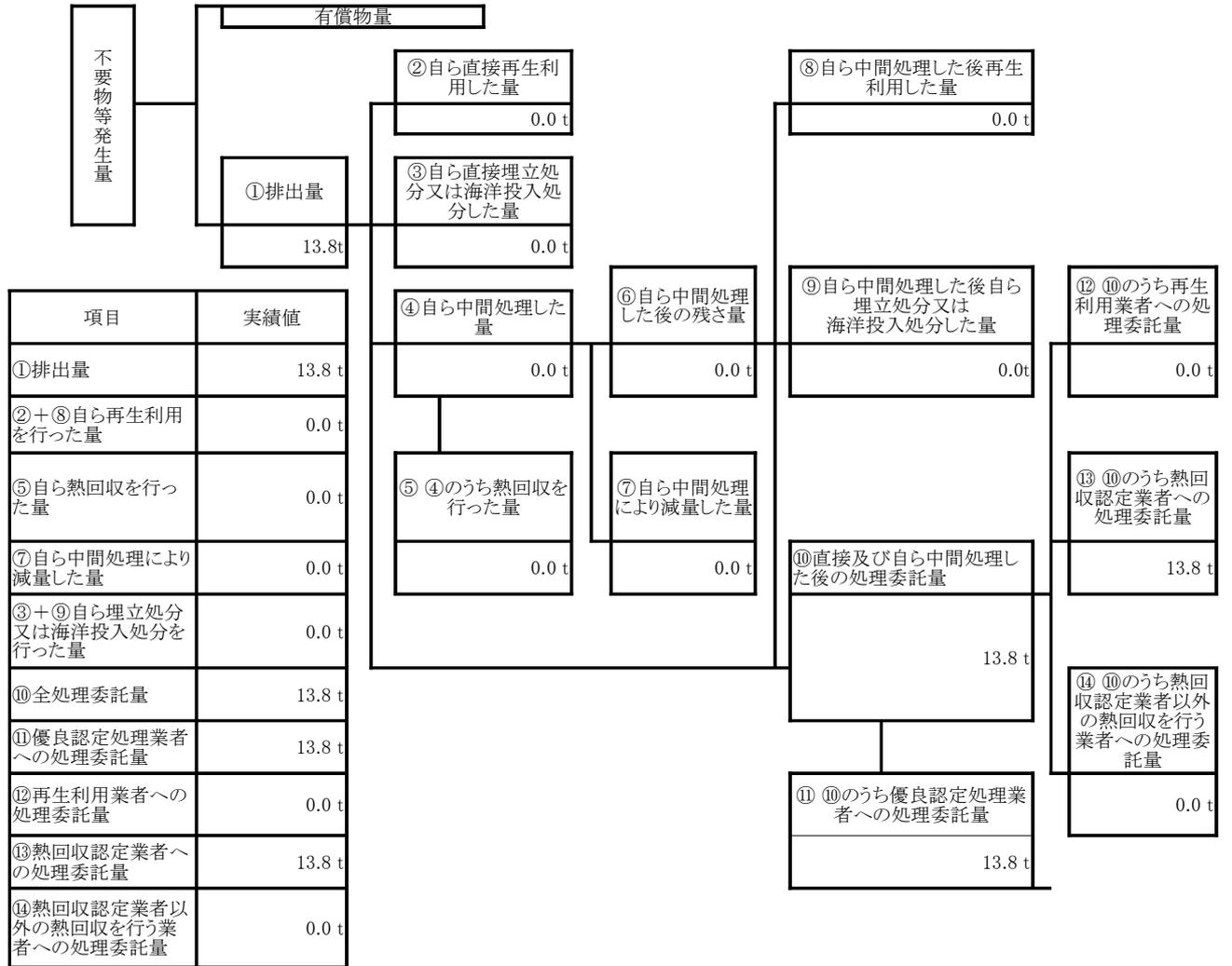
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



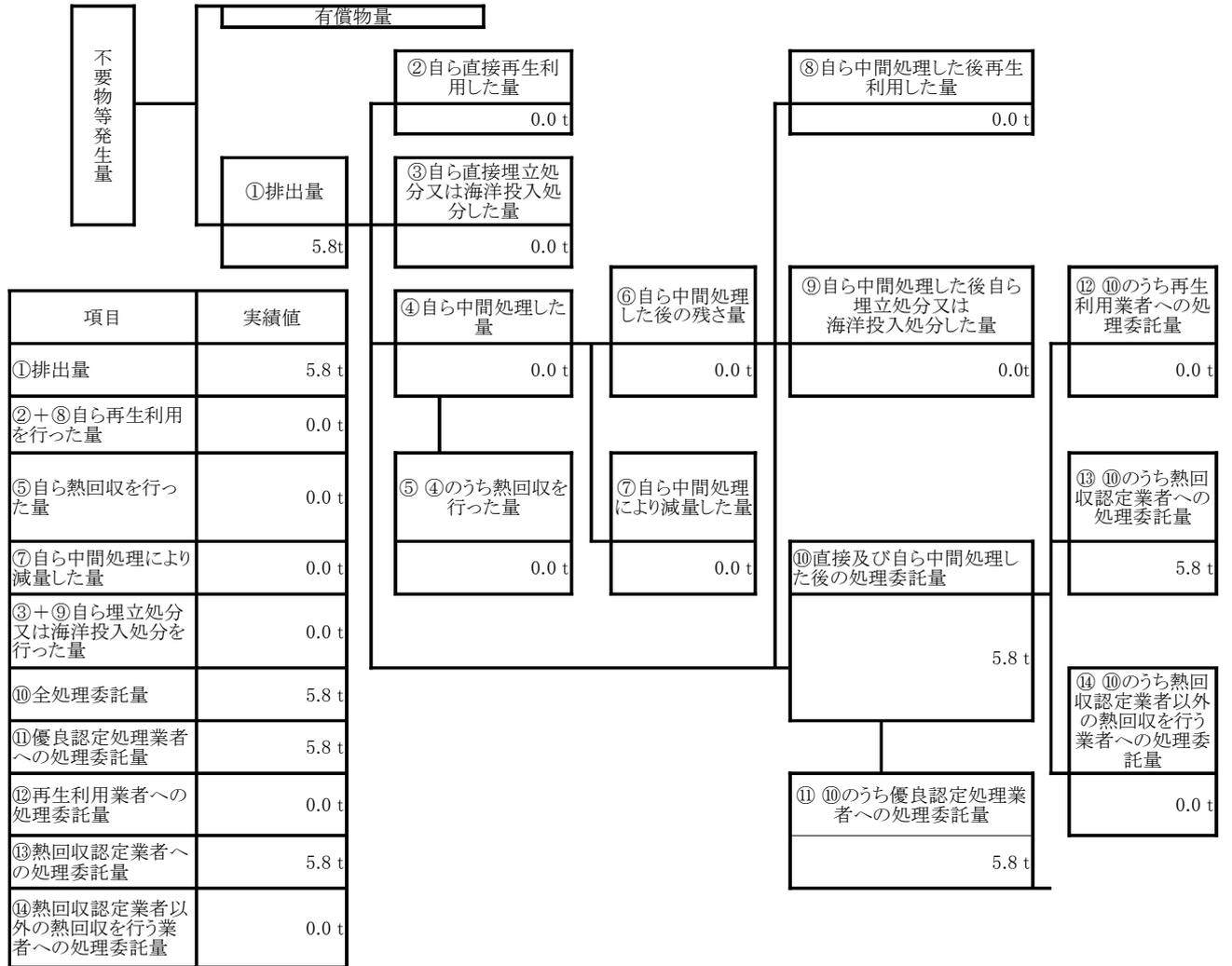
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



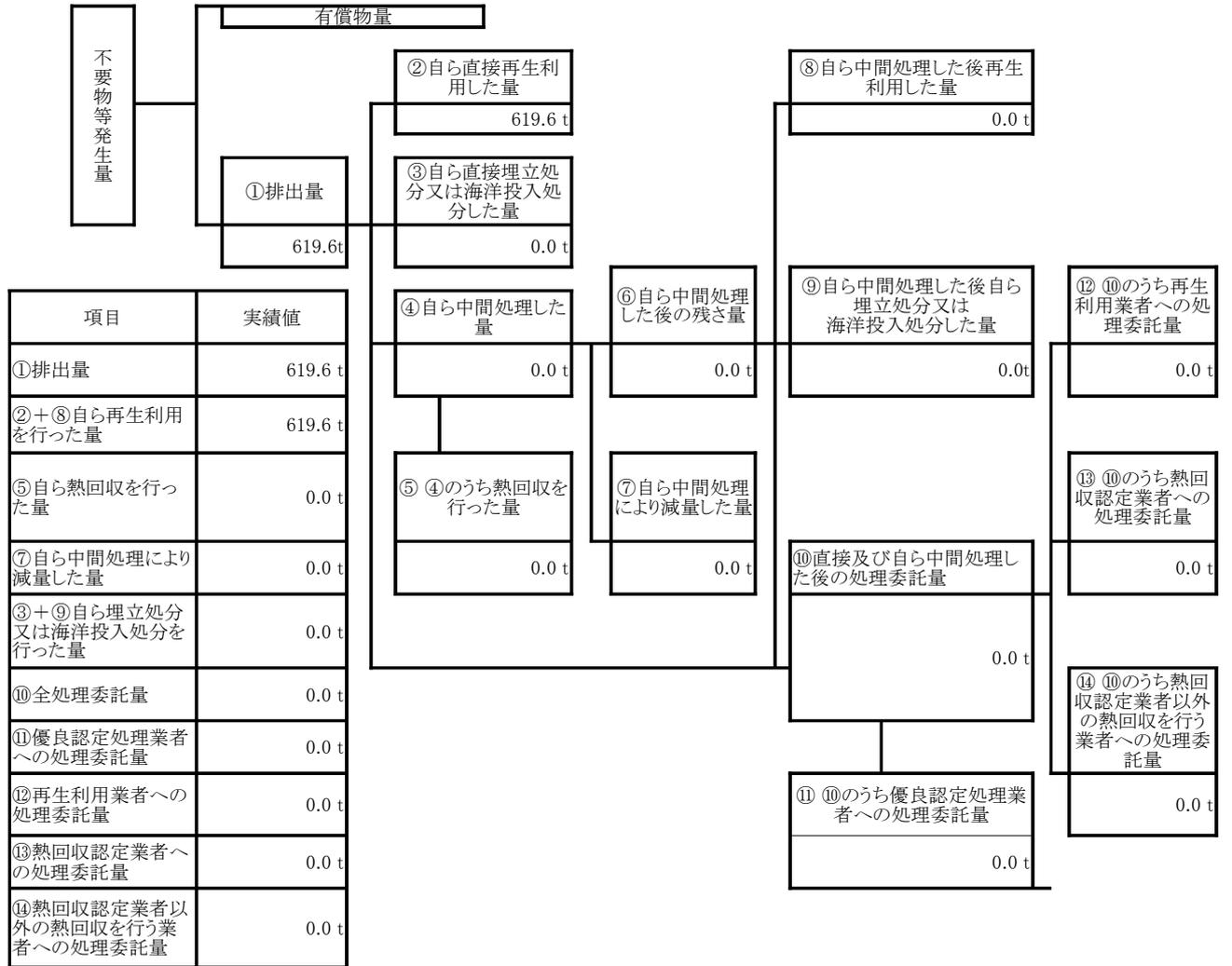
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



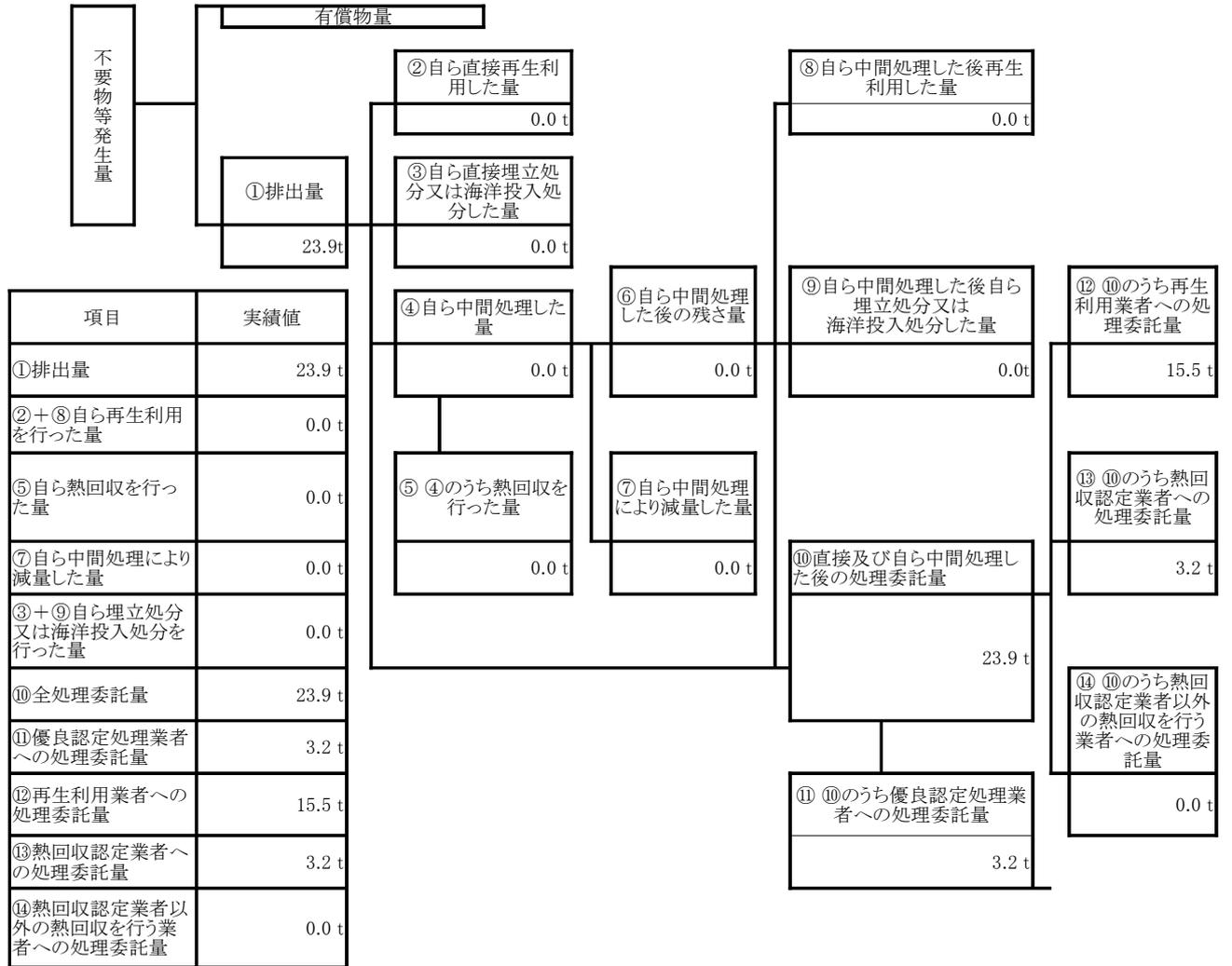
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



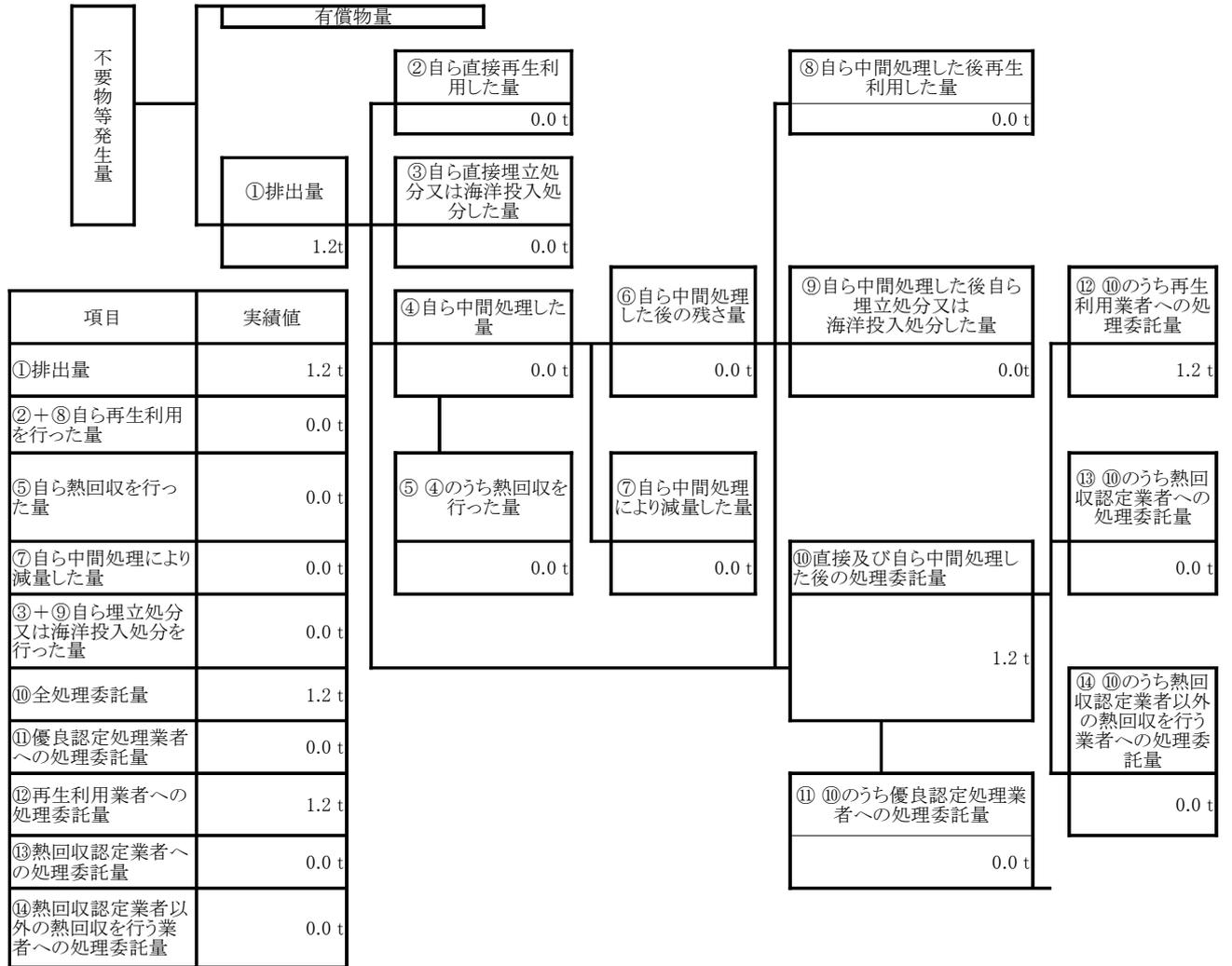
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 298-0104

住 所 千葉県いすみ市松丸1240

法人名 日宝化学株式会社 千町工場

代表者 藤平 治久

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0470-86-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日宝化学株式会社 千町工場
事業場の所在地	千葉県いすみ市松丸1240
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品の出荷額 75億3643万円
③従業員数	172名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル参照。

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
添付ファイル参照。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	排出量	4.63 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 1. 引火性廃油と強酸の販売を検討する。 2. 廃棄物発生量を削減するような製造工程の見直しを検討する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	排出量	14.9 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 今後も廃棄物の排出を抑制する取り組みを続ける。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 特別管理産業廃棄物は製造工程からの排出時に種類ごとに分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 今後も分別の取り組みを続ける。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 1. 強酸の一部を排水処理に使用している。 2. 洗浄や反応で使用した有機溶媒を自社で回収し再利用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 今後も現状を維持する。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 1. 既存の焼却施設では熱回収は行っていない。 2. 平成10年に設置した廃アルカリ焼却炉と廃油焼却炉を使用して焼却処理をしている。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 1. 現状では熱回収を行う予定はないが、情報収集に努める。 2. 既存の廃アルカリ焼却炉と廃油焼却炉を適切に維持管理し、廃棄物の減量化に努める。			

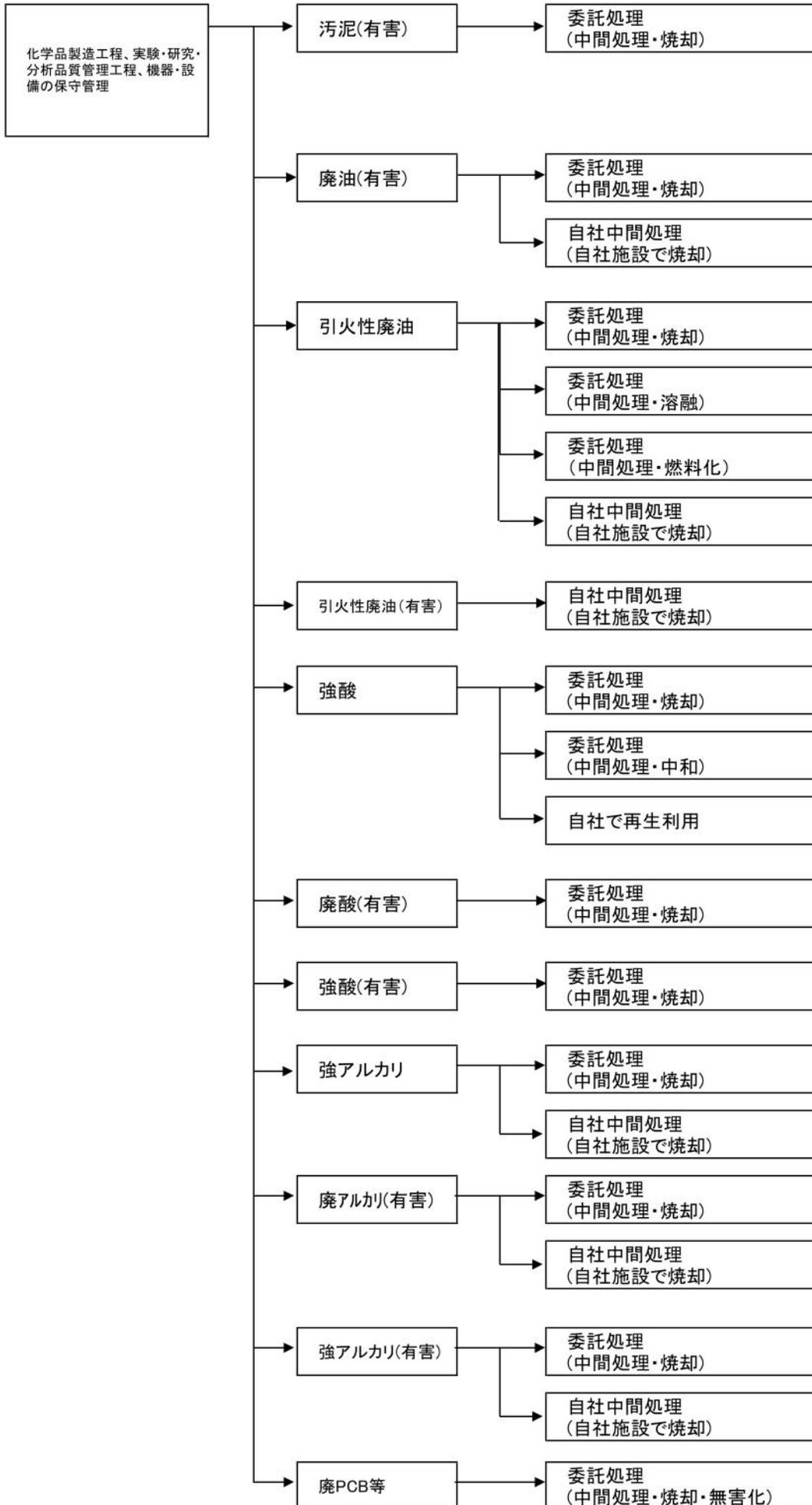
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 1. これまでに自社で埋立処分や海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も埋立処分または海洋投入処分する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	全処理委託量	4.63 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.63 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.63 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	4.63 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 1. 特別管理産業廃棄物の一部を再生利用できる業者に委託した。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃油(有害)
	全処理委託量	14.9 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	14.9 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	14.1 t	1 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.8 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 1. 今後も再利用に関する取り組みを継続する。 2. 優良認定処理業者および認定熱回収業者に関する情報収集に努める。 3. 焼却後の廃棄物を再生利用する業者の利用を検討し、埋め立て処分量を削減する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1616.4 t
(今後実施する予定の取組等) 新規委託業者に対して、電子マニフェストで委託できるように速やかに登録を進める。			
※事務処理欄			

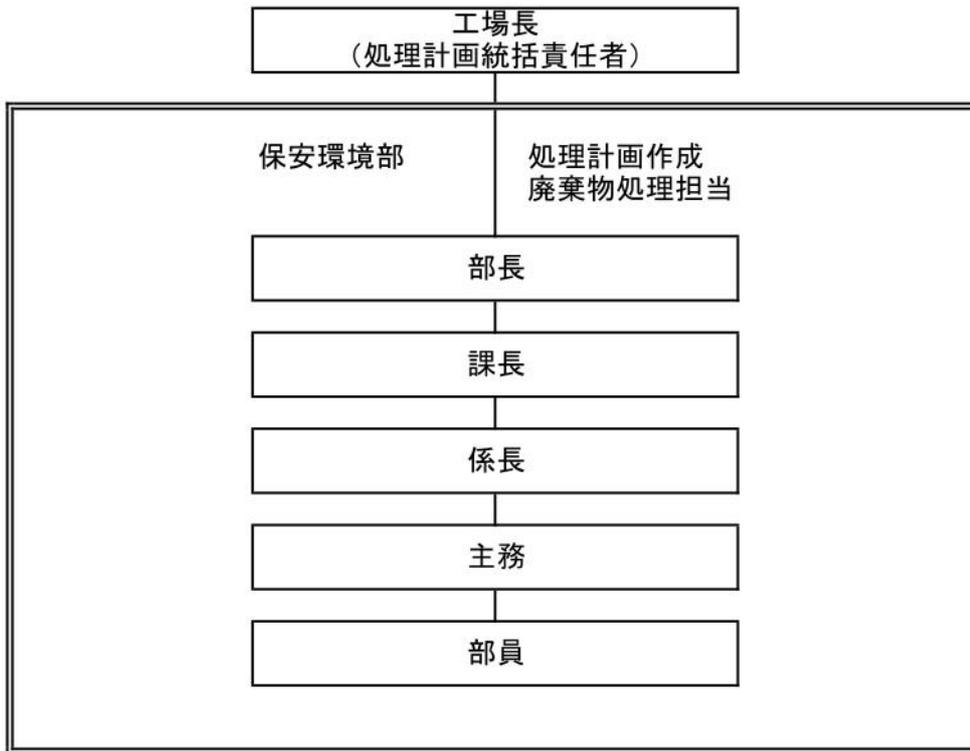
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

別紙(処理工程)



別紙(管理体制)



セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	廃酸(有害)	強酸(有害)	強アルカリ	強アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
	排出量	415.952 t	0.000 t	33.010 t	0.000 t	0.000 t	1.850 t	0.000 t	1,160.962 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	廃酸(有害)	強酸(有害)	強アルカリ	強アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
	排出量	310.200 t	0.200 t	128.700 t	0.200 t	0.200 t	360.000 t	0.200 t	1,510.000 t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	廃酸(有害)	強酸(有害)	強アルカリ	強アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	7.200 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	廃酸(有害)	強酸(有害)	強アルカリ	強アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	7.200 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	廃酸(有害)	強酸(有害)	強アルカリ	強アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	379.742 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1,160.962 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	廃酸(有害)	強酸(有害)	強アルカリ	強アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	252.300 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	350.000 t	0.000 t	1,500.000 t



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 298-0104

住所 千葉県いすみ市松丸1240

法人名 日宝化学株式会社 千町工場

代表者 藤平 治久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0470-86-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日宝化学株式会社 千町工場
事業場の所在地	千葉県いすみ市松丸1240
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1394.5 t	全処理委託量	153.3 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	7.2 t	優良認定処理業者への処理委託量	152.6 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	1234 t	認定熱回収業者への処理委託量	152.6 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.7 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	1451.78 t
	前年度(令和6年度)	1616.4 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

電子マニフェスト登録済みの委託業者以外の新規契約業者に対して電子マニフェスト運用を実施中。

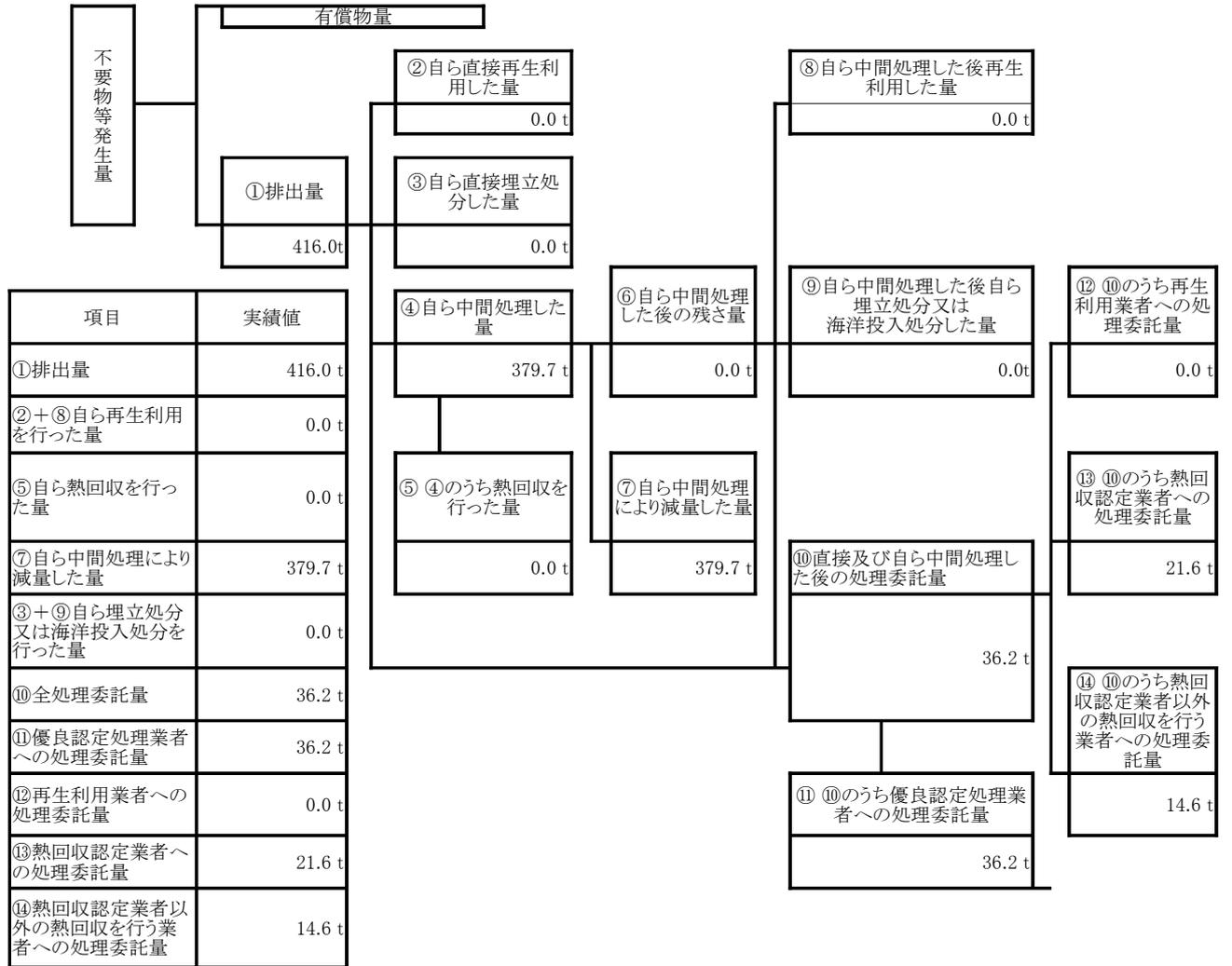
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

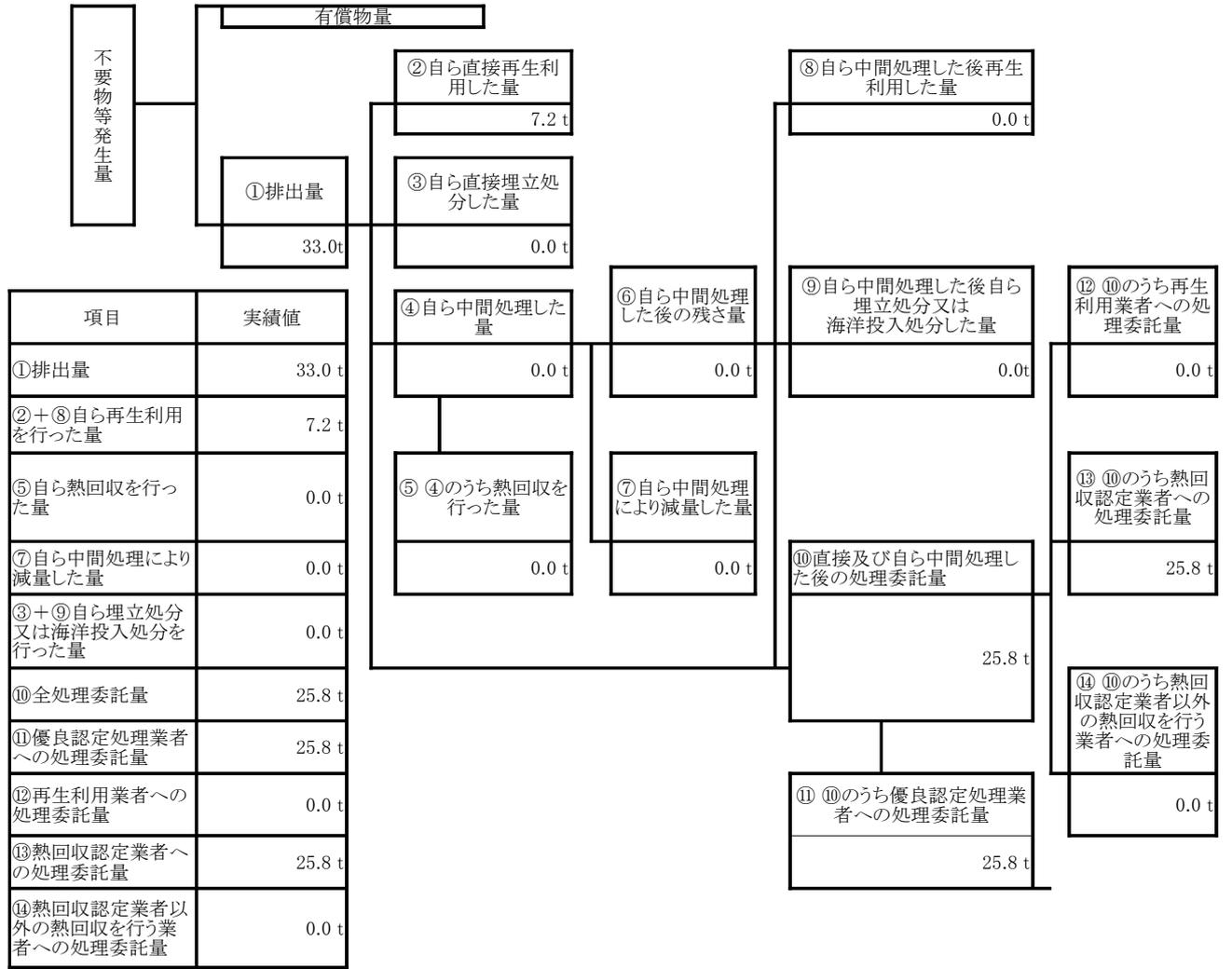


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)

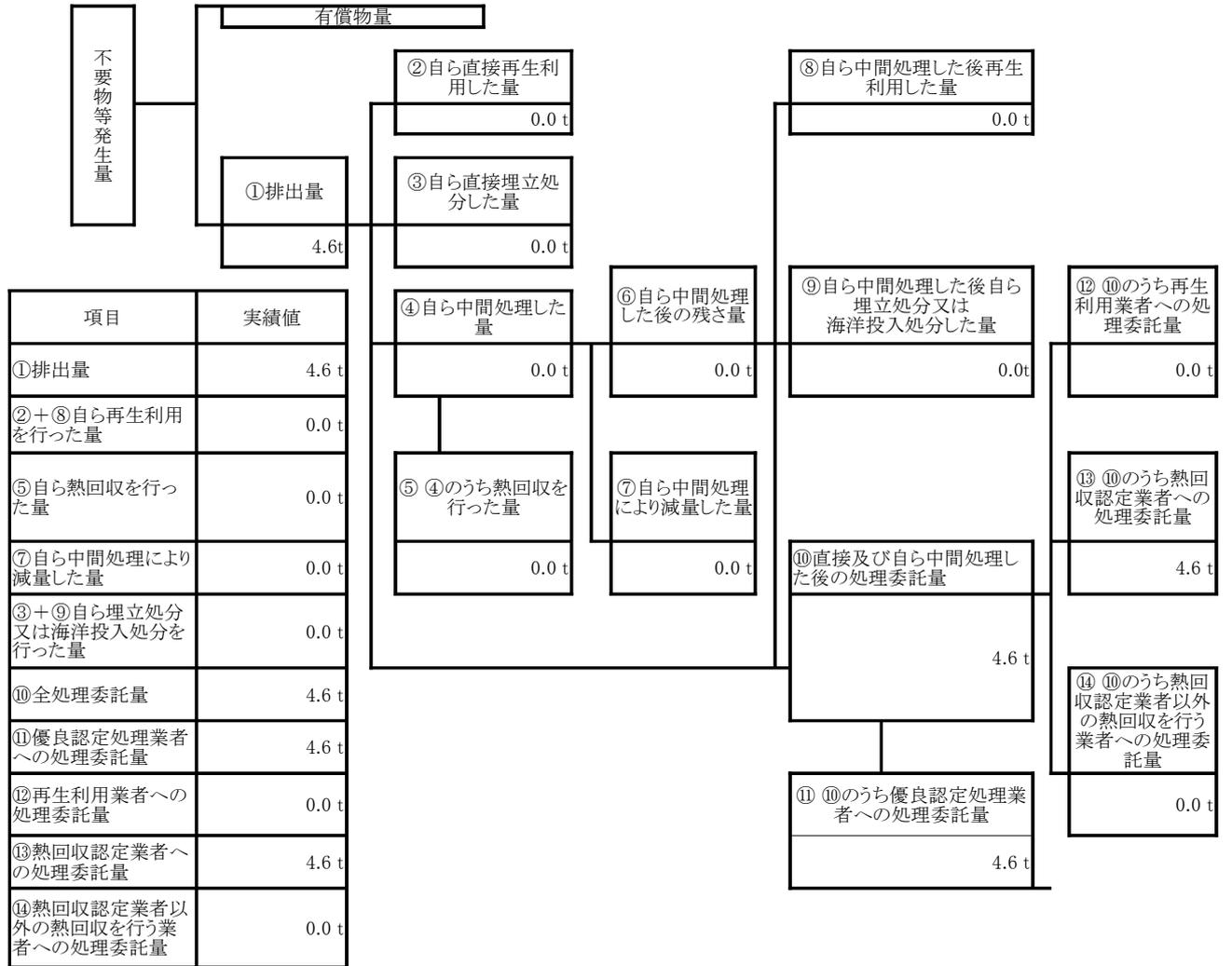


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

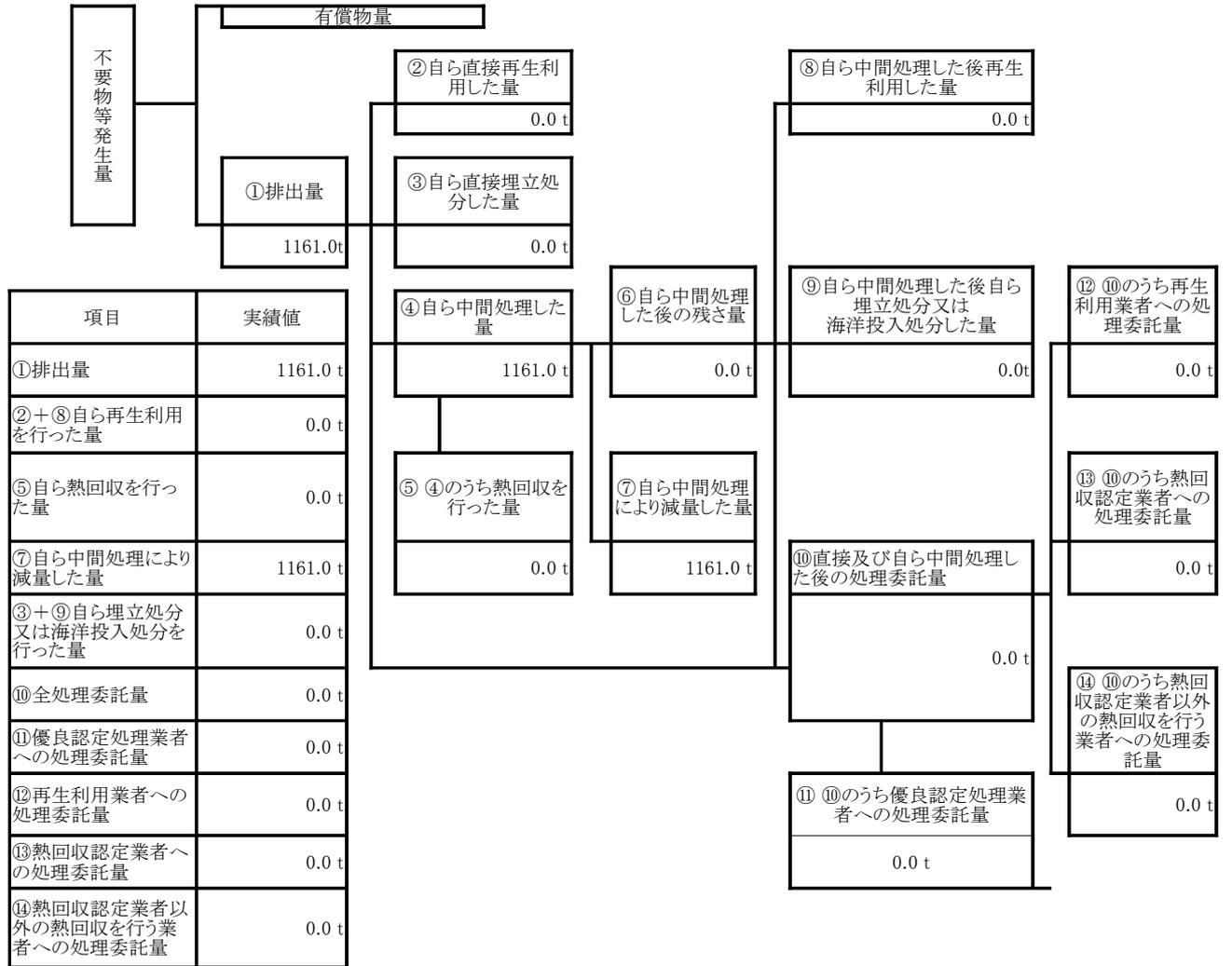
汚泥(有害)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害) )

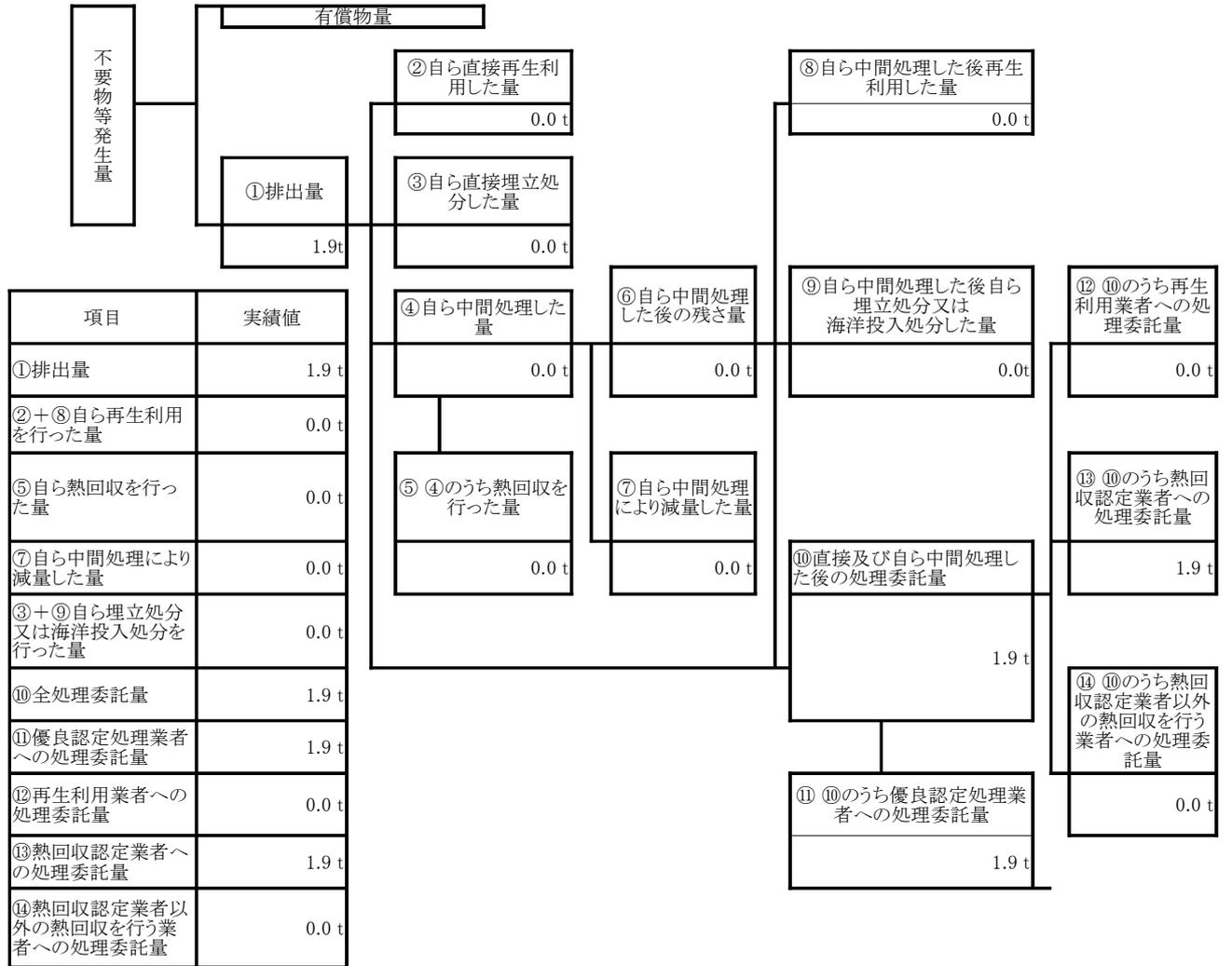


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

強アルカリ

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月6日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0107

住 所 千葉県市原市姉崎海岸6

法人名 日本板硝子株式会社 千葉事業所

代表者 宮之本 昭二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-61-4118

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本板硝子株式会社 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎海岸6
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	14,302百万
③従業員数	621
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙参照	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃プラ：選別して、プラスチック原料として有効利用している。 有効利用先の拡大。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラ：プラスチック原料として、有効利用する。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木屑：製品入出荷過程で生じる廃木材（パレット、梱包材）は、 分別回収、破碎減容してマテリアル又はサーマルサイクルを行っている 汚泥：原料への再利用の促進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥：原料への再利用の促進

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良業者、再生利用業者の可能な限りの選択		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良業者、再生利用業者の可能な限りの選択を継続する		
※事務処理欄			

(第6面)

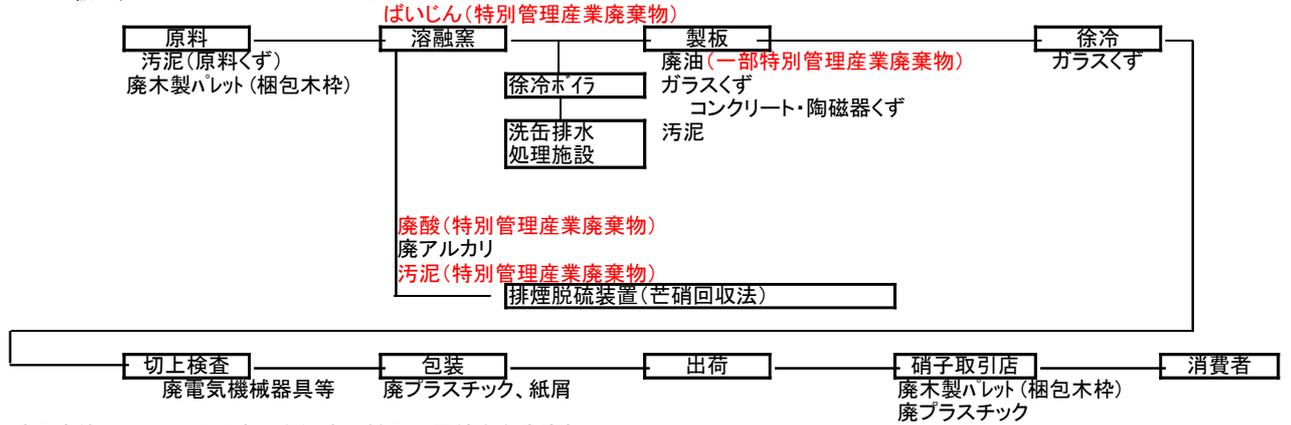
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 事業工程図(産業廃棄物の一連の処理の工程)

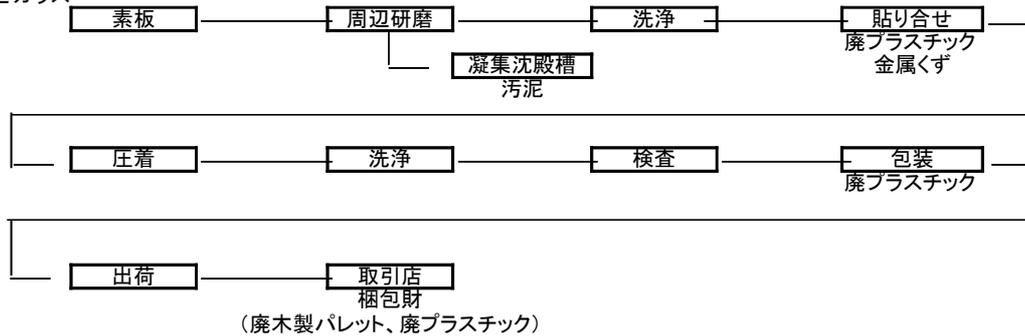
・フロート板ガラス

3

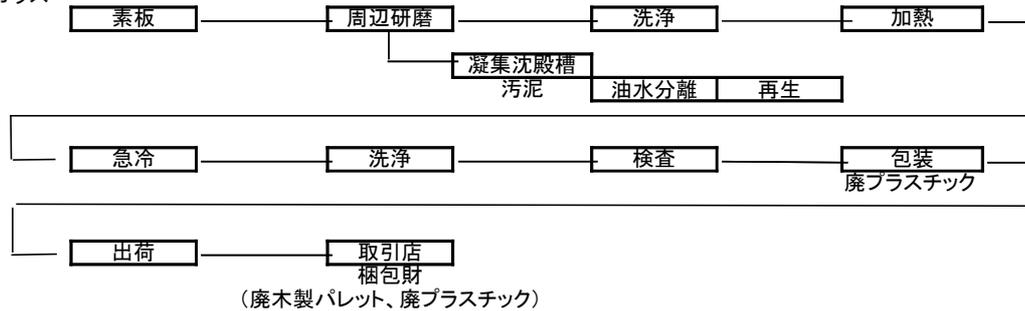


・建屋全体 =PCB汚染物、水銀使用製品、(石綿含有廃棄物)

・複層ガラス  
・合わせガラス



・強化ガラス

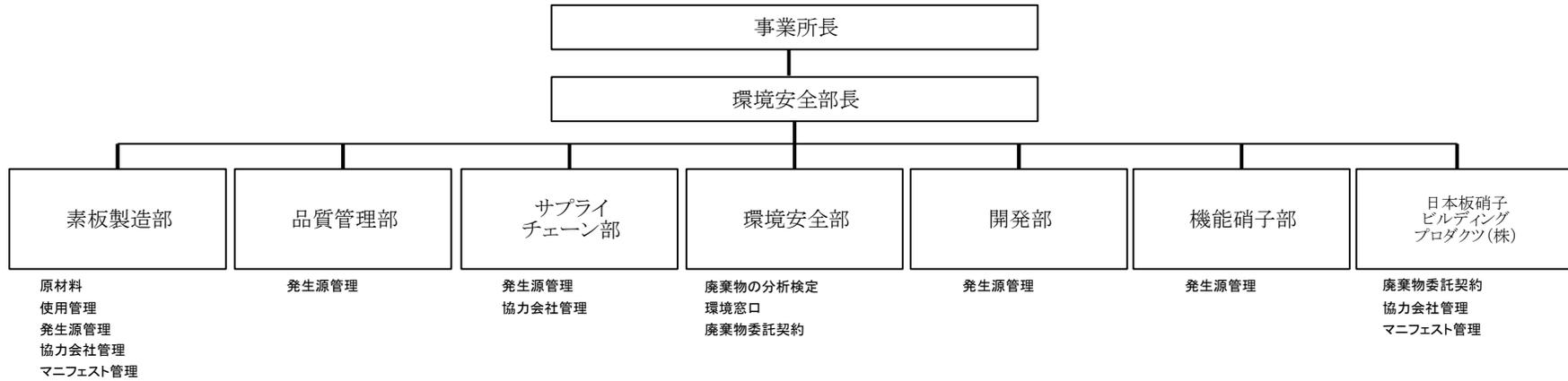


・工業用水



産業廃棄物	廃棄物の名称	処理の内容			
		自己処理	中間処理(委託)		最終処分(委託)
	廃木製パレット(梱包木枠)	選別	破碎	再生	
	廃木製パレット(梱包木枠)	選別	焼却		安定型埋立
	廃油	選別			
	金属くず	選別	焼却	再生	
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	選別	破碎	再生	残渣一部安定型埋立
	廃プラスチック	選別	破碎	再生	
	廃プラスチック	選別	焼却		
	汚泥	脱水			
	汚泥	選別	混合	再生	
	廃アルカリ	選別	中和	再生	
	燃え殻	選別			安定型埋立
	廃酸	選別	中和	再生	
	その他混合廃棄物	選別	破碎	再生	
	水銀使用製品	選別	破碎	再生	
	廃電気機器	選別	破碎	再生	
	安定型混合廃棄物	選別	破碎	再生	

# 管理体制



別紙別紙別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状①	【前年度（令和6年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	木くず木くず	廃油廃油	金属くず金属くず	セラミックス・陶磁器	ガラス・コンクリート	プラスチック	汚泥汚泥	廃酸廃酸	廃鹼廃鹼	廃棄物建設混合	ばいじん	廃機械類廃機械類	製品水銀使用
	量排出	363.7 t	7.4 t	6.2 t	797.2 t	51.9 t	1154.9 t	2.5 t	8.3 t	24.7 t	0.5 t	0.2 t		
②計画②	【目標】 【目標】 【目標】													
	産業廃棄物の種類	木くず木くず	廃油廃油	金属くず金属くず	セラミックス・陶磁器	ガラス・コンクリート	プラスチック	汚泥汚泥	廃酸廃酸	廃鹼廃鹼	廃棄物建設混合	ばいじん	廃機械類廃機械類	製品水銀使用
	量排出	750 t	10 t	10 t	1300 t	100 t	900 t	10 t	10 t	10 t	1 t	0.8 t		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状①	【前年度（令和6年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	木くず木くず	廃油廃油	金属くず金属くず	セラミックス・陶磁器	ガラス・コンクリート	プラスチック	汚泥汚泥	廃酸廃酸	廃鹼廃鹼	廃棄物建設混合	ばいじん	廃機械類廃機械類	製品水銀使用
	量産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	715.6 t	t	t	t	t	t	t	
②計画②	【目標】 【目標】 【目標】													
	産業廃棄物の種類	木くず木くず	廃油廃油	金属くず金属くず	セラミックス・陶磁器	ガラス・コンクリート	プラスチック	汚泥汚泥	廃酸廃酸	廃鹼廃鹼	廃棄物建設混合	ばいじん	廃機械類廃機械類	製品水銀使用
	量産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状①	【前年度（令和6年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	木くず木くず	廃油廃油	金属くず金属くず	セラミックス・陶磁器	ガラス・コンクリート	プラスチック	汚泥汚泥	廃酸廃酸	廃鹼廃鹼	廃棄物建設混合	ばいじん	廃機械類廃機械類	製品水銀使用
	処理委託量全処理委託	363.7 t	7.4 t	6.2 t	797.2 t	51.9 t	432.1 t	2.5 t	8.3 t	24.7 t	0.5 t	0.2 t		
	処理業者への優良認定処理委託量	0 t	7.4 t	0 t	59.3 t	38.5 t	234.9 t	2.5 t	0.0 t	24.7 t	0 t	0.1 t		
	処理業者への再生利用処理委託量	363.7 t	7.4 t	6.2 t	724.2 t	0.0 t	432.1 t	2.5 t	8.3 t	24.7 t	0.5 t	0.2 t		
	処理業者への認定熱回収処理委託量	t	t	t	t	2.7 t	t	t	t	t	t	t		
	処理業者以外の認定熱回収を行う業者への熱回収を行う処理委託量	t	t	t	t	49.2 t	t	t	t	t	t	t		
②計画②	【目標】 【目標】													
	産業廃棄物の種類	木くず木くず	廃油廃油	金属くず金属くず	セラミックス・陶磁器	ガラス・コンクリート	プラスチック	汚泥汚泥	廃酸廃酸	廃鹼廃鹼	廃棄物建設混合	ばいじん	廃機械類廃機械類	製品水銀使用
	全処理委託量	750 t	10 t	10 t	1300 t	100 t	900 t	10 t	10 t	10 t	1 t	0.8 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	6 t	5 t	t	40 t	400 t	10 t	0 t	10 t	0.5 t	0.8 t		
	再生利用業者への処理委託量	750 t	10 t	10 t	1300 t	0 t	900 t	10 t	10 t	10 t	1 t	0.8 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	10 t	t	t	t	t	t	t		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	90 t	t	t	t	t	t	t			

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月6日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0107

住所 千葉県市原市姉崎海岸6

法人名 日本板硝子株式会社 千葉事業所

代表者 宮之本 昭二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-61-4118

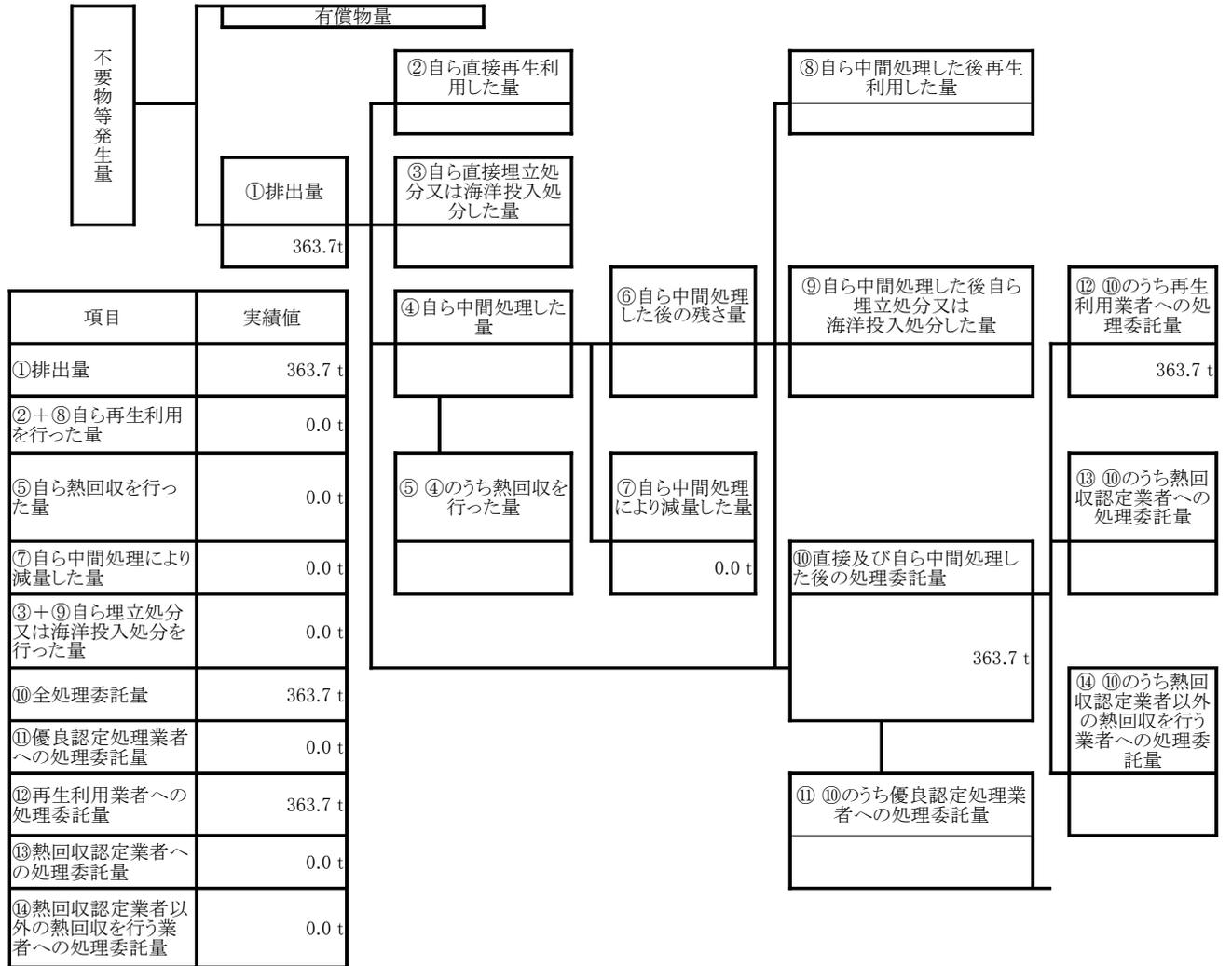
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本板硝子株式会社 千葉事業所		
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎海岸6		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3101.8 t	全処理委託量	3101.8 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	472.3 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	3001.8 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	10 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	90 t

(日本産業規格 A列4番)

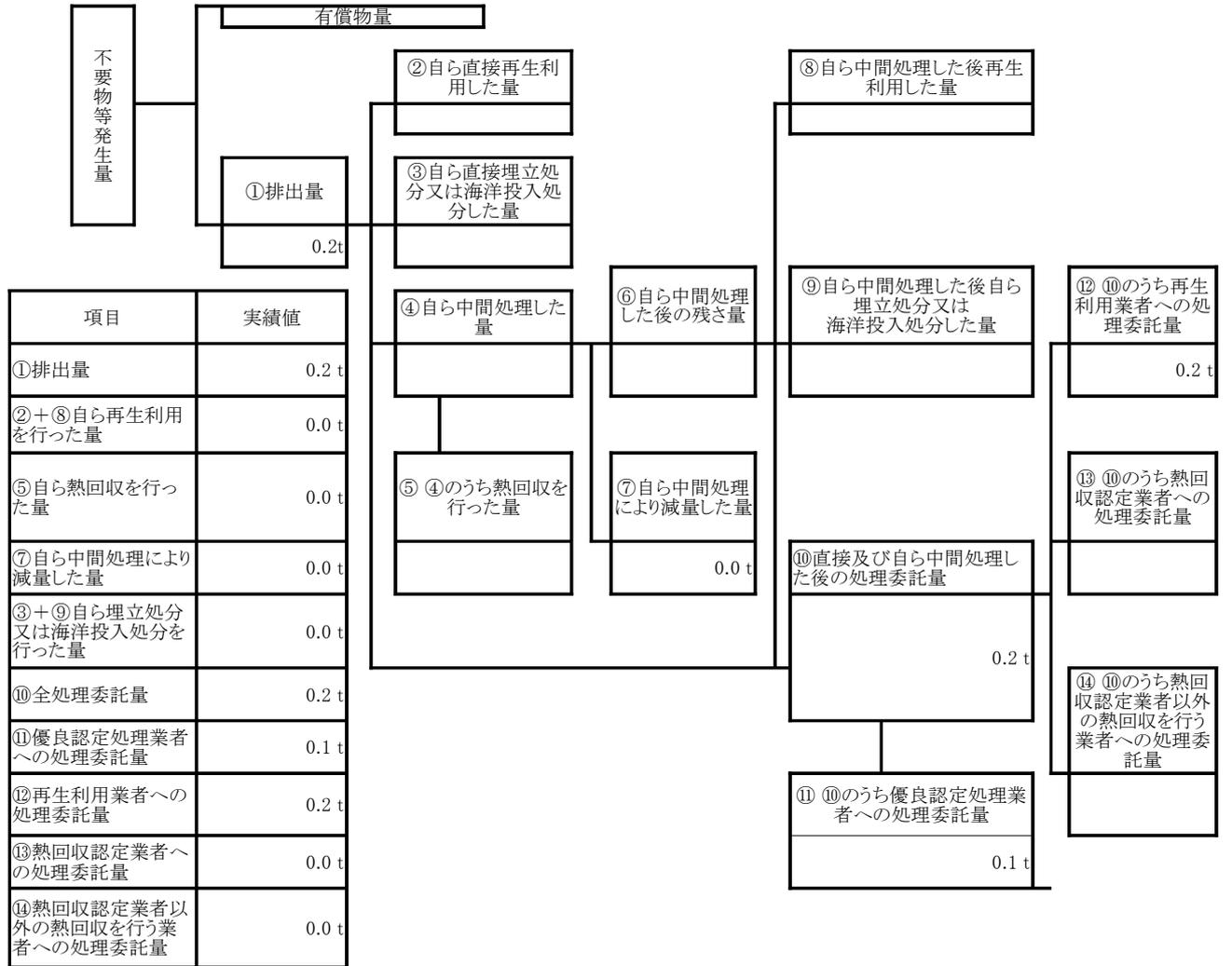
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



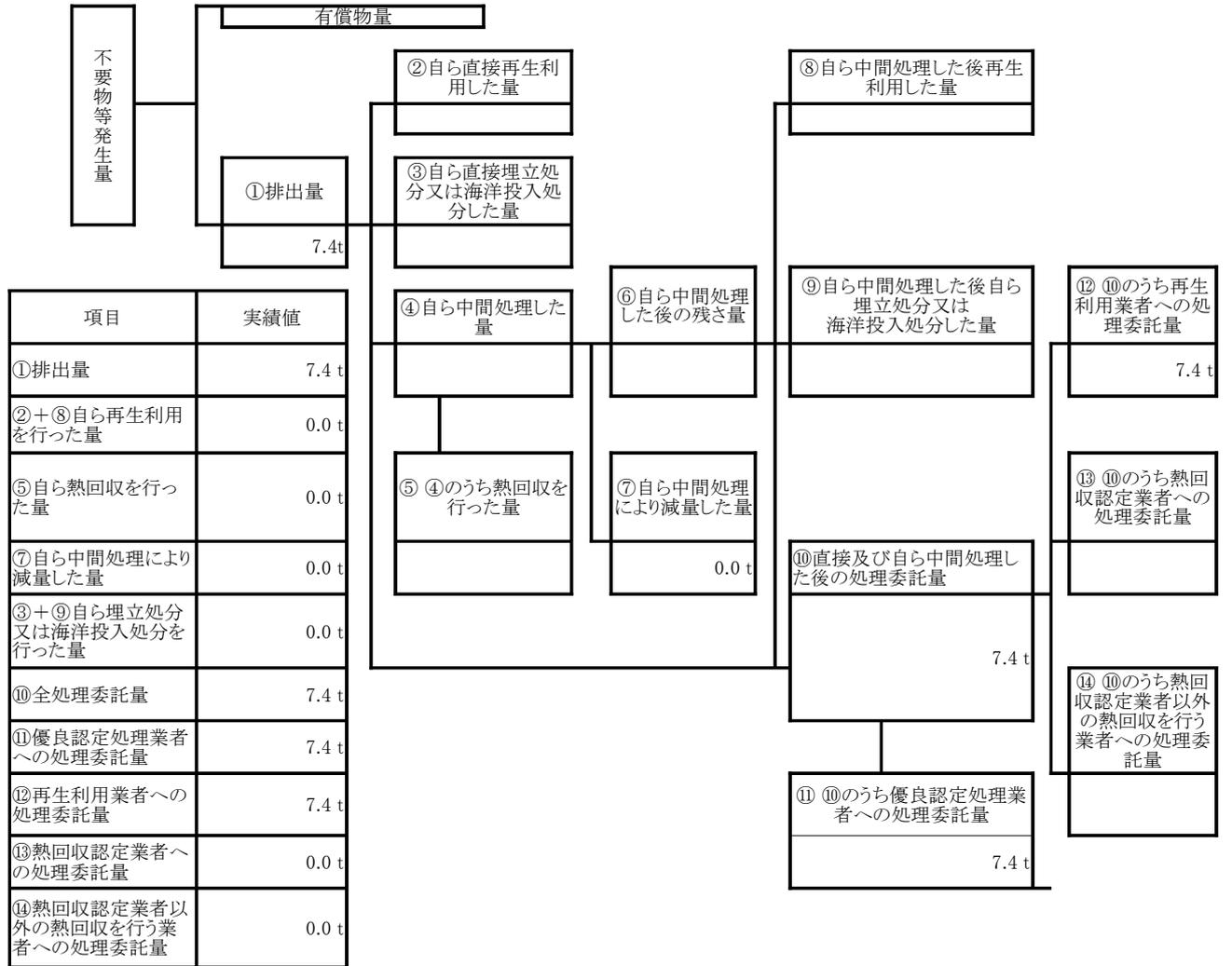
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 水銀使用製品 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



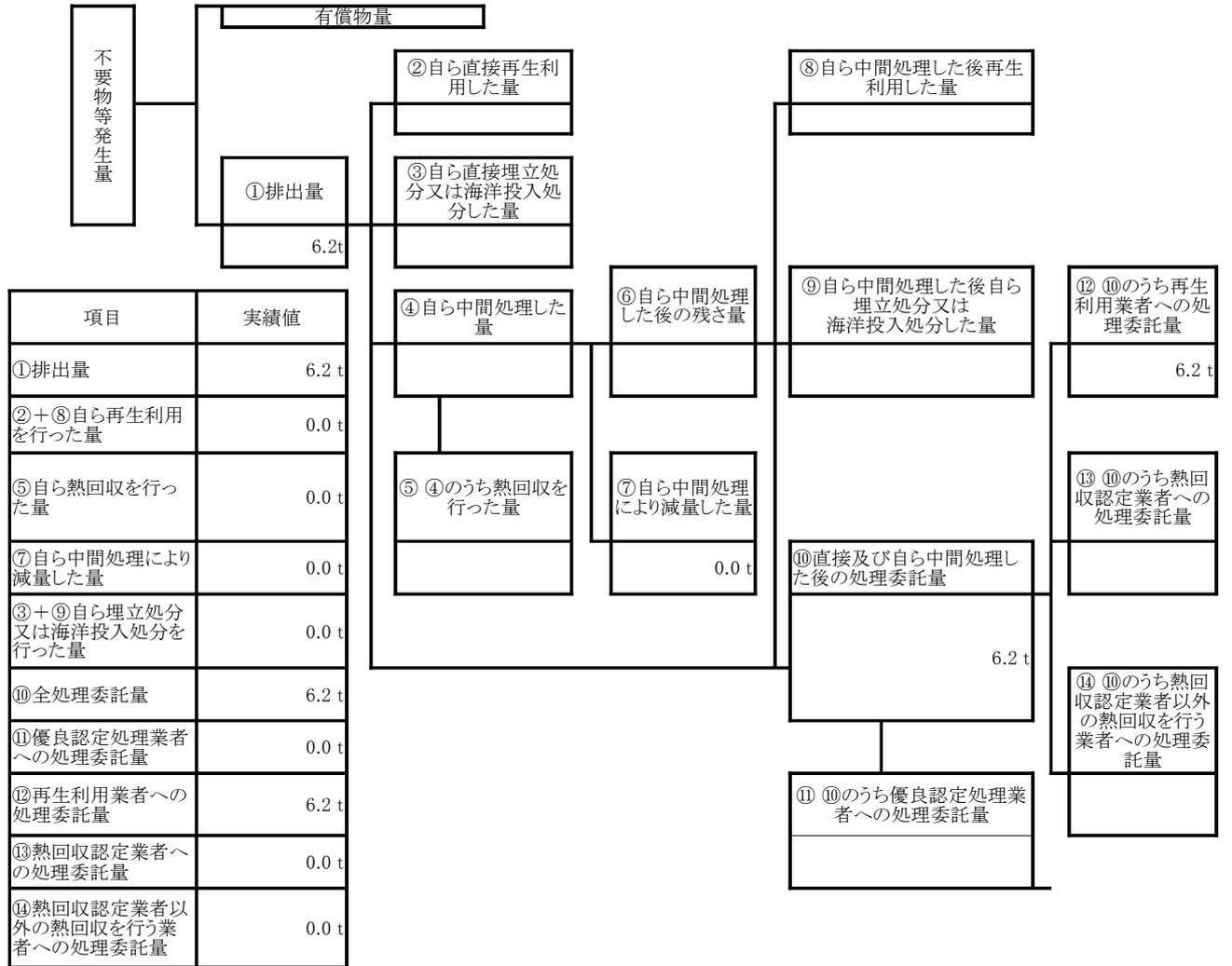
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

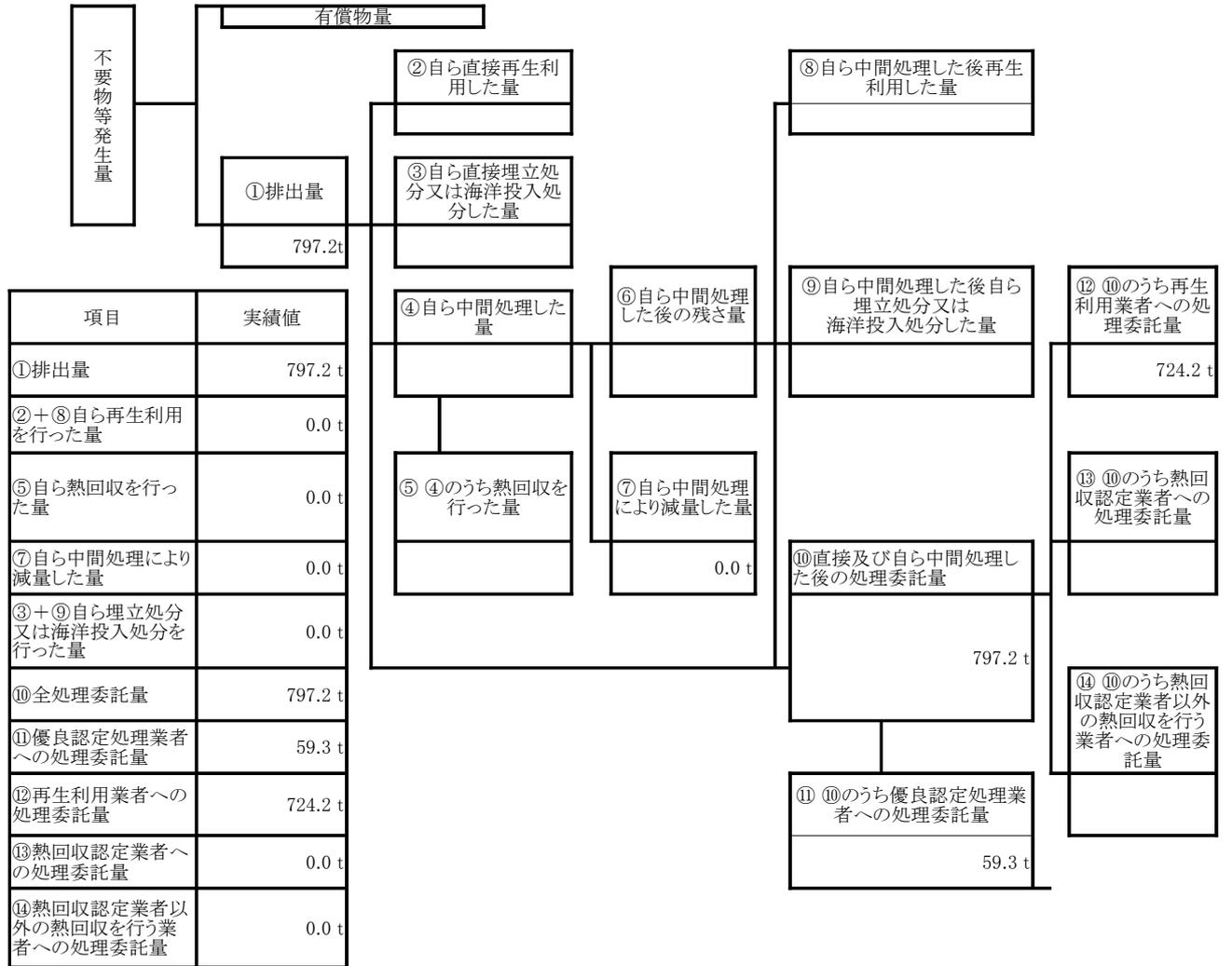
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	6.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	6.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	6.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

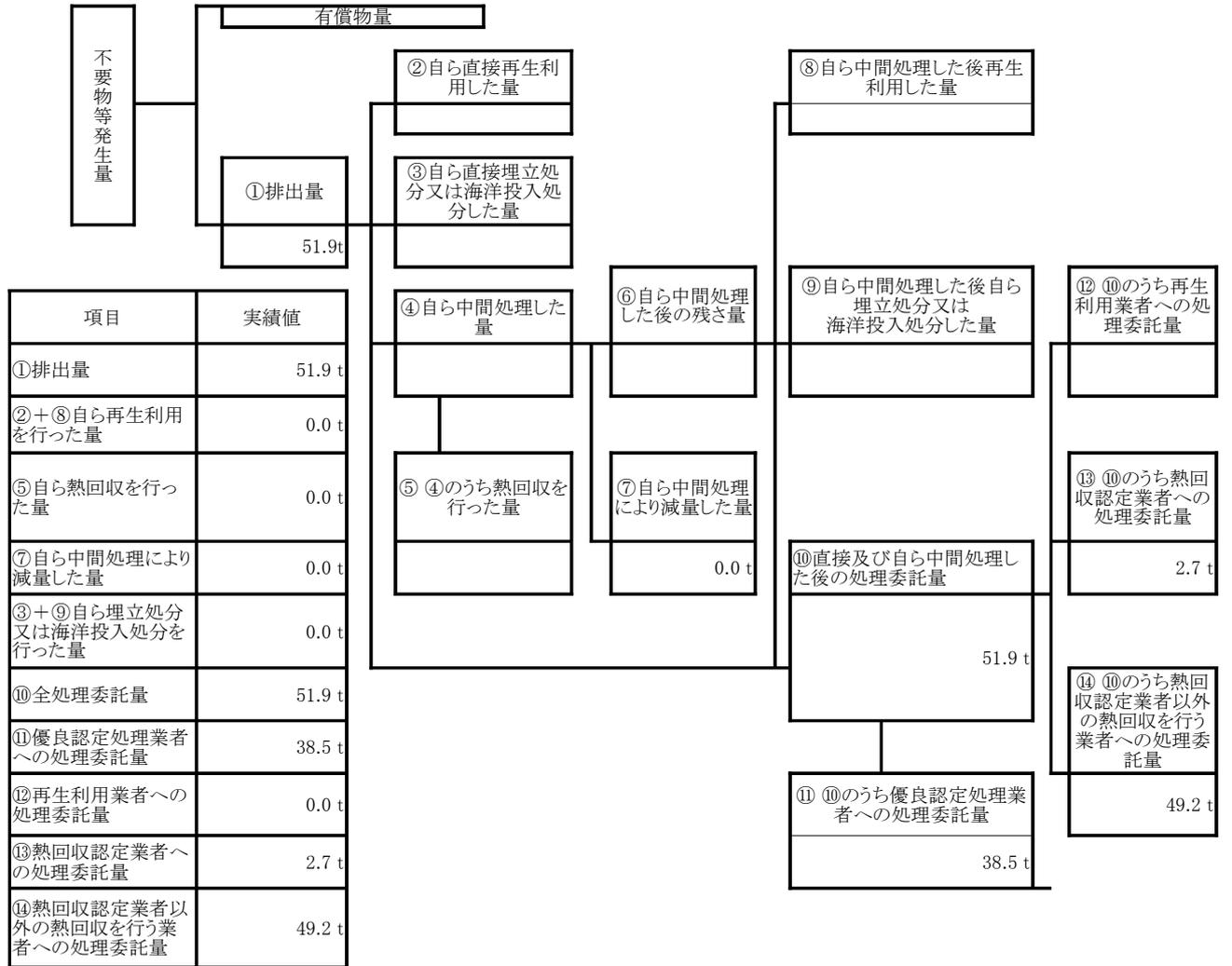
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



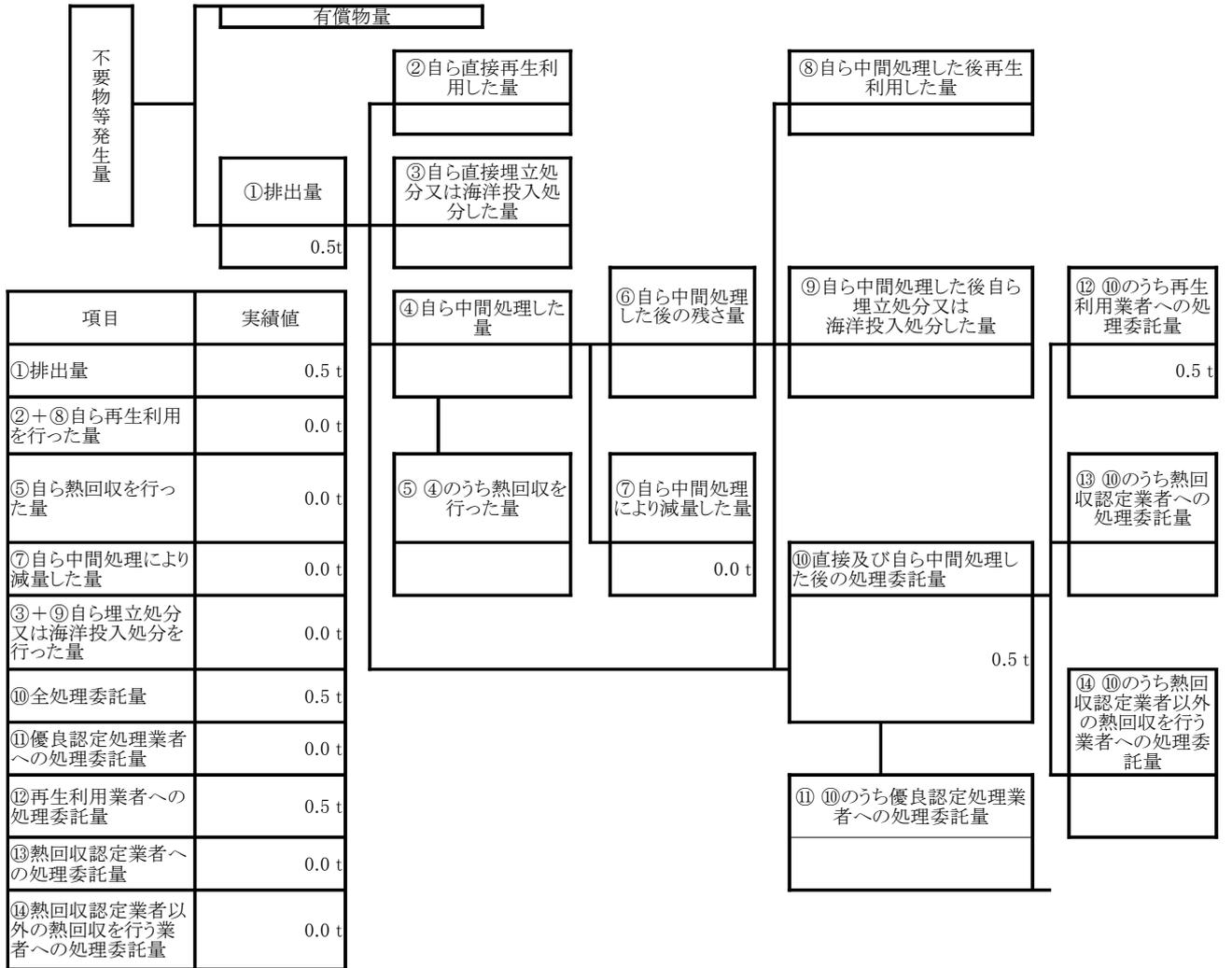
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



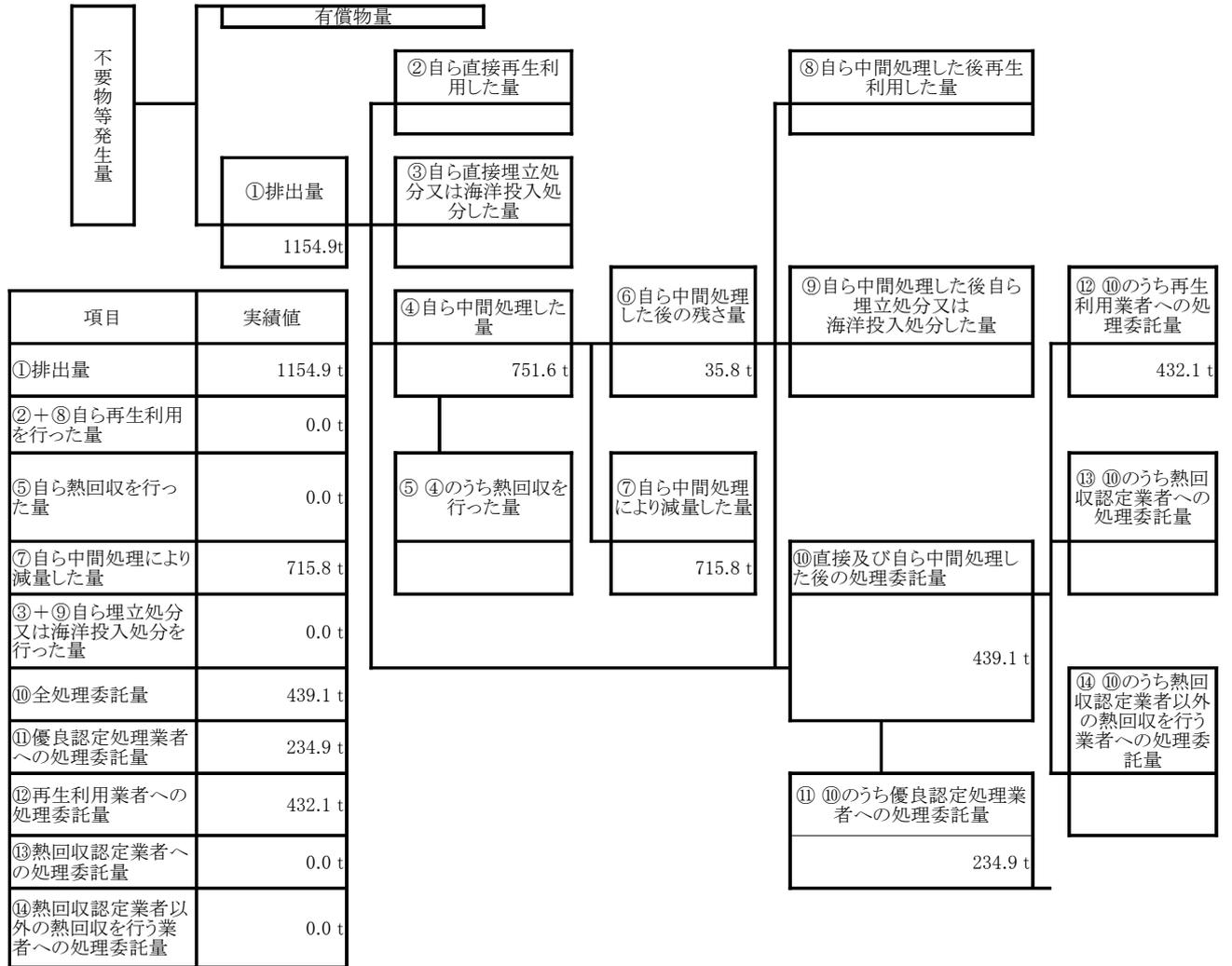
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃機械類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

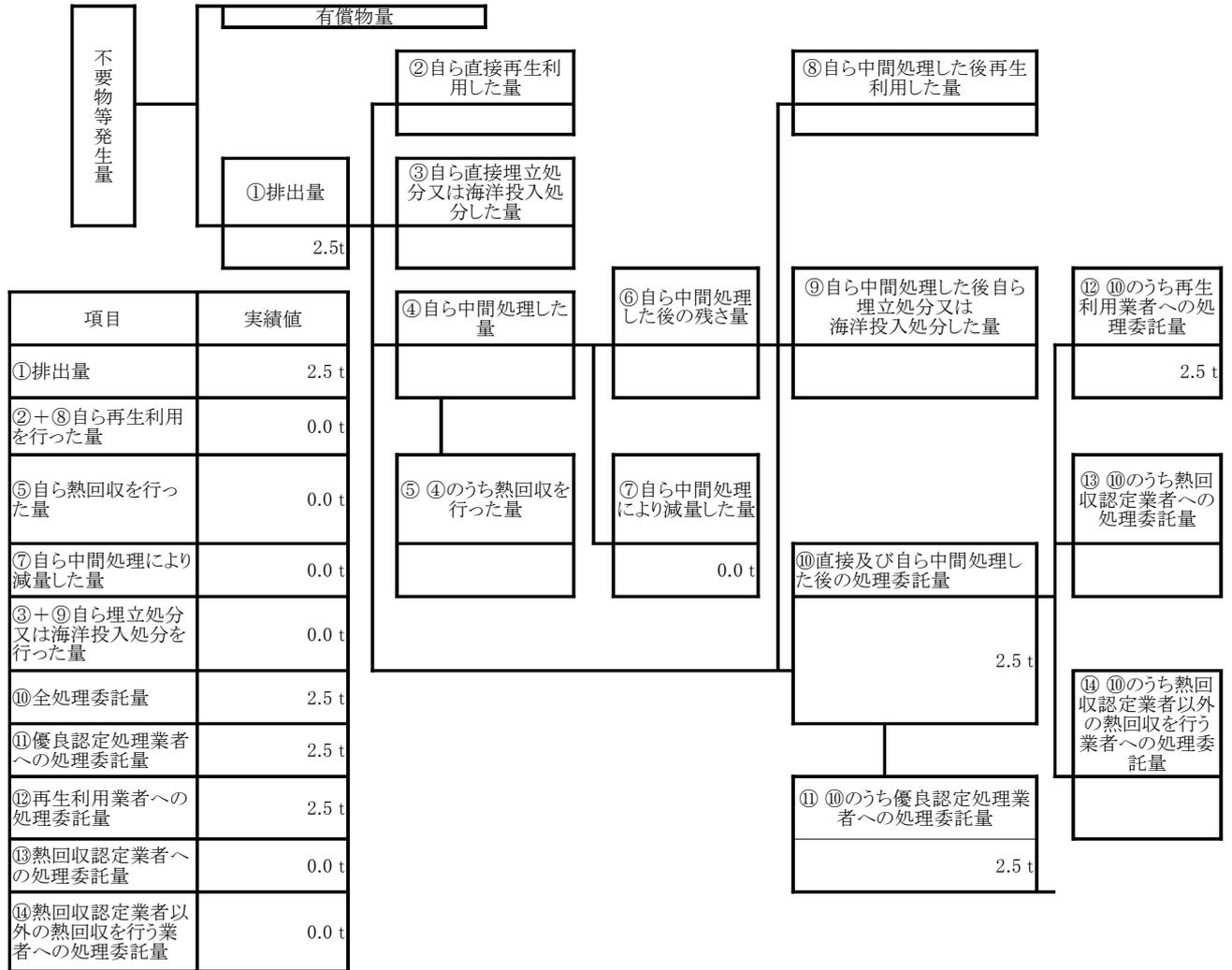
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	1154.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	715.8 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	439.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	234.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	432.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

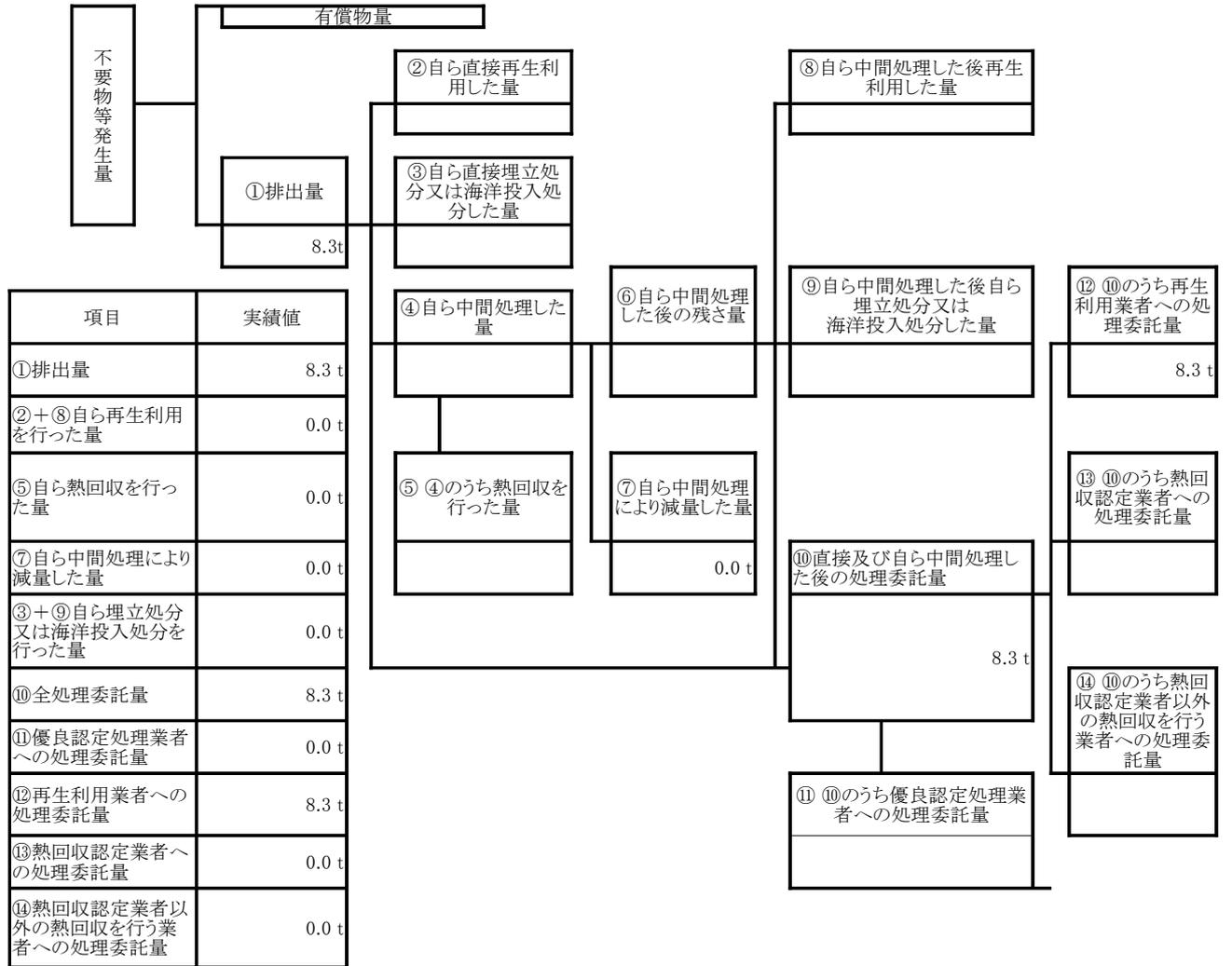
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



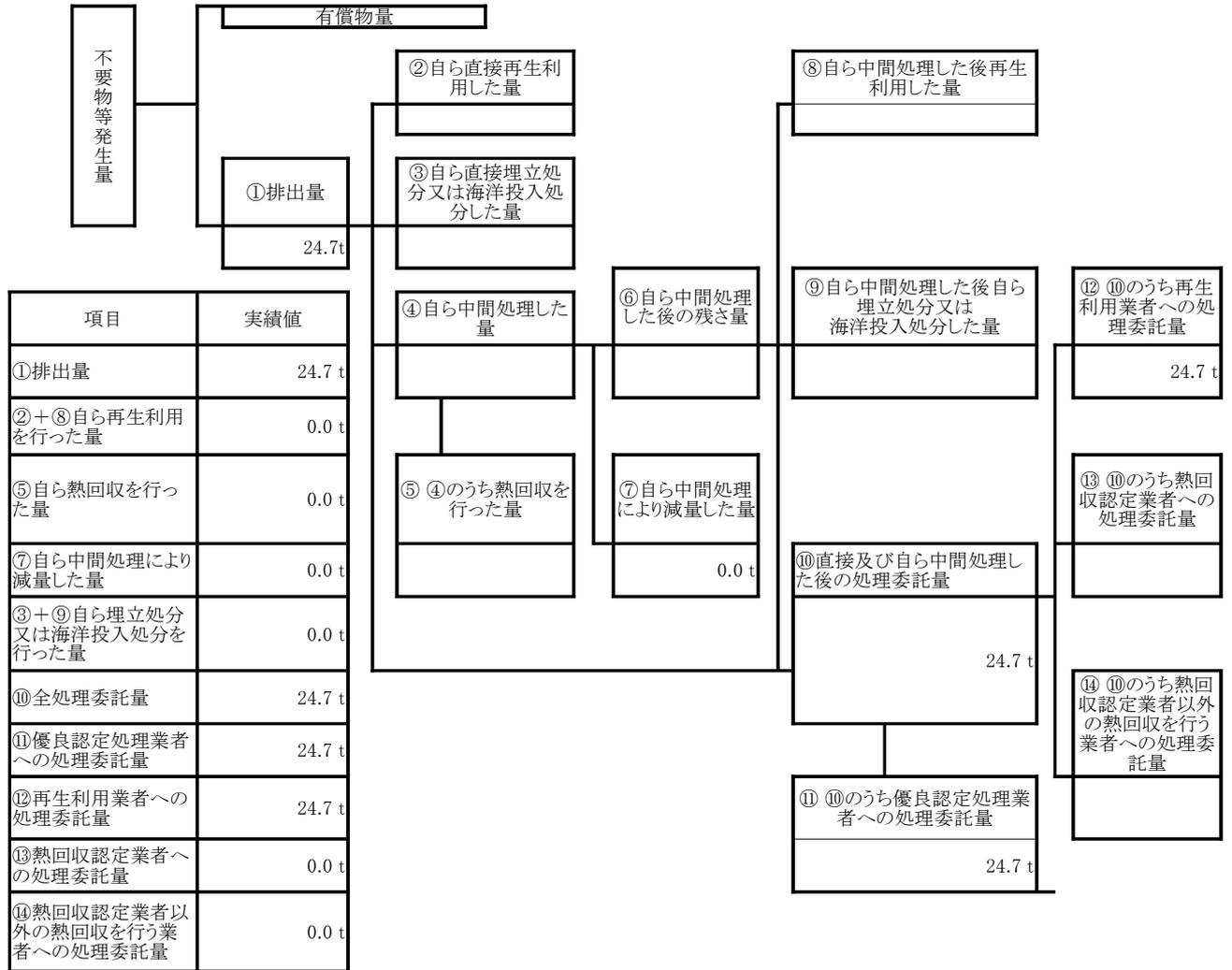
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 建設混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ばいじん )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	24.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	24.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	24.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	24.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月26日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-1141  
住所 千葉県君津市君津1番地  
氏名 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所  
東日本製鉄所長 野見山 裕治  
電話番号 0439-50-2041

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 君津地区
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額：7,661億円
③従業員数	15,984人（正社員 3,605人、常勤関係職員 12,379人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙3参照

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の分別は継続的に実施している。</li> <li>・ 廃プラスチック類の分別もできている。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の分別を強化する。</li> <li>・ 環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して周知徹底の継続を図る。</li> </ul>

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙4参照			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙5参照			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

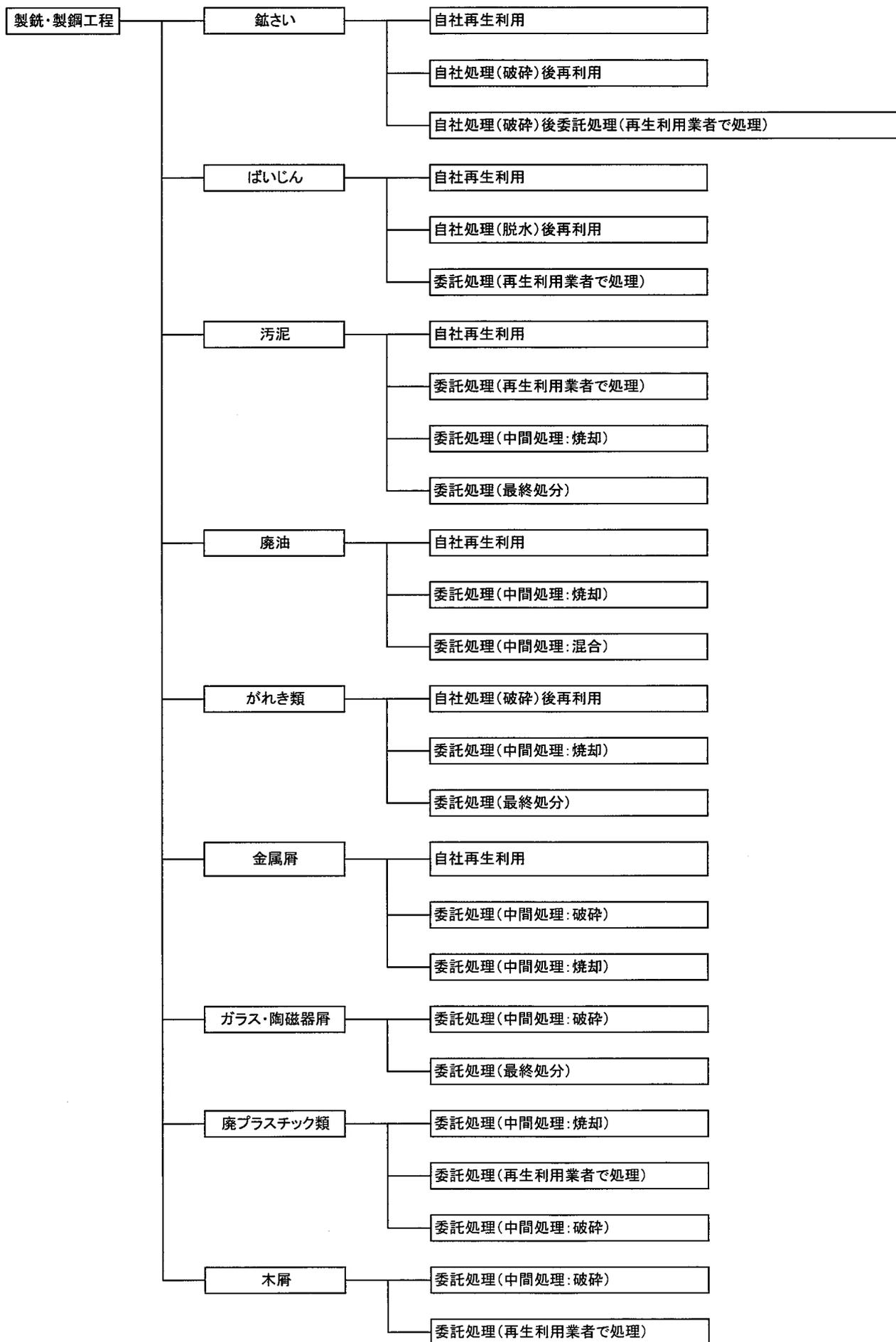
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙6参照			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙7参照			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

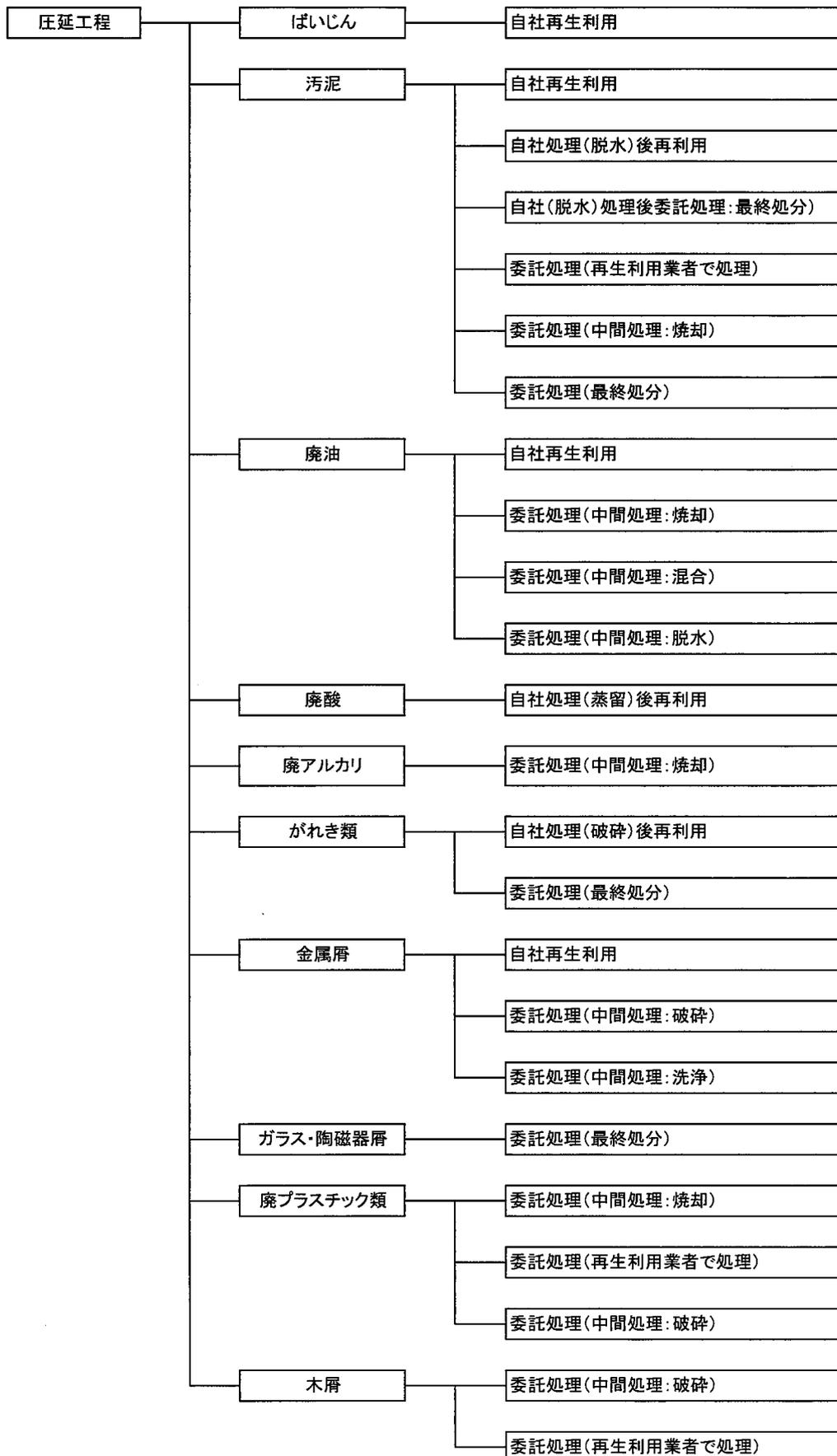
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

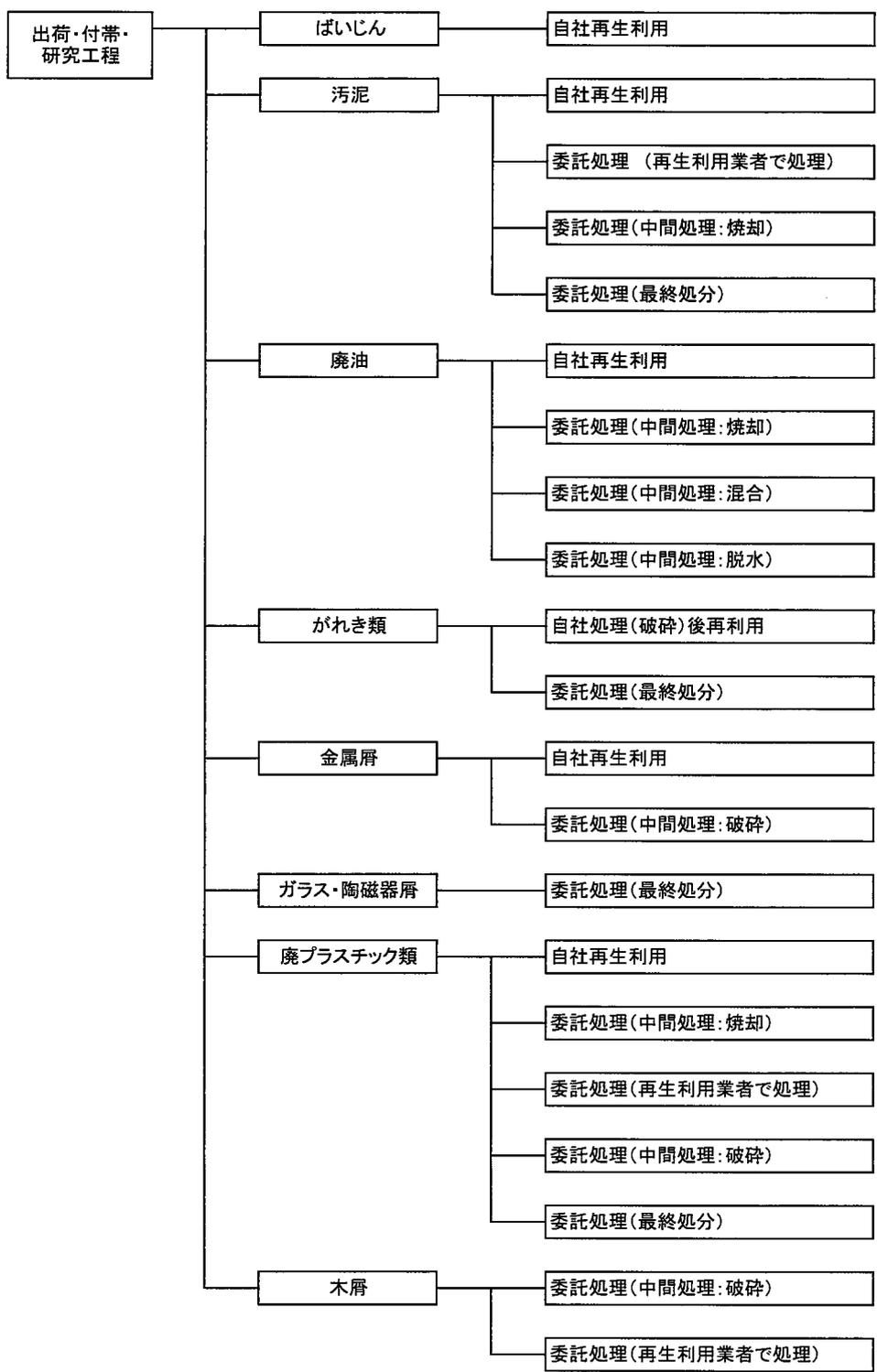
別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程(1/3)



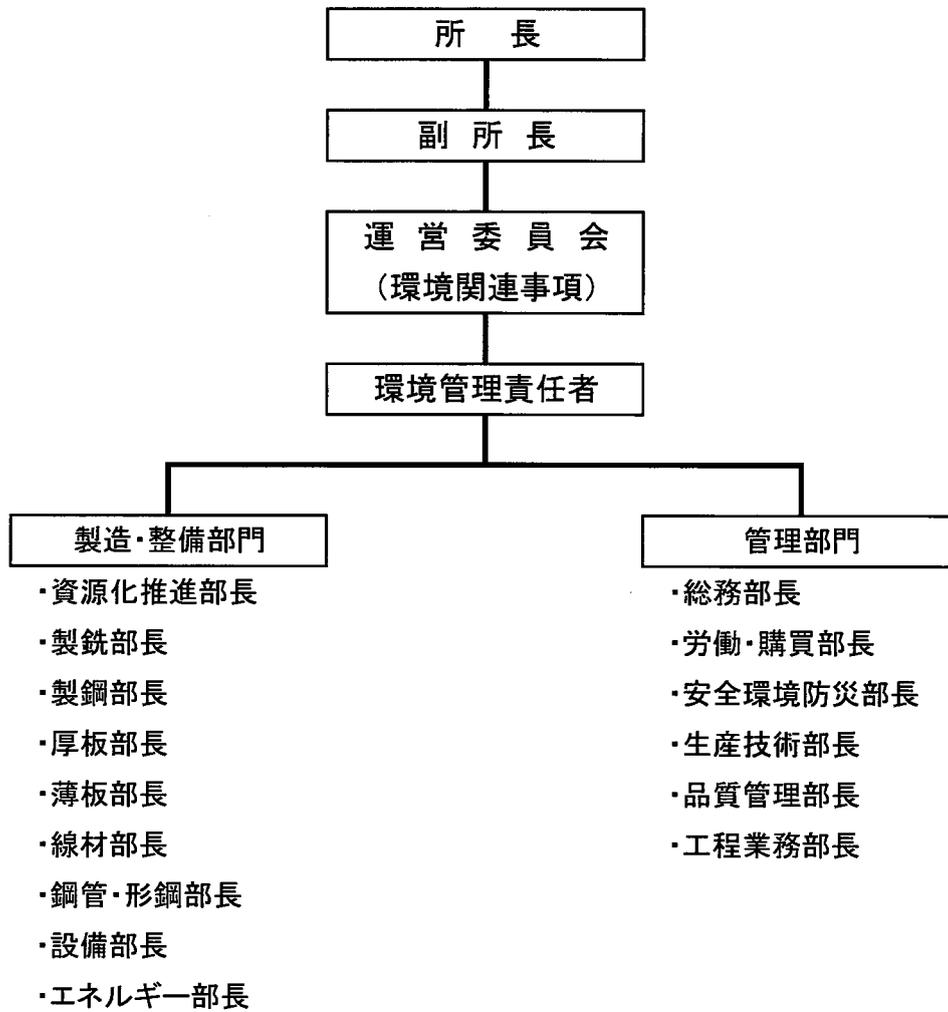
別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程(2/3)



別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程(3/3)



別紙2 管理体制図



別紙3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】												
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
①現状	排出量	1,599,773.0 t	1,187,507.4 t	169,728.9 t	4,189.6 t	76,142.3 t	1,415.7 t	25,791.8 t	857,963.8 t	193.4 t	2,361.6 t	327.2 t
(これまでに実施した取組み) ・排出量を減少できる操業改善を行い排出量を削減する。 ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。												
【目標】												
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
②計画	排出量	1,439,795.7 t	1,068,756.6 t	152,756.0 t	3,770.7 t	68,528.1 t	1,274.1 t	23,212.6 t	772,167.4 t	174.1 t	2,125.4 t	294.5 t
(今後実施する予定の取組み) ・排出量を減少できる操業改善を行い排出量を削減する。 ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。												

別紙4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】												
産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1,599,773.0 t	515,603.1 t	106,051.1 t	2,722.3 t	76,128.0 t	0.0 t	11,659.8 t	857,952.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組み) ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。 ・所内発生物に対して成分分析を積極的に行い利材化を推進している。 ・鉍さい、ばいじん、汚泥：製鉄原料としてリサイクルしているほか、セメント原料として外販している。 鉄含有の少ない汚泥についても製鉄原料としてリサイクルをすすめている。 ・廃油、金属屑、廃プラスチック類：製鉄原料としてリサイクルしている。 ・廃酸：製鉄用副材料としてリサイクルしている。 ・がれき類：製鉄用副材料としてリサイクルしているほか、耐火物原料や路盤材原料として外販している。												
【目標】												
産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1,439,795.7 t	464,042.8 t	95,446.0 t	2,450.1 t	68,515.2 t	0.0 t	10,493.8 t	772,157.2 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組み) ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。 ・所内発生物に対して成分分析を積極的に行い利材化推進を継続する。 ・鉍さい、ばいじん、汚泥：製鉄原料としてリサイクルしているほか、セメント原料として外販することを継続する。 鉄含有の少ない汚泥についても製鉄原料としてリサイクルすることを継続する。 ・廃油、金属屑、廃プラスチック類：製鉄原料としてリサイクルすることを継続する。 ・廃酸：製鉄用副材料としてリサイクルすることを継続する。 ・がれき類：製鉄用副材料としてリサイクルしているほか、耐火物原料や路盤材原料として外販することを継続する。												

別紙5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】												
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0.0 t	671,904.3 t	39,163.7 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t				
<p>(これまでに実施した取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。</li> <li>・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。</li> <li>・ばいじん、汚泥：脱水処理することで産業廃棄物を減量している。</li> <li>・廃油：焼却設備により焼却することで、蒸気として熱回収を行うとともに産業廃棄物を減量している。</li> <li>・焼却後の燃え殻：製鉄原料としてリサイクルしている。</li> </ul>												
【目標】												
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.0 t	604,713.9 t	35,247.4 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t				
<p>(今後実施する予定の取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。</li> <li>・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。</li> <li>・ばいじん、汚泥：脱水処理することで産業廃棄物を減量化することを継続する。</li> <li>・廃油：焼却設備により焼却することで、蒸気として熱回収を行うとともに産業廃棄物を減量化することを継続する。</li> <li>・焼却後の燃え殻：製鉄原料としてリサイクルすることを継続する。</li> </ul>												

別紙6・自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】											
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t							
(これまでに実施した取組み) ・自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。											
【目標】											
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t							
(今後実施する予定の取組み) ・今後も自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。											

別紙7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】												
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
①現状	全処理委託量	0.0 t	0.0 t	24,514.1 t	1,467.3 t	14.3 t	1,415.7 t	14,132.0 t	11.3 t	193.4 t	2,361.6 t	327.2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	9,933.6 t	1,467.3 t	14.3 t	1,415.7 t	40.0 t	11.3 t	181.7 t	600.3 t	0.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	3,007.5 t	4.0 t	12.4 t	532.6 t	326.6 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	7,789.0 t	1,421.2 t	0.0 t	428.9 t	40.0 t	0.0 t	21.7 t	1,600.6 t	0.0 t
(これまでに実施した取組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。</li> <li>・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。</li> <li>・産業廃棄物を再生利用できる業者に委託している。</li> <li>・再生できない産業廃棄物は熱回収できる業者に委託している。</li> </ul>												
【目標】												
産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	がれき類	金属屑	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑	
②計画	全処理委託量	0.0 t	0.0 t	22,062.6 t	1,320.6 t	12.9 t	1,274.1 t	12,718.8 t	10.1 t	174.1 t	2,125.4 t	294.5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	8,940.2 t	1,320.6 t	12.9 t	1,274.1 t	36.0 t	10.1 t	163.5 t	540.2 t	0.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	2,706.8 t	3.6 t	11.2 t	479.3 t	293.9 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	7,010.1 t	1,279.1 t	0.0 t	386.0 t	36.0 t	0.0 t	19.5 t	1,440.5 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。</li> <li>・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。</li> <li>・今後も産業廃棄物を再生利用できる業者への委託を基本とし対応していく。</li> <li>・今後も再生できない産業廃棄物は熱回収できる業者への委託を基本とし対応していく。</li> </ul>												

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月26日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

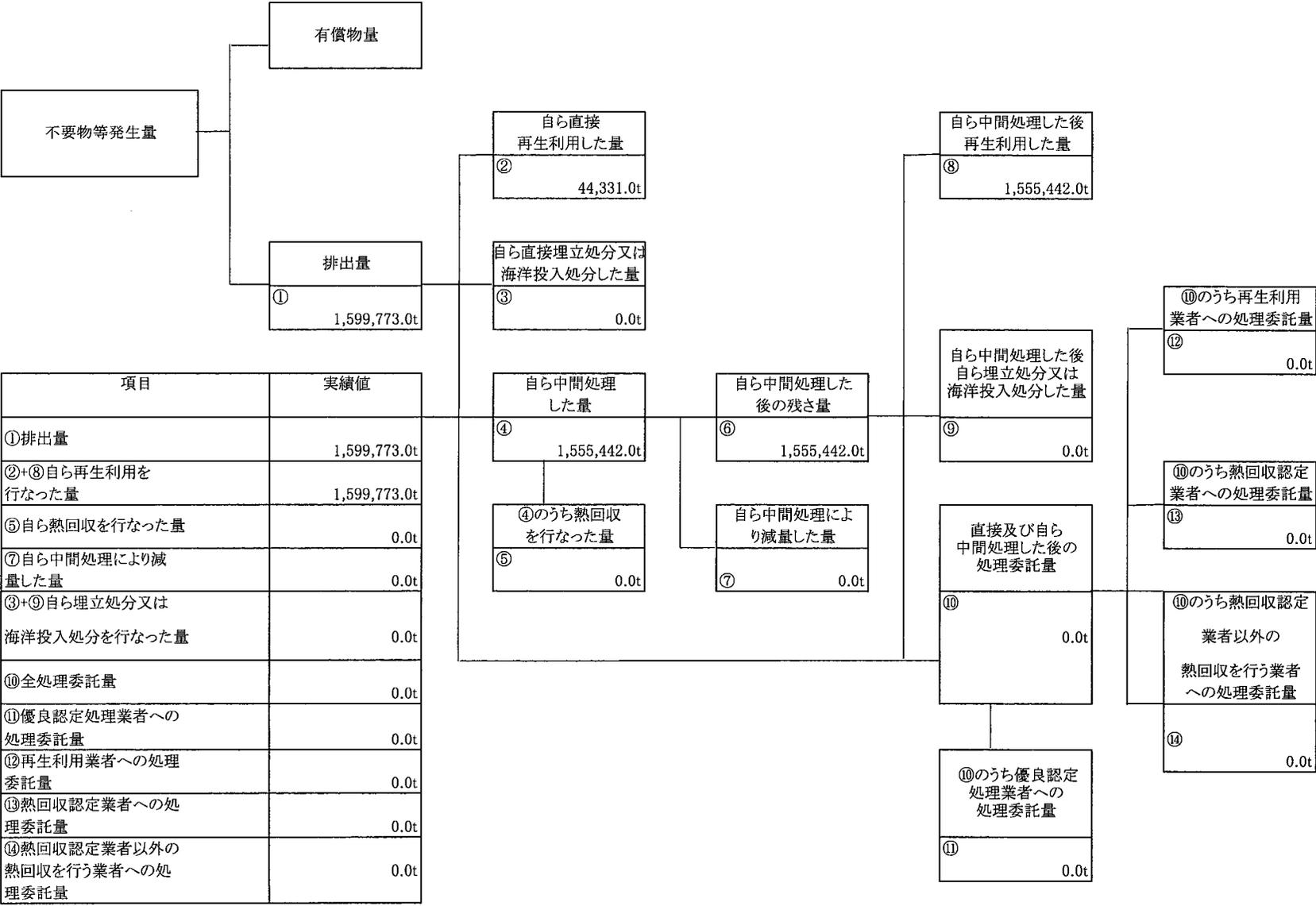


提出者 〒299-1141  
住 所 千葉県君津市君津1番地  
氏 名 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所  
東日本製鉄所長 野見山 裕治  
電話番号 0439-50-2041

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

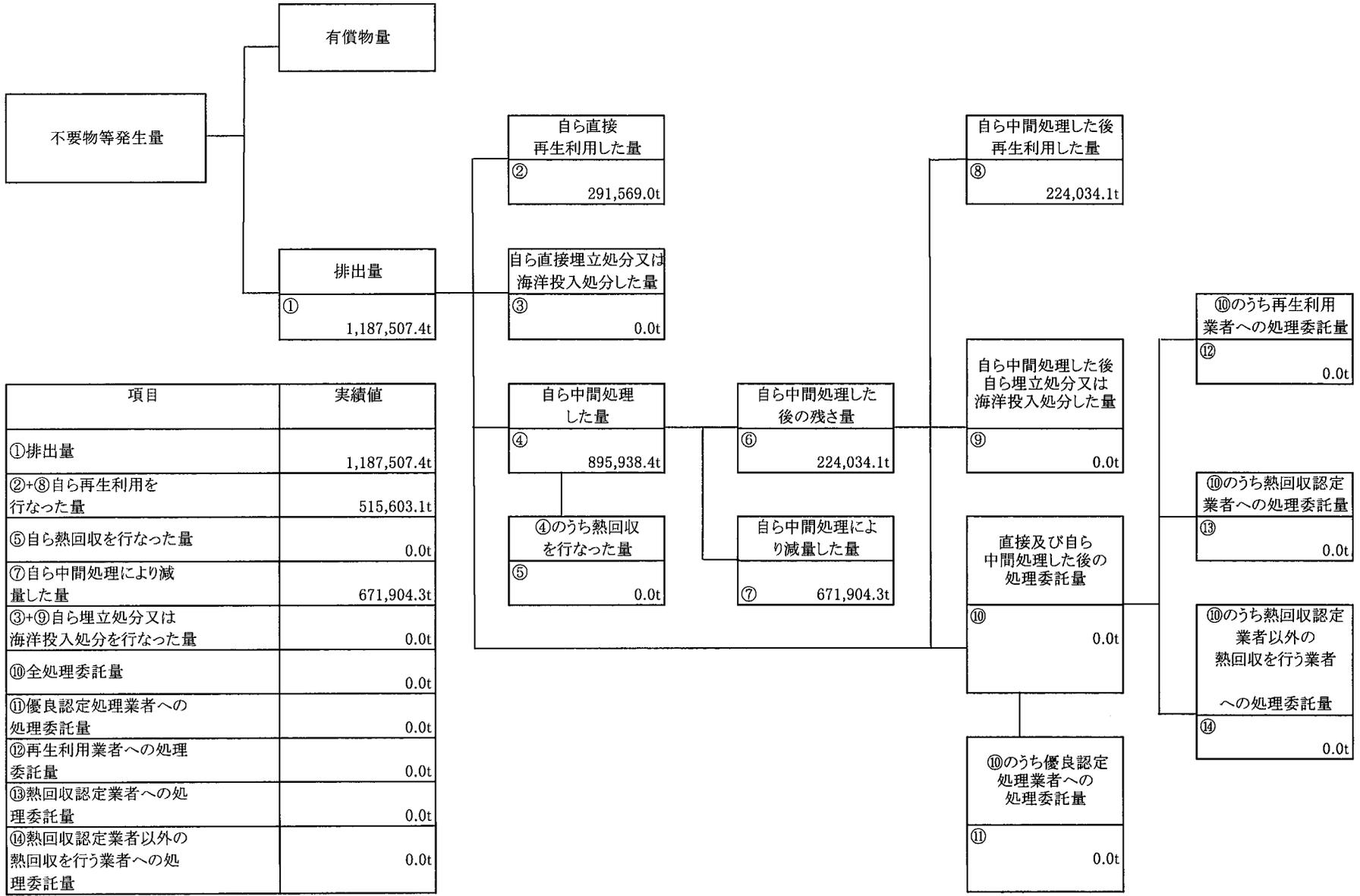
事業場の名称	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 君津地区		
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地		
事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,501,538.0 t	全処理委託量	101,843.4 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,813,194.5 t	優良認定処理業者への処理委託量	57,387.1 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	4,061.3 t	再生利用業者への処理委託量	3,413.1 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	586,500.1 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	19,754.0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 鋳さい)



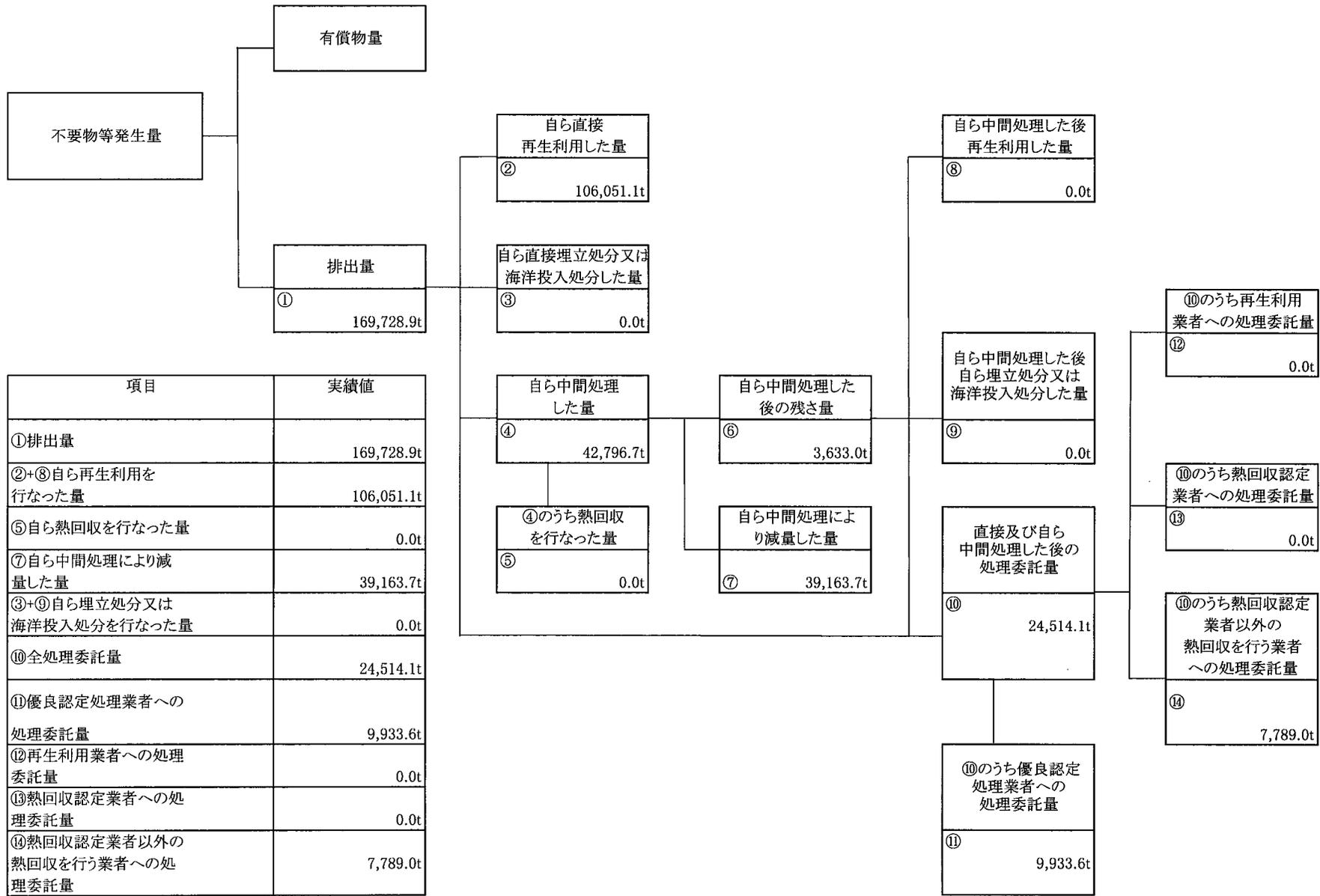
項目	実績値
①排出量	1,599,773.0t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	1,599,773.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	0.0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ばいじん)



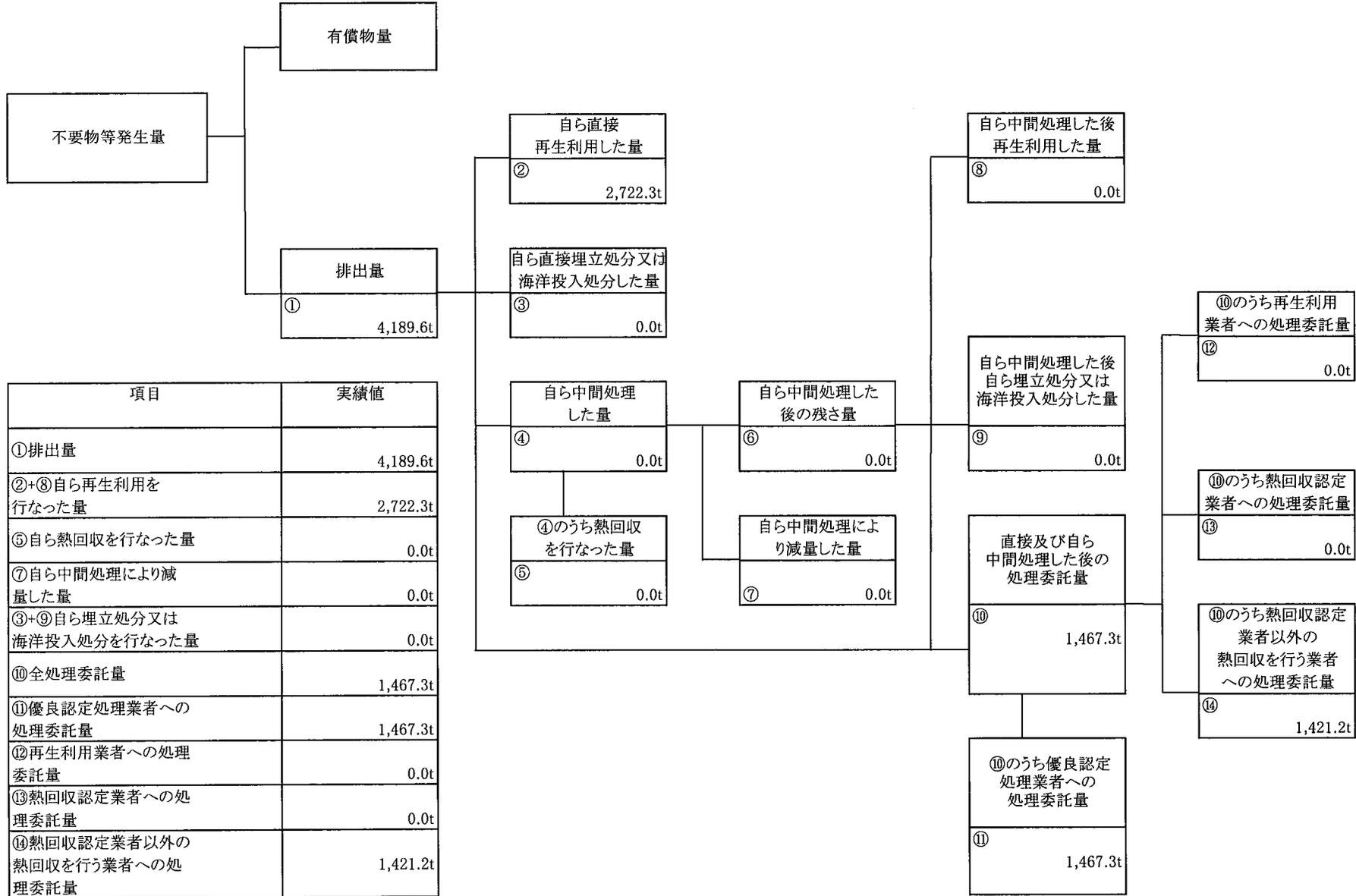
項目	実績値
①排出量	1,187,507.4t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	515,603.1t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	671,904.3t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	0.0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )



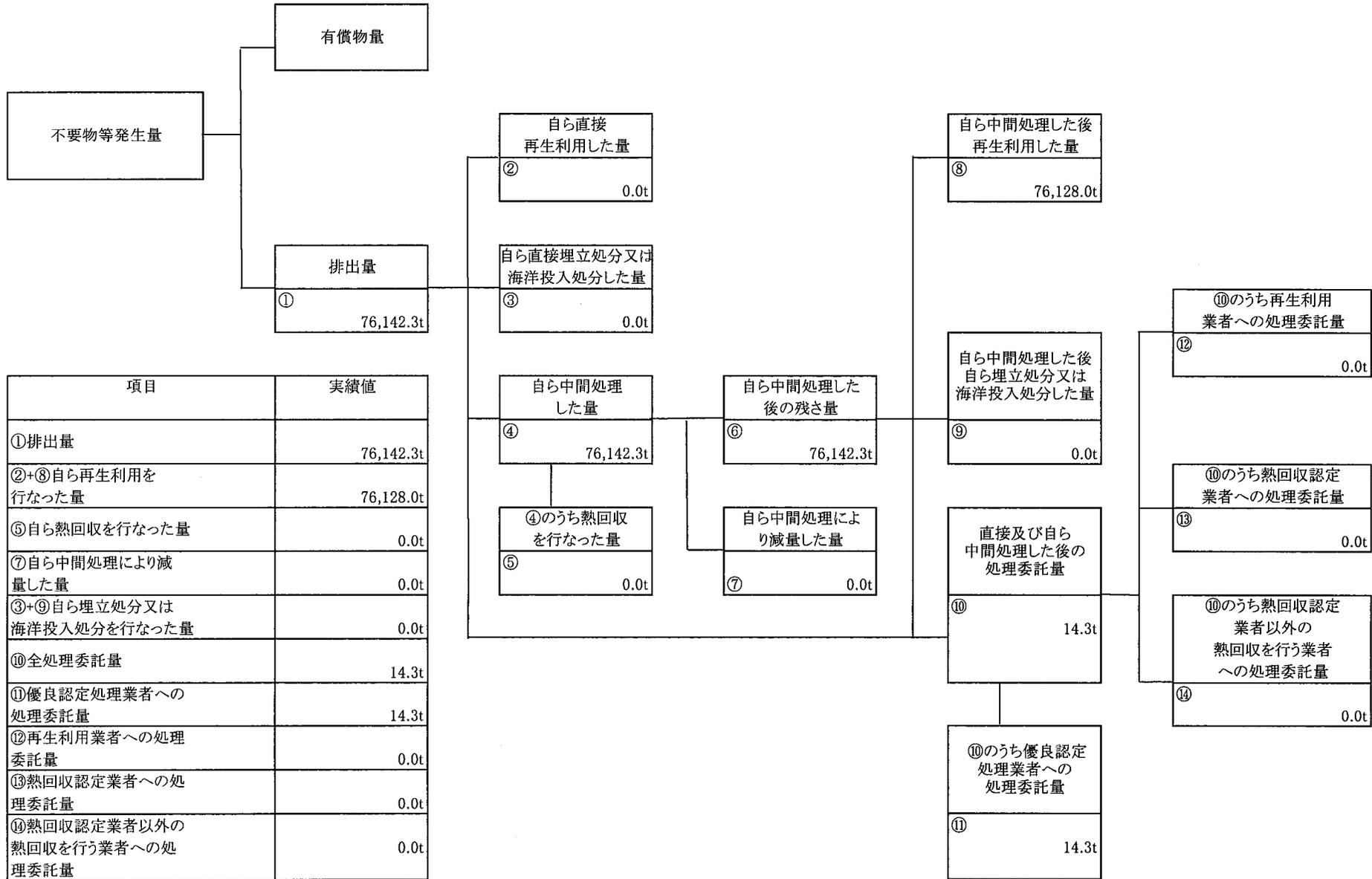
項目	実績値
①排出量	169,728.9t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	106,051.1t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	39,163.7t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	24,514.1t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	9,933.6t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7,789.0t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

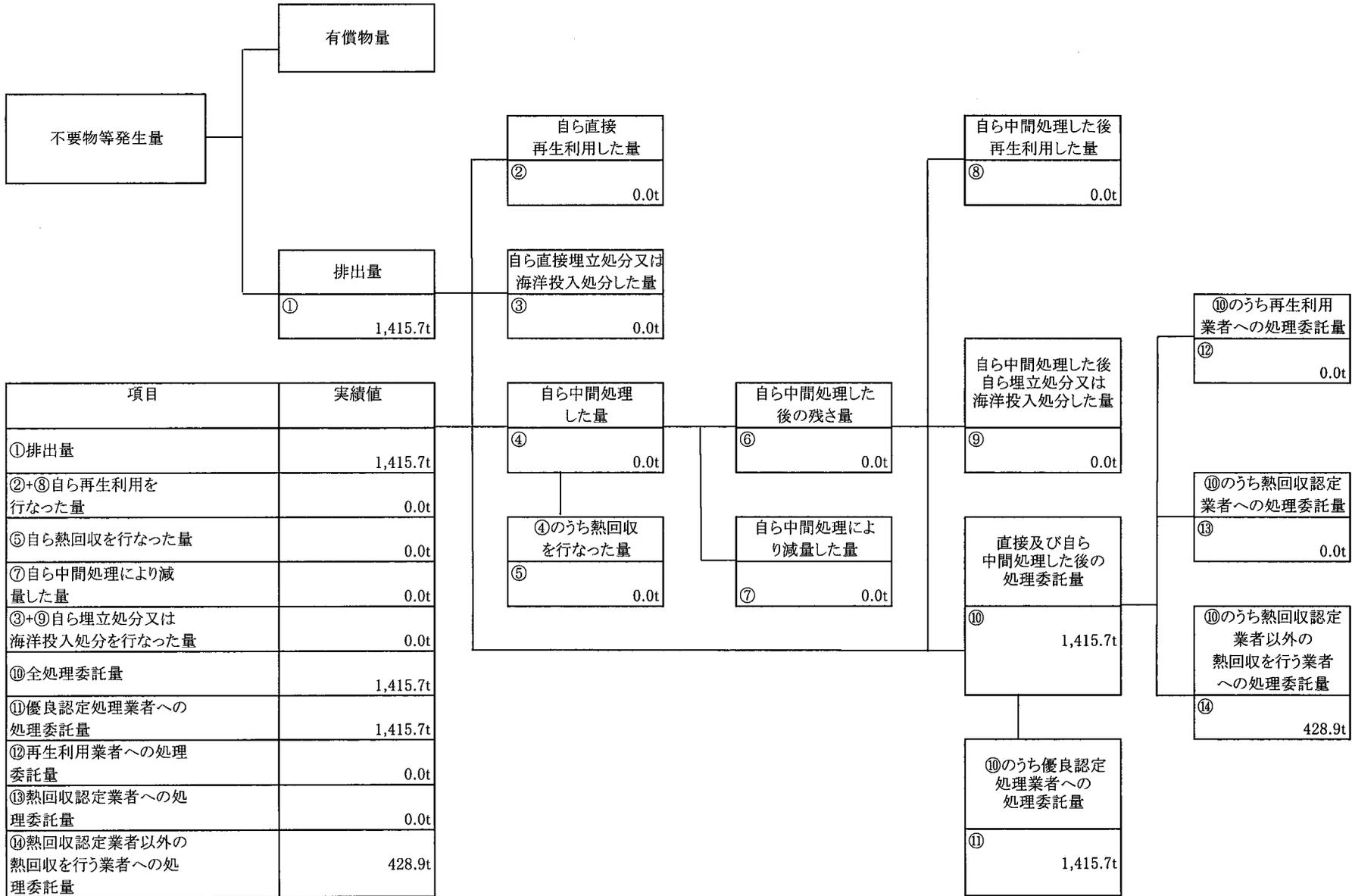


項目	実績値
①排出量	4,189.6t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	2,722.3t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	1,467.3t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,467.3t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,421.2t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

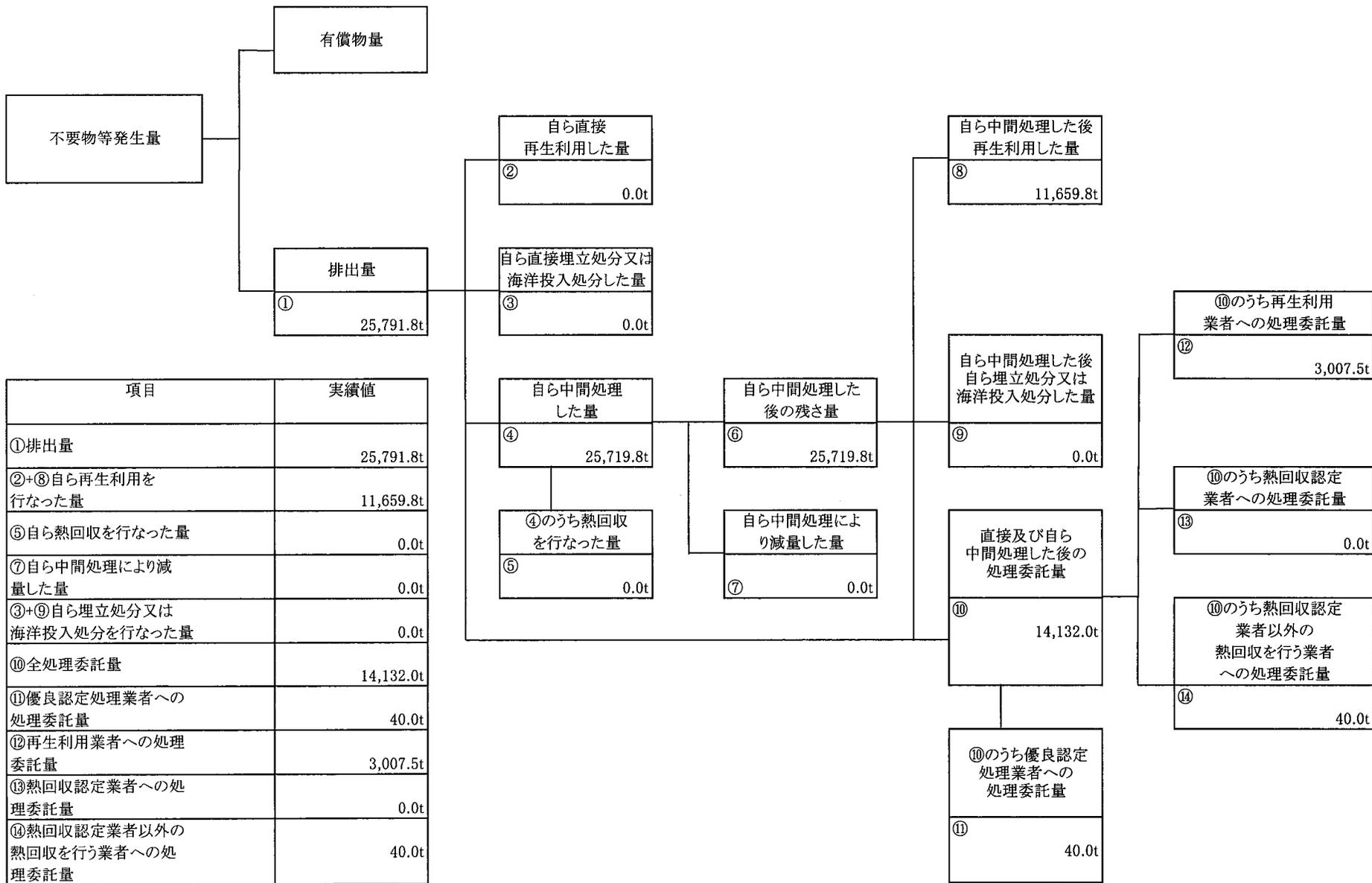


計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

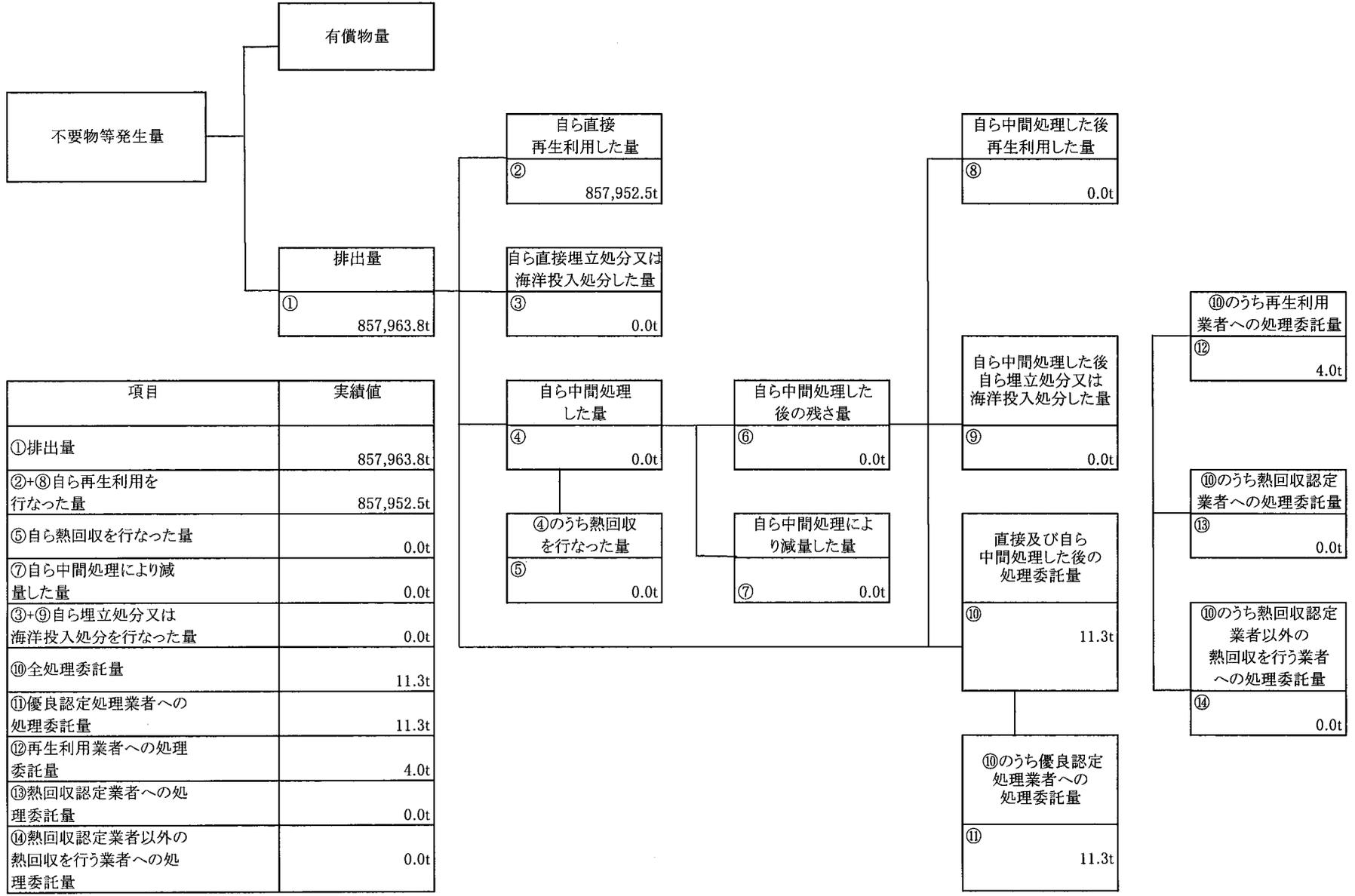


項目	実績値
①排出量	1,415.7t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	1,415.7t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,415.7t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	428.9t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類 )

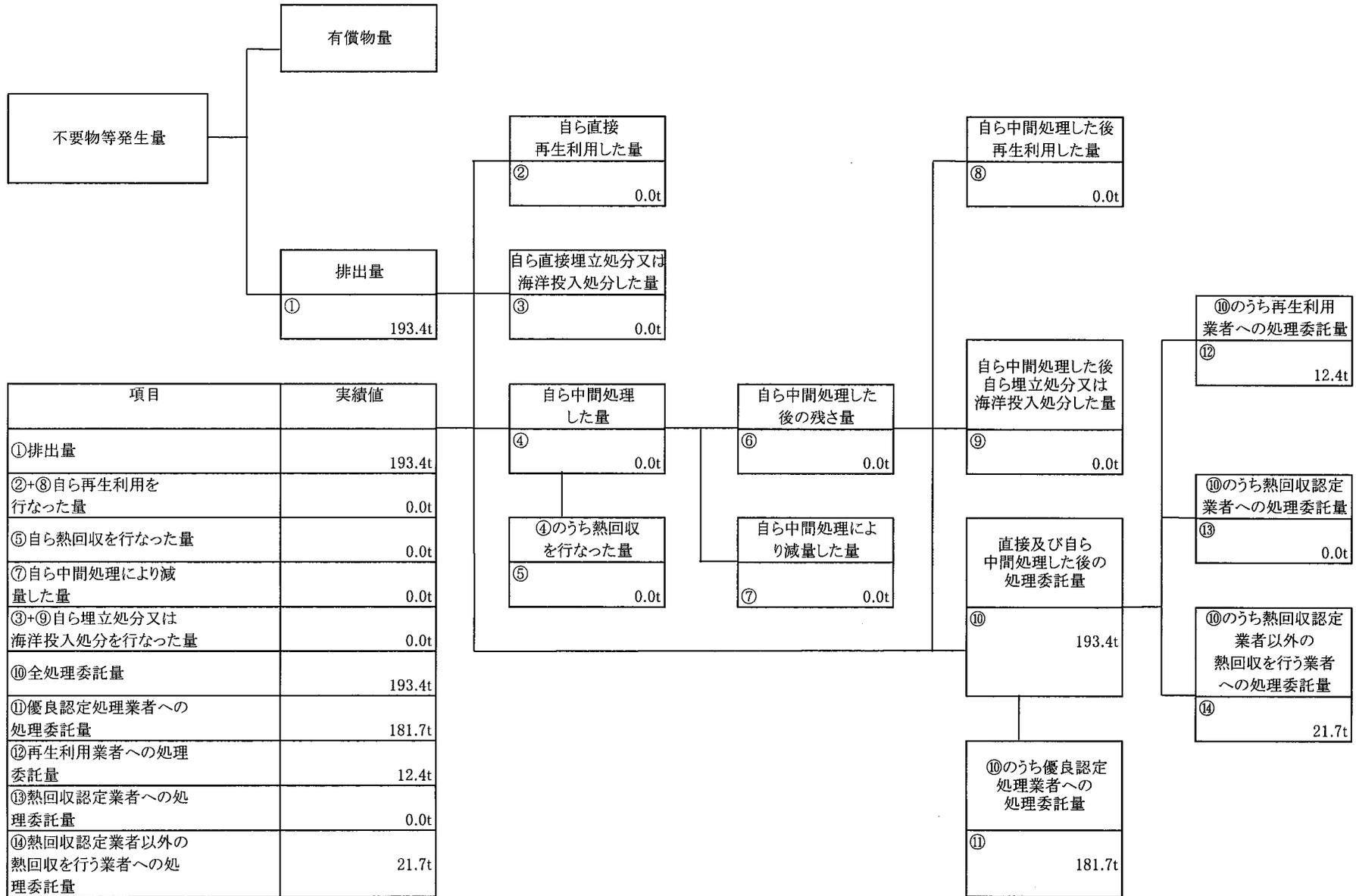


計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属屑 )

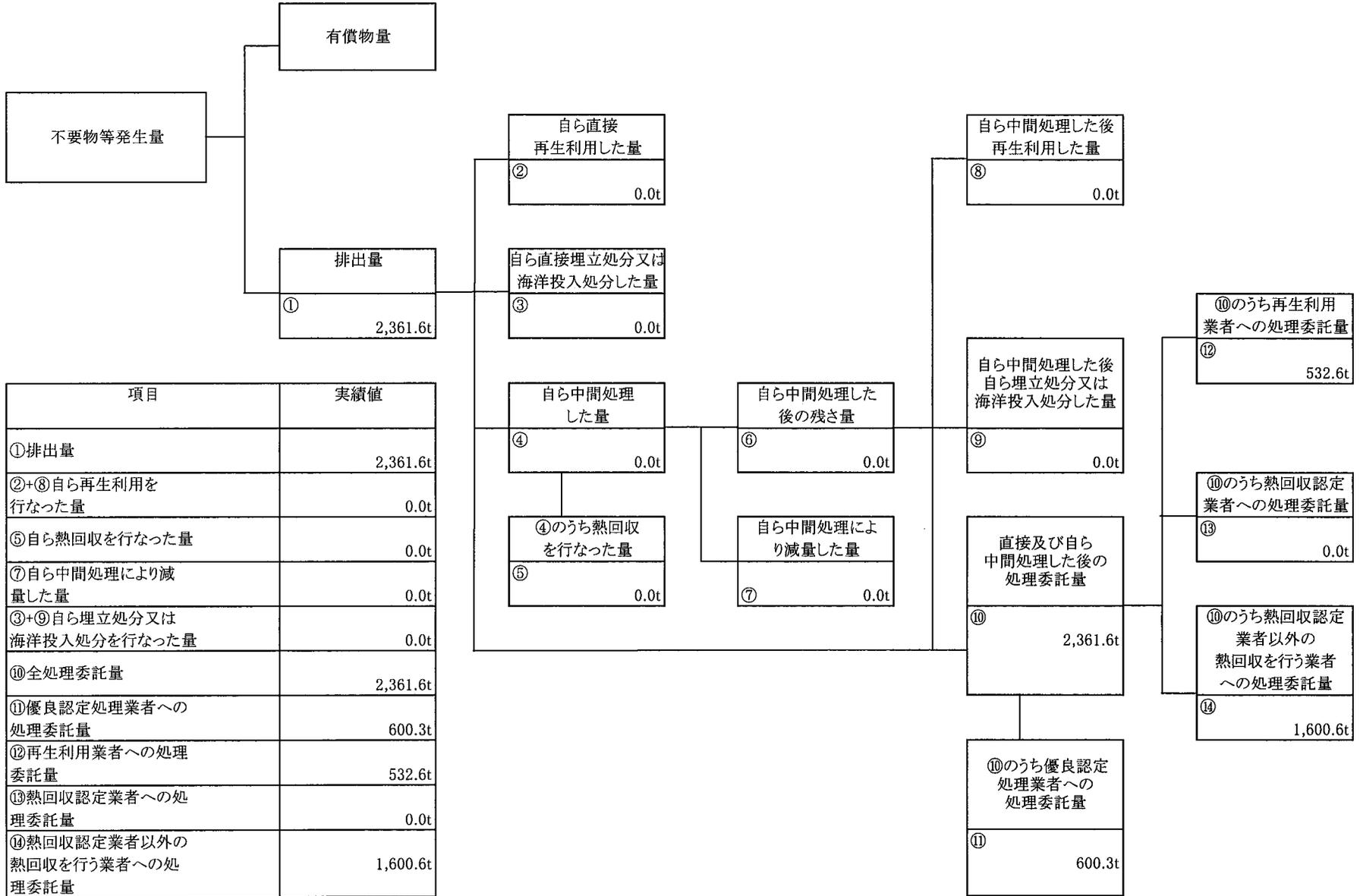


項目	実績値
①排出量	857,963.8t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	857,952.5t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	11.3t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.3t
⑫再生利用業者への処理委託量	4.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器屑 )

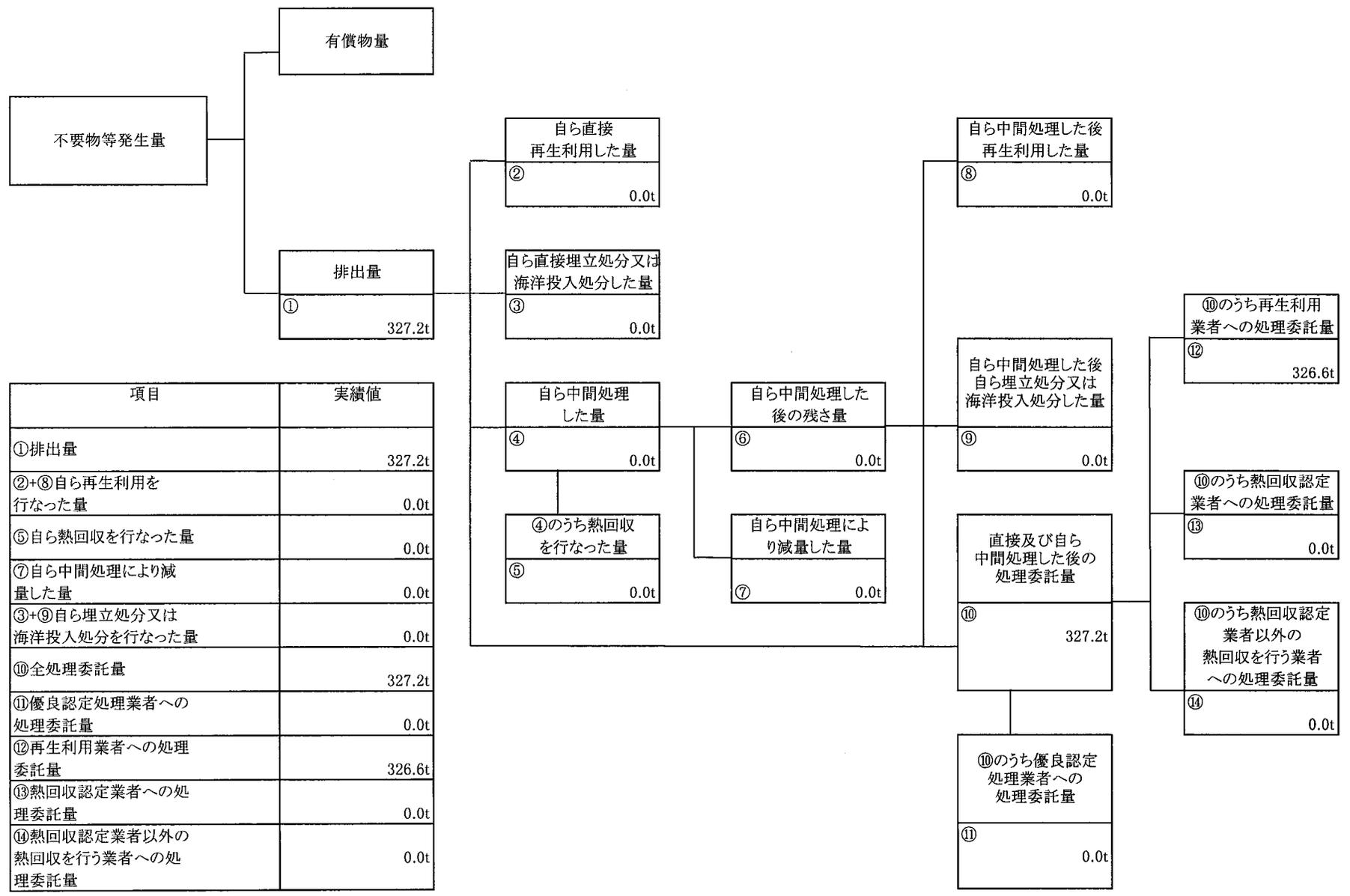


計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )



項目	実績値
①排出量	2,361.6t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	2,361.6t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	600.3t
⑫再生利用業者への処理委託量	532.6t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,600.6t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木屑)



項目	実績値
①排出量	327.2t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	327.2t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	326.6t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月26日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-1141  
住 所 千葉県君津市君津1番地  
氏 名 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所  
東日本製鉄所長 野見山 裕治  
電話番号 0439-50-2041

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 君津地区
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額： 7,661億円
③従業員数	15,984人（正社員 3,605人、常勤関係職員 12,379人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙3参照

① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・成分分析により特別管理産業廃棄物として分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・成分分析による特別管理産業廃棄物の分別を継続する。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通じて周知徹底を図ることを継続する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙4参照

① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙5参照

① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

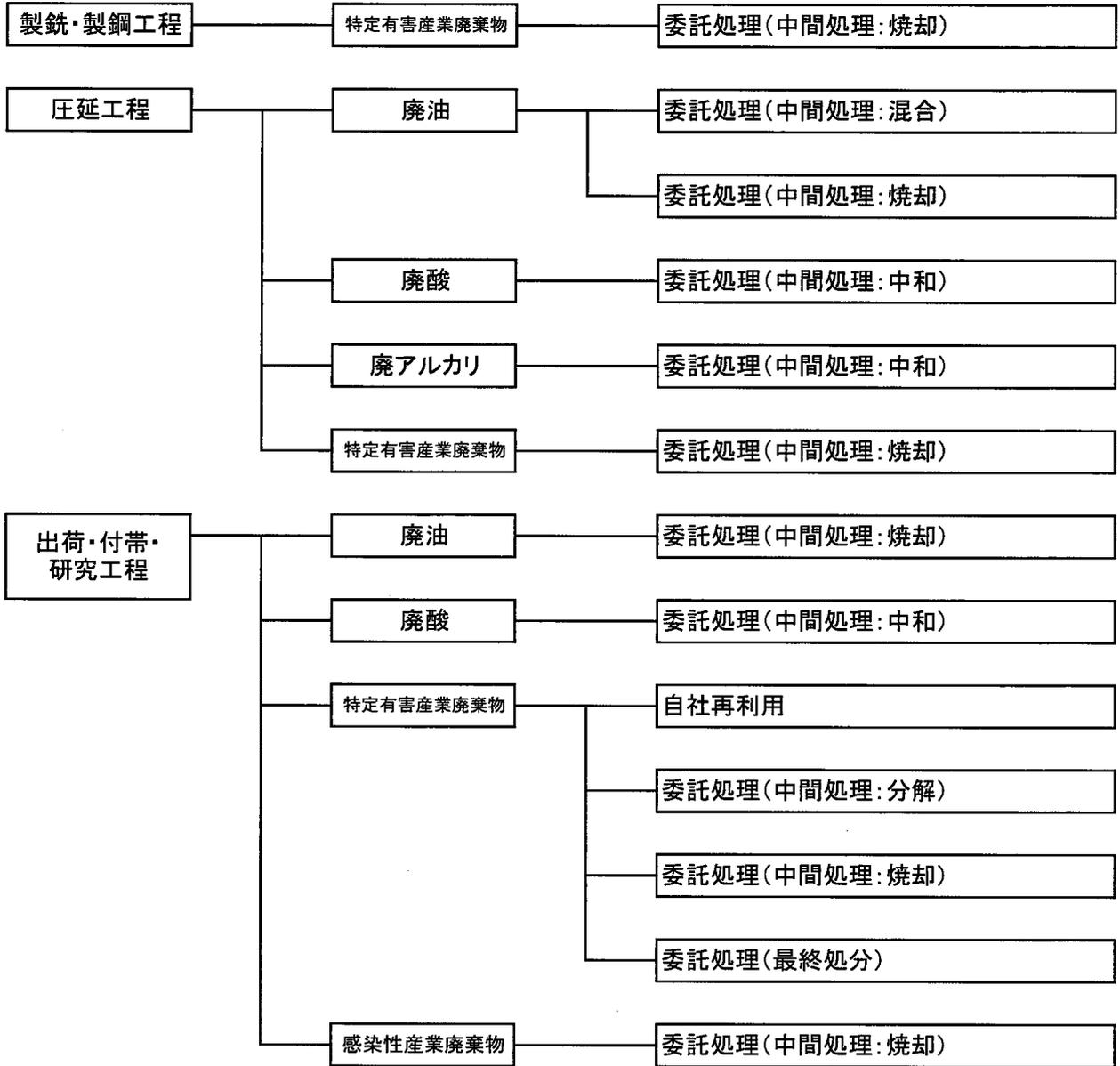
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 別紙6参照			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙7参照			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	9,801.6 t
	(今後実施する予定の取組) 電子情報処理組織（電子マニフェスト）を活用し、処理の流れを把握するとともに報告期限、許可証期限等の法令遵守を強化し適正処理を確保する。また、本報告をはじめとする各種集計業務をより速やかで正確なものにするために活用していく。	
※事務処理欄		

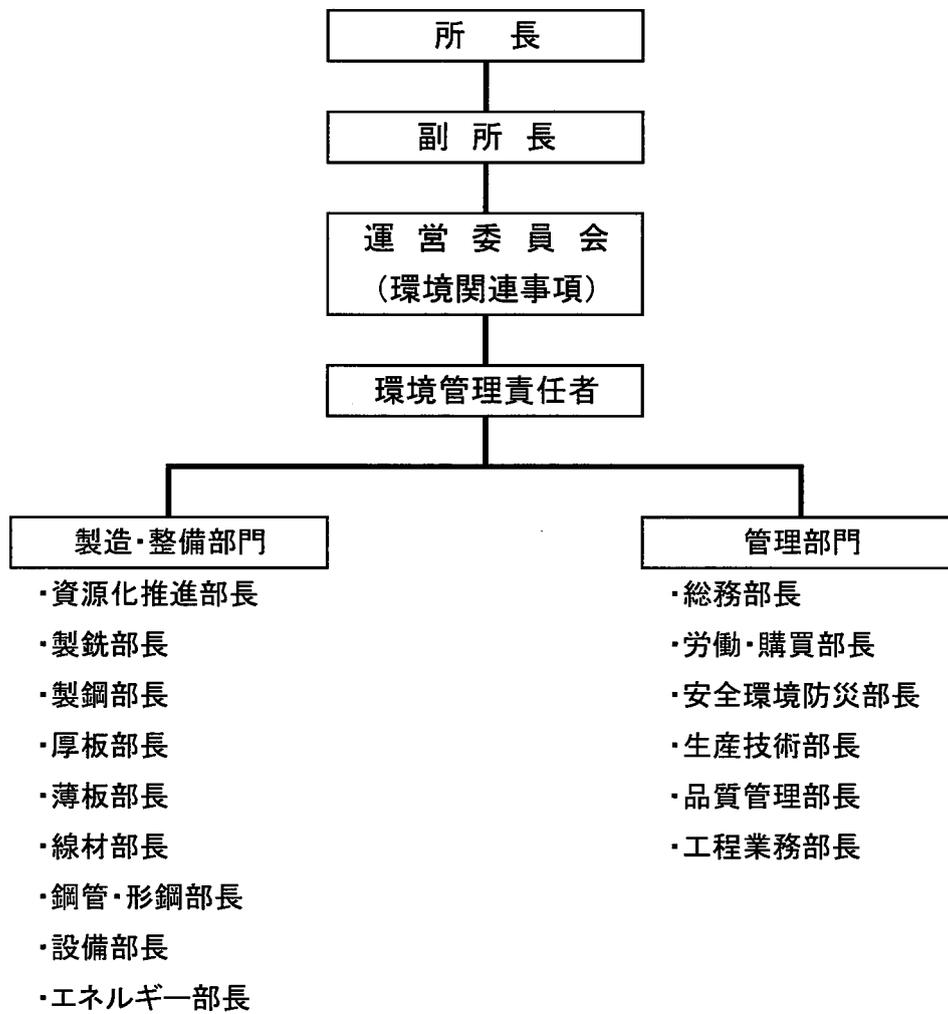
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙2 管理体制図



別紙3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
①現状	排出量	252.1 t	72.8 t	123.2 t	10114.5 t	0.03 t			
(これまでに実施した取組み) ・生産量の増減に応じて排出量も増減する。 ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
②計画	排出量	226.9 t	65.5 t	110.9 t	9103.0 t	0.03 t			
(今後実施する予定の取組み) ・生産量の増減に応じて排出量も増減するが削減に努力する。 ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。									

別紙4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
(これまでに実施した取組み) ・特定有害産業廃棄物を製鉄原料としてリサイクルしている。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
(今後実施する予定の取組み) ・今後とも特定有害産業廃棄物を製鉄原料としてリサイクルすることを継続する。									

別紙5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
①現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
(これまでに実施した取組み) ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
②計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
(今後実施する予定の取組み) ・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。 ・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。									

別紙6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
①現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
(これまでに実施した取組み) ・自ら特別管理産業廃棄物の埋立処分は行っていない。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
(今後実施する予定の取組み) ・今後も自ら特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことはない。									

別紙7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
①現状	全処理委託量	252.1 t	72.8 t	123.2 t	10,114.5 t	0.03 t			
	優良認定処理業者への 処理委託量	252.1 t	72.8 t	123.2 t	10,092.3 t	0.03 t			
	再生利用者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	26.3 t	0.00 t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	114.1 t	0.0 t	0.0 t	7,339.1 t	0.03 t			
(これまでに実施した取組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化している。</li> <li>・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を実施している。</li> <li>・特別管理産業廃棄物を再生利用できる業者に委託している。</li> <li>・再生できない特別管理産業廃棄物は熱回収できる業者に委託している。</li> </ul>									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物	感染性産業廃棄物				
②計画	全処理委託量	226.9 t	65.5 t	110.9 t	9,103.0 t	0.03 t			
	優良認定処理業者への 処理委託量	226.9 t	65.5 t	110.9 t	9,083.0 t	0.03 t			
	再生利用者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	23.7 t	0.00 t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	102.7 t	0.0 t	0.0 t	6,605.2 t	0.03 t			
(今後実施する予定の取組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化推進部と四半期ごとに報告を行い認識を共有化する。</li> <li>・環境月間キャンペーンや環境キーマン研修を通して従業員への啓蒙活動を継続する。</li> <li>・特別管理産業廃棄物を再生利用できる業者に委託することを基本として対応していく。</li> <li>・再生できない特別管理産業廃棄物は熱回収できる業者に委託することを基本として対応していく。</li> </ul>									

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月26日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-1141  
住 所 千葉県君津市君津1番地  
氏 名 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所  
東日本製鉄所長 野見山 裕治  
電話番号 0439-50-2041

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 君津地区
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地
事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3631.6 t	全処理委託量	3,631.6 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	3,610.9 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2,873.0 t

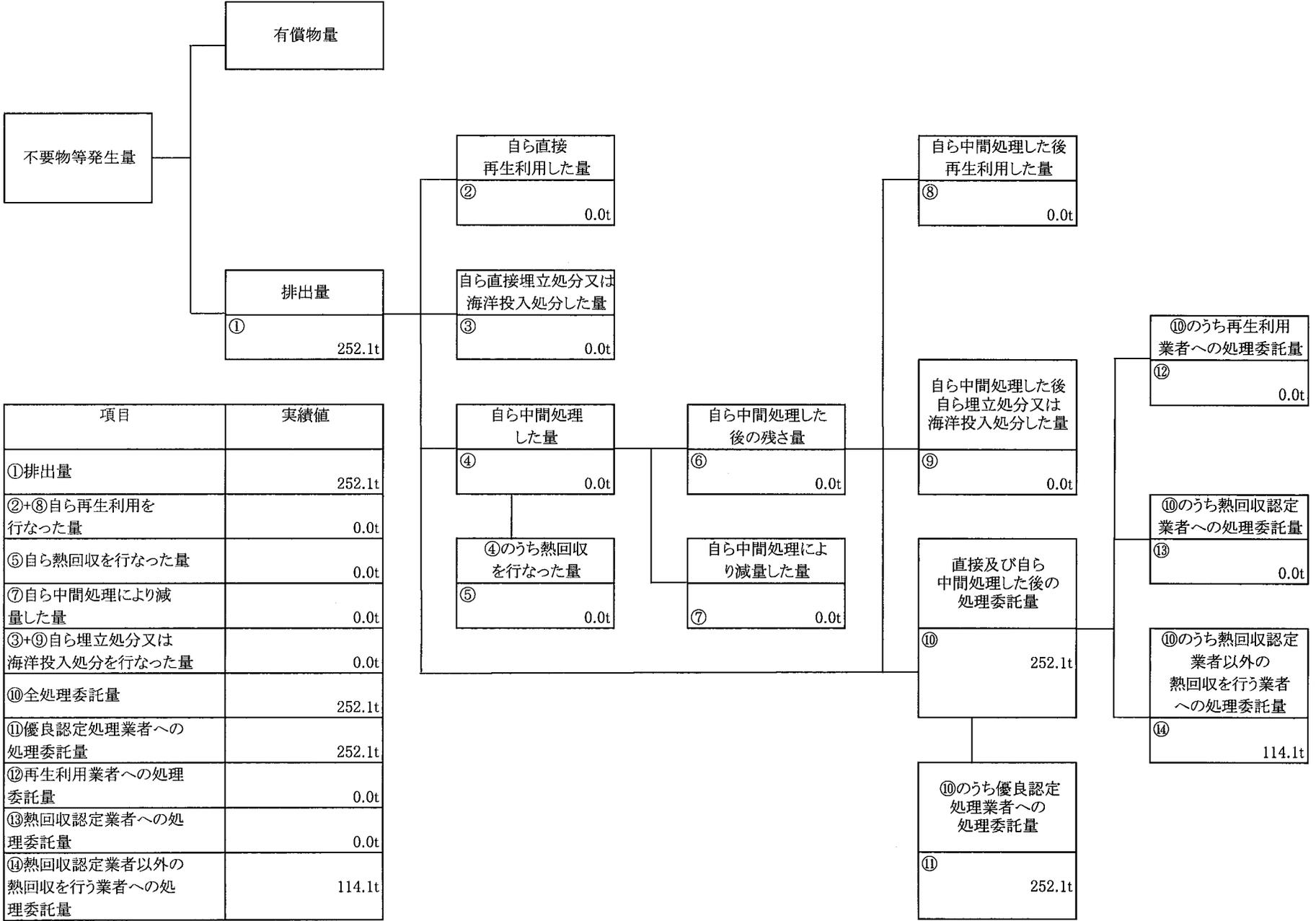
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	3,125.2 t
	前年度	9,801.6 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)  
マニフェストの電子化100%を継続中である。

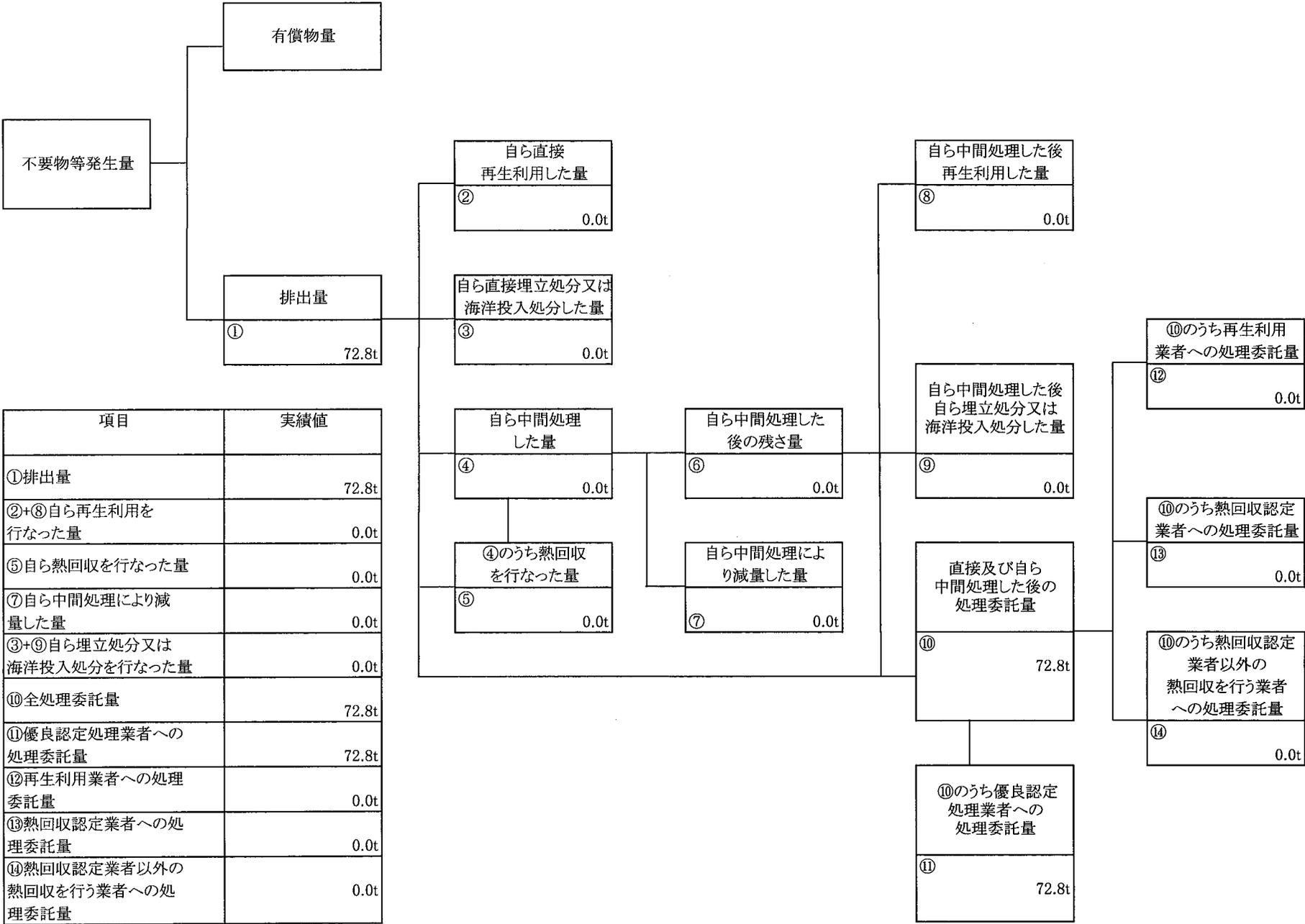
※事務処理欄

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類： 廃油(引火性) )



項目	実績値
①排出量	252.1t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	252.1t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	252.1t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	114.1t

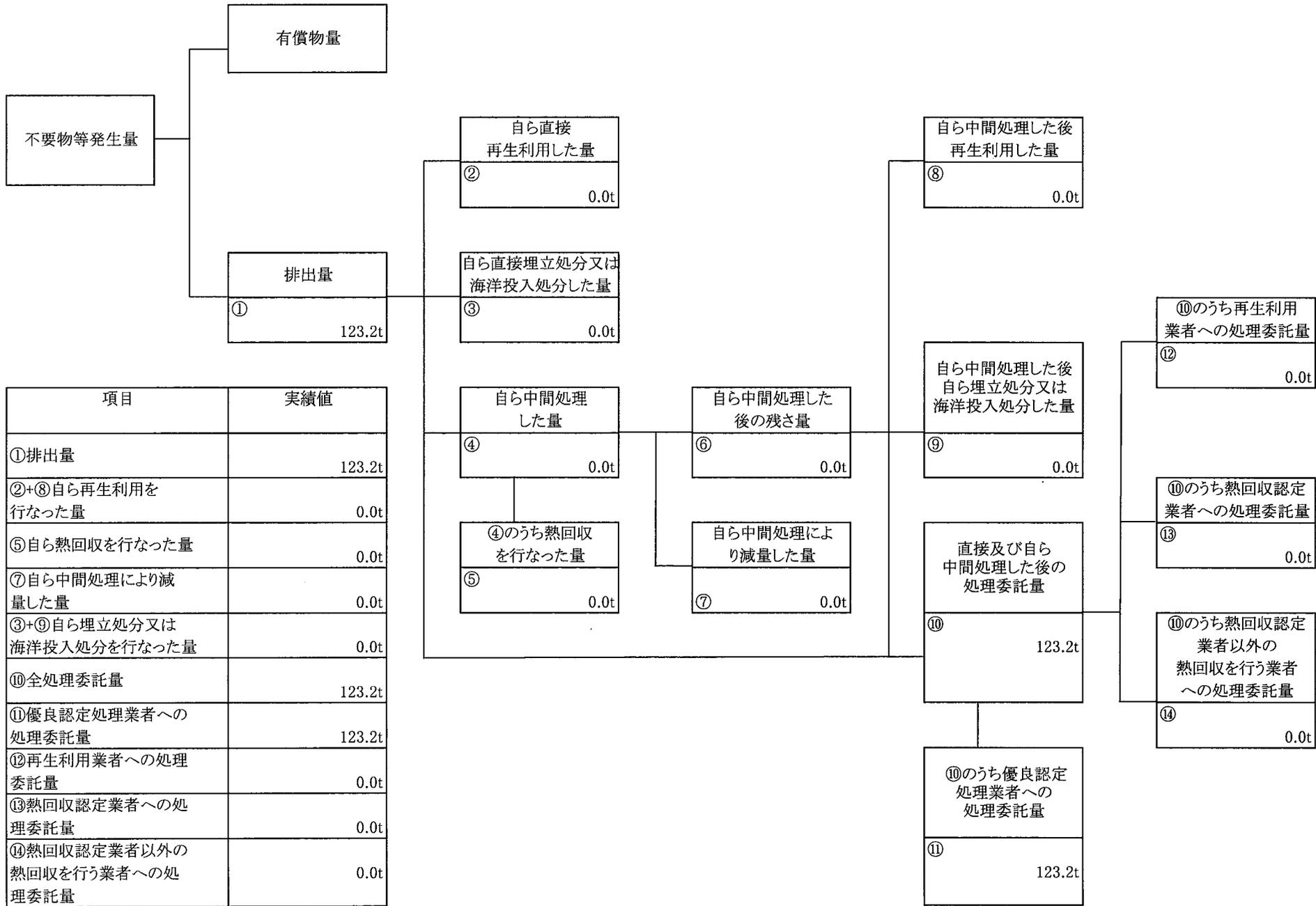
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)



項目	実績値
①排出量	72.8t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	72.8t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	72.8t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

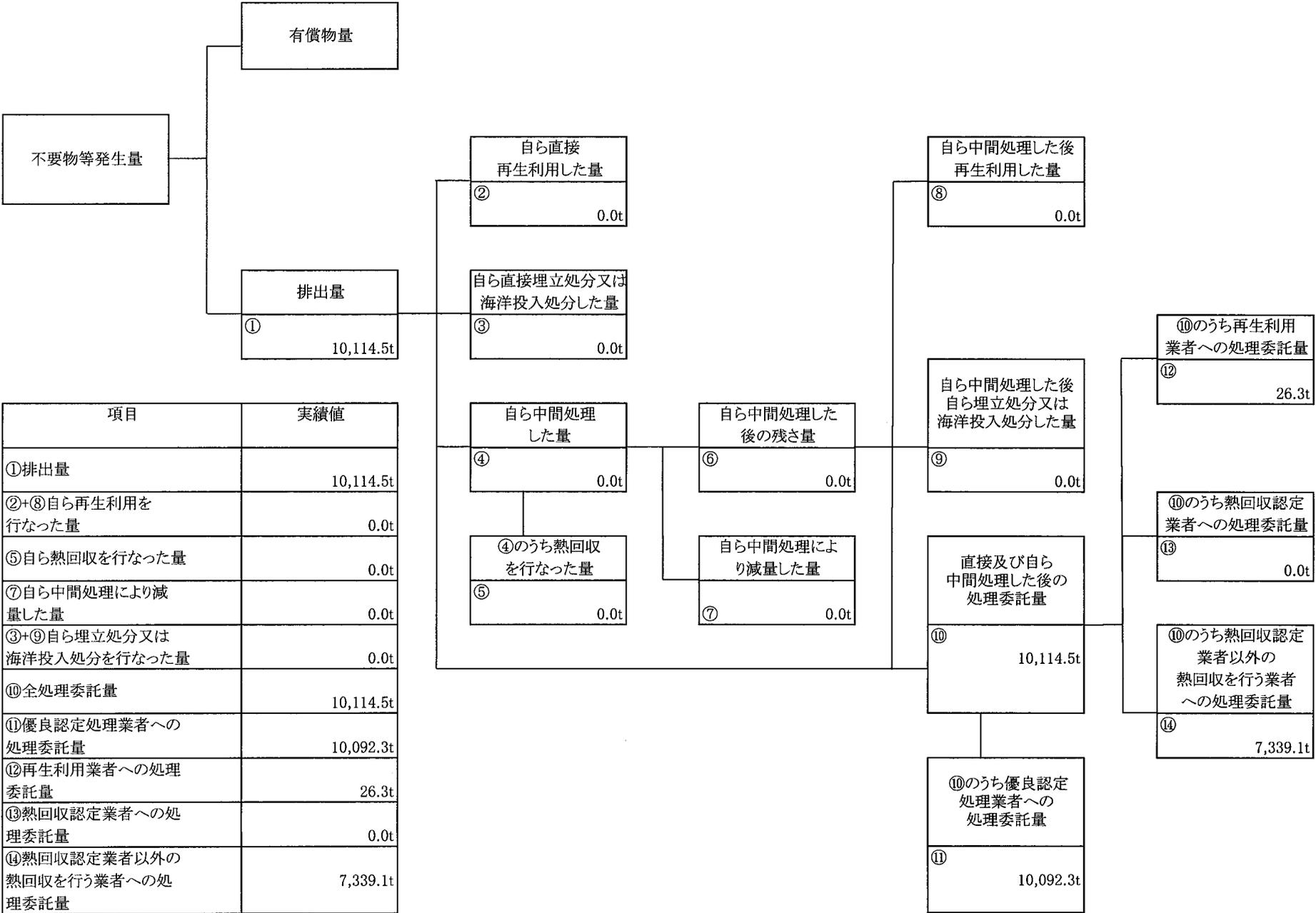
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃アルカリ )



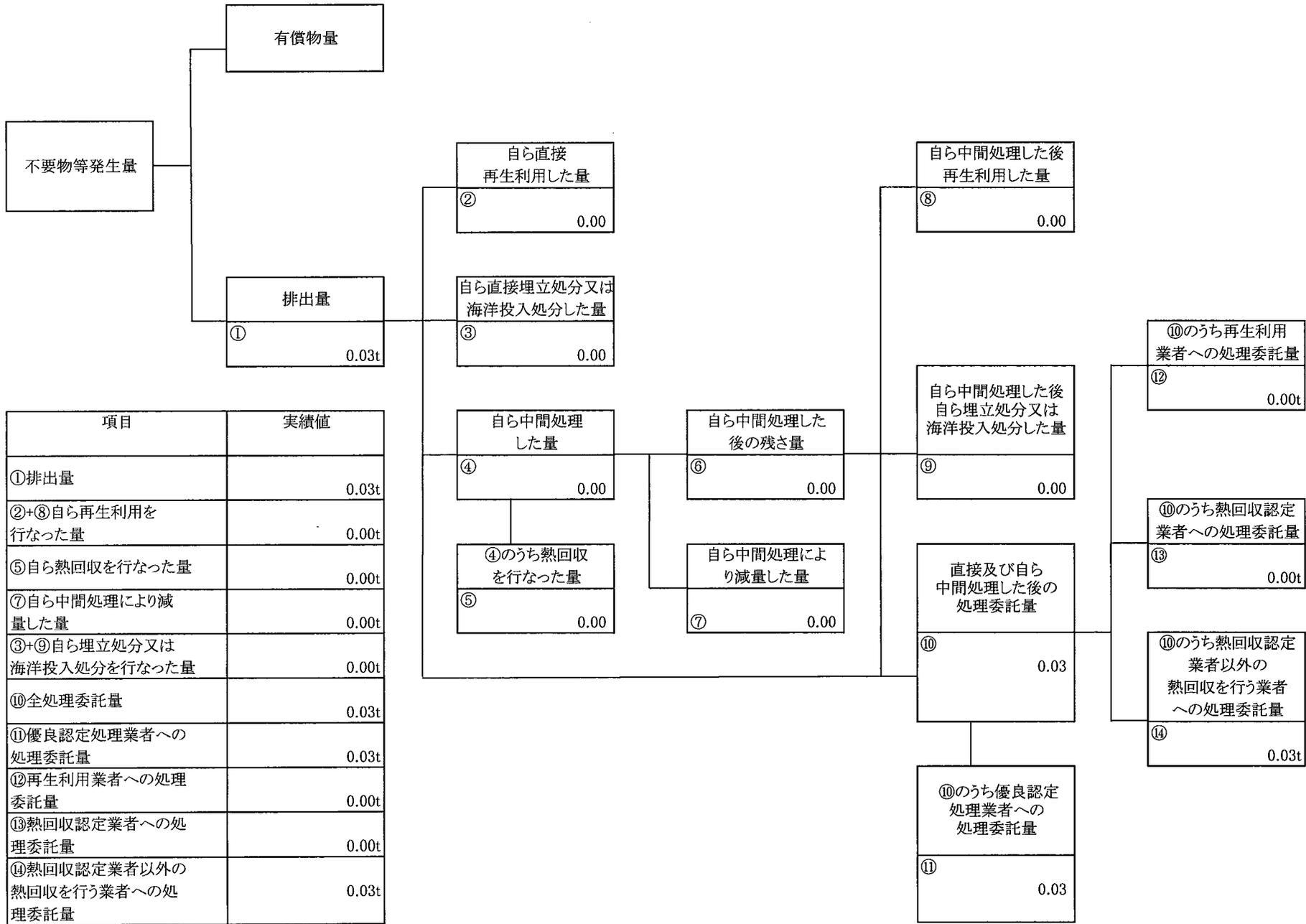
項目	実績値
①排出量	123.2t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	123.2t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	123.2t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 特定有害産業廃棄物)



項目	実績値
①排出量	10,114.5t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.0t
⑩全処理委託量	10,114.5t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	10,092.3t
⑫再生利用業者への処理委託量	26.3t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7,339.1t

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物 )



項目	実績値
①排出量	0.03t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0.00t
⑤自ら熱回収を行なった量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0.00t
⑩全処理委託量	0.03t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.03t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.03t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由をむ。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 20 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住所 276-0022  
千葉県八千代市上高野1795 - 5氏名 株式会社日本デリカサービス 八千代工場  
工場長 北山 竜次

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-480-1801

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

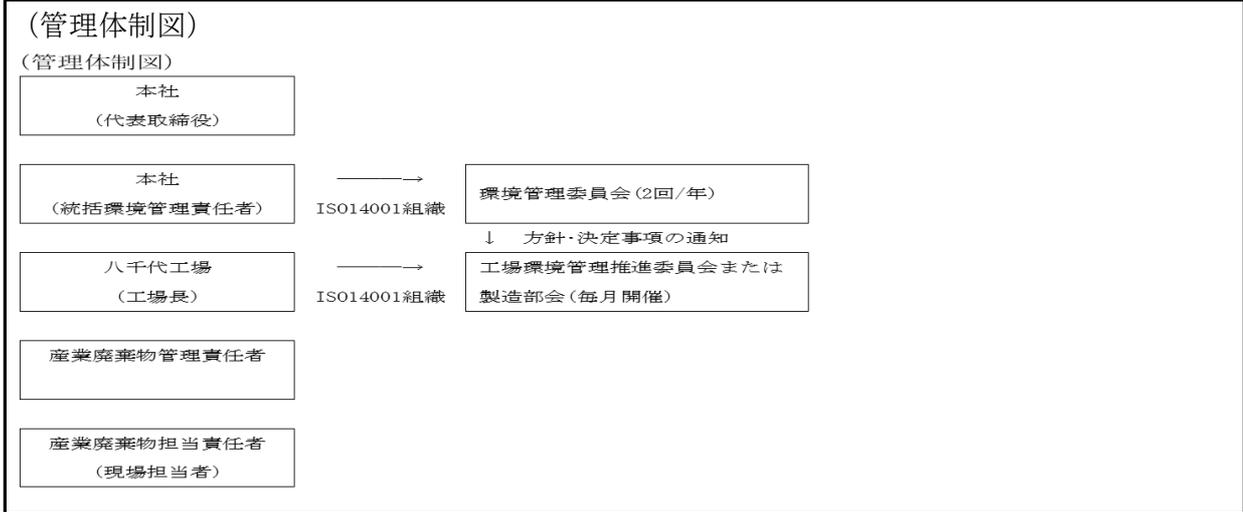
事業場の名称	株式会社日本デリカサービス 八千代工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野 1795番地5
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業 食料品製造業		
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 134億円		
③ 従業員数	2025年3月末時点 735人（正社員50人 常勤関係職員685人）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【発生源】	【廃棄名】	【処理方法】
	製造プロセス	動植物性残さ	→ 飼料化
	①原料処理 (製造工程発起因)	廃プラスチック類	→ 再資源/サーマル処理
	②炊飯	廃食用油	→ 有価売却(再資源)
	③加熱処理	ダンボール・紙くず	→ 有価売却(再資源)
④盛付	金属くず	→ 有価売却(再資源)	
	排水処理	→	脱水汚泥 パキューム引取汚泥(液体) → 堆肥化

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 ( 2024 年度) 実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	t	廃プラスチック類	t	動植物性残渣	t
	排出量	6,762	t	692	t	1,178	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥 : 堆肥化 廃プラスチック類 : サーマルリサイクル・分別による再資源化 動植物性残渣 : リキッド飼料化						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	t	廃プラスチック類	t	動植物性残渣	t
	排出量	6,492	t	671	t	1,131	t
	(今後実施する予定の取組) ・夜間担当者配置による排水処理施設の安定稼働 ・受注見込精度向上による動植物性残渣の削減 ・ポカミス内容の分析と対策強化 (ポカミス報告の運用)						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣、廃プラスチック類、汚泥、金属屑を分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 昨年までの取り組みを継続し、再資源化可能な廃棄物の分別を強化する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	t	廃プラスチック類	t	動植物性残渣	t
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	t	0	t	0	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5,748	t	0	t	0	t
(これまでに実施した取組) 汚泥の脱水処理							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	t	廃プラスチック類	t	動植物性残渣	t
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	t	0	t	0	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5,518	t	0	t	0	t
(今後実施する予定の取組) 汚泥 : 脱水処理の継続実施。							

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	t	廃プラスチック類	t	動植物性残渣	t
	全処理委託量	1,014	t	692	t	1,178	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t	458	t	0	t
	再生利用業者への処理委託量	1,014	t	2	t	1,178	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	690	t	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0	t	0	t
	(これまでに実施した取組) ・処分場が適切に管理されているか年1回の視察を行っている。 ・再生利用業者、熱回収業者など環境に配慮した取引先選定を行う。						

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	t	廃プラスチック類	t	動植物性残渣	t
	全処理委託量	974	t	671	t	1,131	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	t	444	t	0	t
	再生利用業者への 処理委託量	974	t	0	t	1,131	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	671	t	0	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	0	t	0	t
	(今後実施する予定の取組) ・年1回の処分場視察を継続実施。 ・再生利用業者、熱回収業者など環境に配慮した取引先選定。 ・夜間担当者配置による排水処理施設の安定稼働 ・受注見込精度向上による動植物性残渣の削減 ・ポカミス内容の分析と対策強化 (ポカミス報告の運用)						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 276-0022 千葉県八千代市上高野1795-5

氏 名 株式会社日本デリカサービス 八千代工場  
工場長 北山 竜次

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-480-1801

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社日本デリカサービス 八千代工場(R6.7.1から) 日本クッカー株式会社 八千代工場(R6.6.30まで)
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野 1795-5
事業の種類	製造業 食料品製造業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

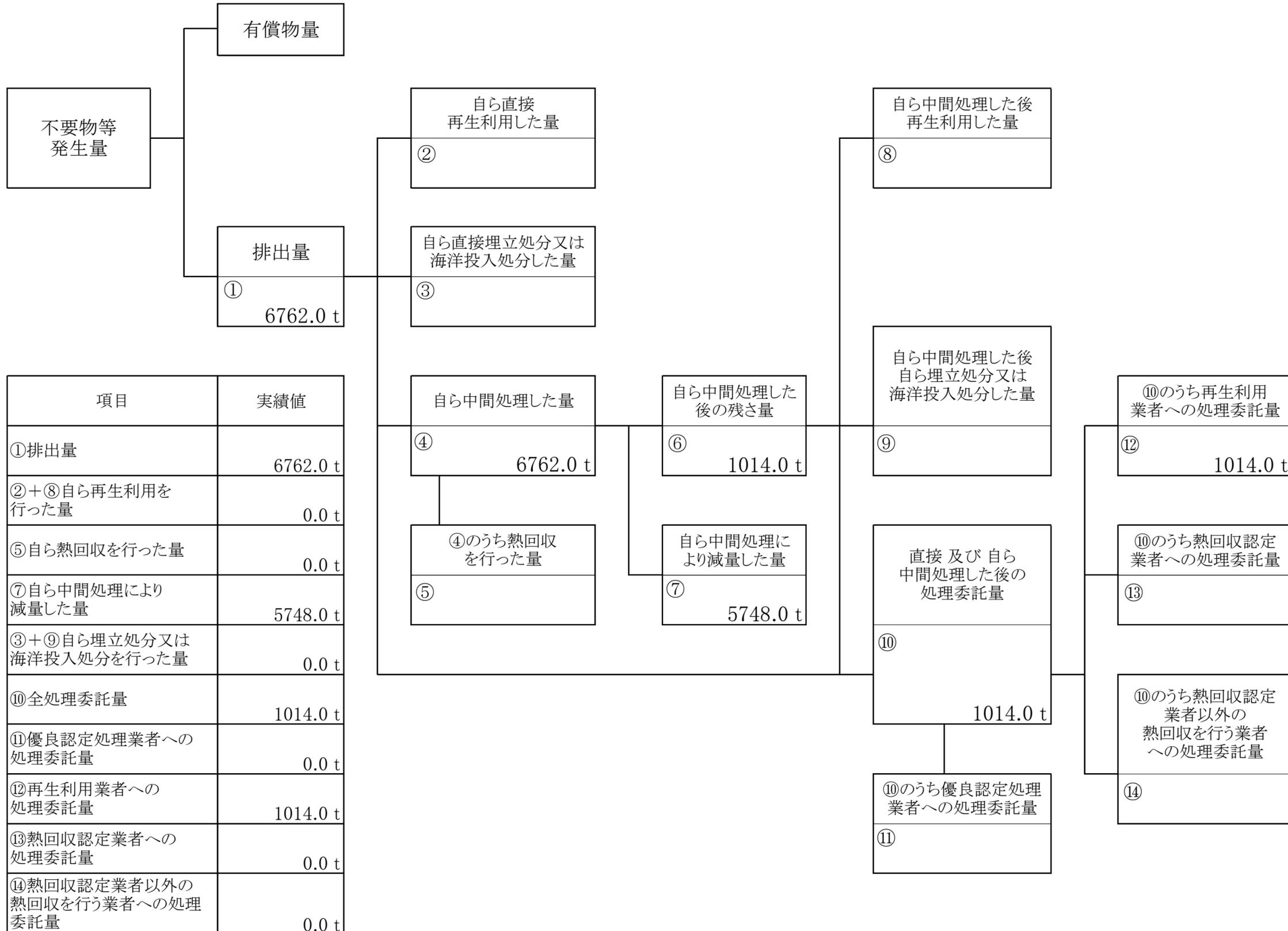
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	7549.0 t	全処理委託量	2666.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処理委託量	399.0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	2033.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	4883.0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	633.0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

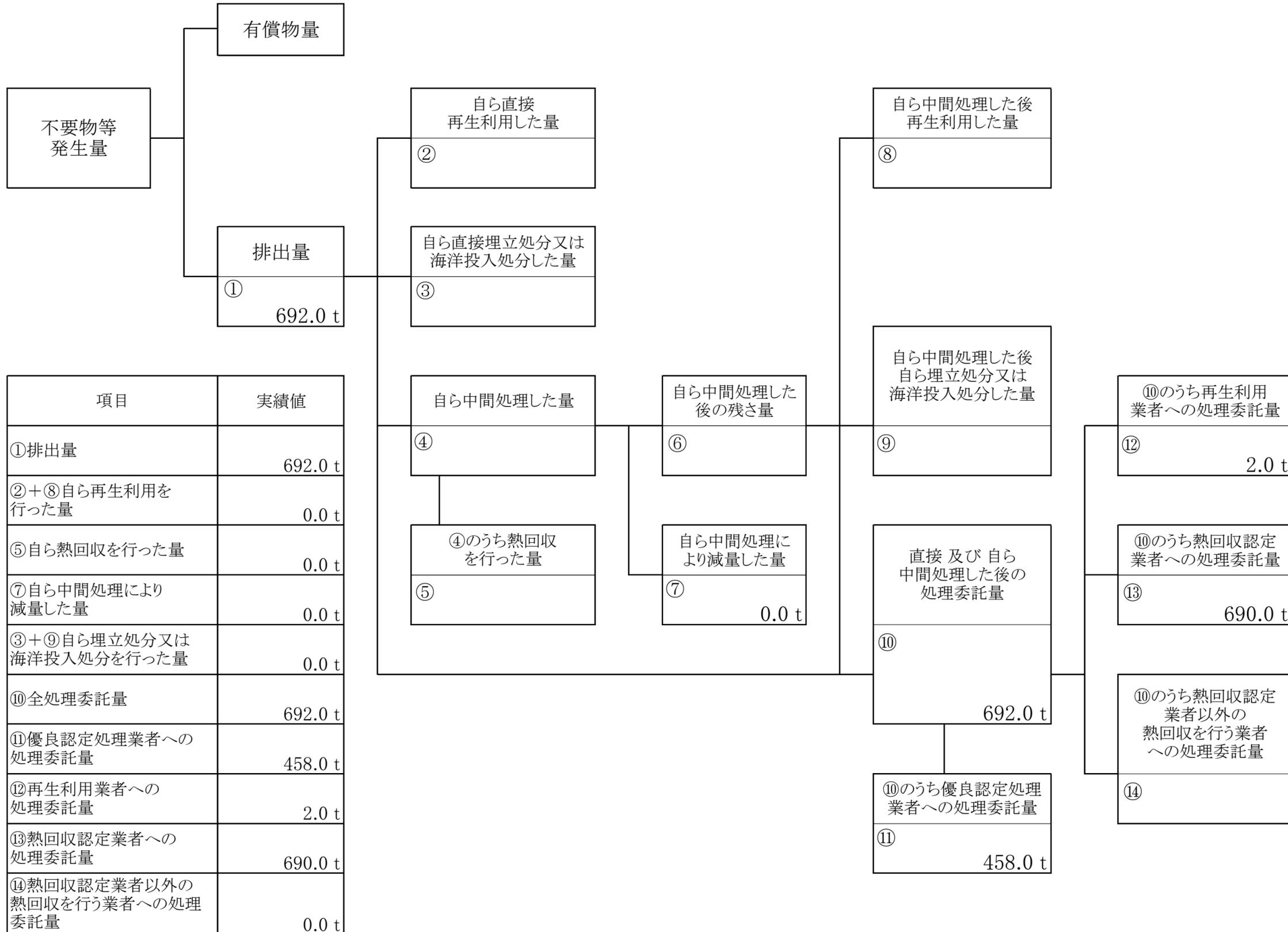
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



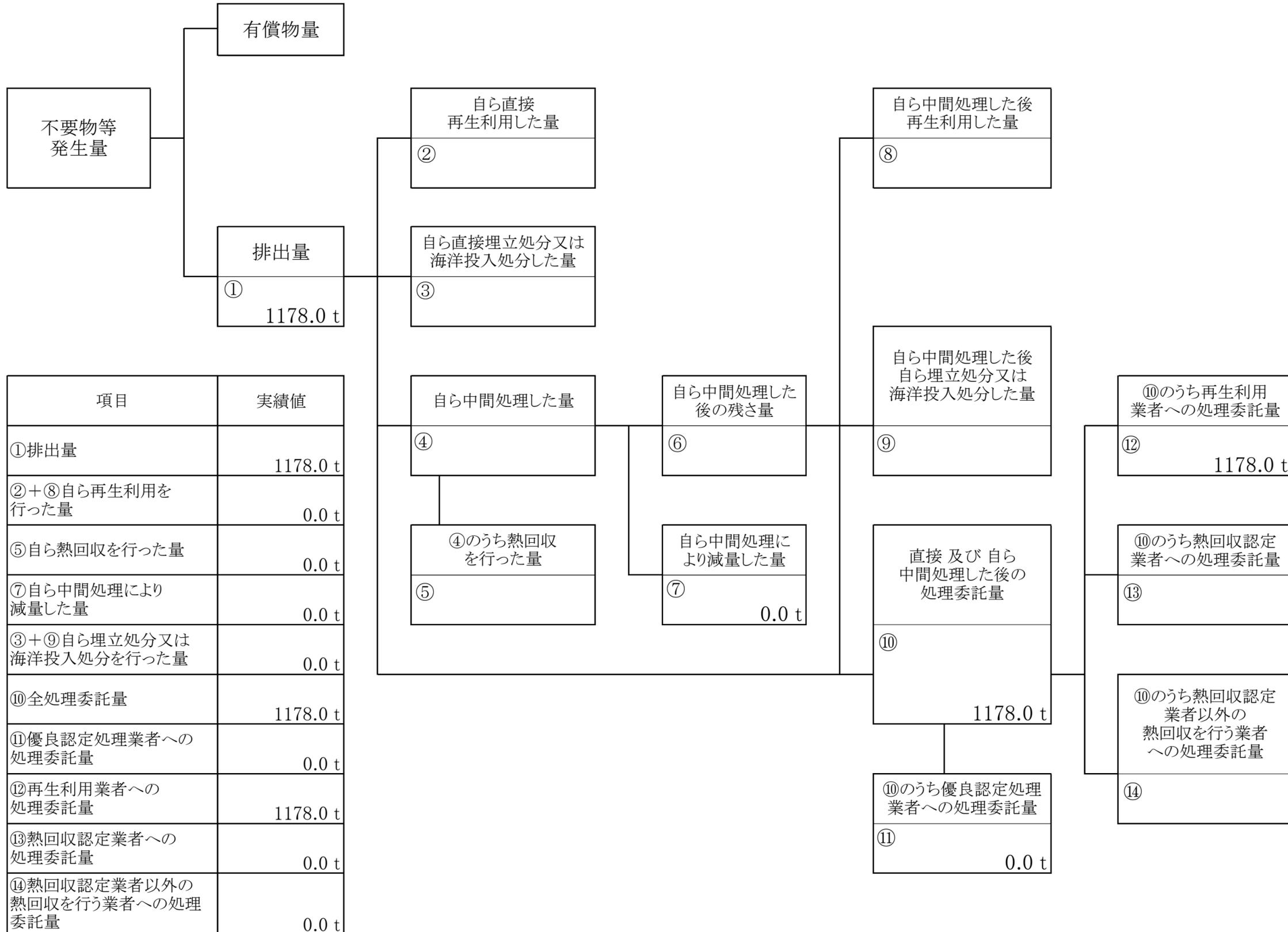
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月7日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 283-0038

住 所 千葉県東金市関下630

法人名 日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社

代表者 東仲 栄治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0475-58-6512

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県東金市関下630
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	製造出荷額 163億円
③従業員数	265名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃えやすい廃油→焼却→再生砕石 廃酸→中和→焼却→再生砕石

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長（地区総括責任者）→安全設備課（特管産業廃棄物処理責任者）→排出部門

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	排出量	460.8 t	2.4 t
	(これまでに実施した取組) 洗浄溶剤は工程内で再利用化を図る		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	排出量	706 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 洗浄溶剤は工程内で再利用化を図る		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生用洗浄溶剤、廃塗料、廃溶剤
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別保管を継続する

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 品質の問題上、再利用できない。		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	全処理委託量	460.8 t	2.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 委託契約前に現地確認を実施			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	全 処 理 委 託 量	706 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	602 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	53 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 優良認定業者への委託の推進。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		463.2 t
	(今後実施する予定の取組等) 現在、電子マニフェストを使用中		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月7日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 283-0038

住所 千葉県東金市関下630

法人名 日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社

代表者 東仲 栄治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-58-6512

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県東金市関下630
事業の種類	大分類 製造業 中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	706 t	全処理委託量	706 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	602 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	53 t

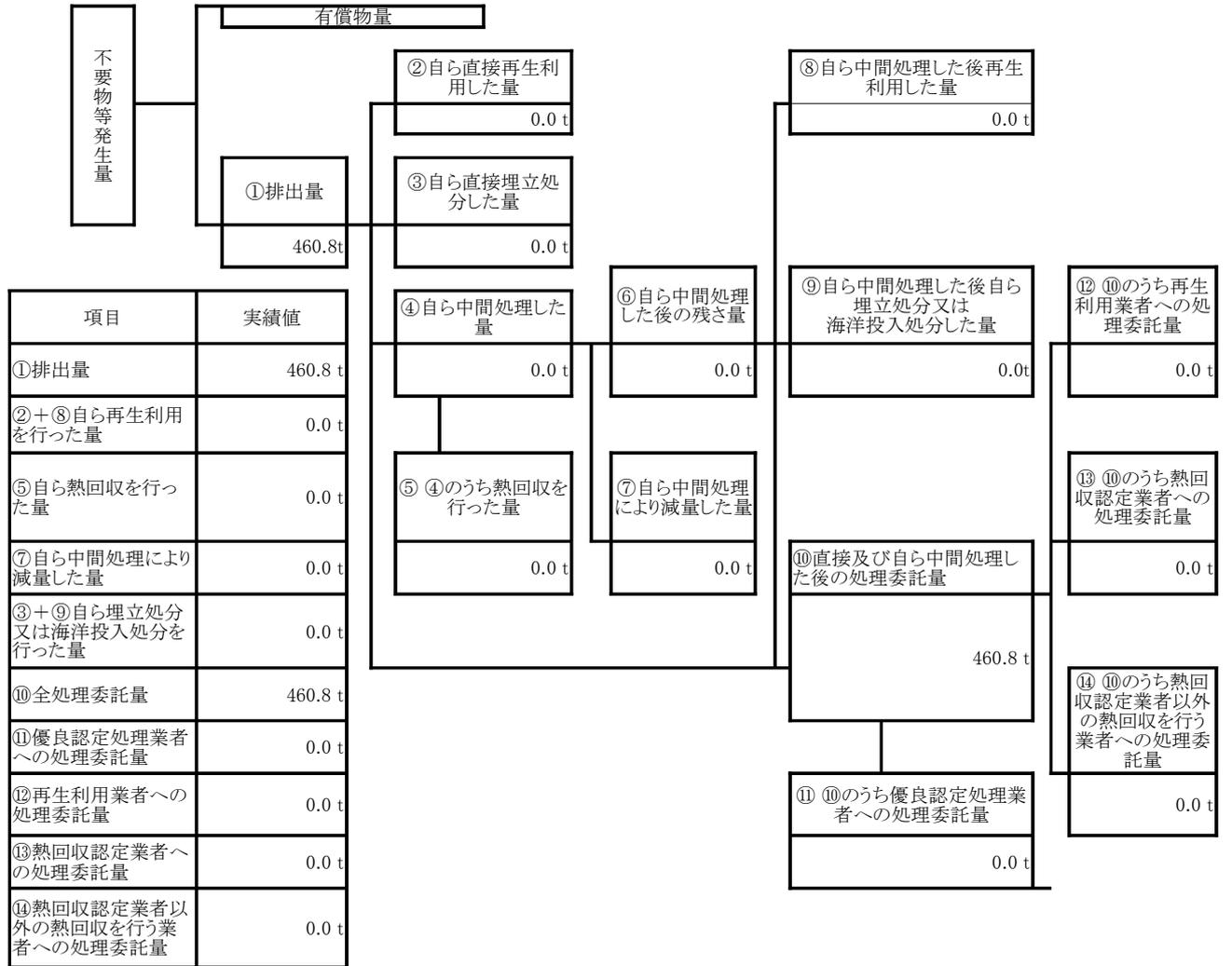
## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度) 492 t 前年度(令和6年度) 463.2 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 既に電子マニフェストを導入済み	

(日本産業規格 A列4番)

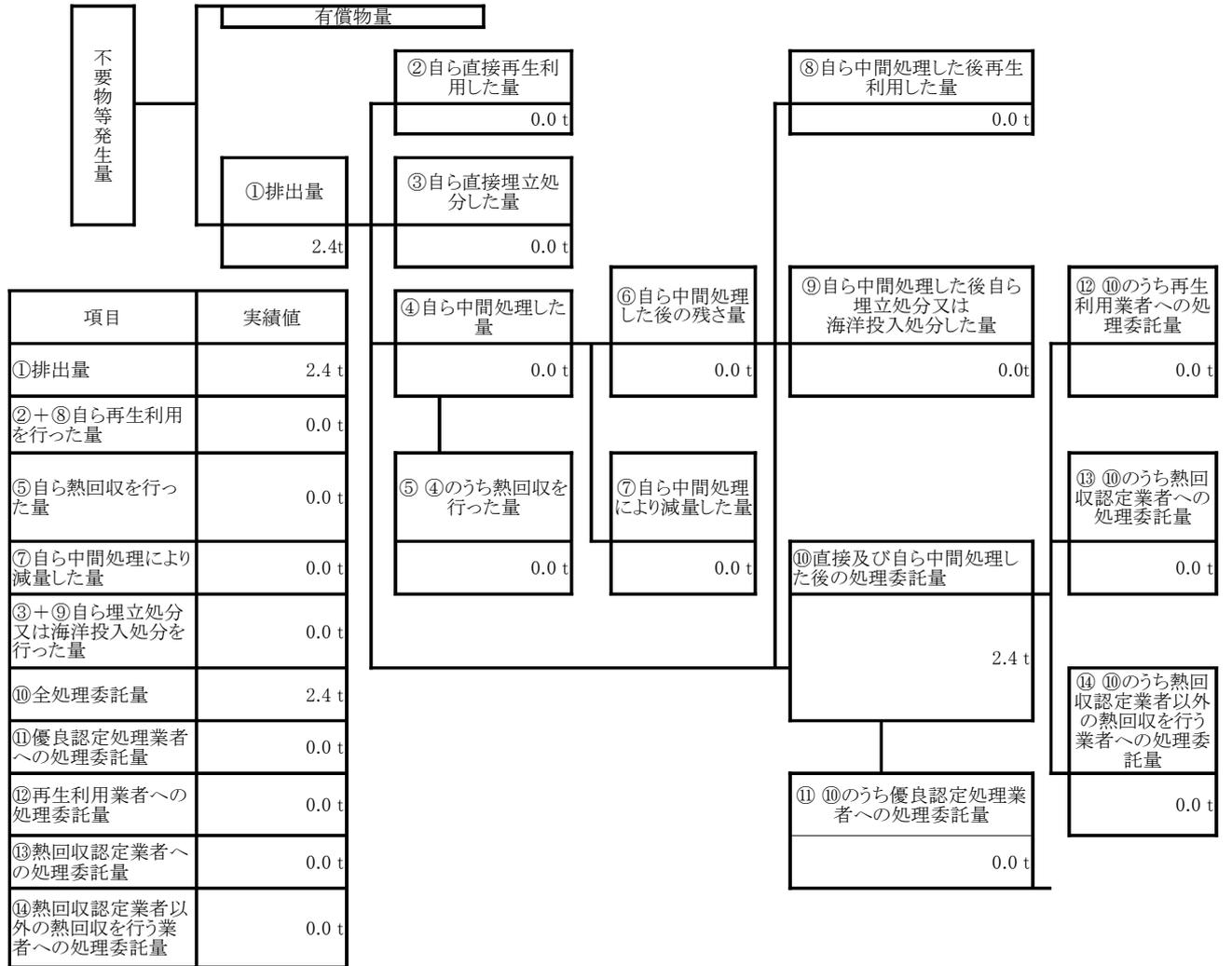
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油 )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸 )



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒503-0212

住 所 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2574番地1

氏 名 日本リファイン株式会社  
代表取締役 長谷川光彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

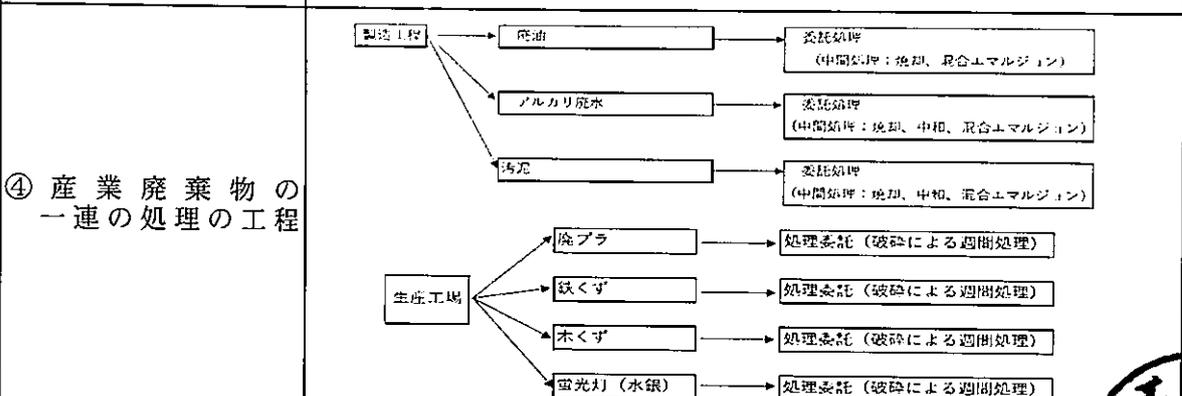
電話番号 0584-69-3155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本リファイン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉縣市原市八幡海岸通74-18
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	9,805百万円
③ 従業員数	79名

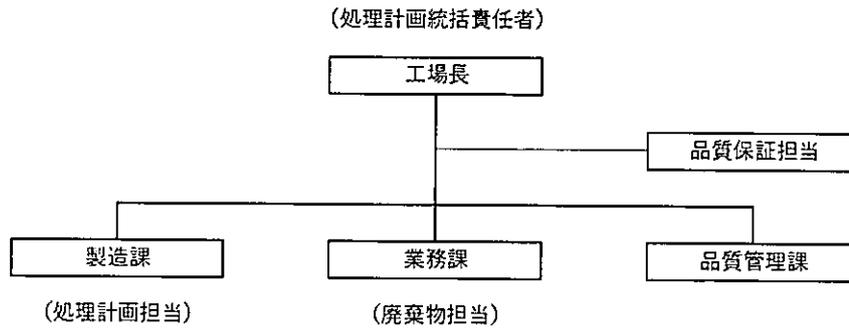


（日本産業規格 A列4番）



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	排出量	523.7 t	682.1 t
	(これまでに実施した取組) 性状を確認し助燃剤等の有効活用出来る物は有価物とし、廃棄物削減を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	排出量	536.9 t	582.6 t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みの継続。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程によって排出される廃棄物の性状や保管荷姿が異なる為、それぞれに分別して密閉容器に保管管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを継続する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	全処理委託量	523.7 t	682.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	523.7 t	682.1 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	523.7 t	238.8 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者や再生利用業者、認定熱回収業者へ処理委託をしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アルカリ廃水	廃油
	全処理委託量	536.9 t	582.568 t
	優良認定処理業者への処理委託量	536.9 t	582.568 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	536.9 t	200 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) JWNETでの電子マニフェストの運用管理を継続する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	排出量	62.9 t	10.8 t	6.0 t	2.2 t	0.1 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	排出量	53.1 t	5.1 t	6.0 t	1.0 t	0.1 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	全処理委託量	62.9 t	10.8 t	6.0 t	2.2 t	0.1 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	54.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	10.8 t	6.0 t	2.2 t	0.1 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	16.7 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	8.8 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	鉄くず	木くず	廃プラ	蛍光灯（水銀）			
	全処理委託量	53.1 t	5.1 t	6.0 t	1.0 t	0.1 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.6 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	5.1 t	6.0 t	1.0 t	0.1 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	17.6 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	17.5 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月0日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒503-0212

住 所 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2574番地1

氏 名 日本リファイン株式会社  
代表取締役 長谷川光彦  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0584-69-3155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

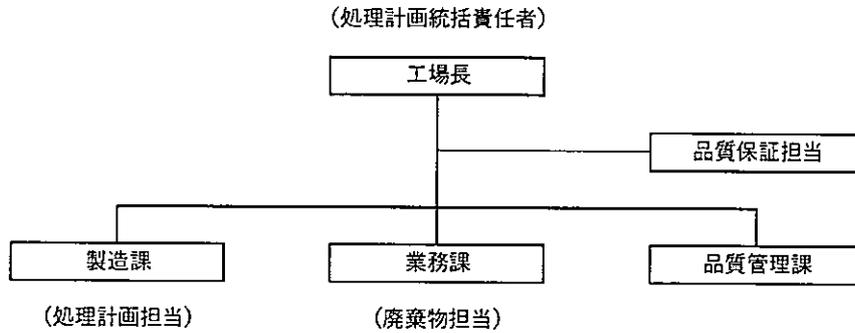
事業場の名称	日本リファイン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通74-18
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	9,805百万円
③ 従業員数	79名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR     A[製造工程] --&gt; B[廃油 (引火性廃油)]     A --&gt; C[廃アルカリ (強アルカリ)]     A --&gt; D[廃酸 (強酸)]     B --&gt; E[委託処理 (中間処理: 焼却、混合エマルジョン)]     C --&gt; F[委託処理 (中間処理: 焼却、中和、混合エマルジョン)]     D --&gt; G[委託処理 (中間処理: 焼却、中和、混合エマルジョン)]     </pre>

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	排出量	1,458.0 t	28.8 t
	(これまで実施した取組) 性状を確認し助燃剤等の有効活用出来る物は有価物とし、廃棄物削減を実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	排出量	1,414.9 t	34.4 t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みの継続。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程によって排出される廃棄物の性状や保管荷姿が異なる為、それぞれに分別して密閉容器に保管管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを継続する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後実施する予定なし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 今後実施する予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに実績はない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定なし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	全処理委託量	1,458.0 t	28.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,458.0 t	28.8 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	1,014.2 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	25.0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者や再生利用業者、認定熱回収業者へ処理委託をしている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	1,414.9 t	34.4 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,414.9 t	34.4 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状の取組みを引き続き継続し可能な限り優良認定処理業者に優先して処 理委託を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,900.6 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>JWNETでの電子マニフェストの運用管理を継続する。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。





特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒503-0212  
 住 所 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2574番地1  
 氏 名 日本リファイン株式会社  
 代表取締役 長谷川光彦  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0584-69-3155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本リファイン株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通74-18
事業の種類	E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2291.0 t	全処理委託量	2291.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	2291.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	783.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	1041.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	467.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

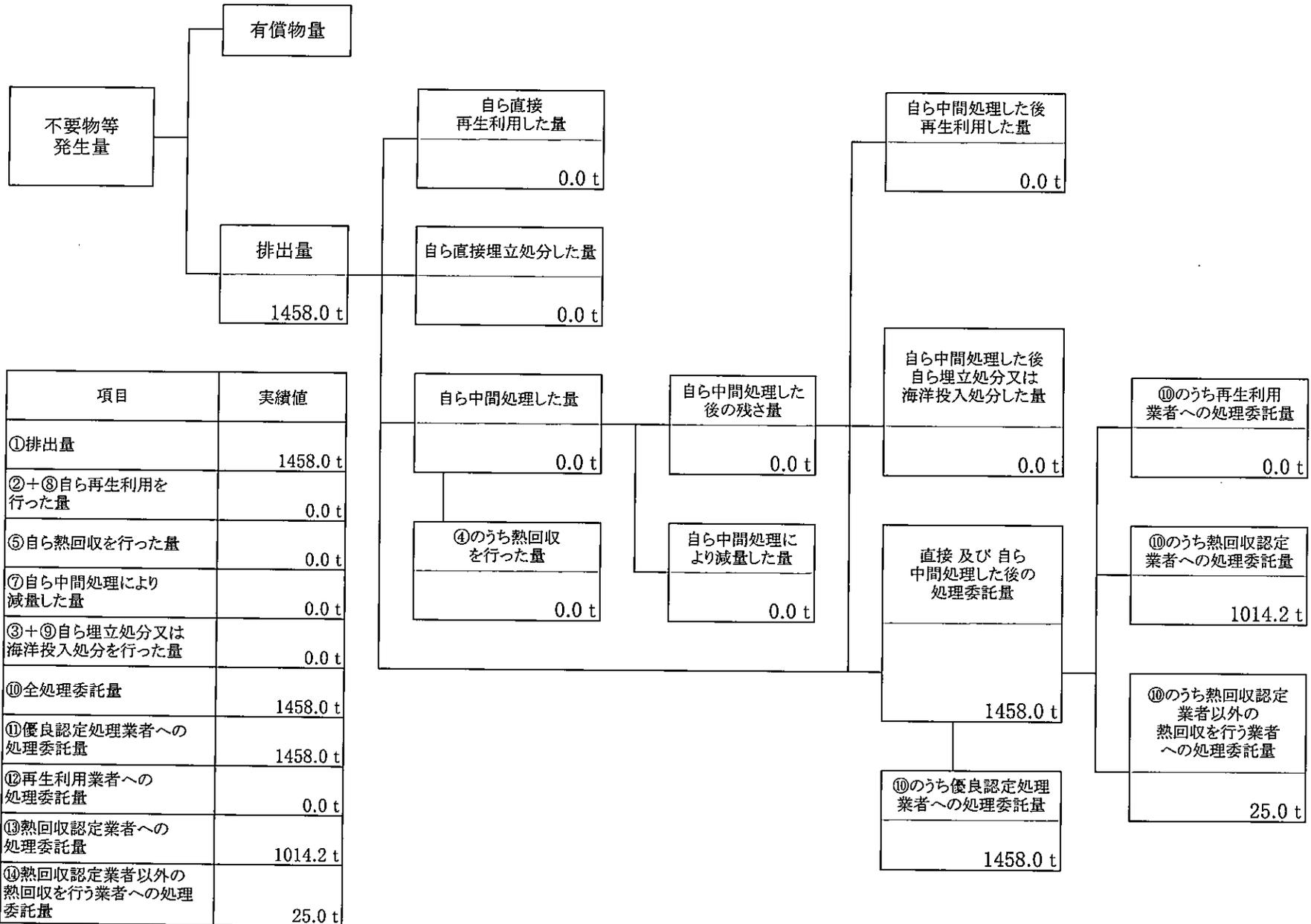
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 1893t 前年度 1924t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
既に、電子マニフェストを導入済。	

※事務処理欄



計画の実施状況

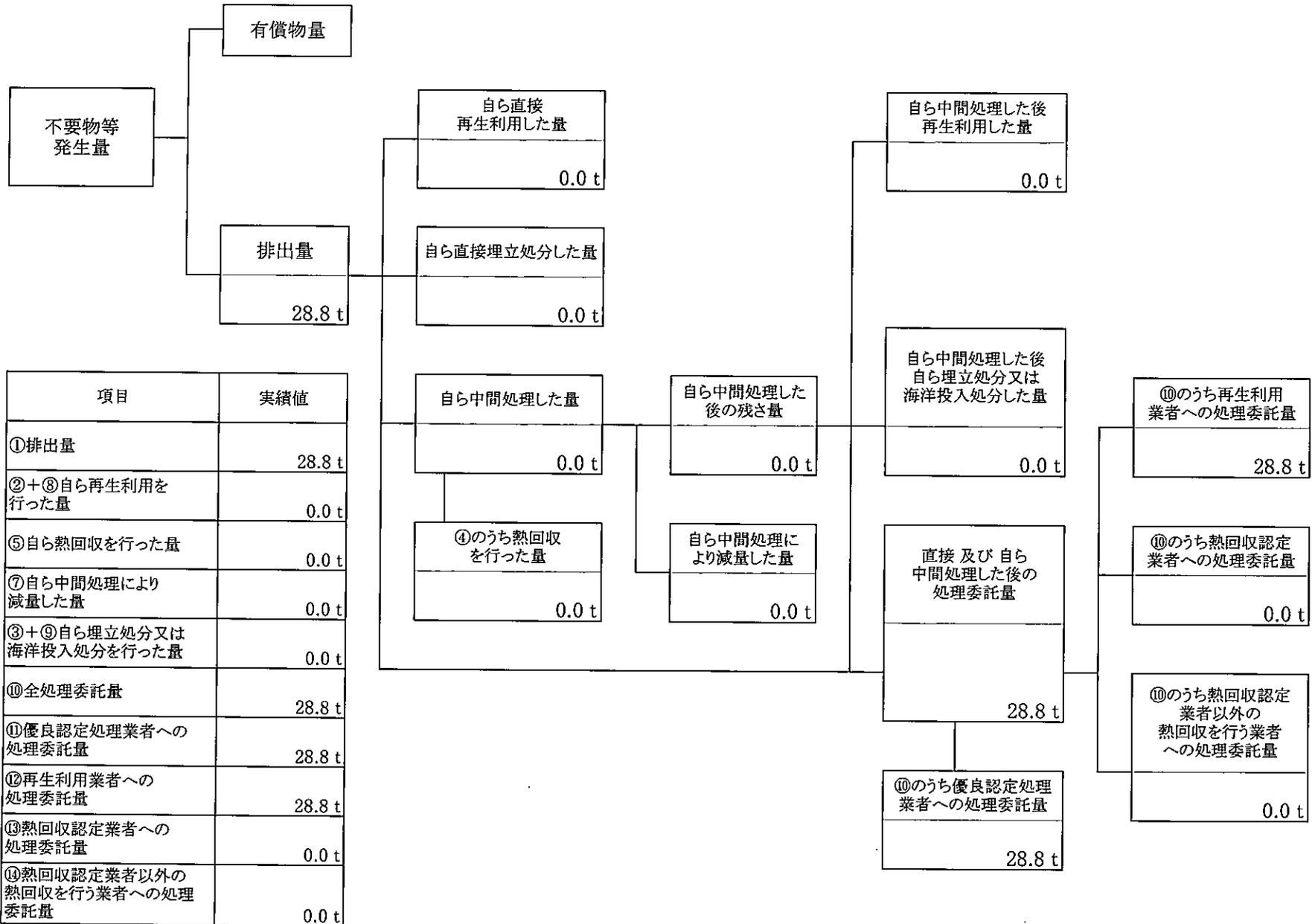
(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油 )



項目	実績値
①排出量	1458.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1458.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1458.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	1014.2 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	25.0 t

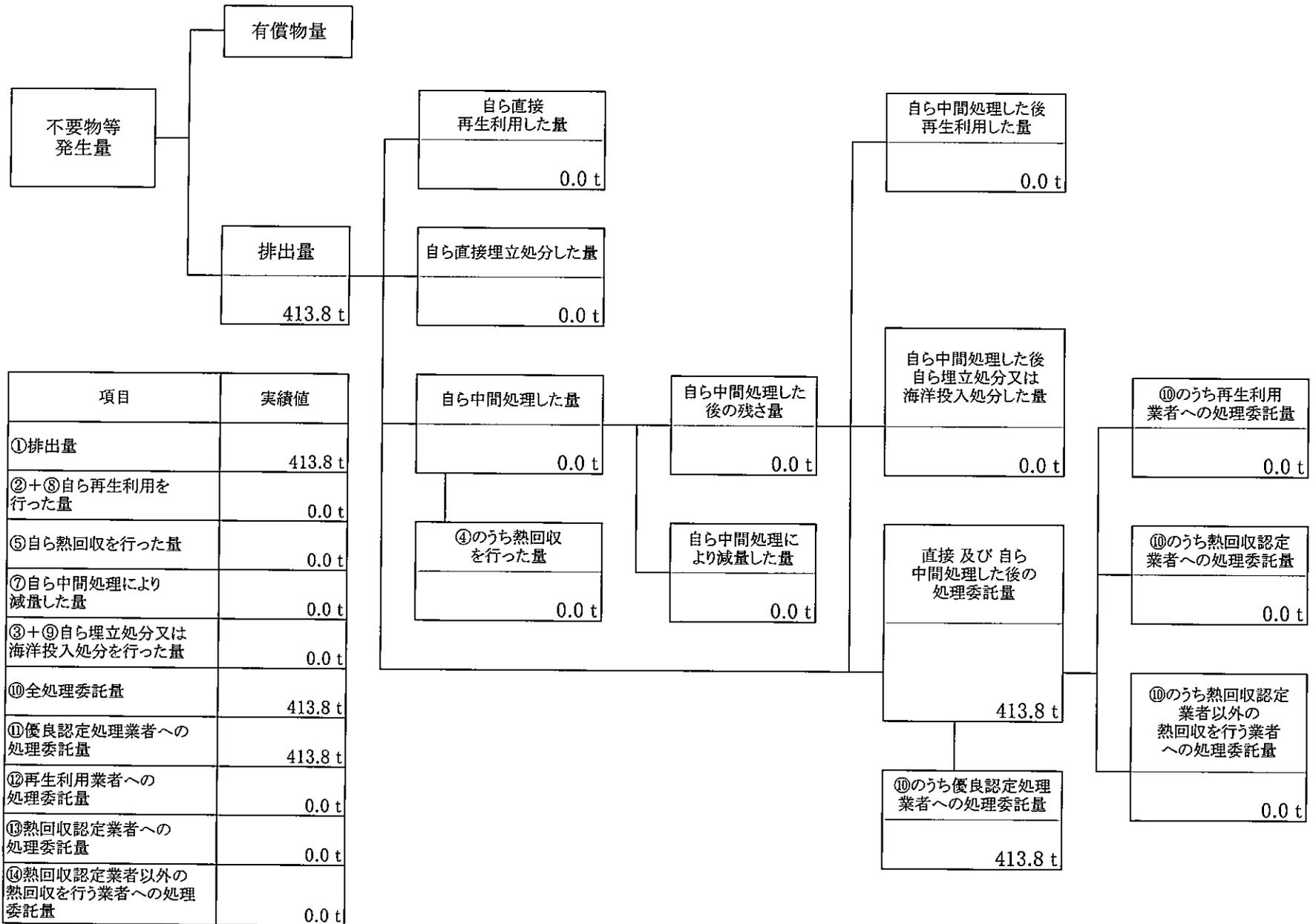
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸 )



項目	実績値
①排出量	413.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	413.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	413.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年 4月 25日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 野田生コン株式会社  
住 所 千葉県野田市大殿井仲坪277番地  
氏 名 代表取締役社長 相原 英樹  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 04-7124-4321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	野田生コン株式会社 第一工場
事業場の所在地	千葉県野田市大殿井仲坪277番地
計画期間	2025年 4月 1日 ~ 2026年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額：6.5億
③ 従業員数	10名

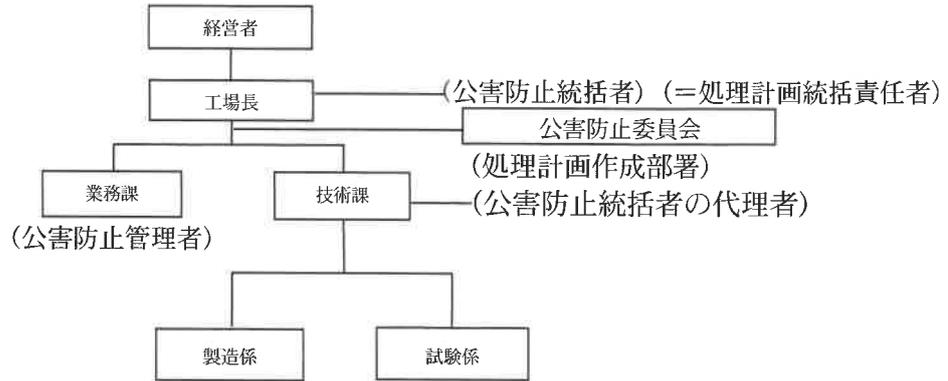
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; S1[セメント] --&gt; M1[練り混ぜ]; S2[骨材] --&gt; M1; S3[水] --&gt; M1; M1 --&gt; P1[生コン]; P1 --&gt; T1[運搬]; T1 --&gt; C1[購入者]; C1 --&gt; T2[運搬]; T2 --&gt; R1[汚泥(生コン)]; T2 --&gt; R2[コンクリートくず]; R1 --&gt; U1[再生路盤材]; R2 --&gt; U1; S4[プラスチック] --&gt; T3[運搬]; T3 --&gt; C2[混合(管理用等)]; C2 --&gt; T4[運搬]; T4 --&gt; U2[委託処理]; U2 --&gt; U3[委託処理];</pre>
------------------	---



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（生コンクリート）
	排出量	2989.15 t	653.81 t
	(これまでに実施した取組) 1. 戻りコン、残コンの発生を低減するため、納入現場との連絡を密にする。 2. 発生廃棄物は、処理委託業者により再生路盤材に再利用された。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（生コンクリート）
	排出量	2,800 t	600 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 戻りコン、残コンの発生を低減するため、納入現場との連絡を密にする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥：残、戻りコンクリート(処理委託業者) ・コンクリートくず：残、戻りコンクリート(工場処理) ミキサ、生コン車洗浄水
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・戻りコン、残コンの発生を低減するため、納入現場との連絡を密にする。

別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	混合(管理型含む)		
	排出量	2.6 t		
	(これまでに実施した取組) 1. 産業廃棄物の分別を徹底した。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	混合(管理型含む)		
	排出量	1.0 t		
	(今後実施する予定の取組) 1. 産業廃棄物の発生量を低減できるように、引き続き分別の徹底をする。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（生コンクリート）
	全処理委託量	2,989.15 t	653.81 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	2,989.15 t	653.81 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 1. 戻りコン、残コンの発生を低減するため、納入現場との連絡を密にする。 2. 発生廃棄物は、処理委託業者により再生路盤材に再利用された。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	混合(管理型含む)		
	全処理委託量	2.6 t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	—		
	再生利用業者への 処理委託量	2.6 t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	—		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—		
	(これまでに実施した取組) 1. 産業廃棄物の分別を徹底した。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥（生コンクリート）
	全処理委託量	2,800 t	600 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	2,800 t	600 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 1. 戻りコン、残コンの発生を低減するため、納入現場との連絡を密にする。		
※事務処理欄			

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	混合 (管理型含む)			
	全処理委託量	1.0 t			
	優良認定処理業者への 処理委託量	—			
	再生利用業者への 処理委託量	1.0 t			
	認定熱回収業者への処 理委託量	—			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—			
	(今後実施する予定の取組) 1. 産業廃棄物の発生量を低減できるように、引き続き分別の徹底をする。				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 4月 25日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 野田生コン株式会社  
住 所 千葉県野田市大殿井仲坪277番地  
氏 名 代表取締役社長 相原 英樹  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7124-4321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	野田生コン株式会社 第一工場
事業場の所在地	千葉県野田市大殿井仲坪277番地
事業の種類	製造業 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年 4月 1日 ~ 2025年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

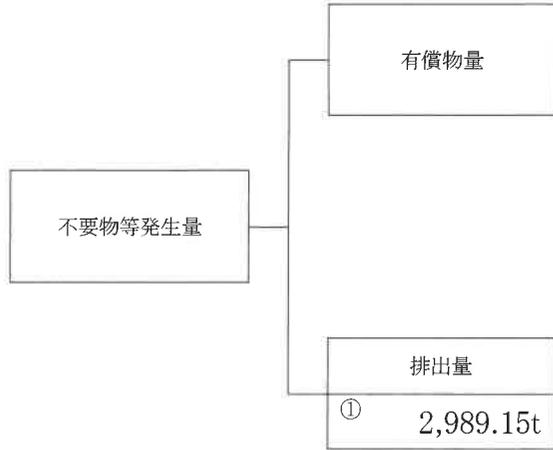
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,801.0 t	全処理委託量	3,801.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	優良認定処理業者への処理委託量	— t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	再生利用業者への処理委託量	3,801.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者への処理委託量	— t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t

※事務処理欄

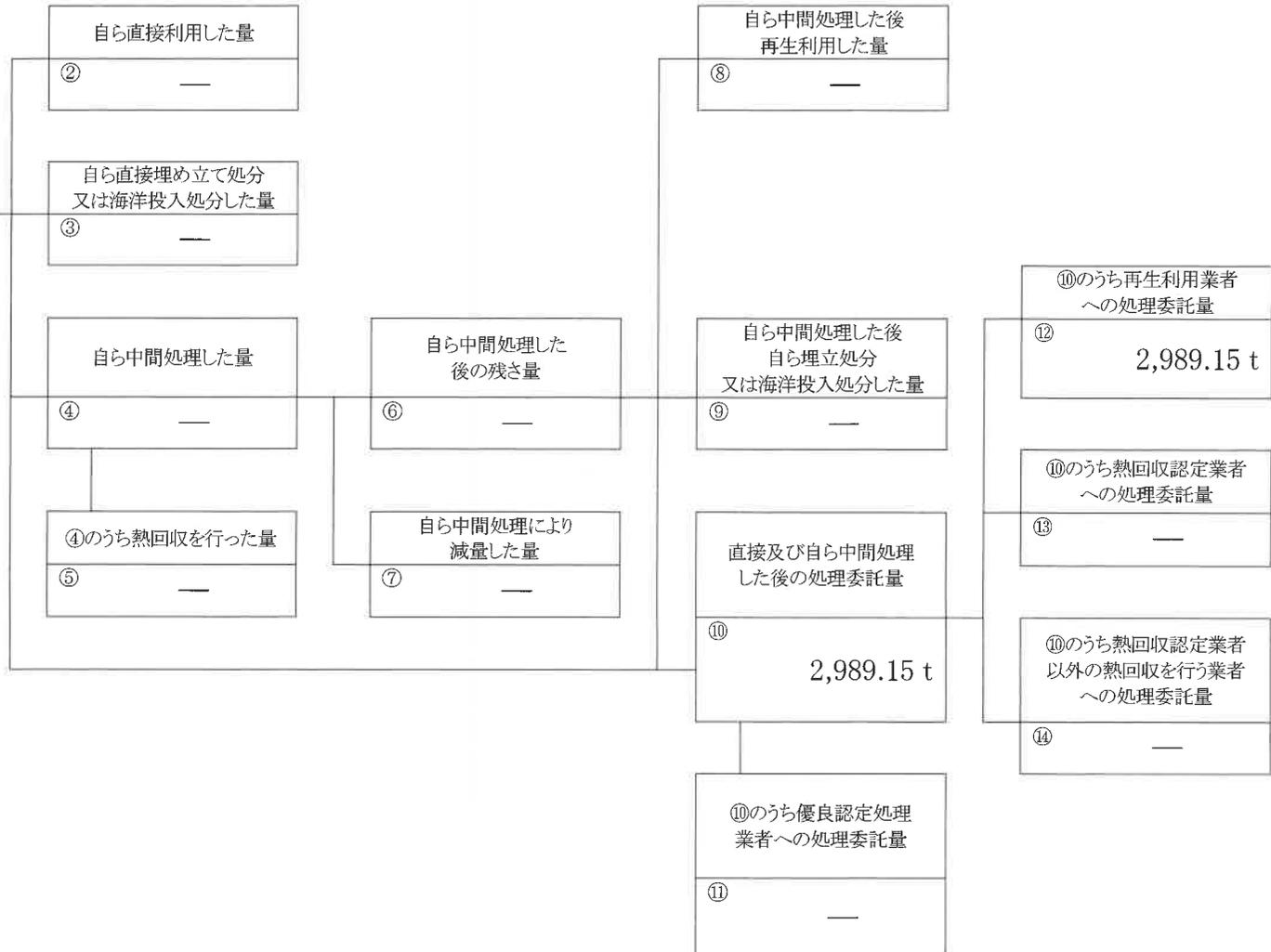


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:コンクリートくず )

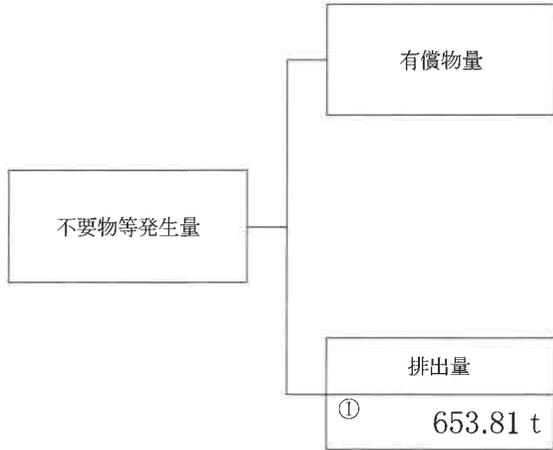


項目	実績値
① 排出量	2,989.15 t
② + ⑧ 自ら再生利用を行った量	—
⑤ 自ら熱回収を行った量	—
⑦ 自ら中間処理により減量した量	—
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩ 全処理委託量	2,989.15 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	—
⑫ 再生利用業者への処理委託量	2,989.15 t
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	—
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—

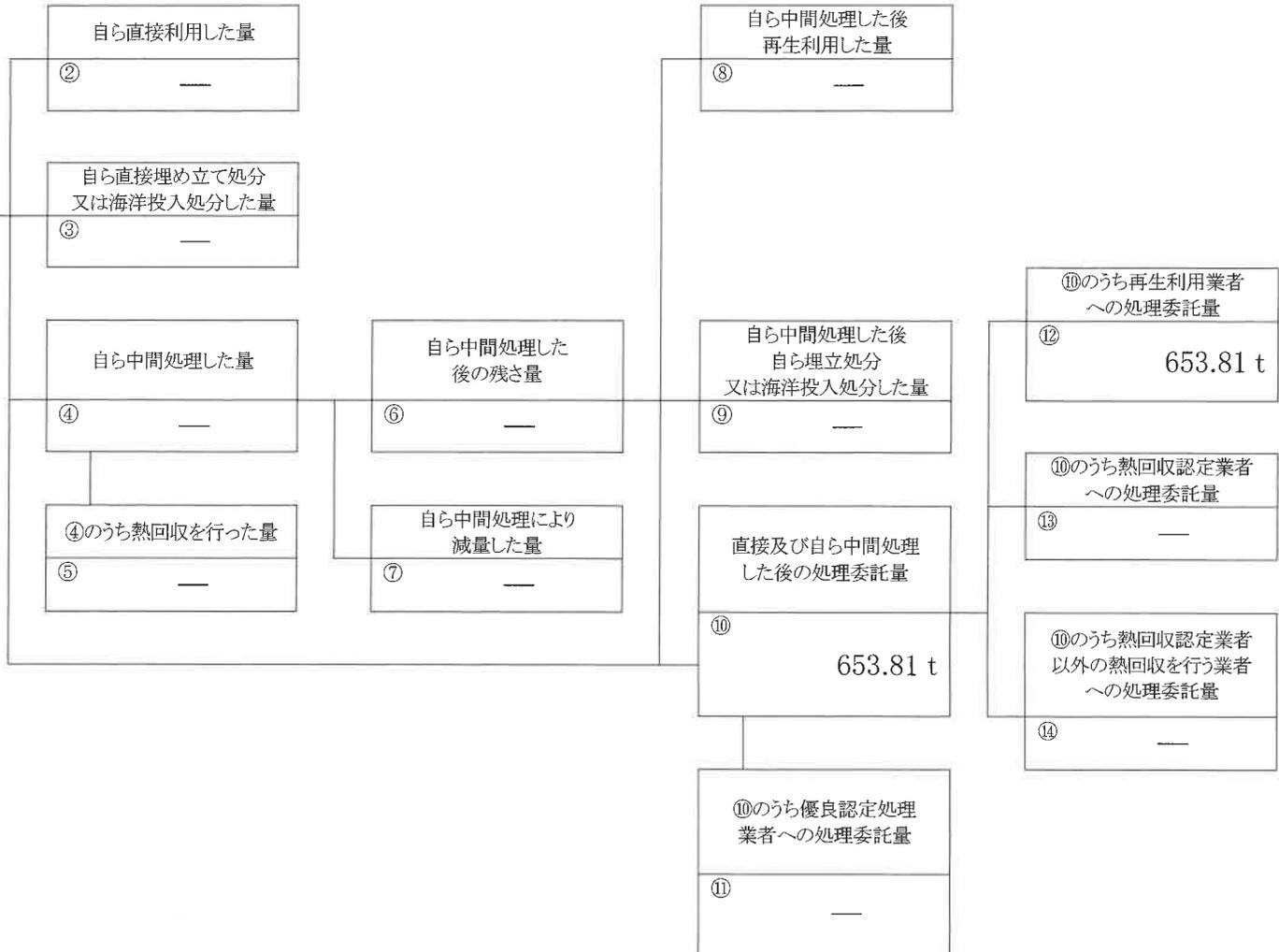


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:汚泥(生コンクリート) )

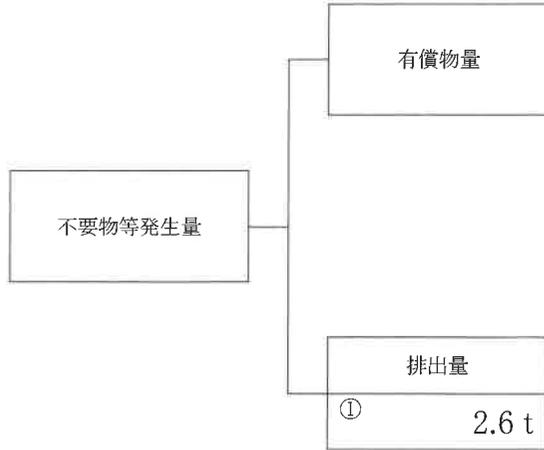


項目	実績値
① 排出量	653.81 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑦自ら中間処理により減量した量	—
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩全処理委託量	653.81t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	—
⑫再生利用業者への処理委託量	653.81t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	—
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—

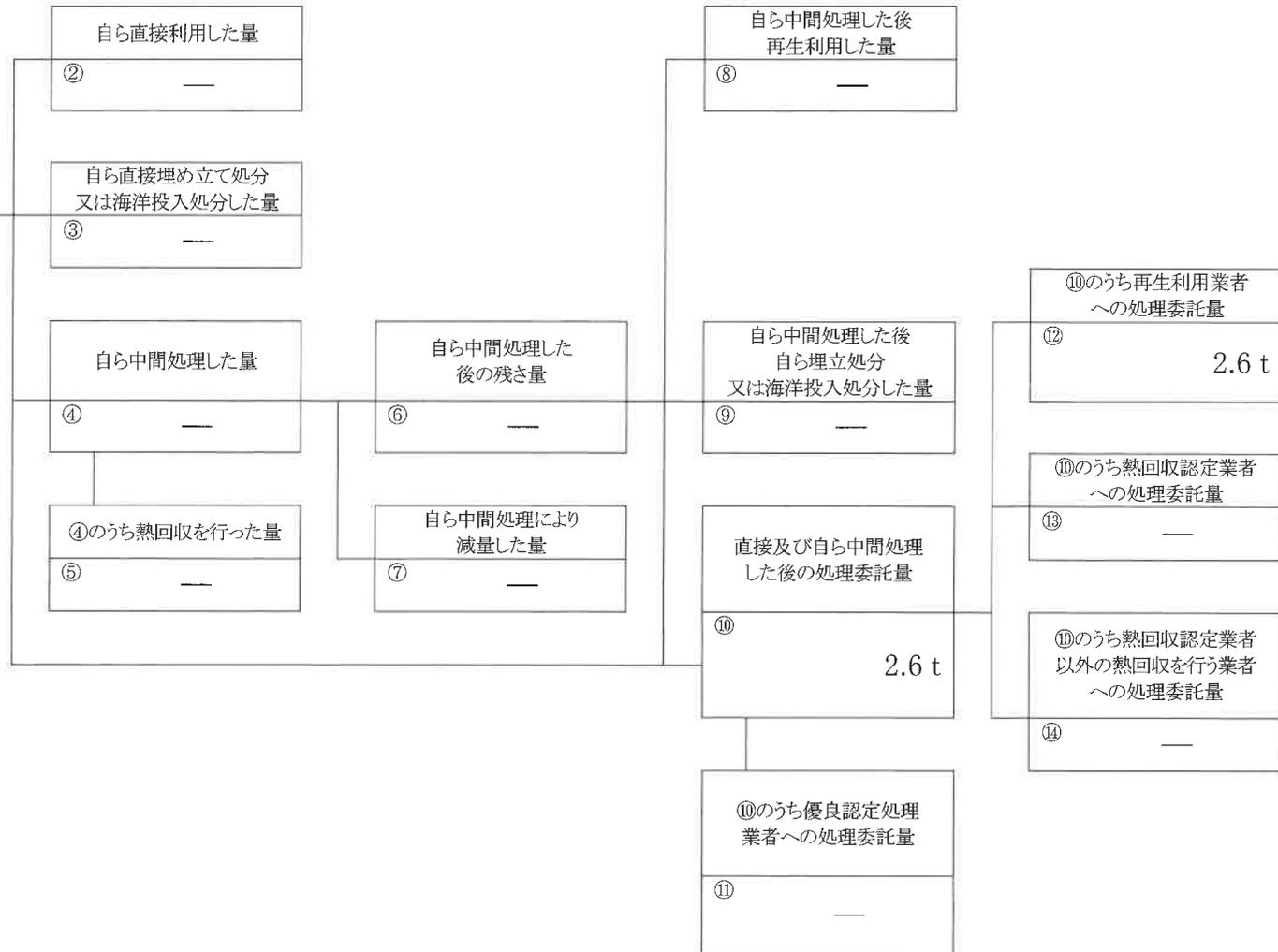


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:混合(管理型含む))



項目	実績値
① 排出量	2.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑦自ら中間処理により減量した量	—
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩全処理委託量	2.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	—
⑫再生利用業者への処理委託量	2.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	—
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。